

高原町告示第6号

令和3年第2回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月9日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和3年3月3日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

末永 充君

陣 圭介君

前原 淳一君

中村 昇君

反田 吉巳君

入佐 廣登君

温水 宜昭君

福澤 卓志君

松元 茂春君

温谷 文雄君

令和3年 第2回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和3年3月3日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和3年3月3日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

反 田 吉 已 議員

前 原 淳 一 議員

中 村 昇 議員

温 水 宜 昭 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

反 田 吉 已 議員

前 原 淳 一 議員

中 村 昇 議員

温 水 宜 昭 議員

出席議員(10名)

1 番 末永 充君

2 番 陣 圭介君

3 番 前原 淳一君

4 番 中村 昇君

5 番 反田 吉已君

6 番 入佐 廣登君

7 番 温水 宜昭君

8 番 福澤 卓志君

9 番 松元 茂春君

10 番 温谷 文雄君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中嶋 秀一君	書記（事務局次長）	芝田 和之君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	蒲生 隆美君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	上村 洋二君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮秀隆君	教育総務課長	末永 恵治君

◎ 開会・日程

午前１０時００分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから令和３年第２回高原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 諸般の報告

○議長（温谷文雄君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告は、その概要をお手元に配付してありますので、御参照のほどお願いします。

報告の中で、高原町議会会議規則第７４条の規定による委員派遣及び第１２７条の規定による議員派遣を行っております。これについては、全員協議会で報告のとおりです。

○

◎ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（温谷文雄君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２５条の規定により、２番、陣圭介議員及び３番、前原淳一議員を会議録署名議員に指名します。

○

◎ 日程第２ 会期の決定

○議長（温谷文雄君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１６日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１８日までの１６日間に決定しました。

○

◎ 日程第３ 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第３、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、５番、反田吉巳議員。

○５番（反田吉巳君）

〔登壇〕

おはようございます。私、通告書に沿って３点ほど質問をします。

まず、第１点ですけれども、再生エネルギーの推進について。

小水力発電をはじめとした町内の再生可能エネルギー事業の進捗状況についてお伺いします。

災害から人々の生命、財産・まち、自然の生態系を守るため、２０１５年に合意されたパリ協定では産業革命以前からの平均気温上昇の幅を２℃未満の１．５℃に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有されました。

そして、この目標達成のためには、２０５０年までに二酸化炭素ＣＯ₂の実質排出量をゼロにする必要があるとされています。日本各地で豊かな自然を背景とした様々な再生可能エネルギー施設の建設が進められているが、中でも天候に左右されず、より安定的に発電ができる小水力発電は、今後再生可能エネルギーの中でも最も大きな需要を占めることが予想されています。

本町においても自然エネルギー利用推進協議会を中心に取り組みが進められていますが、それに先駆けて狭野土地改良区では農業用水を利用した小水力発電所の設置が進められており、先

月の試運転では最大19.9kwの発電が確認されています。

次世代の子供たちのためにも再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消による持続可能な自立型地域社会を目指すことが求められており、そのために町内豊富な水資源を有効に活用していく必要があると考えますが、町の今後の取り組みや方針について伺います。

第2点目ですけれども、2点目について、防災について、町内の防火水槽をはじめとした消火設備、器具の点検について伺います。

今年1月18日、町内の食品加工所で火災が起り、消火のため防火水槽から水を供給しようとしたが漏水のため水が半分ほどしかたまっていなかったとのことであった。

このとき風向きにより近くの住宅への延焼は逃れたものの、十分な水が供給されなかったことで、さらなる被害拡大につながった可能性がありました。

防火水槽については、年に1回点検することになっているが、消防団員へ確認を行ったところ、去年から今年にかけてコロナの影響で実施できなかったとの返答がありました。

消防団関連の行事の中止に伴い、消火施設、物品等の点検も怠っている状況が予想されますが、防火水槽をはじめ消火に必要な物品の定期的な点検は、町民の安全を守るため不可欠であると考えます。各種点検の実施状況について伺います。

3点目ですけれども、移住・定住施策について、まず、1の狭野地区への町営住宅建設について伺います。

以前の一般質問で、狭野地区への町営住宅建設についての進捗状況について尋ねたところ、任期中に計画を組むとの返答がありましたが、その後、どう検討されたか、伺います。

任期が今年10月に迫る中、現在どこまで計画が進んでいるのか、状況を改めて伺います。

2の移住・定住政策について伺います。

日本各地の移住・定住施策の事例などを見ても、移住者のための住宅補償に取り組む自治体は多く、早急な対応が求められています。

町の今後の取り組みや方針について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、一般質問に対します答弁を行います。

まず、反田議員からただいま御質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

大きく3つの質問をお受けしました。

まず、再生可能エネルギーの推進についてお答えします。

ただいま御質問にもございましたけれども、高原町では、令和元年10月に地域の特性を生かした再生可能エネルギーの普及や受給率の向上、経済循環を高めることを目的に、「たかはる

自然エネルギー利用推進協議会」を設置しております。

協議会では産学官民が連携しまして、太陽光や小水力などの自然エネルギーについて研究を続けており、平成30年度から狭野地区におきまして、自然エネルギーによる自給自足の実現可能性に関する実証実験を実施しております。

実証の結果、水力や太陽光などを利用して自然エネルギーを仮に95%地産地消することにより、これまで町外に電気代などで流出をしておりました資本が町内に還元されるということで、地域社会の経済循環率が7.7倍に向上するということが実証されております。

このように自然エネルギーを利用することにより、環境に配慮するだけでなく地域の活性化を図ることも可能であると考えております。

反田議員から御提案のありました小水力についてでありますけれども、御案内のとおり、本町は霧島山系からの豊富な水資源に恵まれており、農業用水路やパイプラインなど施設整備も進んでいるため、小水力は自然エネルギーの中でも本町としては導入しやすいと考えております。今後は小水力をはじめ太陽光など自然エネルギーの自給を推進することにより、循環型社会の形成や、自然と調和する環境にやさしい自立型地域社会を目指すことが必要であると考えております。

そのため、今後、町内における様々な自然エネルギーの潜在能力や、将来の可能性について調査研究等を行い、高原町の特性を踏まえた自然エネルギー施策を構築していきたいと考えております。

次に、防火対策についてお答えします。

今年1月に発生しました火災につきましては、反田議員からただいま御指摘のとおり、火点直近の防火水槽におきまして、容量の半分程度の貯水状態でありました。

直後に点検を行った結果、この防火水槽から漏水していることを確認しましたことから、本議会中に御審議をいただきます新年度予算の中で漏水の修繕工事の予算を計上させていただいております。

また、消防水利の調査につきましては、毎年、消防団で5月に実施しておりましたが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったところでございました。

今後につきましては、各防火水槽の水位及び水位が下がりますと自動で注水できるボールタップの点検を消防団にお願いしながら行ってまいります。

次に、3点目の御質問でありましたけれども、移住・定住施策についてお答えします。

狭野地区の町営住宅建設についてということでございますけれども、ただいま御質問でありましたように、平成30年第5回定例会におきまして、反田議員より御質問を頂いているところでございます。

これまで移住・定住対策といたしまして、荒迫の分譲地の売却及び広原の定住促進住宅の整備を順次、進めてまいったところでございます。

狭野地区におきましては、定住住宅用地を造成し、分譲することを私も当初の公約として掲げておりまして、狭野住宅跡地も建物がもう撤去されておりますけれども、この狭野住宅跡地の処分も併せまして、狭野地区に定住住宅を、あるいは分譲地を計画していくという気持ちは、現在も変わっていないところでございます。

そのため、財源的な問題や他の定住対策事業の効果検証を行った後、地元の方々の御意見等を参考にしながら、適地を選定してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

○町長（高妻経信君）

御質問に対します答弁が1件不足しておりましたので、追加で答弁をさせていただきます。

移住・定住施策の中での具体的な施策でございますけれども、本町におきましては、移住・定住施策として、本町のPRを兼ねた移住相談会や高原町に滞在をして情報収集するための宿泊助成、移住者に対する移住支援金の交付事業などを行っております。

住まいに関する対策としましては、荒迫の分譲地や広原定住促進住宅の整備などを行ってきたところでございます。

また、空き家の利活用としてリフォームに対する補助や住宅を新築、または、購入された方に対する住宅等取得支援金の交付事業、こうしたものを行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（反田吉巳君）

まず、1点目の小水力発電をはじめとした町内の再生可能エネルギー事業についてなのですが、地球温暖化対策に加えての地域財政の活性化を目指して、ゼロカーボンシティを表明する市町村が増えています。

宮崎県では、串間市がゼロカーボンシティを表明しており、雄大な自然を背景とする風力発電、バイオマス発電、太陽光発電、小水力発電など、再生可能エネルギーの施設の整備が進められ

ていますが、同じく、豊かな自然を持つ本町においても、「たかはる自然エネルギー利用推進協議会」が、今、説明がありましたけれども立ち上がり、いろいろな調査が行われております。その結果、今、町長からの答弁がありましたように、年間13億円のエネルギーの代金が圏外に流出していると。自然エネルギーを有効利用により、エネルギーの地産地消を目指すことで流出する資本を食い止め、地域財政の健全化につながる可能性が示唆されています。ぜひ、検討する必要があると思います。豊かな自然に恵まれた本町でありますので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いします。

2月15日に総務経済常任委員会において、狭野地区土地改良区との意見交換会が行われ、町内初の小水力発電についての取り組みが議題に上がりました。

農業用水を活用した小水力発電で得られる利益によって、現在、組合員が負担している維持管理費の軽減を図り、また、そのことが将来にわたって地域営農を支えていくことにつながるのではないかなという意見も出ました。

〔「反田議員、マイクに近づいて」と議長の声あり〕

これに対し狭野地区以外でも小水力発電に活用できるポイントの選定を進めるなど、町としても取り組む必要があるとの意見が出ましたけれども、町としての考え方をお伺いします。

○町長（高妻経信君）

お答えします。

ただいまありました土地改良区、今回ほぼ実験も終わって、稼働に近づきつつあるということで私も聞いておるところでございまして、現在、町では、再生可能エネルギー事業に対します財政的支援といえますか、そういったことは行っておりませんが、今回、狭野土地改良区で小水力発電の導入をされておりますけれども、職員の配置をして技術的な支援といえますか、そういった方面での支援を行ってきたと考えております。

今後、このような小水力発電に取り組む事例が町内でも増えてくるというようなことも予想されます。町の施策として自然エネルギー利用による環境に優しい自立型地域社会を推進することは、先ほど申し上げましたように、重要であるというように認識しております。

自然エネルギーは小水力に限らず、太陽光・風力・地熱・バイオマスなど様々あるわけでございます。

今後、町内における様々な自然エネルギーの潜在能力や、将来の可能性について、調査研究等を行ってまいります。高原町の特性を踏まえた自然エネルギー施策を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○5番（反田吉己君）

平成30年9月1日付けで、狭野土地改良区より小水力発電設置の意義と、その事業達成に向

けての陳情書が提出されていますが、2月末、今現在でも町からの正式な返答がないということ、地元の土地改良区の方からお話を伺いました。

今、町長がおっしゃられましたように、事業体制に向けての事務的な支援をしているというお話ではございましたけれども、当然、国、県の事業に対しまして一応申請するのが、やっぱり町役場でありまして、窓口が。そして、また、県の認可が下りた時点で事務局を開設して支援をしていくというのはもう当然なことだろうと思います。これは、当然な仕事だと考えておりますけれども、やはりこういう陳情書が出た場合は、いろんな返答なり、明確な返答が必要かなと。

ただ、今こうして県に申請をしたり、一応、事務の開設をしたりというような話では、ちょっと困るかなと考えております。

済んだことですので、私も何回も言いたくはないのですが、また、この前の意見交換会で土地改良区の理事長さんが、今度の進捗状況を見て、第2、第3の計画をしたいというような話もございました。そのときは、ぜひこういう陳情書あたりが出たときは、やっぱり明快な答えというのですか、返答が必要ではないかなと考えておりますけれど、町長にお尋ねします。

○町長（高妻経信君）

お答えさせていただきます。

先ほど私のほうで答弁をさせていただきましたとおりでございますけれども、今後、こういった自然エネルギーを活用した、そういった取り組みが予想されるというようなことを先ほど答弁をいたしましたけれども、そういった町独自の支援につきまして、やはりそういった広域性あるいは、今後の町としての自然エネルギーの活用の取り組み、様々なそういったことも広く検討する場面は出てくると思います。

しかし、今回の狭野土地改良区のこの取り組みにつきましては、町としては先ほど陳情書に対する回答がないというようなことも申されましたけれども、職員のほうではそういった口頭での話だと思いますけれども、回答はしていたということもございます。

ただいまの御質問もございましたので、また、今後の取り組み等につきましては、連携をとらせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○5番（反田吉巳君）

2番目の防火対策についてお伺いします。

現在、町内において防火水槽、消火栓が幾つ設置されているのか、お伺いします。

○総務課長（内村秀次君）

反田議員の御質問にお答えします。

本町の防火水利としまして、消火栓を[※]168か所、防火水槽を[※]241か所設置しているところ

でございます。以上でございます。

※29ページに訂正発言

○5番（反田吉己君）

先日の火災において、防火水槽の漏水が発覚したということでありますけれども、そのほかの町内の防火水槽について確認されたのか、お伺いします。

○総務課長（内村秀次君）

反田議員の御質問にお答えします。

1月の火災に向けまして、2月の消防部長会におきまして、防火水槽の点検を消防団にお願いしたところでございます。

今回、点検につきましては、蓋を開けてボールタップの確認をするようにお願いしたところでございまして、既に複数の部から報告を受けているというところでございます。

以上でございます。

○5番（反田吉己君）

防火水槽や消火栓の点検については、今までは場所の確認だけにとどまっていたということで、水槽の水量や消火栓のバルブなどについては確認ができていなかったということでありました。また、防火水槽や消火栓の場所を示す看板が、非常に汚れたりとか、はがれたりとかいうふうな場所も見受けられております。ぜひ修復をお願いしたいと考えております。

去年から今年にかけて、コロナ対策で通常の業務が難しい場面も多いと思いますが、町民の安全な暮らしを守るためには、必要不可欠であると考えております。今後もコロナ感染防止に努めながら対策が必要となってくるとは思いますが、今後のいろんな消防の行事等をどういうふうと考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○総務課長（内村秀次君）

反田議員の御質問にお答えします。

今年度におきましては、コロナ禍の影響によりまして、一部の行事ができなかったところでございます。ただ、今年度実施した消防の行事については、全体の規律訓練、火災防御訓練、冬季移動消防学校については、実施したということで、そのコロナの感染状況によって実施できるものについては実施していくということで、コロナの感染状況の大小というか、大きさによって対応が変わってくるのかなと考えておりますけれども、できるだけ消防については、先ほど議員からありましたとおり、町民の生命・財産がかかっておりますので、できる限りはやりたいとは考えているところでございます。以上でございます。

○5番（反田吉己君）

そういう点検、消防のいろんな行事等については、大変重要なことだと思います。いざという

ときに備えが必要と思われしますので、ぜひよろしくお願いします。

続きまして、3点目の狭野地区への町営住宅について、今、町長の答弁でいろいろ財政上、厳しいという答弁ではございましたけれども、今年の狭野小学校の入学する生徒は3名ということとであります。

2025年までには、学校を統合するという計画があるのですけれども、地元には子供がいないということは大変危機感を感じています。何とか早期実現に向けて計画を組んでもらいたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

それと、去年の移住・定住施策についてなんですけれども、去年の商工会の方々との意見交換を行った中で、本町の強みを生かし、ほかの地域との差別化を図るような移住・定住促進策が必要ではないかという意見を聞きました。コロナ禍で一極集中型のような移住・定住促進策が必要ではないかとの意見を聞きました。

コロナで一極集中型の社会から、地方分散へシフトチェンジが求められている中で、今後、地方への移住者が増えることが予想されますが、この機会をチャンスに捉え、様々な取り組みが必要であると考えていますが、町長の考え方をお伺いします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの反田議員からございましたように、特に、コロナを契機にしまして、いわゆる地方分散、これは仕事、移住、全てそういったものが東京に一極集中から変わっていくのではないかということはおっしゃっております。現に、東京の人口が減っているというようなこともあるようでございます。

町といたしましては、令和3年度の予算に、そういったいわゆるアフターコロナ、こういったことを考慮しました事業も計画をいたしているところでございまして、その中で反田議員の御質問であります住宅政策、やはりこういったものも大事になってくるであろうと。やはり、移住を進めるには、やっぱり仕事、住むところ、あるいは教育、環境、こういったバランスのとれた地域づくりというようなことが、当然、必要になってまいりますので、やはりそういった意味でもこの住宅施策は、やはり力を入れていかなければならないだろうとは考えております。以上でございます。

○5番（反田吉巳君）

一昨年、総務経済常任委員会の行政調査で、奈良県の曽爾村というところに行ってきました。

その曽爾村の取り組みについて、借家だったのですけれども、長期滞在型の借家を建設されて、その住宅のそばに、小菜園といいますか、そういう農地のついた土地を提供されて、予約がいっぱいだということで、非常に人気があるというような話も聞きました。

このようなことから、普通の分譲住宅ではなくて、宅地と野菜、家庭菜園ができるような畑と一緒に提供できる魅力的な誘致ができないか、検討を行う必要があると思いますが、お伺いします。

○町長（高妻経信君）

お答えします。

ただいまの事例を上げての御質問でございまして、確かに地方分散という動きの中で多様なニーズがあるということは、もう間違いないだろうと。

特に、様々な情報によりますと、農業に興味を持っているという方が非常に多いというような傾向もあるようでございます。

ただいま反田議員から示していただいた例なども一つの有効な方法ではないかと考えますが、そういった地方分散、いわゆるそういった人の動き等も十分情報を収拾しながら、多方面から施策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（反田吉己君）

ぜひ、本町の特性を生かした魅力的な誘致を検討していただきたいと思います。

続きまして、空き家バンクに登録された空き家を購入したが、いざ移住を始めたところ、住宅の修復が難しかったり、思い描いていた生活を営めないなどの理由で、再度、住宅を売りに出し、定住につながらなかった事例があるとも聞きます。

町内への移住を希望する人を確実に定住につなげるためにも、空き家バンクの制度見直しや定住につながる支援の仕方を見直す対策が必要ではないかと思いますが、町長にお伺いします。

○町長（高妻経信君）

只今、ある事例を示されたと - - そういう案件が確かにあったようでございます。

いわゆる空き家バンクの情報につきましては、空き家などの所有者と利用希望者が、お互いに合意した上で契約を当然しているというような理解をしております。

そのため町は、契約については直接関与しないというのが原則でありますけれども、後々のトラブルを解消するために、現在、宮崎県宅地建物取引業協会に登録された仲介業者を必ず入れるように本年度より規定を設けたところでございます。

今後も空き家バンクにつきましては、安心して利用していただけるように対応を図りながら、引き続き推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（反田吉己君）

せっかく町内に移住してもらえんというような記載でありましたけれども、こういう事例があ

ると、今後いろいろ空き家バンクについても問題があるのではないかなと考えております。確実に定住につながる施策をよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、3番、前原淳一議員。

○3番（前原淳一君）

〔登壇〕

それでは、通告に沿って質問をします。

まず初めに、学校の在り方についてであります。

統合及び跡地利用の考え方と、町長の方針、あるいは小中一貫教育についてですが、学校のあり方検討委員会からの答申を踏まえ、今後の統合の進め方について、どのように考えておられるのか、また、統合後の跡地利用の考え方は、売却をして固定資産税のアップを目指すのか、あるいは地域の活性化のために利用する方法をとるのか、さらには、小中一貫教育についての議論はされなかったのか。今後の学校の在り方についての考え方を伺います。

次に、事務事業の見直しについて伺います。

1つ目に、新年度予算を決定するに当たり、各課において事業仕分け等の検証がされていると思いますが、どのような経緯を経て結論に至ったのか。また、執行上の工夫による経費縮減など徹底した検証をすることで見直しをする必要の事業のあるなしが見えてくるとしていますが、見解を伺います。

2つ目に、昨年12月23日の宮崎日日新聞にて、2019年度の経常収支比率が県内で一番高かったのが高原町との報道がされました。高かった要因について、どのような分析をされておられるのか、伺います。また、2020年度の見込みはどうか、伺います。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

前原議員からは、大きく2つの御質問をお受けしました。

このうち教育委員会における統合の考え方及び小中一貫教育につきましては、教育長をもって答弁いたさせます。

まず、私のほうから答弁をさせていただきますが、小中学校の統廃合につきましての私の考え方でございます。

平成21年2月に出されました高原町立小中学校規模適正化検討委員会の答申を受けまして、当時の教育委員会は、小学校を1校、中学校を1校として統廃合を行うことが適切であるとの判断をしておりました。

私としましては、当時の答申内容を尊重すべきであると考えております。しかしながら、平成21年の当時の答申当時と比べまして、さらに高原町では少子化が進んでいること、また、教育ニーズの多様化など学校環境も大きく変化していることなどから、将来にわたり、子供たちにとって魅力的でよりよい環境づくりを行うため、改めて小中一貫校など新しい教育の在り方について、統廃合を前提に検討を行うよう教育委員会に依頼を行ったところでございました。それを受けまして、学校のあり方検討委員会の中で、新しい教育の在り方についての検討がなされ、その答申が12月21日になされたと聞いております。

私といたしましては、その答申を受け、今後示されるであろう教育委員会の方針を受けまして、具体的に統合を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、統廃合後の学校跡地の活用というようなことでございます。現時点では、具体的に決まっているものではございません。

しかしながら、学校がなくなるということにつきましては、それぞれの地域にとっては非常に大きな変化であり、その変化の影響を何よりも地域の方々が一番心配しておられるということでございます。

跡地の問題は、地域の方々にとっては非常に重要な問題でありますので、まずは地域の方たちとよく相談をしながら、また、前原議員から頂いた様々な全国的にも活用方法もあるようでございますので、そのようなものを参考にしながら、しっかりとした検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、事務事業の見直しについての御質問にお答えします。

まず、行政内部での事業仕分け等の検証についてでございますが、私、本町の予算編成方針の中で、令和3年度の方針でございますけれども、事務事業の見直しや事業の再点検による結果に基づき、予算要求に反映させるよう通知しております。

また、力点を置く項目について提示を行い、あわせて歳出全体の削減、合理化を徹底するため、全ての事務事業についてゼロベースからの見直しを図るようにあわせて通知しております。

この方針を踏まえ、各課においては事業の緊急性、必要性、財源、見直しなどを踏まえ、予算要求が行われたところでございます。

その後、各課から予算要求のあった事業や予算内容を総務課でヒアリングを行い、予算要求の

あった事業について精査を行います。

総務課のヒアリングの後、私が各課の聞き取りを行い、各事業の必要性や事業効果、経費縮減などの査定を行い、見直しが必要な事業と判断した場合には、再度見直しの指示を行いまして当初予算が編成され、本議会に提案することとしているところでございます。

以上でございます。

次に、２０１９年度の経常収支比率についての御質問にお答えします。

本町の２０１９年度、平成３１年度でございますけれども、経常収支比率は９８．２％となっており、前年の２０１８年度、平成３０年度と比較しますと２．４％の上昇となったところでございます。

この上昇した要因についてでございますけれども、国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金、こういったものによる影響によるところが多いものでございます。

また、昨年度２０２０年度の見込みにつきましては、まだ２０２０年度の会計が進行中でございますので、見込みとしましては、地方交付税のうち、地域社会再生事業費の創設によりまして、交付税が約１億円増加したことによりまして、経常収支比率は２０２０年度につきましては、前年度から約３％下がるものと推測をしているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、前原議員の学校のあり方についての統合の考え方及び小中一貫教育についての２点についての御質問にお答えをします。

まず、統合の考え方についてでございますが、令和２年７月から１２月に、５回にかけて１１名の外部委員で構成する「高原町学校のあり方検討委員会」を開催し、令和２年１２月２１日に同検討委員会より答申書が提出されたところであります。

答申書の内容につきましては、児童生徒数の減少が見込まれる中、子供たちにとって望ましい教育環境を整備できるよう、高原町立小中学校統合方法、統合の実施時期、通学に係る支援、給食調理場の整備、統合後の地域活性化並びに保護者や地域住民の理解について論じられております。

教育委員会としましては、外部委員１１名が御自分の貴重な時間を割いて本町の子供たちにとってよりよい教育環境の整備と学校教育の充実のため熱心に御協議いただいた答申書であり、尊重すべき意見であると認識しているところでございます。

今後につきましては、この答申に沿って小中学校の在り方について学校教育環境の整備を図っていかねばならないと考えております。

統合の進め方につきましては、「学校のあり方検討委員会」の答申書を受けて、高原町学校規

模適正化基本方針案を今月10日に開催します教育委員会定例会に諮り、審議、決定した後にパブリックコメントを募り、この意見を考慮した高原町学校規模適正化基本方針を教育委員会定例会で審議、決定し、町長へ具申する予定となっております。

町長へ具申した後、町長部局と協議を行い、関係各課と連携しまして、保護者、地域住民への理解を図るため説明会を実施することとなります。

ゆえに、学校統合へのハードルはまだ幾つもあると考えております。子供たちにとってよりよい教育環境を整備するため、不退転の覚悟をもって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育についての御質問にお答えします。

小中一貫教育が求められる背景としまして、小学校と中学校が共に義務教育を形成する学校として学習指導、そして生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握しまして、そして、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運の高まりがあるというふうに聞いております。

本町では、平成23年の8月より、高原ならではの連携型の一貫教育を開始しており、一定の成果を上げているものと思っております。

高原町学校のあり方検討委員会では、本町での一貫教育のさらなる充実を図るため、導入検討を進めることとして協議を行いました。

検討委員会におきましては、その検討委員のメンバーである宮崎大学教育学部の先生から小中一貫教育制度の類型や県内の動き、そして、メリット・デメリットを紹介いただき見識を深めたところでございます。

検討の内容を御紹介しますと、現在の高原小学校地に小学校舎を新設する施設分離型、現在の高原中学校地に隣接する地に小学校舎を新設する施設隣接型、そして現在の高原中学校地に小学校舎を併設する施設一体型の3類型について検討を行ったものであります。

それぞれメリット・デメリットがあるところでございますが、検討委員会としましては、町の財政状況を考慮すれば、一つの類型には絞ることができず、小中一貫教育のメリットを生かすように検討を行うこととする答申となったものであります。

教育委員会としましても、現時点では一つの類型に絞ることはできかねますが、教育委員会の方針を町長へ具申した後に、町当局と協議を重ね、結論を出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○3番（前原淳一君）

各小学校を高原小学校に統合するという考え方、これについては、将来的な一貫教育を念頭に置いた上で、当面、小中連携の高度化を図るものとするということによろしいのでしょうか。

○教育長（西田次良君）

前原議員の御質問にお答えします。

高原小内に新しい小学校を造るということです。だから、場所は離れているわけですが、離れた状態でも小中一貫教育としては進められるとは考えておりますが、今の地に小学校を1つ、新しい学校を造るという考え方でございます。

○3番（前原淳一君）

今、私が聞いたのは、今、言われた高小に統合をして、小中連携を高度化していくという考え方を基に、将来は小中一貫教育に結びつけていくのか、施設分離型の体系で一貫教育をやるのか。そういった考えなのかということなのです。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

現在行っておりますのは、6校が連携をしていくという意味での一貫教育ということでございますが、高原小学校に造った場合に、確かに分離型ということになりますが、ただし、分離していても、小中一貫教育としての考え方は進めることはできると思いますが、連携教育を深めて、離れていても小中一貫としての考え方は進められると認識しております。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

私の考え方について申し上げますと、小中一貫教育の導入の機運というのは、もう全国的に高まっているというのは明らかなのですよね。

前回も一貫教育について質問をしましたが、そのときにも中一ギャップの減少のこともお話をしました。教育長からも同じ答弁があったわけですが、その減少の多くが4年生から6年生にかけて、もう既に生じているというような分析もされております。

6・3制が導入されたときからすると、身長、体重の伸びは、もう2年程度早まっていると言われております。それに伴って、おおむね4、5年生頃には発達上の段差が生じているのではないかと指摘もされております。

一貫教育であれば、多様な教職員が指導に当たるということで、興味、関心あるいは個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化といった、従来であれば、中学校段階の特質とされてきたものが一定程度小学校段階に導入をされて、また、小中教員の乗り入れ、指導の成果ということへの期待もあると思います。

そういったことを踏まえて、私は施設一体型が望ましいというふうに前も申し上げたわけですが、そこで教育長に伺いますけれども、私が以前質問をしたときに、施設一体型が望ましいと教育長も答弁をされた、そう記憶をしております。そのときと考え方について、変わっていないのか、伺います。

○教育長（西田次良君）

御質問にお答えします。

現在の連携型の教育を進めて、さらに進化させるためには、小中一貫教育が望ましいと考えております。

先ほど申し上げましたが、その類型につきまして、どこの地に建設をするかというのは、まだ、検討ができておりません。ただし、先ほど御指摘がありましたように、小中一貫教育を進めるためには、施設が一体であること、もしくは隣接型がその教育には、生徒として非常に適している、望ましいという考えは変わっておりません。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

一体型とか隣接型では、校舎建設あるいは改築ということがあって、お金もかかるということで高小に統合というようなことになったのですかね。

○教育総務課長（末永恵治君）

統合の形態ですけれども、答申では広原小学校、狭野小学校、後川内小学校を高原小学校に統合するとなっておりますが、どこの地に統合するとは決まっております。

ですから、教育長が申されました施設一体型、それから、施設連携型、そして、施設分離型、この3つについて検討委員会で協議、検討してきましたけれども、校舎建設等々の経費もあることから、検討委員会では、どこに造るということの決定にまでは至っていないところで、今後、教育委員会で審議、決定し、そしてパブリックコメントを募って、町当局と協議して、最終的には結論を出していきたいというふうに先ほど教育長が答弁したと思っております。

以上であります。

○3番（前原淳一君）

ということであれば、高小に統合だけではなくて、私が言った一体型とか隣接型とか、そういう可能性もあるということでしょうか。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

そのように考えております。おっしゃるとおりです。

○3番（前原淳一君）

今、予定していたということとすると、答弁がちょっと私の考えと違っておりましたので少し違ってきますけれども、一番私が聞きたいこと、これは町長が子供たちの教育に対して、私はこうしたいのだという思いがあってはじめて、私はこういう体系で子供たちの教育をやりたい。そして、いついつまでにそういうことを実現させていきたい。だから、それにその実

現をさせるためには、どういったことをしていけばいいか、それを、意見を聞かせてくれ。私は、それが筋だと思うのですよ。教育委員会に諮問して、検討委員会に諮問して意見を聞いてから決める。そういうやり方だったら、極端な言い方をしますと、町長がいなくてもいいということになりませんか。

○町長（高妻経信君）

お答えします。

まずあり方検討委員会に私のほうからの教育委員会に、文字どおり学校の高原の小中学校の在り方について検討していただきたいということを依頼したわけでございます。

それはまず、根底にありますのは、やはり平成21年に「規模適正化検討委員会」で統合という結論がはっきり出ていたものが、10年たってそれが実現されていないというようなことがありましたけれども、私としてはやはり今の子供を取り巻く環境、これは、この10年過ぎて大きく変わってきていると思っております。

特に、これまで予算もお願いしておりましたけれども、ICT教育等もどんどん進んできておりますし、あるいは子供の置かれている家庭環境も変わってきておりまして、私やっぱりこの教育については、子供たちが、高原町の子供たち、今の小学校4校、中学校2校ありますけれども、著しい少子化なんかに影響を受けているというのもありますけれども、今後の新しい時代に、子供たちが適応していくために、たくましい子供たちに育ってほしいという気持ち、一切磋琢磨という言葉もございますけれども、やはりこの今子供たちが、それぞれの学校で置かれている環境が、果たして十分な環境になっているのかというと、私やっぱりそうではないのではないかと。

やはり、この教育環境を一律にすることで、子供たちがー、高原町内の子供たちが一律の教育を受けて、そして、巣立って行ってほしいという気持ちであります。

具体的な進め方につきましては、私としましては、やはり当然この学校教育に関わる問題でありますので、最終的には教育委員会の意見を、今後の教育委員会で方針を決定すると、今教育長の答弁もございましたけれども、そういったものをお聞きして、最終的には、私のほうでまた決定をしていくということにはなろうかと思っておりますけれども、現時点では、答弁の中で教育長の答弁にありましたように、非常に多くのハードルがあるということも間違いないと思っております。

しかし、私としましては、やはり長い期間も当然かかってくるだろうと思っておりますので、やはりこのことにつきましては、どうしても子供たちのこと、それで、地域のこともございますけれども、やはり子供たちのことを最優先に考えれば、実現を必ずしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

私の偏見かもしれませんが、今までのことを聞いて判断したところでは、高小に統合するのかなと思っていたのですけれども、どうもそれがまだ決定していないというようなことであれば、まだ、未定ということですね。統合はするけれども、どこに校舎を造ってどうするのか、それも一切未定。

私が、いっつも何回も申し上げたと思うのですけれども、やっぱり自分の信念の下で自分なりのビジョンを持って、物事を進めていく。そういったことが今非常に大事だと思いますよ、首長としての姿だというふうに思います。

また、教育長にも一言言わせていただきますと、施設一体型あるいは隣接型が望ましいと言っておられるわけですね。そういったことを町長に提言をされたことはありますか。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

具体的な姿ではありませんが、そのような考え方は町長にも申し上げております。

以上でございます。

○町長（高妻経信君）

今の前原議員のただいまの質問で、高原小学校に統合をするという表現なのですけれども、これは、平成21年の当時の委員会の中では、そういうふうにしたしか表記してあったのではないかなと記憶しておりますけれども、私としてはそういう理解ではなくて、新しい小学校を造るのだと。ですので、結果的には、その統合という形になろうかと思いますけれども、新しい学校を造るというような私としては基本的な考え方を持っておりますので、ですから、その考えが違うのではなくて、一緒は一緒なのですけれども、新しい学校という意味で私は捉えております。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

そういったことであれば、施設一体型でいいじゃないですか。中学生もどんどん年々減少していく。空き教室は当然出てくるわけですから、その空き教室をどういったふうにご利用していくのか。そういった工夫をしながら、足りないところを増築なり改築なりしていく。そういったやり方でいけば、そんなに悩む必要もないと思いますよ。

また、何かというと、財源がどうこうとか、お金がないということをまずおっしゃいますけれども、私は根本的に子供の教育に対してお金が云々ということは言うてはならないと、私はそう思います。どうですか。

○町長（高妻経信君）

先ほど教育長の答弁で、統合の形といいますか、3つあるというようなことでございました。当然、新しい教育、例を挙げれば、小中一貫校を進めていくということであれば、当然、その施設として望ましいのはもちろん一体型であろうというふうには考えてはおります。ただ、この現在の高原小学校の用地の活用、様々な検討が当然必要だろうとは思っていますけれども、私の基本的な考えは、やはり、一体型が私としては、望ましいと考えております。以上でございます。

○3番（前原淳一君）

最後にしますけれども、やはり何遍も言うように、自分はこうしたいということをやっぱり全面に打ち出して、それで検討を重ねていく。そういったやり方をしてくださいよ。でないと、保護者も迷いますし、子供たちも不幸ですよ。そういったことを強く要望しておきます。それと、跡地利用についてなんですけれども、先のことで分からないところが多々あるかと思えますけれども、前回もまちづくりについてのところで申し上げたのですけれども、広原あるいは狭野でも今の技術、プレハブの技術というものを利用すれば、立派な住宅ができるのですよね。それを安価で安く貸し出しをする。そして、人を呼び込む。今、小林、都城だけでなく、もう宮崎までもが通勤圏なのですから、そのアピールの仕方一つで十分需要はあるというふうに思います。私の意見ですけれども申し上げておきたい。次に、見直しについてですけれども、いろいろ各議員からも費用対効果というような意見も出ております。例えば、建設事業ですけれども、これまでは定住あるいは建設業育成、あるいは観光といった観点から私は賛成をしてきました。それが本当に町の活性化について妥当なのか。将来的に財政負担の増大が見込まれるものはないのか。各課での検証は、そういったことまで十分に検証されてきたのか、伺います。

○町長（高妻経信君）

私の最初の答弁でお答えをさせていただきましたけれども、予算に計上する事業は多分野にかかっておりますし、今、前原議員の質問、建設業ということでの御質問と捉えてよろしいのですか。

〔発言する前原議員の声あり〕

〔聴取不能〕

○町長（高妻経信君）

そうですね。ただいま私が申し上げましたように、各分野、それぞれのもちろんあるわけですが、この予算編成に当たりましては、当然、これまでの継続事業、新規事業、それぞれでございますけれども、やはりこの町としての事業について、この事業効果なり、あるいは継続

するかの判断、あるいは主に新規事業などで、今後、力を注いでいかなければならないもの、それぞれ、その事業の役割、住民生活への影響、様々な事業のやる役割というのはございますので、それぞれの事業について一つ一つ検討するというところでございますので、一概には申せませんが、基本的にはそういった考え方でございます。

前原議員のほうから、個別にこういった事業というふうに御質問があれば、お答えできますので、よろしくお願いします。

○3番（前原淳一君）

これも前に申し上げたのですけれども、例えば、御池の進入路の工事なのですけれども、これについても私は、行く行く観光、そういったこと、活性化について有効であるというようなことから賛成をしました。当然、これだけではいけないということも申し上げたと思います。

やっぱりより多くの人に、いかに多くの人に来てもらって、いかに多くのお金を落してもらう、そういったことで地元の方々が潤い、そして、納税をしていただく、そういった取り組みをしていかなければいけないわけで、道路を造ったから終わりではなくて、食事をする所、あるいは、娯楽施設、そういったところも含めて検討していく、考えていく。地元の業者と一つになって開発していく、そういった取り組みが必要なのかなと思います。

そういったところまで考えていかないと、さっき言った費用対効果を問われても仕方がないと思います。

それと、工業用水道なのですけれども、大体年に200万円ですよ、工業団地の。それは、今後の企業が誘致されたときに、果たして必要なのか。その水を利用する企業が果たして来るのか。その見込みというものは、どのように考えておられますか。

○町長（高妻経信君）

ただいま2点の御質問があったというふうに捉えておりますので、また補足があれば担当課長に答弁をいたさせます。

まず、一つの例ということだと思いますけれども、御池のただいま工事をしております進入路でございますけれども、これにつきましては、今回の議会で補正予算もお願いしておりますけれども、国の前倒し予算がついたということで、当初の計画よりも早く完成をするというような見込みを持っております。

現在、トイレの改修等もほぼ終わっておりますので、現時点の計画としては、令和3年度にもう終わると見込みが立ったところでございます。

そのようなことで、事業効果ということもおっしゃいましたけれども、現在、民間の方が皇子港のほうで新たな飲食店を行うということで、既にこれまでありました飲食店につきましては、もう全て撤去が終わっておりまして、そういった方面の準備も進んでおります。

また、貸しボートもされております。また、御池のアクティビティーといいますか、カヤックとかサップとか、そういった、特に若い人向けの一つのレクリエーションの場というような活用も民間の手で今進んでいるというふうなことで、私としましては、今そういった道路等の環境を町が行う中で、民間の方がよりそこで活躍をしていただける場ということで非常に期待をしているところでございます。

それと、工業用水道会計ですけれども、確かにおっしゃるとおり、この工業用水は、今後も供用を開始することは恐らくないだろうと思います。ほぼ、今、分譲が進んでおりまして、そういった工業用水を利用するような、分譲地は、もうほぼなくなりつつあるというような状況もございますので、この会計につきましては、私も担当課と今後廃止ができるかどうかということも考えております。

ただ、まだ貯水槽の起債等もございますので、会計そのものをまだ廃止できる状態ではございませんけれども、ただいま御質問にありましたけれども、確かにこの工業用水はもう供用をすることはないだろうというふうに捉えております。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

先ほどの小中一貫教育について1つだけ質問が漏れておりましたので、よろしいでしょうかね。

○議長（温谷文雄君）

通告内容。

○3番（前原淳一君）

はい、ですよ。

○議長（温谷文雄君）

許可します。

○3番（前原淳一君）

学校の在り方の中で、教育総務課のほうで予算決算、提案されるわけですが、2019年度の決算の中で指導主事の配置事業というのがありますが、19年度に小中一貫教育を推進する指導主事を配置したというふうにありますし、20年度の予算についても小中一貫教育を推進する指導主事を配置するというふうにしていたわけですが、これが21年度の予算になりますとうたっていないというのは、何か考えがあるのですかね。

○教育長（西田次良君）

前原議員の御質問にお答えします。

指導主事は、教育委員会の事務局に置かれる専門職員でございます。学校におきます教育課程、それと学習指導、ほか全般、その学校の専門的な事項については、全て事務をいたすのが指導

主事でございます。その一貫教育というのは、恐らく今、行っている一貫教育の意味であると思われるところでございます。

したがって、今後もそういう、先ほど申し上げましたが、全ての教育に関する事務を行ってまいりますので、引き続きそのようなことに関しては事務を行っていくというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

そうであれば、当然、来年度予算でもうたってしかりというふうに思いますよ。分かりましたけれども、次に、見直しについてですけれども、これも以前私が一般質問で取り上げさせていただいたバス停の待機場の件ですけれども、今、役場の前にすごい立派なのができっていますよね。あんな立派なのが必要なのか。私が単純に考えると、半分の、もう少し簡素化した半分の値段で、もう1か所造ったらどうなのか。単純に私はそう思ったのですけれども、いかがですか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えします。

今、役場の前のほう、バス停、停留所の待機所、待合場を造っておりますが、利用者が高齢者の方が多いと。基本的に、雨風を防ぐもの、また、安全面を考慮した結果、あのような構造になったものと認識しております。

以上です。

○3番（前原淳一君）

事務方が建設に関する知識はないので仕方がないのかなとは思いますが、造りようによっては、ちゃんと雨風をしのげて、それなりの強度もあるものを造れるのですよね。そういったこともしっかりと今後は検討していただきたいと思います。

※次に、今度の議案に提案をされるわけですが、その中で議案の24号、ポスター作成費1枚の単価が4,358円、これは妥当なのですかね。選挙カーにしても、ハイヤー方式とか、二者択一みたいになっておりますけれども。

※発言取消 [※] 105字削除 (削除部分は、本会議の許可を得て取り消した発言である。)

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午前 11 時 34 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

ただいま前原議員の一般質問を行っておりますが、町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（高妻経信君）

前原議員からの事業仕分け等の検証についての御質問の中で、私のほうから事業名等を具体的に出していただければお答えすると、このような趣旨の答弁をいたしましたことから、一般質問における通告性を超える質問と答弁となり、議事の進行に御迷惑をおかけしました。この点につきましておわびを申し上げます。

○3 番（前原淳一君）

先ほどの私の質問の中でこれから提案される議案第 24 号について言及をしましたけれども、当然、提案されてからの質疑ということになりますので撤回をさせていただきます。

私、本来とすれば原課と食い違った提案ではないかというような思いがあったものですから、その検証をした上での提案をしているのかということも聞きたかったわけですが、それについては今後提案されてから、また質疑をしたいと思いますので、今回は撤回をさせていただきます。

次に、人件費等についてですが、町民の中からは町職員の数が多過ぎるのではないかなというような指摘も聞かれます。私の思うところ、昔と違って今は事務内容等もいろいろ多岐にわたって多様化しているということでやむを得ないのかなと思っておりますけれども、その点についての考え方、認識はどうか、伺います。

○町長（高妻経信君）

職員数についての御質問でございました。

確かに町民の方からそういったお声も私もお聞きをしたこともあります。しかし、これまで高原町役場におきまして行革等も含め職員につきましましては、実際は正職員の数は減ってはきております。現在も定数条例の枠内での配置ということにしております。しかし、やはり様々な行政需要が実際は増えてきていると、私はそう感じております。ですので、そういったまたその

年によりましてそういった体制的にも力を傾けなければならない、そういった事業もござい
ます。会計年度任用職員でそこをカバーする場合もございまして、あるいは来年度予算でもお願
いすることになりますけれども、やはり将来的にも力を入れていく分につきましては現在の職
員の中で配置をしていくと、――したがって、現在の職員が多いか少ないかという点につ
いては、私はこの定数条例の範囲内で現在の配置で職員も頑張ってもらっていると理解をして
おります。以上でございます。

○3番（前原淳一君）

あと残業代が非常に多額に上っているということもあります。そういったことも指摘をされたり
もしているのですけれども、工夫の仕方によってある職員の方が現職時代に私に言われたこと
が、ある課に行くと非常に仕事が楽で、今度異動になるときもまたその課にやってくれる
といいのだけとか、そういう雑談の中で話をしたことがあるのですが、そういった課によっ
て非常に忙しくてときには深夜までというような課もあれば、定時で帰れるという課もあると
思うのですよね。そのメリハリをつけて楽なというか、わりかしゆとりのある課は1人なり
2人なり減らして忙しい課に回すとか、そういった工夫も必要なのかなと思ったところです。
次ですけれども、私が納得できていないのは総合政策課の参与についてなんですけれども、ど
ういう仕事をされて、どういう本町の行政運営に対してどういう仕事をされているかというの
が全く見えてこない、それについて本当に妥当なのかなと思うものですから、それについて説
明をしていただければと思います。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続し、一般質問を続行します。

町長。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えします。

以前、その話がございましたので、直接参与のほうから議員の皆様方に取り組んでいる内容
につきまして説明をさせていただいたこともありました。

今、ちょうど2年目に入りまして3月いっぱい任期ということになります。確かに、今、見
えにくいというお声が質問の中でありましたように確かにそうだったかもしれません。今、特
に取り組んできていただいたのが高原町の様々な我々が気づかなかったといいますか、そうい

ったもろもろの――特にエネルギー関係でございますけれども、自然エネルギーを活用したまちづくりを行っていくと、そういったことで反田議員の御質問にお答えさせていただきましたけれども、そういったものに特に力を入れていただいて参りました。

ただ、この任期中にはまだ見えるものができ上がらなかったということはあるかと思います。しかし、3月いっぱい任期が終わられてからも、一応特に高原町の自然エネルギーの活用については連携を取っていただきながら、また経済産業省にももちろん帰られますので、そこを私としてはまた目に見える形でお示ししたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

3月いっぱい任期満了ということですが、極端な言い方をしますと、以前はそういう方がいなくてもやってこられたわけですね。そういったことから考えればどうだったのかなあと疑問に思ったものですから。それと同じように教育委員会のほうに指導主事が配置されているわけですが、昨年の決算の委員会審査の場において必要なかという指摘をされて、それに対して課長の答弁でどうしても必要なのだというような答弁でした。いろいろ内容を先日も聞き取りの中で伺いますと、いなくてはならない存在だというようなことで理解はしたんですけれども、1つ、その中で疑問に思うのは、給料が950万円以上ですね。そういった高額な県の職員の方じゃないと駄目なのかと思うのですよ、私は。例えば、教育長でもある学校の校長先生の出身でしょう。そういったことを考えると町内の教育者、校長先生でなくてもいいと思うのですが、子供たちに直接携わってきた方のほうが子供たちのことが十分わかっているのではないかと、そういう人たちを定年退職した後に雇用するという方法を取れば、うまくいけば半額なりの給料で来ていただける可能性もあるわけですね。そういった工夫をしていくという考えはないのか、伺います。

○教育長（西田次良君）

前原議員の今、教育対策監の御質問にお答えをします。

午前中も申し上げましたが、対策監は教育委員会事務局の副主幹級の指導主事でございます。仕事としましては学校教育に関する専門的事項全般に関わっていく専門的な教育職員であります。単に学校の校長とか教員に指導するのみならず、専門的事項に関する全ての事務に従事します。例えば、学習指導計画の改善、教育課程の研究、あるいは教科書採択に関すること、教員の研修等、専門的な見地から教育委員会の施策決定にも関わっているところでございます。現在、県内全ての市町村に指導主事は1名もしくは複数、全市町村に配置されておりまして、その中の主幹級というのは26市町村中22市町村に主幹級が置かれているところであります。なお、給与につきましては給料のみならず全ての経費ということでございますので、御理解を

いただけたらと思います。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

仕事の内容については、先ほどからも答弁を聞いて理解をしていますけれども、果たしてその県の職員でないと駄目なのか。他の市町村も配置しているからうちものではなくて、財政が厳しいとかいろいろ言うのであれば、そこら辺の見直しもしないといけないのではないかということで私は今回取り上げているのです。

前は、この指導主事を配置する以前はやってきたわけでしょう。教育長が全てやったのか、どういう状況でやってこられたのかは分かりませんが、必要なのは分かるけれどももっと工夫する必要があるのではないかとっているのです。仕事の内容はもう理解をしていますけれども、校長なり先生を退職した人ではできない理由があるのですか。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

指導主事は教諭から指導主事という役職に就くためにかなり研究、研修をしております。副主幹は指導主事を経て2か所、教育行政に携わっておりますが、そこからさらに管理職を経て、副主幹としてうちに参っているところであります。非常に職務が多岐にわたり、専門的な見地からかなりの仕事を遂行しておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

理解をしてくれと言われてもなかなか理解はできませんけれども、そういう、もうこうするのだという決めつけの基にやっておられるとしか思えないのですよね。いろいろ錯誤はあるのかもしれませんが、どう考えても私はおかしいなと思いますので、一応申し上げておきます。

最後になりますけれども、また通告にないと怒られるかもしれませんが、苦言を呈したいということで。通告後、昨日の話です。今、確定申告が行われているわけですが、その中で税務課の計算ミスがあったということで申告者が申告に行かれたら金額にかなりの差があったのでおかしいのではないかなというようにいろいろ職員にすれば「私は一切間違っていない、そこまで言うのなら税務署まで行ってください」と言ったり、途中でその申告者の印鑑で勝手に押印をしたり、それは町民の方が取り上げて破いて捨てたということなのだと思います。それでいろいろすったもんだあって、結局は、税務課が間違った計算をしていたということなのですよ。そういったことを考えると、過大な徴収をしたり、あるいは徴収漏れがあったりしたのではないかなと疑いたくなるのですよね。やはりそういったこともしっかりと

した指導をしてやっていただかないと、長年、こつこつ働いて真面目に働いて税金を支払ってきて、今は高齢者ということでそれなりの税金も払ったりしているわけなのです。今の高原町を支えているのはそういった高齢者の方々の一つ一つの積み重ねによって成り立っているわけですから、そういう高齢者の方をそういう粗末に扱う、そういった職員を雇っているゆとりがあるのかと――、そこまで言いたくなるのです。やはりそういったことは徹底して見直しをしてちゃんとした指導をした上でそういった間違いがないか検証して今後につなげていただきたいと思います。

いろいろ今まで不祥事があつたりした度に私もいろいろ言わせていただきましたけれども、陰でそういうことが起きているのですよね。やっぱりそういうことをしっかりしていただいて、申告、徴収漏れがあつたりしないように努めていただきたいと思います。最後に伺います。

○議長（温谷文雄君）

今の要望としてじゃないのですか。質問。

〔前原議員「苦言を呈するということでもいいですよ。」と呼ぶ〕

○議長（温谷文雄君）

先ほども確認しましたように通告外ということで、また要望としてお願いということではいけませんか。

〔前原議員「はい。分かりました。」と呼ぶ〕

○議長（温谷文雄君）

はい、そういうことで。

質問は終わったのですか。

〔前原議員「終わります。」と呼ぶ〕

○議長（温谷文雄君）

先ほど事務局長からもありましたが、反田議員の一般質問に対する答弁の訂正の申入れがありましたので、これを許可します。

○総務課長（内村秀次君）

反田議員の質問の中の町内の消防水利の数についてというのがございまして、私が先ほど消火栓が168か所、防火水槽が241か所と答弁しましたが、正しくは消火栓が241か所、防火水槽が168か所でございます。訂正します。

○議長（温谷文雄君）

次に、4番、中村昇議員。

○4番（中村昇君）

〔登壇〕

私は、質問通告に基づきまして質問をします。明快かつ誠実な答弁をお願いします。

まず、福祉行政の特別障害者手当についてお伺いします。

これは著しく重い障害があるために日常生活で常に特別の介護を必要とする人に支給されるものであります。特別障害者手当の対象に認定されますと月々2万7,350円支給されます。しかし、特に重い障害、在宅で20歳以上、所得制限などの要件を満たす必要があります。本町ではどのくらいの方が支給を受けておられるのか、また周知はどのようになされているのか、御見解をお伺いします。

2つ目に国民健康保険の子供の均等割について、お伺いします。

政府は子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取り組みとして2022年4月から未就学児にかかる国民健康保険料の均等割額の5割を軽減することを決めました。今、開会されております通常国会に改定案を提案する予定だそうであります。これは全国知事会や地方団体等が子供の均等割軽減制度の導入を求めてきたものであります。

高原町ではこれが実施された場合、どのくらいの世帯と子供が対象になるのか、お伺いします。次に、町立病院についてお伺いします。

まず、収益確保についてであります。

町立病院の経営改善を図っていく上でいかに患者を増やしていくのか。人口減少傾向の中、大きな課題であります。

そこで、患者を増やす取り組みを行って成果を上げている病院の事例が1つの参考になるのではないかと思います。それは北海道松前町にある町立松前病院であります。松前町は人口約7,000人で、病院の病床数は100床で地域で唯一の有床病院であります。ここでは患者確保や患者の交通費負担軽減と利便性を図るために患者無料送迎バスの自主運行を隣町まで行い、成果を上げております。年間延べ1万2,230人の送迎を行っていて、町民に喜ばれております。本町でも参考になる事例であり、導入の検討をしたらどうかと思います。御見解をお伺いします。

2つ目に、経費の削減では投薬の後発品の割合を高める必要があると思いますが、今、どのくらいの使用割合かお伺いします。

地域住民との信頼構築についてお伺いします。

これは患者の確保からも大事なことであり、これまでもいろいろと病院への苦情や不信感があり、これらが病院離れの大きな原因の一つであります。こうした問題を解消していくためにも町民の理解は不可欠であります。

松前病院でも院長による医療懇談会を開催し、住民との信頼関係の構築を目指す取り組みが行われております。本町でもコロナ収束後はこうした活動が必要ではないかと思います。御見解をお伺いします。

最後に、介護保険についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、介護現場にも深刻な影響を及ぼしています。訪問ヘルプサービス、デイサービスなど在宅介護では深刻な利用抑制が起こり、多くの事業所が大幅な減収に見舞われています。

東京商工リサーチの調査によれば、2020年の老人福祉介護事業所の倒産は介護保険法が施行された2000年以後、過去最多の更新をしたそうであります。本町では介護事業所においてどのような影響が出ているのか、お伺いします。

介護保険は2021年度から事業計画の第8期に入りますが、第1号の保険料は上がり続けております。基準額の全国平均は月額6,000円となる見通しといわれております。本町ではどれくらいになるのかお伺いします。

また、施設サービスの利用料の引上げが計画されているようですが、第8期計画ではどのようなになるのか、お伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

中村議員からは、大きく3つの御質問をお受けしたところでございます。

最後に介護保険についての御質問の中で施設利用料の引上げの質問がありましたけれども、この件につきましてはほほえみ館長をもって答弁をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず始めに、福祉行政についての御質問にお答えします。

特別障害者手当についての御質問でございましたけれども、この手当につきましては、障害者の生活の基盤となる所得補償制度を確立するため、障害基礎年金と併せて創設されたもので、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当となっております。

現在、本町におきましては、特別障害者手当につきましては8名の方が受給されております。

また、当該手当の周知につきましては、障害者手帳交付時に個別に案内を行っているというようことでございます。

次に、国保の子供の均等割についての御質問にお答えします。

国民健康保険における均等割につきましては、世帯内の被保険者の人数に応じて課税されております。

子供の均等割の軽減につきましては、全国知事会などからの提言もあり、令和3年2月5日、第204回国会において、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案が提出されております。

内容といたしましては、令和４年度において未就学児の均等割額の２分の１を減額し、減額相当額を公費で支援する制度が創設されるとなっております。

本町におきましては、令和３年１月末時点での令和２年度被保険者でみた場合、６歳以下の対象者は４２世帯の６１名になるところでございます。

以上でございます。

次に、町立病院についての御質問にお答えします。

まず、収益確保についてでございます。

ただいま、中村議員から北海道松前町立病院の例を挙げていただきました。本院におきましても収益確保対策として外来患者数を増やすことは喫緊の課題であり、早急に対策を取らなければならないと認識しております。自主運行での無料送迎バスによる収益確保でございますが、車輛の確保や運行に要する経費、利用者の需要など、費用対効果も踏まえまして、検討すべき課題であろうと認識しております。

以上でございます。

次に、病院についての御質問の中で後発医薬品の御質問にお答えします。

高原病院での後発医薬品の使用割合でございますが、令和２年９月の棚卸時点において、採用医薬品数７７０件のうち、後発医薬品数２９０件であり、採用率は３７．６％となっております。

次に、同じく町立病院についての御質問の中での地域住民との信頼構築についてお答えします。当院は、ほほえみ館と連携し、地域の保健・福祉・医療を充実させるための取り組みを行っております。例えば、特定健診や長寿健診の受診勧奨、西諸地域糖尿病性腎症化予防プログラムなどが挙げられます。

その取り組みの中のひとつに、院長による医療懇談会も予定しておりましたが、今年度は、流行する新型コロナウイルス感染症対策により開催を見合わせたところでございます。しかしながら、収束後に実施いたす予定といたしております。

以上であります。

次に、介護保険についての御質問にお答えします。

まず、コロナ禍での影響についてであります。コロナ禍における町内の介護サービス提供事業所への影響につきましては、これまで、介護サービス提供事業所からは、収入減に伴う相談や休業、廃止等の相談は伺っておりません。

また、新型コロナウイルス感染症患者が依然として発生しておりますが、介護給付費を見ても、例年同様に推移しており、介護給付費の減少もないことから、今のところ影響はなかったものと思われま。

以上でございます。

次に、介護保険につきましての第8期事業計画についての御質問にお答えします。

第8期介護保険事業計画における、第1号被保険者の保険料基準額は、月額5,770円を予定しており、議案第19号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例にて御提案をいたす予定としております。

以上でございます。

〔降壇〕

○ほほえみ館長（久徳信二君）

〔登壇〕

中村議員の御質問にお答えします。

特別養護老人ホーム等の施設での食事代等の利用者負担についてでございますが、施設サービスを御利用された方で世帯全員が住民税非課税の方に食費と居住費が軽減されるものでございます。

これらにつきまして介護保険制度の改正により、令和3年8月から一部見直しがされるようでございます。

具体的に申し上げますと、現在、段階が4段階に分かれておりますが、3番目の段階を2つに区分いたしまして、5段階にするものであります。この第3段階がこれまで前年における本人の年金収入等が80万円超えから155万円以下であったところが、80万円超えから120万円以下になります。そしてまた、新しく第4段階に120万円超えから155万円以下が設けられるものでございます。

そのようなことから1日当たりの食費の自己負担額につきましては、この第4段階が新設されて742円増の1,390円になるようでございます。そうなりますと月額の食事自己負担額が2万2,260円増の4万1,760円となるものでございます。

また、併せて、介護報酬の改正がございますので、これによりますと、これ以上の御負担になるようでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○4番（中村昇君）

まず、特別障害者手当について伺います。

受給者の方が8名という御答弁でありました。あと、周知の仕方ですね。障害者手帳交付の際に案内をしているということですが、国会で厚生労働省大臣が答弁をしておりますが、この障害者手帳を持っている、持っていないにかかわらず、この特別障害者手当の申請はできると答弁をしておりますけれども、どうなのでしょう。周知の例として、青森市なのですが、聞き取りのときには周知していると、話しをしたのですけれども、周知の努力の約束をしたというようなことで、- - やるということを約束されたのが、新たに介護認定を受けた方へ結果通

知書を送付する際に特別障害者手当の内容が分かるものを同封して周知を図ると、もう一つが市が毎年2回開催している介護支援専門員の研修会でも研修項目に追加するというような対応をするというようなことを言っておられます。

それで、さっきの話ですけれども、周知の仕方がちょっと間違っているのではないかなと思いますけれども、この点をお伺いします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えします。

中村議員の御指摘のとおり、障害者手帳を持っている、持っていないに関わらず、例えば要介護認定4及び5の方で在宅で介護をされている方とか、内容によっては所得制限とかそういったものがありますが、該当する方がいらっしゃるかと伺っております。

現状ではそういった方々への周知は行っておりません。

今後につきましては、関係課と調整、検討をして議員御指摘の青森市の例によるような周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

これは要綱で決められているのか、条例でうたっているのか、どうなのでしょう。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えします。

特別障害者手当に関する要綱等は、本町にはございません。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

小林市は福祉事務所があるのですが、小林市の場合は、ネットで小林市のホームページから入れば、ぱっと出てくるのですよね。特別障害者手当についての案内、内容とかそういうのが出ないと、町民の方は分かりませんよね。こういう手当の制度があること自体もなかなか、そういう障害者手帳交付のときにだけ案内しているという話ですから、やっぱり町民の方がこう

いった手当の申請ができるように、その制度の周知を図るためにも、何らかの対応が必要じゃないのでしょうかね。要綱もないというか、条例集見ても載っていないのですよね。だから、高原町はどうなっているのだろうか、僕は正直思ったのですよ。だから、一般の町民の方が、こういった制度がありますよ、そういうのを知り得るところといえば、ホームページを開いて確認するとかだと思うのですけれども、ホームページに掲載する予定はないのですか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御指摘にお答えします。

議員御指摘のとおり、現在ホームページ上等には掲載はしておりません。今後につきまして、やはり周知不足という御指摘を受けましたので、町の広報誌やホームページ等の掲載を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

そのように町民の方が、こういう手当が受給できるような、そういう周知の仕方をよろしく願いをしておきたいと思います。

それから、国保の子供の均等割なのですけれども、未就学児が今回5割の軽減措置が図られるというようなことなのですけれども、一自治体としてですよ、町長。就学児にも対象を拡大して子育ての負担軽減をすべきじゃないかなと思いますけれども、この点をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

子供の均等割の軽減といいますか、こういった措置が未就学児に対して取られるという内容でございますけれども、これまでも中村議員の御質問にお答えしたことがあったかと思いますが、私としては、やはりこれは国の制度を変えるべきことであろうと理解をしております、そのようにお答えしたと記憶しております。

一方では、やはり町村会、あるいは知事会もそうなのですけれども、こういった要望を行ってきた成果が今回実っているということで、また同じようにこの制度の拡充、これもまた当然に要望を続けていくということでございます。

町としては、現時点では独自での就学児への制度の拡充、これについては考えてはおりません。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

今といいますか、これまで自治体で減免をやっているところが24市5町です。高校生までが主流になっておりまして、18歳まで全ての子供を対象にしているのが12自治体、それから18歳までの子供が2人、3人いるときは、それぞれ2人目、3人目を対象にしているところ

が14自治体ということで、就学児の多子世帯の負担が大きいということから、私はせめて3人いる世帯の3人目ぐらいは町のほうで軽減措置を図ったかどうかと思うのです。やはり保険の中では、国民健康保険のみが1人当たりという算定の仕方で、多子世帯ほど負担が大きいという国保独自の制度から来ているところがあるのですけれども、ですから、やはり国保世帯だけの大きな問題でもあるわけですし、こういう国保世帯の、多子世帯の子育て支援として、3人目ぐらいは町のほうで減額すると、減免するというようなことは考えられないですか。

○町長（高妻経信君）

先ほどの答弁の繰り返しになってしまうのですが、現時点ではこの減額の、今、中村議員がおっしゃいましたけれども、多子世帯等の拡充、――ここら辺もまだ私としては考えてはおりません。

ただ、子育て支援あるいは少子化対策という面で考えますと、高原町も他の部分では、私はそういう施策をやっていると考えてはいるところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

高妻町長も、現役のときは共済保険で、そういった国民健康保険世帯を経験していらっしゃいませんので、国保世帯の負担、多子世帯の負担という苦しみといいますか、そういう困難なところについては経験されていないから分からないと思うのですが、ですから、やはりそこは給食費も今、全面補助にされておりますけれども、そうした子育て支援の一つとして考えていただきたいと思います。

それから、町立病院についてなのですが、北海道の松前町の例を挙げました。この無料の送迎バスの運行は、10年ぐらい前からやっていたらいいと思います。それから、平成22年から、1台から2台に増やして、2つの方面を隔日運行から毎日運行に切り替えたということであります。朝の迎えが2回、送りが3回ということで、年齢制限は70歳や65歳のところもあるということで、バス停も決めているみたいです。バスの運転手は2人で、会計年度任用職員を充てているというようなことで、この町内にも診療所が2、3か所あるのですが、開始に当たってはそうした診療所と、隣町まで運行しているものですから、隣町の了解も得ているという話でありました。

やはり年間延べ1万2,000人を送迎しているということで、1日40人ぐらい送り迎えをやっているわけです。そういった点では、患者を確保する上では大いに参考にすべきだと思います。

公立病院であります松前病院も、経営形態の見直しを行っておりまして、平成21年4月から地方公営企業法を全部適用しておりますが、それ以前から無料送迎バスを走らせております。

まず1台から始めたらいかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの中村議員より、外来の患者の確保と、これが収益に結びつくというような御提案でございます。

現時点では、高原病院としては考えていないということを私伺っておりますが、今後、こういった収益確保という面では、ただいまの話、あるいは実際運行されている町、こういったものを参考にはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

町民のニーズということからしますと、第5次高原町総合計画を策定する際に町民アンケートが取られております。その中で、高原町から移りたい人が述べた理由です。1番目に買い物が不便、22%、2番目に働く場所がない、21.4%、3番目に交通が不便、14.3%、5番目に医療施設が遠い、これが7.1%あるわけです。

それから、高原町地域福祉計画が策定されておまして、考察の中でこう述べられております。交通手段の問いに83%が自家用車ということで、今後、60代、70代の人が車に乗れなくなったときに不便を感じるという割合が増えることが懸念されると5年後、10年後を見据えた公共交通機関の整備を検討する必要があります。

また、この計画の中での住民座談会では、全地区の高齢者より交通手段が少ない、交通手段が少ないので通院するのが大変、こういう声が出されたと書いてあります。

町長、こうした町民のニーズにどう応えられるのかをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問の医療以外にも、今、アンケートの結果をもって御質問いただきましたけれども、確かに特に高原町の周辺地域、高齢者の方、この公共交通機関が不足していると、これはもう確かに現状としてあるというのを思っております。

今、乗り合いタクシー等を走らせておりますけれども、利用して病院に来られる方もいらっしゃると思っております。

ただ、この公共交通については、高齢者の利用がもちろん多いわけですが、やはり常になんといった方法が一番有効で利用が図られるか、ただいまありましたように、買い物、医療、様々な面を含め、やはり常にこれは一つの大きな町としての課題であると認識しております。来年度予算の分でもここをまた一部検討し直している分もありますけれども、公共交通に関しましては、非常に私としても難しい問題ではありますが、やはり常に改善を図りながら利用を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○4 番（中村昇君）

繰り返しになりますけれども、今、地域公共交通ということで乗り合いタクシーが走っておりますが、この中でもやはり病院に通院する方ももちろんいらっしゃると思いますけれども、先ほど町民のニーズを見ますと、やっぱり病院ルートが何コースかありますが、それにのっかからない町民の、そういう通院する場合のコースにのっかからない方たちがいらっしゃると思うのですよね。そういう方たちの要望に応えるため、そして、町立病院の患者確保を図っていく上でも必要だと思います。

この隣町というのが、松前町でありましたけれども、高原町でいえば高崎町の前田辺り、ここら辺りは高原の中学校にも、同級生が通学しておりましたし、高原町とは関係の深い地域であると思うのですよ。だから、あそこ辺りからでも、一つの小学校区でもあるわけです。

ですから、かなり患者が見込まれるのではないかなと思うのです。ですから、やはり費用対効果と言われましたけれども、患者さんがどのくらい増えていくかは分かりませんが、やはり今の町立病院の経営を、状況を、実態を見るならば、やはり何らかの手を打たないと、患者の拡大、確保は厳しいと思いますよ。

そういった患者サービスを、民間的手法を取り入れるということで松前町はやったわけです。

ですから、やはりそういった思い切ったことを検討していただきたいと思います。

それから、後発品の使用割合が37.6%というような現実ですけれども、今後やはりこの経費節減を図っていく上で、割合をどのように高めていく考えなのか、お伺いしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

後発品の使用でございますが、現在、医師、看護師等に聞き取りを行ったところ、積極的に進めているというところで回答を頂いている。できるだけ後発品を使っていただくように推奨されていると聞いているところでございます。

以上でございます。

○4 番（中村昇君）

以前、町立病院のお医者さんから聞いた話では、医師からは勧められないという話も伺った気がしますが、実際そういう医師からは後発品の効果は変わらないから、こっちを使ったらどうでしょうかという話が医師からはできないような話がありましたが、そこ辺はいかがなのですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

私、今回御質問がありましたので、再度尋ねたところではそのような見解でございました。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

ぜひ、後発品の割合を高めて、経費節減につなげていただきたいと思います。

それから、医療懇談会の開催なのですけれども、予定されていたということで、開催ができなかったというようなことなのですが、どのような形で開催を考えていらっしゃるのかお伺いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

これまで、先ほどの元気化プロジェクト協議会の中でもお話ししておりますけれども、院内にチーム会議ということで設置しております、その中で名前的には、簡単ですけど営業第2部という形で、モチベーション上げるためにそんな名前にしたのですけれども、現在、ほほえみ館と勉強会を、コロナの流行前なのですが、開催しまして、それぞれ看護師ができる実地を含めた講習会も含めて、そのところを地区でやりましょうかという話が一つと。議員さんの先進地の視察で佐賀県の町立太良病院に行きまして、そこでの地域包括ケアの講習会等も含めて、参考にやっていきたいと思いますということで、今のところ地区で1回するかどうか、まだ回数とかは具体的には決めていませんけれども、院長がお話しするにはやぶさかでないということで、地区を守る形で懇談会開こうという話は計画をしていたところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

これまでもいろいろと町立病院の対応の問題とか苦情とか出ていますけれども、やはりそういうものをひもといて理解を得ていただく、そういうことはやっぱり直接院長先生と懇談する中で解きほぐされていくのかなと思うのですよね。

それは、私も町民の方からこの前も、事務長にはおつなぎしましたけれども、以前整形外科、圧迫骨折というような感じで町立病院に行ったら、ここでは診られませんからということで、小林の整形外科に行ったら。その後は、もう治療を、物療といいますか、そういうところで治療を通いよったけど、この前整形外科の先生が1週間に2回来られるということで、どうしたものだろうかと相談があったのですけれども、それはもう、その方はもう今家でちょっと体を動かしたりしているというような話だったから、それはもう町立病院で治療というか、そういうしてくださいよって、理学療法士の専門的なアドバイスがありますからというようなことで電話したのですけど、そういうことやら。

町立病院にかかっていたのだけれど、何か具合が悪くなってほかの病院に行ってよくなったと

か、そういうきちんとした所は分からないですけど、医学的な、分かりませんが、そういったことなどが町民の間にいろいろやり取りされていて、病院離れもまたそこで引き起こってしまうというようなことで、やはりさっき言ったような先生と住民との、やっぱりそういった懇談会をやって、そこで信頼を築いていくというようなことが、何よりもやっぱり病院にまた戻ってきてもらうということについては大事だと思うのですよね。コロナが収束したときには、ぜひ懇談会の開催をやっていただきたいと要望をしておきます。

それから、介護保険なのですが、介護事業所への影響はなかったと。感染者の発生といいますか、それらがやはり都会と比べて少なかったというようなことが影響したのではないかなと思います。

それで、介護事業所についてこれまで行ってきた、またこれから行う支援の考えについてお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

中村議員の御質問にお答えします。

介護サービス提供事業所への助成でございますけれども、先ほど町長から答弁がありましたとおり、費用についての助成については今のところ予定はいたしておりません。

ただ、今年度はまずは感染症対策についてが重点であろうということから、衛生用品の配布そして研修会などを実施したところでございます。

具体的には、マスク、消毒液等の衛生用品、防護服、非接触型体温計、そして指定管理施設等がございますけれども、そちらのほうには大型扇風機、そしてアクリルパーティション等を配布したところでございます。

また、感染症の専門家であります宮崎県立看護大学の准教授をお招きいたしまして、感染対策についての講話と実技指導という形で手指衛生の仕方とか、感染用対策のガウンの取扱方法について研修を行ったところでございまして、今後も様々な形で支援を行いたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

分かりました。

続いて第8期介護事業計画についてお伺いします。基準額が1,800円、前期と比べて引上げになるというようなことだと思います。毎回、每期といいますか、保険料も引上げになっておりますけれども、介護保険料の滞納者、この滞納者は何人いらっしゃいますか、お聞きします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

中村議員の御質問にお答えします。

令和3年2月25日現在であります、滞納者につきましては174名でございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

このうちペナルティーの給付制限を受けている方は何人か、お伺いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

中村議員の御質問にお答えします。

先ほど174名の滞納者があるということにお答えいたしましたが、利用者負担の引上げとか保険給付の差止めを行えるペナルティーを課している方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

あと、財産の差押えをされている方はありますか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えします。

財産の差押えについても行っておりません。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

滞納者が174名ということで、大変多いなと思います。収入も少ない年金の方以外にもいらっしゃると思いますけれども、負担が大変重くなっているというようなことで、こういう状況になっていると思います。

それで、私は国による利用料、保険料の減免制度をつくる必要があると思います。ぜひ、町村会等を通じて、その声を国に上げていただきたいということを申し上げておきたいと思います。それから最後に、施設サービスでありますけれども、先ほど館長が答弁されたとおり、負担が2.2万円新たに食費負担増として増えていくというようなことになります。特別養護老人ホーム等に入所する、年金収入が月10万円から12万円の人たちになると思いますけれども、こうした方たちは既に食費、居住費、利用料、介護保険料として毎月6万円を負担しております。厚生労働省の調査によりますと、これらの施設入所者は施設内の洗濯利用の利用料や教養・娯楽費など、約月2万円を支出されております。この上に2.2万円を引上げられたら、年金が月10万円の人は支出超過になってしまいます。年金10万円では施設に入所できないというようなことが起こってくるわけであります。

それから、この引上げに連動する形で、住民税非課税世帯で年金収入が120万円以上の人がデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費も引き上げられると思います

けれども、これ、どのくらい引上げになるのか分かれば明らかにしていただきたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

中村議員の御質問にお答えします。

参考ではございますけれども、介護保険料の改正を加味しない形で申し上げますと、120万円以下の方につきましては、650円から350円アップされますので、都合1,000円になるようでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

こうした介護保険とか国保とか、そういった社会保障費用に充てるということで消費税が上げられたわけですが、こうした改悪といいますか、介護保険の利用料負担も増やされていくというようなことで、私は、最後にこうした社会保障削減路線を転換し、高齢者も現役世代も安心できる介護制度にすることを強く要望を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、7番、温水宜昭議員。

○7番（温水宜昭君）

〔登壇〕

さきに通告しました、大きく2つのテーマで一般質問を行います。

まず、本町のふるさと納税制度への参加年度と参加への経緯をお尋ねします。

また、令和2年度に担当の係が総合政策課から産業創生課に変更されましたが、その意図や、またどのような効果を期待されたのでしょうか、お尋ねをします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

本町においても、今年に入り3名の感染者報道があり、多くの町民の方から不安の声が聞かれましたが、当局はどのように受け止められ、その後の対応等についてお尋ねします。

以上、壇上からの質問とします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま温水議員から大きく2つの御質問を頂きました。

まず、ふるさと納税制度についての御質問にお答えします。

ふるさと納税制度は、平成20年度の税制改正により導入された制度であり、地方間格差や過疎などにより、税収の減収に悩む地方自治体に対しての格差是正を推進するもので、個人住民税の寄附金税制が拡充されたものでございます。

本町も、本制度を平成20年度から導入しており、導入初年度は寄附件数が5件、寄附金額が30万円でした。

また、制度導入初期は想定されておりました、寄附者に対する寄附額に応じた地域の特産品を返礼品として送付する自治体も出てきたことから、本町におきましても、平成26年度から町内事業者の協力を得て特産品贈呈を開始したところでございます。

ふるさと納税は、本町におきましても、貴重な、現在重要な財源となっておりまして、自主財源の約2割程度を占めるというところでございます。

現在、全国的には過度な返礼品の問題等もございますが、高原町では、我が町ふるさとの魅力いっぱいの特産品を通して、交流人口の増加、移住・定住につなげるよう事業を展開してまいりたいと考えております。

また、担当課につきましては、現在、産業創生課のほうにふるさと納税推進室を設置しまして、このふるさと納税の事務を実施しております。

これはただいま申し上げましたように、ふるさと納税の多くの寄附に対応する、そしてまた、町内の特産品の掘り起こし、返礼品としての発送、そういった事務を集中的に行うために、現在、産業創生課のほうに設置をしているところでございます。

2点目の御質問でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

本町での感染者確認を受けてについてではありますが、新型コロナウイルス感染症につきまして、御存じのとおりであろうかと思えますけれども、まず県内におきまして、年末から感染が急拡大したことにより、1月7日、県独自の緊急事態宣言が発令されました。

そのような中、高原町におきましても、今年に入り1名の感染者が初めて確認され、その後2名の感染者が確認されましたが、それ以上の感染者の確認はされておらず、感染の広がりを抑えることができたものと思っております。

これもひとえに、日頃から感染対策に取り組んでいただいている町民の皆様の御理解と御協力、また、昼夜問わず懸命に医療に携わっていただいている医療関係者の皆様の御尽力であると、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、この新型コロナウイルス感染症は、現代社会の様々な分野に影響を与えております。経済、流通、観光、そして教育、医療、介護、福祉など、加えて住民の身近な生活様式さえも変えてしまいました。

さらには、ウイルスという見えない敵に対しての不安や恐れなどの感情から、不確かな情報に惑わされて根拠のない差別的言動などの人権侵害が、各地で見受けられるのも事実であります。自治体としては、住民の皆様が人権意識を持って冷静に行動していただけるよう、正しい情報を入手し、それらを住民に対して公表を行うことが大切となります。

しかしながら、その情報の公表に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の趣旨にのっとり、個人情報の保護に留意しなければならないという守るべきルールがあります。

そのようなことから、感染の形態は様々あろうかと思いますが、本町においては、今後においてもこの法律はもちろんのこと、国、県等の感染者情報の取扱方針等を遵守し、感染者の個人情報の保護に留意する形での公表に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔降壇〕

○7番（温水宜昭君）

それじゃ、まず、ふるさと納税について自席から質問をさせていただきます。

返礼品の状況についてでございますが、本町において返礼品等の広報活動の取り組みについてお尋ねをします。

○産業創生課長（森山 業君）

温水議員の御質問にお答えします。

本町におきます広報活動におきましては、現在、返礼品におきます中にパンフレット、あるいはお礼状等を入れる、あるいは町友会などにそのパンフレットを入れて御紹介する、あるいは東京にございます物産館KONNEのところのデジタルサイネージや、パンフレット、そういうものにも広報を載せさせていただいているところでございます。

また、今年度におきましては、首都圏におきますポスティング等も行っておりまして、広報活動に努めているところでございます。

今後におきましても、年に1回、例えば正月時期等に返礼品等以外にお礼状も送るなどして、さらなる広報活動に取り組んでいきたいと思っております。

また、SNSなどの情報発信サイトにおきましても、この広報活動を現在も行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

次に、特産品の現状についてでございますけれども、本町における返礼品登録種類と品目の数量等がもし分かれば教えていただきたいと思います。

そして、本町の返礼品の主要品目についてもお尋ねします。

○産業創生課長（森山 業君）

御質問にお答えします。

返礼品の登録の種類でございますけれども、令和元年度の6月1日に行っております総務省に上げました調査に基づいてお答えします。

種類におきましては14の種類がございまして、登録されています返礼品の数は186ということになっているところでございます。

この返礼品の主要品目でございますけれども、トップスリーは農産物でございまして、第1位に肉類等が64.3%、2番目が果実類ですね、フルーツでございましてけれども10.7%、次に米やパン類など6.8%となっているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

返礼品の主要品目、肉、果実、米ということでありましてけれども、肉とか米等についての、例えば宮崎牛とか、米についてもですけど、何かそういう名前をつけて広報をされているのでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

温水議員の御質問にお答えします。

まず、肉類でございますけれども、やはりこちらにおきましては、宮崎牛という名前を出しまして、それぞれ、例えば量の多いセットや、あるいは隔返礼一隔月ですね、奇数月とか偶数月とか、そういうときによって時期に焼き肉用だとか、スライスだとかに分けて選びやすいようにしているというところです。そしてフルーツにおきましては、やはり時期が旬のもので、特にブドウの時期にはブドウ、梨の時期は梨など、このように広告媒体に出す時期を変えていきまして、皆様の目に留まるような形でPRしながら、主に宮崎牛と旬なものを中心に打ち出しているところでございます。

また、米におきましては、本町におきましては水田農家の皆様が一生懸命取り組んでいただいておりますので、その辺をまたこれも時期に合わせまして、目につくような形でPRしながら返礼品を置くようにしているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

次に特産品取扱事業者並びに生産者の方々との連携でありますけれども、以前、美郷町において肉が腐っているということがありましたけれども、この辺の安心、安全への取り組み等も含めた連携という部分についてお伺いします。

○産業創生課長（森山業君）

温水議員の御質問にお答えします。

こちらの取扱事業者との連携につきましては、本町におきましては、日頃よりふるさと納税の推進協議会もあるわけでございますけれども、今回のコロナ禍におきましては、各事業所ごと、不定期ではございますが、必ず現場に足を運んでそれぞれ皆さんとお話をさせていただいているところでございます。

また、その中におきまして、新商品の開発の提案、例えば町内の業者のこことこちらを結ぶとまた新たなセットが生まれるというようなヒントを両業者に持ち寄りまして、新たな返礼品開発を行うということ、また、本町におきましては、注文を頂いたらすぐにふるさと納税推進室の室員が全てその日のうちに業者に連絡をするなど、事故防止に努めて頑張っているところでございます。

また、おかげをもちまして、そのかいありまして、発送が早い、手元に届く時間が早いということがございまして、先ほどありました腐った物の到着、そういうものはなかなかないということで、クレーム等も少ない状況が続いているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

今後の返礼品の開発等への取り組み等も含めてでございますけれども、今コロナ禍での販売が減少した農産品や旅館の宿泊を扱うなど、観光業を応援する動き等も見られます。

また、私は個人的に都城のふるさと納税の寄附額というのが大変多うございますけれども、聞きますと、霧島焼酎あるいは牛肉等がメインであるということでありますが、霧島焼酎の原料についてのサツマイモは高原町でもいっぱい作っていらっしゃるのですよ。

だから、そういう霧島焼酎とか、そういうものを本町の返礼品の中には入れられないのか、その辺をお伺いします。

○産業創生課長（森山 業君）

御質問にお答えします。

まず、コロナ禍におきまして、販路が減少いたしました農産品等につきましては、先ほどの御質問にお答えしましたとおり、非常に主力產品でございまして、こちらのほうは、PRのかいあって出ているということでございます。

また、この宿泊を伴う観光業におきましては、非常に観光を商品化するものが、宿泊者の増につながるということがなかなかないわけでございますけれども、本町におきましては、もちろんそちらの店を出せるような商品開発はしていきたい、あるいは連携を組ませたいということも考えているわけでございますが、こちらのほうにつきましては、宿泊助成など、ほかの手段を使って助成を入れながら、コロナ禍のこの現状を乗り切っていただきたいことにフォローを

しているところでございます。

また、お話にございました霧島焼酎等のサツマイモの原料でございますけれども、こちらにおきましては、西諸の集まりの中でも非常に話題として上がるところでございます。特に宮崎県内におきましては、宮崎県独自のどの自治体も送れるというような統一したそういう返礼品というものをなかなか組んでいないというところもございますので、こちらにおきましては、西諸市町はこういう原料、あるいはそういうのは広域にわたっても返礼品として使えるように県など、国など、そちらに要望していこうということを昨年度も協議して決めているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

よく分かりました。

次に、寄附金の実情についてでございますけれども、町長の答弁で初年度が5件の30万円ということでありました。平成26年度から返礼品を伴うふるさと納税への参加ということで、現在までの寄附額の最少額と最高額をお尋ねします。

また、その減った要因等を分析されているのか、それについてもお尋ねします。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの御質問にお答えします。

平成26年度より始まりましたこの寄附金制度の最少の額と最高の額ということでございますけれども、最少の額につきましては、先ほどございました年度当初、平成20年度の30万円というのが最少額になっております。

最高額でございますけれども、返礼品等が全国的に開始されました[※]平成26年度におきまして、3億2,876万3,826円となっているところでございます。

※107～108ページに訂正発言

こちらの減少あるいは多くなった原因ですけれども、やはり多くなったときはこの返礼品が始まった年が一番大きくなっているというところでございます。

しかし現在、令和2年度でございますけれども、こちらのほうも額のほうはこの額に迫るような額、寄附を頂いているところでございます。こちら先ほどありました推進室を設けていただきまして、素早い対応などを推進室一体となってやっていただける効果が出てきている、あるいはコロナ禍におきますECあるいはそういうPRの効果が出ているのではないかと分析しているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

それでは、現在までの寄附の総額と実収入額といいますか、経費を差し引いた金額の総計をお尋ねしたいと思います。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの御質問にお答えします。

現在までの寄附金額でございますけれども、こちら元年度末まででございますけれども、13億8,465万6,347円となっております。

もう一つございました実収入額、経費等を抜いた額でございますけれども、4億5,812万4,509円となっているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

返礼品が3割になりまして、以前は結構返礼品の競争といいますか、平成30年度で見ますと、大体24%が実利というか残る計算で、現在での、令和元年度についての売上げに対する収益のパーセントが私は30何%と思っているのですけれども、もし分かればお尋ねします。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの御質問にお答えします。

こちらは寄附額に対します率ということでございますね、今ございましたとおり、※約3割程度ということでございますので、お願いしたいと思います。

※107～108ページに訂正発言

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

それでは、寄附金の活用状況についてお尋ねします。

寄附については、本町では8項目に分けて寄附額を要望―要望といいますか、運営をされていると思うのですけれども、要するにこのふるさと納税についての寄附の要綱についての国の縛りといいますか、その辺も含めて本町の取り組みをちょっとお尋ねします。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの御質問にお答えします。

本町のふるさと納税におきましては、納税者皆様の意思を反映できますように使い道を8つ、今御質問にございましたとおり設定しております。

まちづくり、人づくりに及ぶものづくり支援、産業振興、歴史、伝統及び文化・芸術活動、スポーツ振興、子育て支援、移住定住、福祉健康づくりなどにうたっているわけでございますけれども、こちらにおきます、例えば寄附を頂いた後の運用規制というものは、特段設けていないところでございます。

国におきましても、そのような縛りがないということにおきまして、本町におきましても、納税者の意思を反映させるように本町の計画等、総合計画や総合戦略にのっとりまして、この使道等につきましては反映させていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

県内の市町村での活用状況でありますけれども、えびの市においては、教育30人学級導入による教職員への人件費、日向市は、子どもの夢サポート事業、新富町においては、速度抑制装置搭載の自動車購入の65歳以上に対する5万円の補助とか、それぞれ市町村で項目を上げて支援をされているようでありますが、本町において、今までのふるさと納税の活用についてをお伺いします。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの温水議員の御質問にお答えします。

先ほど述べました8つの設定の中の主な事業を御紹介しますと、まちづくりや人づくり事業につきましては、美しい村づくりの推進事業や学校給食費の補助事業などの9事業に充てているところでございます。

また産業振興などの育成強化のためには、中小企業大学校の受講補助や再造林支援事業などに充てているところでございます。

また歴史、伝統及び文化・芸術活動への支援でございますけれども、児童生徒国際交流事業などにも活用されておりますし、スポーツ振興におきましては、総合武道大会などの補助金などにも充てているところでございます。

また子育て支援におきましては、乳幼児医療費の助成、子ども医療費の助成などにも使われておりますし、移住定住におきましては、この定住支援金の交付事業、福祉健康づくり支援におきましては、健康運動の指導、その他の支援におきましては、防災備蓄品の更新や不妊に悩む方への特定治療支援事業などに活用されているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

現在のふるさと振興基金の積立金額をお尋ねします。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの御質問にお答えします。

令和2年度の期首でございますけれども、1億8,754万3,238円となっているところでございます。

○7番（温水宜昭君）

これ、町長にちょっとお尋ねというか、お聞きしたいのですけれども、実は高原町立病院が経営的に何か厳しい、町民の声ですけれども、そういうことがあって、「はいどん、ふるさと納税があつて大丈夫じゃったげななあ（それでもふるさと納税があるから大丈夫らしいですね）」という質問を受けたものですから、私もちょっと返答には困ったのですけれども、今後の活用についてでございますが、例えば病院のそういう部分に使えるのか、また、国保税とか、そういう部分にも転用ができるか、愚問かもしれませんが、ちょっとお聞きをしたいと思いますけれども。

○町長（高妻経信君）

ふるさと納税の活用方法というか使い道ですね、そういうことだと思いますけれども、先ほど担当課長が説明しましたが、これはあくまでも寄附でありまして、寄附をする際に、当然寄附される方がその使い道を指定するという形になっておりまして、町としましては、当然寄附される方の気持ちを尊重すべきであろうと。

したがいまして、本来どちらかというと項目的にはまちづくりに広く役立つ事業に充てることになろうかと思しますので、御質問にありましたように、特別会計の繰り出しに充てる、そういった用途は想定していないところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

町民の方々はそういうふうを受け止めておられる方もいらっしゃるということを一応お伝えしておきたいと思います。

それで、次でございますけれども、本町での他自治体へのふるさと納税の参加状況をお尋ねします。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの御質問にお答えします。

こちらは先ほどお話ししましたが、総務省でふるさと納税の現況調査というのをやっているわけでございますけれども、その中で他自治体におきます納税した後、その証明等を発行してくれるという、ワンストップ特例というものでございますが、そちらの調査の中では、18名の方が上がっているところでございます。

○7番（温水宜昭君）

金額がもし分かれば教えてください。

○産業創生課長（森山業君）

こちらの18名の方々の寄附金額は55万7,000円となっているところでございます。

○7番（温水宜昭君）

本町のふるさと納税額は、県内の市町村の中では中ほどであると思います。順位にこだわる必要はないと思いますけれども、本町の自主財源の確保の最重要施策だと私は思っております。目標達成に向けては、関係各課で連携して尽力をしていただきたいと思います。最後に今後のふるさと納税の活動展開や課題解消の取り組み、もし目標数値があればですが、お尋ねしてふるさと納税関係の質問を終わります。

○町長（高妻経信君）

私のほうでお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、答弁の中で申し上げましたとおり、本町では平成20年度から導入しているということでございます。特に、高原町のような地方の町、過疎の町におきましては、自主財源の確保という意味では大きく貢献しているのではないかと考えております。

また一方では、町の特産品の掘り起こしなり、返礼品としての販売、こういったもので町の様々な産業、農業の方、こういったものの所得アップにもなっているのではないかと。

また、この返礼品の種類についても、こういった中で新しいものが、特産品が開発をされていくというきっかけにもなるだろうと。特に返礼品の発送を兼ねて観光PR等も行っておりますし、また、全国の高原町出身の方、特に関東町友会、関西町友会の方たちにも皆御利用をいただいているというような状況で、私としましては、よりPRに力を入れながら、よりこの寄附額を多くしていければと考えております。

しかし、これはあくまでも一つの国の制度でありまして、非常に金額も毎年安定しているものではないと、確かに不透明な部分もございます。そういった意味では、この目標数字、目標額というのはございませんけれども、安定した寄附額を集められるような、常にそういった進め方をしていくということが大事なかと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

町長の壇上からの答弁の中で、本町においては、感染防止ができた、できたというか、そういう受け止め方であるという答弁でございましたけれども、町民の中にはいろいろなうわさ話もお聞きしました。

本町で3名の方が発症されたということについて、個人情報等の難しさはあると思うのですが、例えばクラスターとか、そういう部分がもし起きても、そういう情動的なものについての住民への情報開示というか、その部分についての基本的な考え方をお尋ねします。

○町長（高妻経信君）

お答えします。

まず、ただいまの御質問の中で、高原町では3名の感染に抑え込んだというよりも、現在では3名の感染者に抑え込んでいると、ことができていますと御理解いただきたいと思います。

今後も、そういった感染のリスクというのが常にあるわけですので、3名で終わったという意味ではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

それと、情報の扱いでございますけれども、県内でも去年の、特に3月以降だったと思いますが、県内でも出だした時期には非常にこの情報の扱いというのが、話を聞きますと大分混乱をしていたようでございます。

この感染者が出た市町村で、やはりこの情報の扱いというのが一番もう苦労したとのでございます。感染者あるいはその家族の方、またその医療従事者の方、様々な方が誹謗中傷で大変な思いをされたようでございます。

今、御質問にありました、仮に感染者集団、クラスターが発生をしたときはどうなるのかという質問でございますけれども、全国的に見ても、あるいは県内で見ましても、例えば施設名とかお店、こういったものを公表されていますが、実際クラスターであったかどうかという認定は、県の考え方もあるようで、これには当然、その施設あるいはお店の店主の方、こういった方等の了解を当然得る場合と、了解を得ずに公表に踏み切らなければならない、様々なパターンがあるようでございます。

これは様々なこれまでの前例を、仮に御質問にあったように高原町で発生するようなことがあったならば、当然権能としてこの情報の扱いというのは、当然言いましたように前例等も参考に決定をしていくと。これは情報の扱いですので、非常に相当気を使う分でありますので、現在どうするということは、その状況によって判断をするということでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

宮崎日日新聞の報道の首長インタビューで、小林市の市長さんは、患者さんの追跡は確認されているからというような表現をされておりましたけれども、私が思うには、町当局、開示はしなくてもいいのですけれども、その辺の部分についての、答弁はできやれん（できない）かもしれませんが、その辺についてはちゃんと把握をされているのかなという不安もありましたので、一応質問をさせていただいたところであります。

それで、町当局がそれをした情報といいますか、認識をされているのかどうか、要するに感染者が出ました。保健所の管轄だと思うのですけれども、保健所からはもう全然そういう情報等も入らないのかということなのですから、お答えができなければもう構いませんけど。

○町長（高妻経信君）

これまで、西諸医療圏でも発生をしてきておりますけれども、町に入る情報というのはそれこそ限られておりまして、私どもも新聞を見て西諸の医療圏に、新聞には毎日出ておりますので、それを見て把握できるという現状もあります。

ですので、県自体の保健所等の情報の取扱いというのも、非常に厳格なものがありまして、私どもが知り得た情報があるのではないかなというようなもの等はほとんどないと御理解をいただきたいと思います。

以上です。

もし、ほほえみ館長からあればお願いします。

○7番（温水宜昭君）

私が言いたかったのは、結局、感染者が出て、病院でも入ることになったときに、高原町立病院なり、小林の市民病院とかあると思うのですよ。県の対応は分かりませんが、はい、発生が出ました。町立病院に入れてくださいというようにときに分かるということであれば、不安というか、そういう部分を思ったものですから、町長の答弁で大体分かりました。それでは、次にコロナ対策支援事業についてお尋ねします。

補正11、12号による時短要請の事業者に対する協力状況、あるいは給付支援状況及び効果等についてお尋ねします。

○産業創生課長（森山業君）

温水議員の御質問にお答えします。

この補正11号、12号、時短要請に対します協力金の交付状況でございますけれども、こちら県の要綱等に従いまして、対象事業者数が本町内では18ございました。この18事業者全てが今回の1月9日からまず22日の第1期、そして、その後の2月7日までの第2期あったわけでございますけれども、この両方に関しまして、こちらから電話等で直接趣旨等お話しして、休業の協力要請等を行ったわけでございますが、皆様協力していただきまして対象になったところでございます。

給付状況におきましては、現在、18事業者中17事業者にはもう交付が終わっておりまして、現在18事業者目の交付手続にもう入っているところでございますので、もう全部の交付がもうすぐ終了するところでございます。

効果におきましては、今お話ししましたとおり、皆様が協力をしていただいたということでございまして、店のほうを、残念ではございますが、閉めたりして協力いただいたところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

それでは、今後の支援の対応についてでありますけれども、町長がそれこそ宮崎日日新聞のインタビューの中で、町独自の支援金について述べられておりましたけれども、今度の3年度なりの予算に上がっているかもしれませんが、独自の支援金についてお尋ねします。

○町長（高妻経信君）

新聞記事に載った支援ということに関してだと思いますけれども、この支援につきましては、今課長が申し上げましたが、いわゆる飲食店の時短要請にならなかった様々な業種の方、例えば飲食店でも昼間のみの営業の食堂等もございますけれども、そういった方、あるいはそのほかの飲食店、あるいは観光業、町内の諸事業所、こういったところが県の緊急事態宣言の中で支援対象になっていない業種、こういったものについても、当然、県の行動要請の中では外出自粛等も県民に訴えておりましたので、あらゆる業種について影響があったというようなことで、町内の事業者にも一律の支援をするということで行ったものであります。既に今、受付を開始したところでございます。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

今までの支援の在り方で、この前ですね、文教厚生常任委員会のほうで町内の公立保育所の所長さんたちとの意見交換会をさせていただいたのですけれども、本町の子供さんに対する支援というのは、とてもいいという評価を頂いたのですよ。要するに給食費の免除とか、そういう部分でそういう話が出たのですけれども、このコロナ対策の中でも牛肉の配布とか、それぞれ支援をされております。非常にいいことだと思うのですよ。

ただ、今までの中で生活弱者、高齢者等を含む生活弱者についての支援についてはなかったと思うのですけれども、国や県の考え方もあると思うのですが、町においてそういう支援についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

温水議員の御質問にお答えします。

これまで、生活弱者の方々を含みましての支援策といたしましては、国が実施しておりますマスクの配布や一律10万円が給付されました特別定額給付金などがございます。

本町におきましては、消毒液の配布、またはプレミアム付き商品券の発行といった、全町民を対象として新型コロナウイルス感染症に対応した事業を行い、広く支援をしてきております。

また、感染症の影響を受けた保育所や福祉施設、また子供や事業者といった方々へは特別の支援を実施しているところでございますが、現在のところ、生活弱者の方々への特別な支援は行っていないところでございます。

以上でございます。

○7 番（温水宜昭君）

はい、分かりました。

次に、コロナワクチン接種について伺いをします。

2月5日の全員協議会の中で大まかな説明はあったところではありますけれども、国もワクチンの遅れとか、いろいろまた変わってきているようであります。そこで、コロナワクチン接種についてお尋ねします。

まず、ワクチン接種に向けた町民への正確な情報開示はどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えします。

コロナワクチン接種に関する情報についての周知でございますけれども、一昨日3月1日の区長会提出文書によりまして、お知らせを掲載したところでございます。また、町のホームページのトップページのほうに欄を設けまして、そちらのほうでも周知を行っているところでございます。

そして、今後におきましても、いろいろ情報が変わり次第、適宜更新していく計画しております。

以上であります。

○7 番（温水宜昭君）

要介護、高齢者の方々が、接種については43%ぐらいが迷っていらっしゃるというような報道もありましたけれども、当局はこれに関して何か考え方があれば、お尋ねします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えします。

今回、初めてのワクチン接種ということで、かなりタイトな時間でスケジュールを組んでいるところでございますけれども、例えば、季節性のインフルエンザワクチンの接種の例で申し上げますと、65歳以上の高齢者の方が約6割程度接種をされておられます。そういうことを鑑みますと、一応計画では7割の方が接種をされるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上であります。

○7 番（温水宜昭君）

次に、接種券についてでございますけれども、発送から接種券の予約までの大体の期間をどれぐらい見込まれているのか、お尋ねします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えします。

まず、接種券の発送でございますけれども、現在、システム改修等の準備も行っているところでございます。接種券につきましては、2月1日に設置いたしました新型コロナウイルスワクチン接種推進室、いわゆるほほえみ館内ですけれども、そちらのほうから発送する予定でございます。

発送時期につきましては、今のところ高齢者の方が3月下旬になろうかと考えております。それ以外の方は、4月以降の発送予定としております。

そして、予約についてでございますけれども、これについては現時点ではワクチンの供給、状況を見ながらその情報を加味しながら予約のほうをお願いしたいと考えておりまして、プラス予約方法のほうは電話による方法を考えております。

以上であります。

○7番（温水宜昭君）

そしたら、接種作業でありますけれども、医療従事者が先にという報道がありますけれども、町内においていつぐらいから接種を始めて、大体2回目がどれぐらいとかいうスケジュール等がもし分かれば、今の段階でお尋ねします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えします。

医療従事者への接種でございますけれども、今のところまだワクチンが届いておりませんので、ワクチンが仮に届いた場合、1回目の接種から1人の方が終わりますと、3週間置いた後に接種を行いますので、その期間に応じて流動的に変わりますので、今のところはその程度でしかお答えできません。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

次に、医療体制について、この前説明があったところで、本町においては高原病院、川井田医院、ふきやま霧島東麓クリニックで接種予定ということでありましたけれども、医師の関係とか看護師さんは、要するにその手続等については、私は個人的には体育館とか、そういうところに寄ってするのかなというのがあったものですから、この辺の連携についてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えします。

接種体制についてでございますけれども、まずもって医療機関のほうに御相談を申し上げたところでございます。そして、接種体制の構築については、3つのパターンがございます。

まず、集団における接種と、それが1つ、そして2つ目が個別による接種と、そして3つ目が集団と個別を合わせた接種というのが3つパターンございますけれども、医療機関と打ち合わせた結果、まず、先ほど議員さんがおっしゃいました公共施設等を使った場合につきましては、医師、そして看護師等の確保がなかなか厳しいと、難しいということがまず1つ上げられました。

そしてもう一つ、重大なところが副反応に対する対応についてでございます。仮に副反応が出た場合、体育館等であればそこから応急処置をして病院のほうに搬送しないといけないということもございますので、今回は医療機関での接種ということで緊急対応についても、何らかの対応ができるということで、個別接種という方法で調整を図ったところであります。

以上であります。

○7番（温水宜昭君）

一応、今回の場合は16歳以上が接種対象となっておりますけれども、15歳以下については報道等でも全然開示はされませんが、その辺についての考え方をお伺いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えします。

15歳以下のワクチン接種についてでございますけれども、今回のワクチンにつきましては、アメリカのファイザー社のワクチンでございまして、このワクチンの薬事承認のほうの対象が16歳以上となっております。

そういう関係で、16歳に満たない方は、今回はワクチン接種の対象にはならないと御理解いただきたいと思います。なお、これは現時点での科学的知見に基づいたものでございまして、今後、これが変更になる可能性はあるかもしれません。

以上であります。

○7番（温水宜昭君）

今まで、ちょっとお聞きして、まだある程度詳細的なものまではまだ確立されていないのかなと受け止めをさせていただきましたけれども、今回の期間の中で、7月か8月か分かりませんが、この間にもし受けられなかった人がその後にもし接種を希望された場合の対応等についてと、今回は接種費用が無料ということでありましたが、この期間内にもしできない場合はその後、接種料というか、その辺を出さないかんのか（出さなければならないのか）、その辺についてもし分かればお伺いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えします。

万が一、何らかの理由で今回接種することができなかった方につきましても、再度予約をして

いただければ接種可能と考えております。

以上であります。

○7番（温水宜昭君）

最後に、当局が今後の課題で、一番大きいと思われる課題がもしあればお聞きします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

今後の課題なのですけれども、まず、国のほうが当面確保するワクチンに限りがあるというのがまず一つの課題かなと思っているところでございます。そして、その供給が順次行われるということでもあります。

それともう1点が、このワクチンの供給によりまして、ワクチンの接種の時期が実際のところ具体的に分からないということが一つの課題かなと思っております。

ただ、こういう課題はございますけれども、医療機関と接種に向けて体制を構築して、安全、安心に接種者が接種できるように取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上であります。

○7番（温水宜昭君）

最後に、町長にお尋ねします。

今回のこのコロナワクチン接種については、ほほえみ館が担当されるということでもありますけれども、町として接種事業というのは、私は大きい事業だと思うのですよ。課をまたいだというか、その辺の連携については、どのように町長がこのコロナワクチン接種についてのお考えを最後にお聞かせいただければありがたいと思いますし、町長ももちろん接種はされるのだと思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいま、ほほえみ館長のほうから課題等については答えさせていただきましたけれども、やはり私としては、まず、この接種を町民の方が安心して一人でも多くの方が受けていただくように正確な情報を流していくというのが、やっぱり一番大事だろうと思っております。

しかし、現状で見ますと、国・県の情報も新しい情報が毎日入ってきますし、またその情報は変わるというふうに非常にまだこの情報が交錯している状態でありまして、なかなかまだ実際正確な情報をお伝えできないというのが現状であります。

しかし、この安全性がやっぱり町民の方も不安であろうと思っておりますけれども、日本でももう先行接種が始まりましたので、国としてはまず、これが安全であって効果があるということ、国としても国民にそういうことを訴えていって欲しいなというような気持ちであります。それと、町の体制についてでありますけれども、現在、ほほえみ館のほうの中に推進室ということで設置をいたしております。今、まだ準備段階でございますので、今後、接種券を送付する

時期が参りますと、その時期になりますと、また具体的に多く事務が出てくるのではないかと考えております。

現状では、それぞれもちろん関係する課もありますので、協議を重ねて一応体制は取っております。しかし、何と申しまして、この接種は始まった段階でシミュレーション等もしながら、町民の皆さんが安心な中で接種できるような体制はやはり作っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

いいですか。終わったのですか。終わり。

〔温水議員 「以上で終わります。」と呼ぶ。〕

○議長（温谷文雄君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

○

午後 3 時 4 2 分 散 会

令和3年 第2回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和3年3月4日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

令和3年3月4日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

陣 圭 介 議員

福 澤 卓 志 議員

日程第 2 同意第 1号 教育委員会の教育長の任命について

日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第 4 承認第 4号 専決処分について (専決第4号)

令和2年度高原町一般会計補正予算 (第15号)

日程第 5 議案第 2号 高原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

日程第 6 議案第 3号 高原町新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給基金条例

日程第 7 議案第 4号 高原町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例

日程第 8 議案第13号 高原町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第14号 高原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第15号 高原町中央運動公園の設置及び管理に関する条例及び高原町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第16号 文化財保護条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第17号 高原町母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第18号 高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第 5号 令和2年度高原町一般会計補正予算 (第16号)

日程第15 議案第 6号 令和2年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第16 議案第 7号 令和2年度高原町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

日程第17 議案第 8号 令和2年度高原町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第18 議案第 9号 令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

日程第19 議案第10号 令和2年度高原町病院事業会計補正予算 (第4号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

陣 圭 介 議 員

福 澤 卓 志 議 員

日程第 2 同意第 1 号 教育委員会の教育長の任命について

日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第 4 承認第 4 号 専決処分について（専決第 4 号）

令和 2 年度高原町一般会計補正予算（第 1 5 号）

日程第 5 議案第 2 号 高原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

日程第 6 議案第 3 号 高原町新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給基金条例

日程第 7 議案第 4 号 高原町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例

日程第 8 議案第 13 号 高原町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 14 号 高原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 0 議案第 15 号 高原町中央運動公園の設置及び管理に関する条例及び高原町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第 1 1 議案第 16 号 文化財保護条例の一部を改正する条例

日程第 1 2 議案第 17 号 高原町母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 議案第 18 号 高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 5 号 令和 2 年度高原町一般会計補正予算（第 1 6 号）

日程第 1 5 議案第 6 号 令和 2 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 6 議案第 7 号 令和 2 年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 7 議案第 8 号 令和 2 年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 8 議案第 9 号 令和 2 年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 9 議案第 10 号 令和 2 年度高原町病院事業会計補正予算（第 4 号）

出席議員（10名）

1 番 末永 充君

2 番 陣 圭介君

3 番 前原 淳一君

4 番 中村 昇君

5 番 反田 吉巳君

6 番 入佐 廣登君

7 番 温水 宜昭君

8 番 福澤 卓志君

9 番 松元 茂春君

10 番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記（事務局次長）	芝田 和之君
	書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	蒲生 隆美君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	上村 洋二君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮秀隆君	教育総務課長	末永 恵治君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、2番、陣圭介議員。

○2番（陣圭介君）

〔登壇〕

質問通告書に基づき、私からは大きく5点、質問します。

まず、病院事業に関し、壇上からは高原病院の経営管理について質問します。

先の12月定例会において、高原病院のコンサルティング会社から指南されている内容についてお伺いし、入院部門、外来部門、その他について説明をいただきました。今回はそれらの内容について、現時点におけるそれぞれの進捗をお伺いします。

次に、公共施設等の使用料に関し、壇上からは条例の適性について質問します。

公共施設等については、地方自治法第225条及び第228条に基づき、条例に規定した上で利用者から使用料を徴収できることとなっております。使用料の性格は、行政財産を特定のものに利用させることにより、そのものが受けた受益の対価として実費負担的な意味で徴収するものであり、維持管理費または減価償却費に充てられるものとされております。

しかしながら、例えば公民館や社会体育施設の利用にあつては、その利用により収益を得ている団体についても使用料を徴収していない事例も見られます。例えば、私個人も事業の中で公民館の会議室を使用する場合がありますが、職員が現場責任者として休日出勤しているにもかかわらず、照明以外の電源や冷暖房を使用しない場合には使用料がゼロとなります。

基本的に、公共施設は維持管理費等が発生している以上、使用料を徴収することを前提とすべきであつて、使用料について規定した各条例については、前述したような事例を残さないよう、検討が必要であると考えます。本件につき、当局のお考えをお伺いします。

次に、保健行政に関し、コロナウイルスワクチン接種について質問します。

新聞等の報道では、高齢者等への接種が4月12日に開始されとのことですが、2月20日付時事通信社の報道によると、接種を希望する方は全体の7割程度いるものの、副反応について不安と回答した方が全体の75%程度と高い割合を占めているとのこと。先行接種の対象者となる方々からも、私も頻繁に相談を受けますが、皆さんそろって副反応について話題にされます。

宮崎市においては、これらの御意見を踏まえ、ワクチン接種に関するコールセンターを設置して各種相談に対応するとのことですが、壇上からは本町における対応をお伺いします。

次に、電子決済に関し、壇上からは推進の可否についてお伺いします。

各種証明書の発行手数料、使用料等の納付に関し、いまだ紙ベースの納付書で対応している事務が多数見受けられますが、住民の利便性を向上する目的から、行政としても電子決済の導入を検討すべき時期かと考えます。

経済産業省もキャッシュレス化を推進しており、本県においては都城市及び新富町がキャッシュレス化に取り組む先進自治体として選定されております。

本件につき、壇上からは電子決済の推進の可否についてお伺いします。

最後に、学校のＩＣＴ化に関し、壇上からはＧＩＧＡスクール関連の体制及び計画等について質問します。

国の第３期教育振興基本計画に基づいて、２０２３年度に達成予定であった１人１台端末が新型コロナウイルスの流行に伴って前倒しとなり、本町においても、ＧＩＧＡスクール構想におけるハード面での整備が進んでいることかと存じます。

今後、クラウドの活用、デジタル教科書、教材等の整備が進んでいくものかと思いますが、壇上からは、本町におけるＧＩＧＡスクール関連の今後の計画をお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、ただいまの陣議員からの御質問にお答えします。

陣議員からは、大きく５点の御質問をいただいたところでございます。

５番目の御質問でありました、ＩＣＴ化についての中でのＧＩＧＡスクール関連につきましては、教育長をもって答弁をいたしますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

１つ目の病院事業についてでございます。

１２月の定例会において、コンサルティング会社からの指南を受けている入院部門、外来部門、その他についての、現時点におけるそれぞれの進捗状況についてお答えします。

１２月議会において、入院部門については、地域包括ケア病床の増床、糖尿病患者の教育入院、リハビリテーションプログラム作成による入院日数調整、外来部門については、訪問看護、訪問診療の拡大、町民公開講座の開催を、そして、その他につきましては、公立３病院での外部委託等の共同化による経費削減をそれぞれの内容についてお答えしたところでございました。

それぞれの進捗状況であります。入院部門については、リハビリテーションプログラムに関することについては、理学療法士とのリモートミーティングを行い、その他と外来部門については、本年度は新型コロナウイルス感染症対応により具体的な動きはできず、オンラインにより、それぞれの必要性について今後の取組の進め方などを協議いたしております。

また、その他でございます。公立３病院での外部委託等の共同化による経費削減については、西諸地区自治体病院事務職員勉強会の中で提案をしているところでございます。

以上でございます。

次の御質問でございます。

公共施設等の使用料について、条例の適性についてお答えします。

本町におきましては、各公共施設等を利用した際には各条例に基づき、施設の使用料を徴収い

たしております。また、各条例にある公共施設については、それぞれの設置目的に沿った運用を行っております。

陣議員から御指摘のありました、各条例について検討は必要であるとの御意見でございますが、それぞれの条例について、これまでの運用や背景などを考慮し、見直すべき点などがあれば見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、保健行政についてお答えします。

コロナウイルスワクチン接種関連についてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の相談体制につきましては、国から市町村、都道府県、厚生労働省等がそれぞれの役割に応じてコールセンターを設置することの方針が示されております。

役割の内容としましては、国は、コロナワクチン施策の在り方等に関する意見や問合せの対応、都道府県は、対応困難なワクチン接種に係る専門的な相談への対応、市町村は、住民、医療機関からの問合せ対応となっております。

国のコールセンターは、令和3年2月15日に開設され、都道府県、市町村は3月中旬をめどに開設することになっており、本町におきましても、町民や医療機関からの問合せに対応するため、新型コロナウイルスワクチン接種推進室にコールセンターとして問合せ等専用の電話回線の設置準備を現在進めております。

なお、詳細につきましては決まり次第、町民に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、電子決済の推進についての可否についての御質問でございます。

現在、税金や料金の納付については、金融機関窓口での支払いや口座振替、コンビニエンスストアでの支払いのほかに、バーコードを利用した電子決済ペイビーを利用することができます。一方で、窓口手数料については現金払い、公共施設の使用料については納付書での金融機関支払いのみの対応となっております。

日本のキャッシュレス決済は、現在、20％程度で、世界の中でも普及率が低く、国は2025年までに40％に引き上げることを目指しております。また、コロナ禍において現金等での接触を避けようという動きの中で、キャッシュレス決済へのニーズは高まっているところであります。

このことから、本町でも対象業務の抽出と住民のニーズを把握し、また、先進自治体の取組状況を確認し、キャッシュレス決済の推進に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、陣議員のG I G Aスクール関連の御質問について、お答えをいたします。

G I G Aスクールとは、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な設備により、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現し、これまで学校が培ってきた教育実践と最先端のI C Tのベストミックス、有効ということではありますが、それを図ることで、教師・児童生徒間の力を最大限に引き出すという構想でございます。

本町では、令和2年度から4か年の期間に段階的に端末整備を行うことを当初の整備計画としておりましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への転換が提唱される中、臨時休校に対応するためのリモート授業や家庭学習での端末利用の必要性を国が認めまして、全国一律的に令和2年度中の1人1台端末を導入する方針が示されましたことから、当初計画を変更しまして、令和2年12月末までにG I G A端末の導入を全て完了させたところでございます。しかし一方で、G I G A端末導入に伴います急激な教育環境の変化によりまして、学校現場からは強い戸惑いと不安の声が上がっているのも事実でございます。

こうした理由から、私はこれまでの教育実践とI C T教育をどのような形や比率で融合させるのかを、授業研究や教職員の研修などのあらゆる機会を通じまして検討を進め、教職員のI C T機器の使用習熟度や本町の通信環境に応じた確実かつ段階的なG I G A端末の促進を促してまいりたいと考えております。

さらに、高原町一貫教育推進プランの目標に掲げます教育重点事項として従前より取り組んでおりますが、学力向上の推進、特別支援教育の推進、そして、ふるさと教育の推進の4つ目の柱としまして、このI C Tの活用を新たに加えることで、学びの質の転換をする授業改善を図りたいと考えております。

陣議員から御質問がありました、今後の本町におけるG I G Aスクール関連の計画でございますが、令和3年度は高原町内の全域の光ケーブルの敷設により、インターネット環境の改善が図られ、動画再生やリモート授業がより円滑にできることが期待されます。

ハード面につきましては、これまで県が管理しております教育ネットひむかを経由した情報通信環境の不安定さが課題でありましたが、この光ケーブルの敷設により、この課題がクリアになることが想定されるところであります。その上で、動画等の大容量データを活用した授業を今後積極的に進めていくためのツールの1つとして、一斉学習の際に使用します大型モニター等の機器につきましては、今後精選をして令和3年度中に検討いたし、必要に応じた機器導入を町長部局と協議して進めてまいりたいと考えております。

ソフト面につきましては、本町が進めております一貫教育の共通実践事項に、I C Tを活用し

た、教職員を対象とした町内のＩＣＴ活用方法の研修や、高原町教育研究所におきまして、ＩＣＴを活用した授業づくりの研究を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○２番（陣圭介君）

自席から一問一答してまいります。

まず、病院事業についてですが、１２月定例会で答弁いただいた内容の進捗について、今、御説明いただきましたけれども、全てについて答えてもらっていない気がして、地域包括ケア病床の増床とか、あと、糖尿病患者の教育入院などについての説明いただいていないような気がするのですが、お願いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、そのことについては、オンラインでの説明とかを受けたところでございますが、実際に動きができなかったというところで終わっております。

以上でございます。

○２番（陣圭介君）

令和２年度の当初の計画では、１０月あたりに病床機能の見直しに着手するというお話だったのですが、計画どおりに進まなかったという理由があれば教えていただきたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

病床機能の見直し、いわゆる療養病棟の設置につきましてでございます。

一般病床と分けて看護師詰所などを設置する必要があるため、県内において同じフロアで設置している病院等の視察は行ったところでございます。しかし、病床機能に関することにつきましては、小林保健所が調整して、西諸医師会長が議長を務める西諸地域医療構想調整会議に諮る必要があります。しかしながら、本年度でございますが、新規感染症対策に追われまして実施できませんでした。申し訳ございません。

以上です。

○２番（陣圭介君）

ということは、調整会議にそういう病床機能の見直しに関する内容というのは諮っていないという意味合いでしょうか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お見込みのとおりです。

○２番（陣圭介君）

コロナ関係の病床の施設の整備とかそういった部分で対応に追われたのは理解しますけれども、それはまた別の話として、病院として、年度当初の段階で計画は立てていたわけですから、基本、その計画に基づいて動いていくというのが当たり前だと思っているのですけれども、例えばそういう大きな事象が生じてしまったのは理解するのですけれども、基本は当初の予定どおり準備をしておくべきものだったと思います。その辺ちょっと、今後の対応に配慮いただいてほしいと思います。

それから、糖尿病患者の教育入院についても実施できなかったということでしょうか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

町長から、12月答弁であったのですけれども、12月答弁でも申しましたとおり、提案があったのが10月以降でございまして、それまでは外来の在り方、あるいは救急の在り方とプロジェクト協議会での協議内容等も踏まえてやっております、この提案があったのが10月の第2回プロジェクト会議以降の話であって、具体的には進められませんでした。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

何のためのコンサルティングなのか分からないのですけれども、病院の経営改善に向けていろいろ指南されているわけですから、基本、そういう動きを見せていくべきであって、いろいろコロナ禍で、コロナ禍でと言っていると何もできないのじゃないかなという不安が私の中にあって、ちょっと改善に努めてもらうしかしようがないのですけれども、これ以上、ここの部分は言わないです。

それから、今の、令和2年度で目標としていた部分が着手できなかったということに関して、3年度はどういう計画ですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

3年度につきましては、病床機能の見直し、こちらは、やはり当院でも療養病床は必要であるということでございますので、そちらは必ず進めてまいります。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

分かりました。そういった部分が新年度予算に反映されてくるものかと思っておりますけれども、そのあたり、また委員会審査等で聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、しつこく出している一問一答に移りますが、看護師の配置基準のランクアップ、現状、13対1にランクアップが達成できていると思うのですけれども、現コンサルティング会

社が入るよりも以前に、平成30年度あたりなのですが、他の業者から経営指南を受けた実績はないかという点についてお伺いしたいしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

平成30年度に、当時の常勤医師の先生が以前ご勤務をされていた民間病院の医事課の職員の方をお招きして、数回、御指導をいただいているようでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

その際、指導されたというか、指摘された事項について、説明をお願いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

ただいまの陣議員からの御質問にもありましたように、地域一般入院料3の看護師配置基準15対1から、地域包括ケア病床の設置を目指して、地域一般入院料の看護師基準13対1へのランクアップをはじめ、療養病床の設置や人間ドックの単価見直しなどについて御指導をいただいております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

その際、必要看護師の数なども説明を受けていると思うのですけれども、記録があれば説明をお願いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

記録によりますと、当時、常勤の先生が勤めていらっしゃった病院では、111床あるうち40人の看護師を配置していたという記録が残っています。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

高原病院56床に対して、必要看護師数の提示はありませんでしたか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

56床に対してですけれども、56床に対しては、その記録はちょっとまだ読み込んでおりません。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

当然、経営指南を受けるわけですから、目標値っていうのは具体的に説明を受けていると思うのですよね。記録がないのはおかしいので、当会、対象者を多分、事務長、御存じだというこ

とをヒアリングの中でも伺っておりますので聞いてみてくださいよ。そういった話をされたような記憶が私の中にはあるのですが、確認ください、必要看護師数を、この本会議じゃなくていいですから終わった後でもいいので、今後の経営改善に向けての目標値として考えていただきたいなと思います。

それでは、じゃあ、コンサルティング会社ではなかったと、こういった経営改善に取り組んだほうがいいよというアドバイスをいただいたということについて、現状と比較して進捗はどのような感じですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

その中でなのですが、ただいま申し上げましたとおり、陣議員からもありました、地域一般入院料1の看護師配置基準1へのランクアップについては、令和元年8月に変更しております。

また、人間ドックの単価見直しについては、令和2年4月から実施しております。

あと、療養病床設置につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、本年度は新型コロナウイルス感染症対策を重点化した頃から実施にいたりませんでした。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

分かりました。今、療養病床の関連のお話がありましたけれども、療養病床、仮に今の病床数を維持したまま機能転換していった場合に、必要看護師数って減りませんか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

今、令和2年度も計画しておりまして、療養病床の設置に基づいた形の人数の配置ということなのですが、現在のところ若干不足しているという形でございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

お聞きしたいのは、一般病床全部、56床、一般病床全てだったものに対して、療養病床をその分、幾分、配分した場合に、必要看護師数が56床全部一般病床だった場合と一部を療養病床にした場合とで、後者のほうが必要看護師数は減りませんかという質問です。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど申しましたとおり、一般病床と療養病床を設置した場合は、一般病棟と療養病棟と分けるなければならないということで、看護師がまた別途必要になってくるということになっております。

以上でございます。

○2 番（陣圭介君）

病床機能の転換というのは、院長の方針にもよると思うのですが、望ましい方向で経営改善に向けて、地域の住民の福祉のために望ましいのか、いろんな面で望ましい形態というのはあると思うのですが、私が1つだけ言いたいのは、コスト面なのですよね。いろいろ経営改善に向けての方向性というのは、いろんな議員さんたちからもおっしゃられますけども、人件費コストが一番高いのですよ、通年なのですけど、医業収益を上回ってしまってきて、まだ提案されていませんけども、当初の予算案の中も見るとえらいことになっているので、そういったコスト面というのをもう少しシビアに見ていかないと、経営改善って絶対達成できないって思っているのですよね。なので、その点頭に入れて今後に取り組んでいただきたいと思います。

経営管理関連は以上といたします。

それと、もう1点、言いたいのですが、病院の医業収益の数字に一番近い立場の方って、病院事務長じゃないですか。現場からそういう人員の増強の要請が多々あると思うのですが、そういった場合に、コスト的に厳しいとか、予算がっていうような話って一番できる立場っていうのは病院事務長だと思うのですよ。当然、当局の財政のほうとも話はすると思うのですが、そういった調整の上で、一般会計御存じだと思うのですが、かなり逼迫している状況なのです。そういった面で病院にいらっしゃるのが病院事務長なので、やっぱりちょっと、現場からの要請をすんなり、どんどん受け入れるのではなくて、やっぱりコスト面で話をしていただいて、今、こういう状況だからという話をしっかりとしていただきたいのと、現場のほうに。それは要望としてお伝えしておきます。

次に、職員体制関連なのですが、12月定例会で令和2年度は常勤医師が2名減となったとの答弁がありましたけども、常勤医師の現状について説明をお願いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

常勤医師の現状でございますが、外科院長1名と、副院長の長島先生と診療部長の蛭原先生、3名でございます。

以上でございます。

○2 番（陣圭介君）

常勤医師が減となったことによって影響はありますか、例えばコスト面での影響とか、考えられるだけでいいです。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

コスト面としてはやっぱり、2人常勤医師が減っているということでございますので、低減、

低く抑えられていると考えております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

常勤医師が減った分を診療科目を増やしたりとか、他の非常勤医師の部分で補っているような側面が私はあると思っていて、常勤医師の減で人件費コストは削減できても、他の部分でプラスになっている部分があるような気がしますけども、いかがですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

令和2年度におきましては、医師の報酬等含めまして、元年度に比べまして低くなっております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

分かりました。それでは、令和3年度当初の、これはもう計画でいいのですが、医師の体制について、診療科目等も含めて説明をお願いしたいと思います。常勤医師に限らず、非常勤でこういった診療科目を設けるとかいう辺りを説明いただきたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

やっぱり、ただいまの陣議員からありましたとおり、今般の議会で令和3年の予算を計上させていただいております。その中の御審議ということになると思いますが、ただいま御説明いたしました常勤医師3名に加えまして、非常勤医師としまして、一般外来に外科2名と整形外科1名、整形外科は一般外来で整形外科のみならず一般の方も診ていただくという形でお願いしているところでございます。あと、内科が3名、専門外来に呼吸器外科を1名、循環器内科1名、肝臓内科は5名なのですが、これは土曜日の午前中に鹿児島大学からお願いしているところでございまして、毎週なのですけども、そういった関係でございます。あと、人間ドックの関係で2名の医師の体制を計画しているような時用でございます。

○2番（陣圭介君）

医師体制は、具体的に予算審議の中で聞いていくと思うので、その点お願いします。

それから、院長なのですが、かつて私から意見を出したこともありますけども、訪問診療で病院を不在にしている時間が多いと思うのですけれども、入院患者数を増やしていただくために御尽力されている姿は分かるのですが、緊急時に責任ある立場の人間が現場にいないことにもつながると考えるのですよ。昨日も、中村議員からも地域住民との信頼関係の構築というお話もありますけれども、やはり院長がその点からも院内で地域の人たち、住民の方々と顔と顔を見合わせていただくという姿勢が必要であるかと考えているのですけれども、そういう改善に

ついてどのようにお考えでしょうか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

現在、院長が訪問診療等で病院を不在にしている場合は、副院長または診療部長の常勤医師がその職務を補っている現状でございます。また、今回の陣議員から御指摘もいただきましたけれども、先日の医局会で再度、職務及び役割を確認して、どうしても院長の対応が要求される場合は、訪問診療等を取り止めて帰院することを確認いたしましたところでございます。

あと、地域との繋がりということなのですが、院長も本当は訪問診療等、御苦労いただいているところでございますが、朝、必ず訪問診療の前の待ち時間対策も含めて、30分は必ずいらっしゃる、少なくとも。あと、訪問診療がない場合は、入院病棟の管理等がない場合は、必ず外来の診療室にあります。あと、土曜日の第2、第5は、院長が外来で診療するという体制でございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

お伝えしたいのは、院長が常に院内にいないということではなく、何かしらの不測の事態に備えるという意味合いであって、例えば現場でトラブルがあると、私はある常勤医師の方の業務が過多になるような場面というのも耳にはしているのですが、そういった場合に柔軟に対応できるので、総師長か院長がその現場を見て指示していくしかないと思っているのですが、そういった観点で話をしているので、院長が朝いる場面もあるとかそういう答弁じゃなくて、そういう責任のある立場でしっかりと現場を把握できているという責任ある立場というふうに申しておりますので、その点、考えてください。院長にもお伝えいただいて構わないので。

それから続けます。先般、看護師の正規職員は3名程度採用としていたのを町のホームページで見たのですが、理由について教えていただけますか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど、療養病床の設置のことについてお答えしたところでございました。

現在、看護師の正規職員を31名配置しております。12月議会で町長が答弁されましたけれども、このうち病棟の看護配置基準数が、現在、会計年度任用職員を含めて3名不足しているという状況でございます。本年、令和2年度も当初、療養病床を設置することに伴い、さらに看護配置基準数が増えることから新規採用をお願いしていたところでございました。しかし、1名退職、1名採用ということで、変わらなかったということでございます。

また、今般、新たな新規感染症の対策も加わりまして、病棟のみならず外来等も不足しているという現状から、再度採用をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

先ほど申し上げましたけれども、職員採用の可否については、当然、看護師の配置基準を満足するための人数っていうのは適正に必要だとは思うのですけれども、そういうコスト面での検討っていうのも厳しく行っていただきたいという気持ちです。

それから、診療科目ごとの今後の計画ということで、多数の診療科目を答弁いただきましたけれども、そういった種々の科目を増やすことが、私は必要看護スタッフの増につながっているのではないかと考えているのですけれども、いかがですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

現在、外来の看護師8名で外来部門を対応しているというところでございます。本年度は、感染症対策に伴う発熱外来等、これまでなかった対応が必要であったところでございます。

また、今ありますけど、これまでの先生1人に1人つくという形でですけれども、そういった話があったところでございますが、先生によっては1人の医師に看護師が3名から4名が必要であったこともありました。しかしながら、現状では、先生方をお願いいたしまして、限られた人数、今の外来の人数で対応していることに御理解いただいて診療に当たっていただいているというところでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

分かりました。それでは、ちょっとこれも話しにくいのですけれども、ここ数か月の間、退職または病気療養によって現場を離れる看護師さんが複数いらっしゃると、耳にするのですけれども、実態をお伺いしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

令和3年度で退職の看護師が1名おります。あと、病気療養が1名いらっしゃいまして、産後休暇という方が1名いらっしゃるという現状でございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

病気療養される方もいらっしゃるということで、どういった原因で病気療養されているか、身体的な、物理的な病気療養であればいいのですけれども、そのほかの理由であれば、どういった原因なのかというあたりを把握できていますか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

看護総師長からなのですが、直接本人から伺ってどのような状況であるというのは承知しております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

具体的には理由を聞かないですけども、例えば、職場の中にそういった原因がある場合に、その払拭に努めていらっしゃいますか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

なかなか医療スタッフ間でいろいろ難しいところがあります。少なくとも私は、各部門にお話しに行きまして、いろいろ話は伺っているところでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

現状は知っているのですけれども、ここであえて言いませんけれども、あつてはならない職場になっているような気がして、経営改善に努めていらっしゃる姿は分かるのですけれども、それ以前に、スタッフをあまりにもツールのような見方をしているのではないかという気がして、そういった意見というのをしっかりと院長に伝えていただいて、職場環境の改善に努めてくださいよ。同じような方が再発する可能性があるとは思っているのですが、そういった部分で職員体制の構築に臨んでいただきたいと思います。

以上で、病院事業についての質問を終わります。

続きまして、公共施設等の使用料についての質問に移ります。

それぞれの条例について見直すべき点があれば見直すという答弁で、お願いするしかないのでお願いします。

それから、一問一答移ってまいりますが、ある公共施設において、今般、提案が予定されているのですけれども、その部分も含めて、使用料の規定が条例のほうに漏れている事例っていうのを目にしたのですが、そうなったら条例の不備がないか、どうか、充足するために、全体的に一度、使用料規定のある条例を確認いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

使用料の条例規定につきましては、全体的に一度確認いただきたいと思いますという御指摘でございます。各使用料条例規定について、今後、確認等を行いながら必要なものについては適宜改正していきたいと考えております。

以上です。

○2番（陣圭介君）

分かりました。それから次に、維持管理費用の考え方につきまして、先述しましたが、使用料の性格なのですが、行政財産を特定のものに利用させることで、そのものが受けた受益の対価として、実費負担的な意味で徴収するものであって、維持管理費または原価償却費に充てられるものとされております。

現状、例えば社会体育施設等においては、利用者から徴収する使用料を、維持管理費用が大きく上回っているものと考えておりますけれども、見直しの必要性について方針をお伺いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

各公共施設の維持管理費用につきましては、毎年一般会計からの負担で対応している部分もございます。各施設の使用料を維持管理費用に充当しているものもございますけれども、維持管理費用のほうがはるかに上回っている状況でございます。

現在、本町の各施設につきましては老朽化が進んでいる関係で、特に維持管理費用のほうが大きく上回っている状況がございます。そのようなことがありますので、使用料だけでは当然維持管理は賄えないというところでございます。ですので、見直すべきところは今後適正に見直していくということではございますけれども、はるかに維持管理のほうの金額が大きいということでございますので、見直しても使用料のほうが維持管理を上回ることはないと考えております。

○2番（陣圭介君）

財政係がヒアリングに来た際に、他の市の事例として、自治体が徴収する使用料の考え方をきれいに整理していたところがありましたので、そういった性格の公共施設であるから、こういった性質の使用料は取っていいのだとかいうところをきちっと、全体的に整理して、統一感を持たせていただきたいと思います。ちょっと参考資料を見ていただければよく分かると思いますので、その点はよろしくお願いします。

それから、総合運動公園の維持管理方法に関してなのですが、他の町村の管理運営状況について調査したことがあるかどうかについて、お伺いしたいと思います。ある場合にはその事例について説明をお願いします。

○教育総務課長（末永恵治君）

総合運動公園の維持管理についてでございますけれども、管理方法や管理費用面につきましては、これまでも様々な視点から検討してまいっております。

御指摘の他自治体の調査につきましては、類似の施設を有する近隣自治体担当者への聞き取り、また実際にその手法を拝見させていただくなど、調査を行っております。

そのような中におきまして、本町と同様の芝生広場を有する自治体におきましては、機械の公費購入により直営での管理をしているところや、予約や貸出しから管理まで指定管理者制度を導入して実施しているところなどの事例もございました。

今後本町におきましても、このような事例を参考としながら、踏み込んだ協議を実施していきたいと考えております。

○2番（陣圭介君）

本町において、具体的にどの辺りを検討しなきゃいけないかという抽出はできていますか。

○教育総務課長（末永恵治君）

総合運動公園の維持管理につきましては、これまで芝刈りから肥培管理、いわゆる芝の生育状態の管理まで、全ての作業を一括して業者へ委託しておりました。今回、当初予算にも計上いたしておりますけれども、まずは芝刈り、収集作業について、その方法を変更したいと考えております。

これは、芝の生育状態や天候、予約状況等により、芝刈りや刈り芝収集が計画的、効率的に実施できない場合もありまして、コスト面が増加してしまうことや、利用者に適切な状態で使用していただくことも考慮しまして、専用の機械を購入し実施することで費用の削減を目指すものでございます。

現在のところ、作業につきましては職員もしくは委託も想定しておりますが、この方法に限らず、持続可能かつ多面的視点を持って検討を進めて、少しでも早くよりよい管理方法につきまして結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

昨日、使用料に関する条例を全体的に見ていましたら、総合運動公園の使用料については大分細かに規定があるのでございますけれども、全てにおいて徴収できていますか。

○教育総務課長（末永恵治君）

今、おっしゃいました細かな規定に基づきまして使用料は徴収しております。ただ、減免等をする団体もございます。

○2番（陣圭介君）

公共施設の維持管理費用、先ほど総務課長からの答弁ありましたけれども。一般会計からの持ち出しで対応せざるを得ない状況かと思っています。そこは理解するのですが、公共施設等の整備に係る基金がありますけれども、各種使用料の積立てについて、考え方をお伺いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

ただいま質問がありました使用料の積立てでございますけれども、使用料をほかの経費に回す余裕がないところでございますので、基金のほうには回らないとありますけれども。

まず、使用料については、決算統計的にいえば最初に維持補修費に充てる、それで余裕があれば物件費とかいうことになりまして、使用料については、例えば新規の建設するものには充てられないとかあるのですけれども、質問にあった使用料については、もう他に回す余裕がないということでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

使用料について最後になるのですが、住宅使用料について、ヒアリングの際に、今まで使用料を起債の償還に充てていたという説明を受けていたのですが、この点、同様に維持管理費用としての充当についての考えをお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

陣議員の御質問にお答えします。

住宅の使用料については、現在、予算上建設にかかった起債償還金に充当しているところでございます。今後は、老朽化している公営住宅の維持管理へ優先的に充当してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

なかなか、老朽化していくものに充てていくというよりも、ある程度、計画はもう当然どこの住宅についても立ててはいらっしゃると思うのですが、効率的に予算が動くような使い方をしていただきたいと思います。

以上で、使用料についての質問を終わります。

続きまして、コロナウイルスワクチン接種関連です。

コールセンターについて設置いただけるということで、専用回線を設けていただくことで理解しましたけれども。

昨日、他の議員さんからも質問がありましたけれども、情報提供ですよ、副反応であるとか、効果であるとか。ホームページであつたりとか、区長会文書で周知されているのは分かったのですが、見ないからそこから対象にならない、漏れている方というのがいると思うのですよね。

可能であれば構わないのですが、クーポン券、どちらにしても全ての対象者に送られると思うので、その際に情報を記載したチラシでも入れていただきたいなあと、いただけたらそういう部分がうまく伝わるのではないかと思いますので。検討の可否について答弁をお願いします。

す。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えします。

副反応等の説明等につきまして、先般御説明申し上げたとおり、区長会、そしてホームページ等で取りあえず周知するということを答弁いたしました。先ほど御提案がありました接種券を配るとき、クーポン券ですね、配るときにも一応検討はしたいと思っております。

また、接種券の様式が近々正式に決まると思いますので、接種券のほうにもその副反応に関する情報が載っておりますので、可能であれば接種券もお配りしたいと思っております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

本町においては、3つの医療機関で、個別接種を基本として対応するということでありますけれども、対象者の受入れ体制について伺います。

各医療機関における対象者からの予約の受入れ方について、計画があれば教えていただきたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えします。

高原町の場合は個別接種ということで、各医療機関のほうに接種をお願いするわけでございますので、基本的には各医療機関での予約受付になろうかと思っておりますので、その点について今調整を図っているところでございます。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

国のほうでも大分議論されているのですけれども、結局ワクチンの量が、供給量が絶対的に少ないので、分割してどんどん供給されるという情報は入っているので、そこは理解しているのですけど。

クーポン券の送付なのですが、先般、河野大臣がおっしゃっていましたが、送付の手法ですね。自治体がそれぞれ個別に柔軟に対応していただきたいと。要は分散して送付することが望ましいということを念頭においての発言かと思っておりますけれども。ワクチンの供給量も当初から十分でないということを考えると、その方向で進めていただきたいと思っておりますけども。方針をお願いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えします。

御存じのとおり、接種順位がある程度決まっておりますので、その接種順位によりまして接種を

行うことが大前提になるわけでございますけども。先ほど陣議員のほうからお話がありました、河野大臣からの記事が宮崎日日新聞に載ったところでございますけども、キャンセルなど、ワクチンの余剰分の取扱いについて……、〔聴取不能〕「はい、それも……、」〔発言の声あり〕余剰に出た場合に取扱いについて、近く国のほうから指針が示されるようでございます。その中においても、どのように分散配布するかということも含まれるのではなかろうかと思っておりますので、国の指針にのっとって対応したいと考えております。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

先に予定していた質問についても今答えていただいたような気がしたので、ちょっと止めてしまいました。申し訳ありません。

それから、宮崎市郡医師会の医療関係者向けの講演会というか、ウェブ視聴のサイトを機会あって見せていただくことができたのですけども。当然、西諸の医師会との協議ともなると思うのですけども、優先接種者となる高齢者の接種期間について、開始から完了までの計画が本町でもあればお示しいただきたいのですが。なかなか国からの方針とか、医師会との協議もうまうまいかないのであれば、その旨説明いただければと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えします。

まず、高齢者の接種につきましては、4月以降に始まる予定でございますけども、ファイザー社の医薬ワクチンにつきましては、2回の接種ということは御存じであろうかと思います。

1回目の接種から3週間を置いて接種ということでございますので、おおむね1回目と2回目、それぞれ2か月程度かかるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

私見させていただいたもの、かなり具体的に第何週から何週までに1回目、2回目は第何週から第何週までと。で、2回目の接種と次の順位の方の1回目の接種とが重複するような感じのスケジュールを組まれていたので、これからの協議になるかと思いますけども、その點頭に入れておいていただきたいと考えます。

それから、現在、先行接種が開始されている医療従事者の方についてなんですが、ワクチン接種前に解熱剤とか痛み止めを服用しているような事例が大分報道されていて、それが本町の一般の接種者も真似してしまうようなことが懸念されるわけですけども。接種前にそういった薬剤を服用するという点について、町として判断をお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えします。

通常は、ワクチン接種後1日から2日たって発熱があった場合に再度医療機関を受診しまして、そして必要に応じて解熱剤等を処方するのが通常の方法であろうかと思っております。

そういう中で、陣議員の御質問にあります接種前の服用の対応につきましては、現在国のほうに照会をかけておりますので、その照会の回答がありましたら、その趣旨にのっとって対応したいと考えております。

以上であります。

2番（陣圭介君）

分かりました。よろしくお願いします。

それから、次ですが、妊婦の方、アレルギーや持病をお持ちの方、またさらには感染歴がある方へのワクチン接種の対応について、お伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えします。

まず、接種の対象につきましては予防接種法で定められております。妊婦の方へ既に感染歴がある方も、ワクチン接種は可能であります。

そういう中、ただし妊婦の方につきましては、接種データが少ないということもございますので、努力義務からは外れております。ただ、医師のほうがこの接種に当たって危険性よりも有効性の方が高いというふうに判断した場合、本人の同意があれば接種ができるものと思われま

す。

また、既に感染歴がある方につきましては、感染しておりますので、受けた治療の内容によっては、治療後から接種まで一定期間置くということも考えられますので、その場合は、その主治医に御相談申し上げる形になるのではなかろうかと思っております。

あと、アレルギーとかお持ちの方につきましても、かかりつけ医にまずは相談していただいて接種に当たっていただくということになろうかと思います。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

接種後の副反応への対応についてお伺いしたいと思います。

例えば、集団接種などにおいては、経過観察として接種者に会場でしばらく待機いただくことを予定しており、応急処置、治療処置、または救急搬送措置への対応も想定しているとのことですが、本町における体制をお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

接種後の対応についてでございますけれども、国からアナフィラキシー等の重度な症状が出る場

合がございますので、その場合は、そういう症状が過去にあった方につきましては、おおむね30分経過措置を置くようにと指導が来ております。そしてあと、その他の方につきましては、15分の経過観察をなさうということを決められておりますので、本町においてもそのような対応で待機所を設けて観察したいと考えております。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

分かりました。

続きまして、ワクチンの管理体制についてお伺いしたいのですが、保管する体制について計画があれば説明をお願いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えします。

ワクチンの管理体制でございますけども、今の計画では、3月下旬に高原病院にディープフリーザー、マイナス75度の超低温冷凍庫が参ります。その冷凍庫の保管につきましては、今のところ高原病院の、薬局、院内の薬局の室において管理する予定となっております。管理者を置いて管理に当たるということで、病院とも協議したいと思っております。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

理解しました。もう後半に差しかかっております。

ワクチン接種を予約していた対象者が、やむを得ず接種できない場合の対応についてお伺いしたいのですが。昨日の、温水議員だったと思うのですが、の答弁で再度予約していただき対応いただくというようなことになろうかと思うのですが。

今回聞きたいのは、使用を予定していたワクチンの処理についてお伺いしたいと思います。

次の質問ともくっつけて話しますけども、国からはワクチンの廃棄ができるだけ少なくなるように求められているのですが、そういった予約していた対象者が来られないと、常温で置いていける時間も限られているということからすると、やむを得ずワクチンを廃棄せざるを得ない場面というのも想定されると思うのですね。

で、そのような場合において、接種順位が後位、後ろのほうにある方々がその廃棄になるワクチンを、予定のワクチンを無駄にしないという観点で、後位の順位の接種者が、当該ワクチンを接種できるような配慮ができないものかなと考えておまして。

例えば、高原病院でそのような事態が起これば、通常、来庁者なり職員なりが役場にはいるわけでありまして、情報もすぐ入ってくると。で、そういう方々に接種できるように取り計らえないかなと考えているのですが、いかがでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えします。

御存じのとおり、当面確保するワクチンの量には限りがございます。そういう中、ただいま陣議員の御質問にあるような形の対応につきましては、国からQ&Aで示しておりまして、その中によりますと、現時点では、接種順位に該当する者に接種をするということが大前提になっております。

そういう中、いずれにしても今後、先ほどの質問の中でもお話ししましたとおり、順位を超えた接種について、ひょっとしたら指針が示されるかもしれませんが、その国の指針にのっとって対応したいと考えております。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

分かりました。ワクチン接種関連の質問は以上とします。

続きまして、電子決済についてですが、検討はいただけるということで理解しました。

まだ提案されてないですけども、多分民間のほうにもキャッシュレスを推進していくような予算が今後ついていくように想定していると思うのですけれども。その立場上、経済産業省からの予算もつくわけなので、予算のあるうちにやっておくこともできるので、その辺は検討ください。

次ですね、行政へのキャッシュレス化について。全国でも導入はまだ開始されたばかりで、本町で実施する場合には、手法を十分に検討する必要があると理解しています。経済産業省が電子決済を推進していて、導入手順についても詳細な手順書というのも公開されています、既に。その導入に関して、国からの予算措置が期待されるのですけれども、乗り遅れることのないように、十分に導入の検討を重ねていただきたいと思います。方針についてお伺いします。

○会計管理者兼会計課長（酒匂政利君）

陣議員からの電子決済の手法についての質問にお答えします。

キャッシュレス決済については、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンを利用したコード決済など多種の導入手法があります。住民のニーズや導入にかかる経費や手数料など、費用対効果についても、導入自治体やモニター自治体の取組状況を把握しながら検討していかなければならないと考えております。

また、本町では町長の答弁にありまして、窓口手数料は現金で、体育館等の公共施設の使用料については納付書を発行し、金融機関で支払っていただく手法をとっております。

キャッシュレス決済の導入に当たっては、納入方法や会計処理システムの統一化などを図りながら、システム改修に係る経費の削減も図ることも重要と考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

会計管理者に訂正します。会計課長じゃありませんので。

○2番（陣圭介君）

前向きに検討いただけるという答弁と受け止めたので、よろしくお願いします。電子決済については以上とします。

次、GIGAスクール関連の体制及び計画など。今年度、令和3年度の予定など説明いただきましたので、その辺りは理解したのですけども。

現状ハード面での整備が完了したところで、ICTの活用はこれからであると理解しております。急遽、前倒しで進められたGIGAスクール構想について、先ほども説明がありましたけども、教職員に高度なICT教育スキルを最初から求めるのは難しいと考えています。

過去、文教厚生常任委員会でも行政調査に伺った自治体があるのですけども、当時の担当課長も同行しているので内容は理解していると思うのですけども。いずれの自治体においても、ICTの活用については教職員と別に、専任の支援員を雇用して対応していたのですけれども。

ICT支援員の設置については、国からの財政措置も活用できるという情報がありますが、本町における対応をお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

陣議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、ICTの教育のスキルは一朝一夕に習得できるものではなくて、それ以前に学校現場の不安や戸惑いは今大きいものでございます。

国はGIGAスクール構想に加速するために、GIGAスクールサポーター配置促進事業というのを、令和3年度より実施することとっております。

これは整備環境の計画とか、その工事等に主に関わるものであると理解しておりますが、私どもがいわゆるICT支援員に期待する業務といたしましては、情報通信機器の不具合に関する対応であるとか、端末使用の研修、そして教職員の授業の支援等なども挙げられるところでございます。

本町におきましても、このGIGAスクール、端末の導入と同時にいわゆるICT支援員の雇用には検討を行いました。ただ現状としては、教職員の情報通信端末の習熟や、教育ソフトウェアの内容についての理解を深めることが最も優先であるというふうに、そういう考えに至ったところでございます。今後は、この教育情報機器の導入に当たっております企業とか、ソフトウェアのメーカーと提携をして、当面は研修を進めていく方針としたところであります。

今後はこのような企業とタイアップをしてまいりまして、機器操作の説明会、ソフトウェアの

使用などを研さんを重ねてまいりまして、日常レベルで端末を使用した授業を行うことを目指し、段階的に進めていきたいというふうに考えております。

これらの利用状況踏まえまして、議員御指摘がありましたICT支援員の雇用につきましては、今後の状況を見据えながら、導入についての検討を行いたいと考えているところでございますが、現在のところは、学校現場の状況に応じた手だてを段階的に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

ちょっとお伺いしたいのですが、端末自体は購入ですか、それともリースですか。端末の。

○教育総務課長（末永恵治君）

令和元年度に導入しました252台はリースです。今年度導入いたしました434台は購入でございます。

○2番（陣圭介君）

段階的にICTの支援員を導入していくという想定かと思うのですが。

今、なぜリースか購入かを聞いたかという、資産としての減価償却がもう既に始まっているので、できるだけ資産価値を下げない状況で、十分に活用していただきたいのですよね。できれば国の予算が今ちょうど加速している動きを見せる中で、習熟度、熟練を待つよりも先に、やっぱりそういった使いこなせる方がお手本を示してもらうというような取組も必要かと思うのですよ、いかがですか。

計画としてはそういうふうな考えがあるのかもしれませんが、どうですかね。早いうちに行政財産としての活用に取り組んで、前向きに取り組んでいただくという考え方はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

先ほど申し上げましたが、ICT支援員に期待する業務、先ほど申し上げたとおりですが。

まずは、もう今機械が入ったところでございますので、4月からは研修を、今、機器導入をした企業等、業者等が、そういう研修のことまで面倒を見るということでもありますので、直接学校に赴いてもらうことと、そして計画的に研修を今、年に8回ほど組んで進めようとしているところでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

そういった対応、複合的に行かないですかね。GIGAスクールサポーターとICT支援員を

複合して共存させていくと。教職員のスキルの向上についてはGIGAサポーターに任せて、授業の支援に当たって、ICTの支援員を活用して教職員のサポートに当たっていくという考えが私にはあるのですけども、いかがですか。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

現在のところは、先ほどの計画で今進めていこうと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○2番（陣圭介君）

方針ですから仕方ないですけどね。財産の有効な活用には資する動きではないと思いますけれども。その点考慮したほうがいいと思いますよ。

続きまして、ちょっと少しずつ飛ばして行きますけども。

教育振興基本計画において、初等中等教育段階において、情報活用能力等の育成が掲げられていることからすると、可能であれば、授業時間外でも端末に児童生徒が触れる機会というのをつくっていただきたいなと考えているのですけども。

これは、例えば家庭にインターネット環境が十分に整備されていないような児童生徒に対する配慮にもつながると考えておりますけれども、方針をお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

議員の御指摘のとおりで、この端末に触れる機会を増やすことは必要であると思っております。現在は、情報通信利用した様々なコンテンツが氾濫をしております、このような情報ツールに対する正しい知識、そして活用能力を身につけさせることというのは、今の子供たちには大変必要なことだと考えております。そのためには御指摘のありました、御家庭にインターネット環境がない児童生徒が、端末に触れる機会は積極的につくる必要があると思っております。

現在まだ協議中ではありますが、例えば、図書館とかあるいはパソコン教室に、昼休みなどで開放して端末に触れる機会が確保できないかななどを、今後、学校長も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

今の件は前向きな答弁と受け取りました。

当然、情報リテラシーというのですか、そういう必要な情報をちゃんと読み取れる能力というものも必要になってくると思うので、そういった授業の実施についても検討いただきたいなと考えております。

その上で、整備されている各端末についても既に生徒は触れる機会を持っているようなので、意見を聞いているのですが、使用する上での制限が多すぎるという声が入ってきました。教育機関で使用する以上、幾分かの制限というのは必要かと思います。教育上好ましくないウェブサイトの閲覧制限等もちろん必要だと思うのですが。教育振興基本計画がうたう情報活用能力等の育成という目的に照らすと、広くウェブの世界を見ていただくとか、そういう使用上の制約というのは、できれば解除をある程度してほしいなと考えておりますけれども、方針をお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

現在の学校のインターネットは、壇上でも申し上げましたが、県が管理いたします教育ネットひむかというサーバーを通じて外部の情報を取得する仕組みになっています。

御指摘のとおり、これ、現在の教育ネットひむかのセキュリティーは非常に強くて、御家庭のそれより大変高く、閲覧制限が大きくあります。

しかし、現在の本町における計画では、この教育ネットひむかの使用は令和3年度までとして、そして令和4年度からは直接インターネットにつながる環境を想定しているところです。

令和4年度以降は、この教育ネットひむかを介さずに直接接続できますので、その制限は、要するにフィルタリングというのでしょうか、その制限を設定するのは本町が行います。

それで、議員からもありましたけれども、端末が公共機器の性質を持っておりますので、使用する際、無制限というわけにはいかないと思うのですが、これにつきましては、情報活用能力等の育成は非常に必要なことでありますので、このレベルについては、要するに制限レベルですが、これについては今後協議をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

それでは、維持管理費用の考え方に質問を移します。

各学校に現在設置されている従前のPC教室の端末とか、端末室などの今後の取扱いについてお伺いしたいと思います。

例えば、PC端末については、業者との間で長期の継続的賃貸借契約が締結されているものかと思っておりますけれども、その取扱いなどについて教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

従前のパソコン室の端末は、5年間のリース契約で導入いたしております。この既存端末につきましては、学校間で機器台数の再編を行いまして、各教室等に備え付けている充電保管庫に安置して、授業の際に各学級で使えるように、今年度のGIGA端末の導入に合わせて整

備しております。

したがいまして、これまでのパソコン室に設置されていた機器は、学級に移されることになりますことから、令和3年度以降は各学級で授業を行うことになります。で、従前のパソコン室はほかの用途、例えば会議室とか研修室などで活用されるものと考えております。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

もう少し詳しく説明いただきたい。従前のパソコンについては、例えば子供たちの授業する際の親機みたいな、親機。教職員が使う端末としての使用を想定されているということですか。

○教育総務課長（末永恵治君）

従来パソコン教室にありましたパソコンは、タブレット端末、生徒へのタブレット端末に変わっております。親機は先生方へ単独で準備しているところでございます。

○2番（陣圭介君）

理解しました。

今回GIGAスクール関連で整備したハードウェアについて、今後、導入の段階では国の予算が活用できたのかと思いますけども、今後の維持管理費用の見積りについて教えていただきたいと思います。その中に国等の予算措置など計画されてあれば、その割合などについても説明お願いしたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

本町はこれまで、単年度負担の軽減と機器更新の必要性を考慮いたしまして、教育情報機器を賃貸借、リースですね、で導入しておりましたけども、今回のGIGAスクール端末補助事業が機器を購入する際に1台当たり4万5,000円の国が負担するということであったため、児童生徒1人1台端末の今年度分ですけども、3分の2に相当する434台を備品購入で導入しております。

購入した端末機には保守料が含まれておりません。で、令和3年度予算において141万2,400円の保守料を計上しております。この分については、国の予算措置はございません。今回、パソコン機器の購入を単年度で行ったため、これから5年後以降に機器の更新を行う必要がございます。

今後、国が同様の補助事業を創設すれば、機器更新に係る地方自治体の負担を軽減するとの前提に立てば、ソフトウェアを含んだ1台当たりの機器単価が7万1,720円のうち4万5,000円が国庫補助、残り2万6,720円が町の持ち出しということになります。

したがいまして、補助事業が今回のように単年度限定でなく、仮に年次的な更新が可能であれば、町財政の単年度負担の軽減を考慮すると、3か年計画で分散導入がよろしいかなと思いま

す。

仮に補助事業がない場合については、端末機の状態を確認して、5年リースで導入時期を町財政当局と協議する必要があると考えます。

単純計算でございますけども、5年後、令和8年度の児童生徒数の見込みが556名でございます。小学生が329名、中学生が227名、この556名に1台7万1,720円を乗じると、約4,000万円の事業費がかかります。で、国庫補助がある場合は2,500万円の国の補助、残りの1,500万円が町の持ち出しということになります。で、補助事業がなければ全額持ち出しということで、この4,000万円を5年で割ると1年当たり800万円の賃借料が発生する計算となります。

その他、充電保管庫やモニター等の周辺機器の更新を考慮すれば、これ以上の負担になるものと想定されます。財政上、ICT教育を維持する場合、多額の費用が今後も継続して必要になるものと思われるところでございます。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

金額を具体的に示していただいたので、ありがたいのですが。前倒しで、国のほうはもう地方に整備だけを前倒しでやれと言うのですが、結局、現場が困る現状が十分にあるので、維持管理にも多分ハード面での予算がこれから十分に必要になると思うので、その点財政当局と密に連携して、どうしていくかという方針をしっかりと立てていってほしいなという気持ちです。

それから最後になりますが、今後導入するソフトウェアなどに要する費用について、計画があれば見積額を御教示いただきたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

導入の際に既にソフトウェアが導入されておりまして、このソフトウェアの習熟を優先させたいことから、現在のところ具体的な新たなソフトウェアの導入計画はございません。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。換気のため10分間、トイレ休憩を含めて、お願いしたいと思います。

午前11時34分 休 憩

午前11時44分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、8番、福澤卓志議員。

通告に従い、順次質問します。

医療従事者から順にワクチンの接種が始まろうとしており、未知との戦いとなった約 1 年間もようやく落ち着きを得ようとしております。今後、町立病院を中心に、町内の主要病院でもワクチン接種が可能になってくると伺っております。

当局におかれましては、ワクチンに関する正しい情報の発信と接種までの手続や手順など、分かりやすい情報提供に苦心いただきたく存じます。

そこで、昨年 12 月に町立病院で感染患者を受け入れました。この情報は、新聞報道や口コミなどから町民に伝わり、混乱が生じたように感じております。実際に数件「どういうことか」と個人的に問い合わせがありました。

昨年は特に、チーム戦で難局を乗り越える最中だっただけに、正しい情報とさらなる協力を頂けるような呼びかけをしたほうがよかったのではないかと感じております。

そこで、情報提供に関する考え方について伺います。

次に、現在講じられている町立病院の感染症対策状況について伺います。

そして、ワクチン接種が間もなく行われます。町立病院があって助かったという町民の多くおられる中で、病院に行くことを躊躇している町民もおられます。少しでも不安を和らげられればという考えから伺います。

次に、学校在り方検討委員会が 5 回にわたり開催され、答申案が作成されました。今後は、パブリックコメントを町民に広く求め、教育委員会で方針が決定された後、町長や保護者、住民説明へと続くスケジュールも傍聴させていただいた際に示されました。

そこで、委員会設置当初から携われてきた教育長に答申に対する御自身の考えと、今後の高原町の学校の在り方についての考えを伺います。

次に、公立保育所について伺います。

次年度で、管理委託先の契約更新となるようですが、次年度以降どうなるか不安であるという声を伺いました。老朽化する保育施設や、年々少なくなっている子供たちの受入れ状況なども含め、町長の考えを伺います。

次に、小林市では令和元年に防災用送信設備野外スピーカーを設置し、防災ラジオを市民に無償で配付しています。これらは、緊急防災減債事業債を 100% 充当して行われ、本事業は令和 7 年度まで拡充、延長が決定したようです。

本町でも導入検討を早急に始め、現在、町内で聞こえない場所があるという野外スピーカーに関しても検討することが必要だと考えますが、町長の考えを伺います。

最後に、観光行政について伺います。

九州自然歩道高千穂峰稜線に大きな崖崩れを生じております。事故やけがが発生する前に対処する必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

残りの２点、高原町の観光について、地域通貨については自席からの質問に代えさせていただき、壇上からの質問を終わります。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

福澤議員から、ただいま大きく５つの御質問を頂きました。

その中で、２番目の教育行政についての御質問、学校の在り方検討委員会の答申を受けての考えにつきましては、教育長をもって答弁を致させます。

まず、１つ目の感染症対策についてお答えいたします。

初めに、令和２年１２月に高原町立病院で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた際の情報提供の在り方についてお答えいたします。

令和２年１２月の時点においては、一般的に新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別がまだまだ報告されているという状況に鑑み、高原町立病院におきましては、患者の個人情報の保護、医療従事者等への風評被害を防ぐという観点から、積極的な情報発信は行わなかったところであります。

しかしながら、院内での情報共有化は図っており、外部の方からの電話での問い合わせがあった場合には、入院の有無については回答を致したところでございます。

次に、町立病院における感染症対策等についてお答えします。

町立病院においては、宮崎県立看護大学の邊木園准教授をお招きし、全職員を対象とした研修会を実施するなど、令和２年度の早い時期から来るべきときに備えて、新型コロナウイルス感染症に対する徹底した対策を講じております。

こうしたことから、今般のワクチン接種に関してもほほえみ館と連携し、感染症対策に万全の態勢で臨みますので、安心していただきたいと考えております。

以上でございます。

次に、公立保育所の御質問についてお答えします。

本町の公立保育所につきましては、狭野、後川内、広原の３か所に設置しており、定員１００名に対しまして、令和３年１月末時点で入所者が６７名となっているところであります。また、令和３年度の公立保育所への入所申込みは、現在のところ５４名であり、入所者数は年々減少している状況であります。

公立保育所につきましては、建て替えなどの幾つかの案が検討されることになるかと思われませんが、現在のところ具体的な方針は出しておりません。議員からございましたとおり、令和３年度で２期目の指定管理者の指定期間が終了となるところであり、引き続き指定管理者制度

により運営を行っていききたいとは考えております。

次に、防災行政についてお答えします。

本町の防災行政無線につきましては、屋外拡声器を町内に25基設置しており、個別受信機につきましても火山噴火災害を想定し、主に狭野地区、祓川地区の住宅を中心に137基設置いたしております。

個別受信機につきましては、住民への情報伝達手段として有効であると認識いたしておりますが、全戸数に配付するとなりますと、予算規模もかなり大きなものになろうかと考えております。導入の可否につきましては、財源も含め今後検討してまいりたいと考えております。

屋外拡声機につきましては、その時々気象条件等によって聞こえ方に違いがあることから、屋外拡声機のみならず複数の手段を用いた情報伝達に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光行政についてお答えします。

議員の御質問にございました、高千穂峰頂上付近の崖崩れにつきましては、令和2年11月28日産業創生課において現地確認を行っており、宮崎県へ現情報と早急な対応等を要請いたしたところであります。

御案内のとおり、現場は九州自然歩道の一部で、点検や簡易な維持補修等につきましては、高原町観光協会が委託を受けておりますが、今回のような大規模な登山道の崩壊につきましては、包括的な工事等が必要になってくるものと思っております。

現在、環境省と宮崎県で現地の危険箇所等への縄張等による立ち入り禁止対策、さらには登山道脇や迂回路脇への足場設置や、崩壊防止に係る応急的な措置が施されております。

産業創生課のほうでは、担当部署となる宮崎県自然環境課に対し、継続した進捗状況の確認と早期の対策実行を要請いたしているところでございまして、高千穂峰山頂付近という現状と、今の気候や時期、工事を請ける業者の選定など、多くの複雑な要因により、調整等が難航しているようでございます。

本町では、現在登山者からの問い合わせ時にはもちろんのこと、霧島登山マラソン実行委員会など、関係団体へも機会あるごとに情報提供を行っております。

今後、登山シーズン到来前に対策の進捗状況等を見極めながら、環境省と宮崎県と連携した周知など、引き続き安全対策の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは教育行政について、学校の在り方検討委員会の答申を受けての考えと、今後の学校の在り方についてお答えします。

昨日の、前原議員の一般質問の際にも答弁いたしましたが、答申書の内容につきましては、児

児童生徒数の減少が見込まれる中、子供たちにとって望ましい教育環境を整備できるよう、高原町立小中学校統合方法、統合の実施時期、通学に係る支援、給食調理場の整備、統合後の地域活性化並びに保護者や地域住民の理解について論じられております。

教育委員会としましては、今月10日の教育委員会定例会において、高原町学校規模適正化基本方針案を審議、決定した後にパブリックコメントを求め、この意見を考慮した高原町学校規模適正化基本方針を教育委員会定例会で審議、決定し、町長へ具申する予定となっております。このようなことから、教育委員会定例会で審議、決定前に基本方針をこの場で述べることは差し控えさせていただきますが、子供たちにとって、よりよい教育環境を整備するため、統合につきましては不退転の覚悟を持って取り組んでいきたいと考えております。

次に、今後の高原町の在り方について、ビジョンを含めて私の考えを述べさせていただきたいと思います。

児童生徒数が減少する中で、現在の社会情勢は目まぐるしく変化をしております。また、新型コロナウイルスの感染拡大など、行き先不透明な予測困難な時代を迎えております。さらに、子供たちを取り巻く教育環境や家庭環境は複雑・多岐化しており、私はこのような状況において、教育の在り方が大きく見直されてきていると感じているところでございます。

これからの子供たちには、この予測困難な時代に夢を持ってたくましく生きる、そのような資質能力の育成が必要であると考えております。

そこで夢を持ち未来を創る、心豊かでたくましい高原の子供たちを育成するために、大きく3つの学校を目指してまいりたいと思います。

まず、1つ目は安心して通える学校であります。子供が周りから認められ、大切にされていると実感できる学校、友人や教師と信頼感がある絆作りを進めてまいります。

2つ目は、しっかりと学力をつけてくれる学校であります。

誰一人残さず、一人一人寄り添った最適な学びを目指します。特別な支援が必要な児童生徒の教育の充実にも取り組んでまいります。

3つ目は、家庭と地域の連携ができる学校であります。連携とは学校・家庭・地域が子育ての目標を共有し、それぞれの役割をしっかりと果たせるということであります。

今後は、これらの教育的課題の解決と具現化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

昼食のため、1時15分、1時15分まで休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し一般質問を続行いたします。

○8番（福澤卓志君）

壇上の質問から答弁を頂きまして、一問一答のほうをお願いいたします。

初めに、感染症対策について、COVID-19に関する情報提供。

いつまで新型、新型とかという議論がありまして、今回特定してお願いしているところですが、この件に関しては、昨日温水議員への答弁内容等伺いましたが、もう少し詳しく内容がありましたら伺えればと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

先ほど福澤議員からの御質問でもありましたけれども、今回の新型コロナウイルス感染症でございですが、かつて経験したことのない、医療従事者においても不安と恐怖、そして錯綜する情報など未知との闘いでありまして、その対応は現在もかなり厳しいものでございます。

このような中でございますが、令和2年12月に、町立病院に初めて患者受入れを行った際、その対処方法が分からなくて、情報管理につきまして、先に患者受入れを行っている複数の医療機関に問合せを行ったところでございます。いずれも患者情報とのことで、院外には開示していないということでありました。町立病院におきましては、問合せがあった場合、情報管理は、私、事務長のほうで一任することといたしまして、ほかの職員には答えられないということで返答するよう指示をいたしたところでございました。

しかしながら、今回、初回であったということもありまして、職員は入院の有無、また議会や議員限りということで、入院の有無に加えまして、開示可能な情報のみをお伝えいたしたところでございます。

福澤議員御指摘のとおりなのですが、新聞等の公開情報との食い違いなど、かなり厳しい御意見も多数伺いました。そのようなことから、専門家に御相談申し上げたところ、入院情報の認否については法的には問題ないというような見解でございました。他方、先ほど町長からの答弁でもありましたけれども、医療といった使命感によって受入れを行ったとしても、一般的な見方はまだまだ厳しいというものがありまして、公表を控えている病院が多いということで、判断は難しいであろうということでもございました。

このようなことから、今回の状況を踏まえまして、今後も、積極的に一般的な公表は行わず、問合せがあった場合、先ほど申しましたとおり情報が錯綜することもありまして、入院の認否

のみ、必要に応じて公表されている事項についてのみ、回答することとしたところでございました。

なお、町立病院利用者と関係者からの問合せにおきましては、高原個人情報保護条例第10条、利用及び提供の制限、第2項第4号の規定による、人の生命、身体または財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるときを準用して、必要に応じて回答することといたしているところでございます。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

今回の情報開示によって、もう本当に多くの、今まで声もかけていただかなかったような方々が声かけてきて、どうなのだというのも本当に不安があらわれました。その問合せも、病院のほうにも、町当局にもあったのではないかなと思っております。

しかし、年を明けて3名出たという報道があったのですけども、この情報の公開においては混乱もなく、淡々と受け入れたような様子も受けました。また、8日の日には、町長のほうからの防災メール等、またホームページ上で現在の状況なんかもお伝えされたというのも大変よかったのではないかなというふうに思っておりますので、今後も受入れ可能な施設として手を挙げている以上はあるかと思いますので、この情報の公開というか、開示に関しては、他の自治体もそうですけども、県の情報をもうそのままお出しして、それを今受け入れているという状態でよろしいかと思います。

今回不安であったというところに関しての情報のコンセンサスに関しては、今後も、その前回の例を使って、1月初旬ですね、今後もやっていくということで、また私のほうもお伝えしたいと思っております。

次に、この情報提供についてはこれで終わりますけども、次に、その病院の感染症対策等について伺いたいと思っております。

今、広報誌「ひがのぼる」のほうを発行いただいて、全戸配布されたりとかということであるのですけど、改めて、その病院内で感染症対策についてどのようなことをされているかということをお伺いできればと思っております。

○病院事務長。（花牟禮秀隆君）

お答えします。

町立病院における感染症対策ということで現在行っていることでございますが、まず、外来での水際対策でございますけれども、診療時間内の入り口を正面玄関の1つとしております。また、来院者の検温、手指消毒の徹底などを、立ち当番、全職員交代で実施いたしているところでございます。

発熱外来患者の受入れにつきましては、院外に専用のコンテナを設置しまして、時間的、空間的分離を行い、院内感染防止を図りつつ実施いたしております。

次に、入院でございますが、患者への感染防止を最優先ということで、原則的に面会を禁止とさせていただきます。

次に、院内での感染対策でございますが、院内防止対策委員会が中心となりまして、待合室等の清拭消毒を1日2回実施しまして、医事業務や清掃業務などの委託業者を含む全スタッフの健康管理の記録作成、また防護眼鏡の着用など様々な感染対策をとっているところでございます。以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

あらゆる感染対策をされているということですが、この細心の注意を払いながら日々の業務を行うことで、ストレスもたくさんかかっているかと思います。特に、職員、医師も含めて、このケア、というか職員ケアなんかについての取り組みがあれば伺いたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

職員ケアに関する取り組みということでございますが、職員の不安、困り事があったというときには、対応としましては看護総師長、あるいはその他のスタッフについては事務長のほうで対応するということがありますし、また両者ともなのですが、いろいろ、本当ちょっと最近には気になる事もあるような感じの方もいらっしゃるって、お声がけをしているところでございます。以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

いわれのない、医療従事者であるということでその御家族がかなりの誹謗中傷を受けるというケースもありますので、その町立病院のスタッフの多大な御苦勞がかなりあるかと思ひまして、そのケアについては十分に行っていただきたいと思っております。その働きやすさが、やはりこの住民サービスへと返っていくものだと思っておりますので、ぜひケアのほうもお願いいたします。

また、外来、待ち時間の短縮、コロナ対策も含めてなんですけども、現在行われていることがあったら教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

先ほども陣議員への答弁と重なる部分もございますが、外来の待ち時間縮減ということですが、院長が8時半からもう外来に出て、定期処方等、またあるいは外科的治療の方の診療を実施いたしているところもございます。

また、外来受付を、これまで2か所だったのですが、診察側に一本化しまして動線を変更することにより、患者への負担を軽減するという事で、できることから取り組みを実施しているところでございます。

しかしながら、血液などの検査結果が出るまでにお待ちいただかないといけない場合もありますので、場合によっては車での待機とか、外来のスタッフがこういったことで時間がかかりますというお声がけをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

現在、そのコロナ対策も含めて行われているというところで、ワクチン接種、今後入っていくかと思えます。その点で、今でき得る最善の感染防止策を講じて受け入れると、そのワクチンの接種に移行していくのかなと感じましたので、現在取られている方法をしっかりとお願いしたいと思えます。

昨年の今頃、世界的大流行になるとはもう本当に思っておりませんでした。連日の報道で戸惑いと恐れがある中、池田院長を中心に花傘禮事務長、病院スタッフの迅速な対応、特に受入れに関する英断に関して、それに院長の思いにスタッフの理解が本当にこの行動力となって受入れに対する、感染防止も含めた対応が行われたことに敬意を表したいと思えます。今後、さらなる感染症対策を行われて、ワクチン接種のほうができることを切に願っているところです。では、教育行政のほうに移りたいと思えます。

先日も前原議員とのやり取りで、高原町内の教育については新しい時代を生きる教育環境を提供したいと力強い町長の答弁がありました。その現実の延長には、誰一人取り残さないための教育環境、ソフト面であり、ハード面の両輪がしっかりとされるものではないかと思っております。諸先輩方の忘れ物に向き合い、未来志向で取り組むこの姿勢に対して、だと思うのですが、いつかはその問題に関してもう英断というか、迫られるときがあるかと思えます。

先ほど教育長からも不退転の決意でということでありましたので、教育改革については待ったなしだと思っておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思っております。

教育行政については、伺った答弁でお受けいたします。ありがとうございます。

では、福祉行政のほうに移りたいと思えます。

公立保育所についてですが、先ほど町長答弁の中では、老朽化する施設、少子化による園児の減少、理解できるが、施設の建て替えの考えがないというような形でしたが、もう一度その建て替えに関する考えがあるかどうかを伺いたいと思えます。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

公立保育所3園ございますけども、さっきありましたように指定管理の期間が令和3年度で一応切れるということになっております。町では、これまで直営で運営しておりました保育所を、[※]委託ということで今高原町社会福祉協議会に[※]管理委託をしているというような状況でございます。※108ページに訂正発言

これまでもありましたように、この3軒の保育所の運営について、現在指定管理者制度で委託運営、そのほかに民間譲渡ということも一時検討をしております。そういう具体的な検討になりますと、当然その施設を、今3園あるものを統合するののかという話も、当然そういったものも考えていかなきゃならないということになります。

したがって、この保育所の運営につきましては、今申し上げました、この、仮に指定管理者を延長するにしても、また公募ということもあります。ですので、方法については次年度、令和3年度に、早いうちに私としては着手したいなと考えているところでございます。

以上です。

○8番（福澤卓志君）

なかなか答えづらいとこなのかなというふうにお察しするところですけども、その現在ある3園これを1つにするとか、その1つにするに当たっての建て替えとかというその考えとか、検討とかされたかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

今申し上げましたけども、福澤議員からありました御提案といいますか、それは当然考えられる方法であると私は考えております。

以上です。

○8番（福澤卓志君）

住民福祉というか、子育てしやすい町であるということをPRするのに公立保育所、民間委託するとまた違うと思うのですけども、そういった施設の充実というのもやっぱり一つなのかなと思いますので、魅力ある高原町に子供を育てたいと思えるような、やっぱり住居環境というのも整えるべきかなと思っただけの質問でした。

特に次年度更新付であるというところで、園長を含め働く保育士さんたちがちょっと不安がつているなという声もありましたので、そういった不安を払拭できるような対応というか、今、修繕をお願いすれば修繕してくれるということで環境については改善されているということもあったのですけども、今後の運営体制含めて、どういった形で提案をしていくのかというスタンスがやっぱり今後必要なのかなと感じております。

また、その子育てについてサポートが不十分じゃないかなということで声があるのですけども、現在子育てに関する取り組みがあれば伺いたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

福澤議員の御質問にお答えします。

公立保育所におきましては、延長保育や一時預かりなどの子育て支援事業につきましては、職員の確保や職員体制の構築が難しいことなどにより実施しておりません。

一方、主な子育て支援につきましては、保育料多子軽減につきましては国基準より拡充しております。また、乳幼児医療費助成事業につきましても県補助金を活用しておりますが、県の基準よりも拡充しておりまして、支援できているものと考えております。

しかしながら、周知、広報に関しましては不足している部分があると認識しているため、今後町の広報誌やホームページ上に掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

今回文教厚生常任委員会の園長先生たちとの話合いの中で、高原はすばらしいサービスというかですね、しているのだけど、なかなか伝わっていないなというお声もありました。

この、今先ほどおっしゃられたとおりに、広報活動やはり大事なのかなというふうに思っております。これによって移住定住促進の一つにもなるのではないかと、子育てするなら高原町、で、今コロナ禍で帰ってきたいという声も結構あるようです。その御相談に乗れる一つの窓口になるのではないかと思っておりますので、ぜひそのサポートについては様々な情報を取って、高原町でできそうな取り組みも含めた形で情報の発信のほうも含めて考えていって、提供していったらいいと思います。

この保育施設の考え方ですけども、高齢者施設とドッキングしてやっている事例が結構先進地例であるのですけども、高原町もそういった高齢者福祉施設と保育園の施設が併設なり、隣接なりして、交流があるような取り組み、まあ、もちろんこれはコロナが終息してからのほうがよいのかもしれませんが、その構想については現在できるのかなと思うのですけども、こういった考え、そういった話し合いがなされたか、あれば伺いたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

福澤議員の御質問にお答えします。

近年公共施設の設備に当たっては、複数の施設を同一の建築物または敷地内に建設したりする複合施設が全国的に見られるようになっております。その理由としまして、高齢者と子供の相互交流が図られることで、高齢者にとっては生きがいや活力が生まれてくる、子供にとっては思いやりや挨拶などの基本的なマナーが身につくなどのよい効果が見られるようでございます。このようなことから、新しい公立保育所の一つになるものと思われまますので、今後、検討する際の参考とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○8 番（福澤卓志君）

今後、民間であったりとか、その委託事業になるのか分からないですけども、そういったことも視野に入れた形で提案いただければというふうに感じております。

まあ、ごちゃ混ぜ文化というのを発祥されている、全国各地で取り入れている事例なんかもありますし、そういったものも含めた取り組みというのも本町独自でいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

では、防災行政のほうに移りたいと思います。

防災の戸別受信機に関しまして資料を頂きましたのを、町当局のほうにお渡しさせていただきました。今回この質問に至ったのは、隣の市では導入されていることを本町でできないのかなと思ったところでもありますし、現在、本町が受信機を狭野と菟川地区のほうにお配りしているということですけども、まず、どういったタイプをお配りしているのか、ちょっとここを伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

本町の戸別受信機につきましては、電源は家庭用コンセント及び停電時に対応するため電池を装着する仕組みとなっており、停電時においてはライトが自動で点灯するようになっております。また、放送内容の録音、再生機能があり、放送後にその内容を確認する機能を有しております。なお、ラジオの受信につきましては対応しておりません。

以上でございます。

○8 番（福澤卓志君）

以前の質問の中で、たしか高額な機器だったなと思ったのですが、もう一度、すいません、分かれば機器の1台当たりの単価、お願いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

1台約5万円相当するものでして、あと、取付け、受信状態が悪いところにおいては外のほうにアンテナの工事が必要なものでございます。

以上です。

○8 番（福澤卓志君）

先ほど、ライトとかいろんなものがあるということでポータブルなのかなと思いましたが、アンテナの設備が必要ということで、この持ち出しに関してはちょっと難しいイメージになるのですが、その情報については各種様々なものに頂く形になるのですが、どうしてもこの戸別受信機、防災ラジオに関しては、もう小さいちゃくて（小さくて）持ち運び可能なものの

ほうがやっぱり便利だなと感じますし、お隣では費用が1万円ちょっとで購入できる安価なもの、ただし高性能であるということがありますので、そういったものも含めて検討いただければと切に思っております。特に、聴覚に不自由な方が電光掲示板で情報を得ることができるタイプも配布しているようです。こういった方々に対しての防災情報伝達に関しても有効だなと感じておりますので、ぜひお願いしたいところです。

昨日、火災が深夜に起こりまして、私もその防災スピーカーで流れる音によって跳ね起きて、準備して出動したとこだったのですが、やはりこう、生まれたばかりのお子さんであったりとか、小さな子供を持つ御家庭、大変その大きな音量で、今、それがないと緊急事態なのでいけないのは重々分かるのですが、そういった方々のことを思ったら、ちょっと心が痛んだところでもあります。ですので、この戸別受信機に関してはエリアが指定できたり、また消防団員ピンポイントで火災の情報、またその地区、エリアに対して流すことも可能と聞いておりますので、こういったものを導入できれば、住民ケアができるのじゃないかなと思っております。

そのスピーカーについて、再度、25基今取り付けられているということですが、聞こえづらいという声やはり少くないのですが、現在そういった苦情というか、お声があるか、あればどういった声があるかということを伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

屋外拡声器につきましては気象条件等によって聞こえ方に違いがあると認識しており、その時々々の事象によって聞こえ方が変化するため聞こえない場所もあるということで、はっきり聞こえない場合とかは、今の放送は何だったのだということで役場に問合せがあるところでございます。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

定期的に試験放送をされて、その状況の情報収集をされているというのはすごく分かりますので、こういったのも大事なかなと思っておりますが、その、今回の100%充当できる緊急防災火災事業債に関しては、また新たに設置するというふうにも考えることもできるかなと思っております。

町民の生命、財産等を守る上で、近隣自治体に負けない、そして劣らない、またさらにその先を見た防災対策、もうこれでいいというふうな線引きはないと思いますので、あらゆる状況を鑑みて検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では最後に、観光行政についてお伺いいたします。

元旦に、このコロナ禍ですのではなかなか御挨拶行けないということもありまして、祈願したいと、私個人で息子と山頂に登らせていただきました。そのときにとても危ないな、単純に怖いなと思いから、今回この質問に至ったわけです。

現在工事が必要ということで県に問合せをされているということですが、どういった今やり取りされているか、いま一度伺えればと思います。

○産業創生課長（森山 業君）

御質問にお答えします。

こちらにおきましては先ほど町長の答弁にもございましたとおり、11月28日、私共も上のほうに登らせていただきまして、現状を把握させていただきました。

非常に危ないということでございまして、即、県の自然公園担当の部署に御連絡を差し上げた後、県のほうから国の環境省、えびのの事務所のほうに御連絡が行きまして、一緒に上がって修繕作業もしてもいいという申出もいたしたわけでございますけども、こちらのほうは国、県のほうで、九州自然歩道なのでということで、先ほど町長の答弁でありました修繕を行ったというところでございます。

その後、こちらのほうもシーズンを迎えますので、また時期が、今冬でございますので非常に期間がないということで、業者を選定というお話もあったのですが、非常に断られていると、今、年度末で工事等も重なって非常に厳しいという状況でございましたので、本町の町長とも御相談いたしまして、県と国のほうに、地元の業者さんもあるのですが、対策協議のほうを持ちかけてやっていこうというような提案を今、させていただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

今回予算化されていますマラソンのほうをまた計画されているかと思うので、やはりこう、登山道に関しては登るだけじゃない場所になっているということもあるので、その登山愛好家の方とか、登山の修復に関して御理解のあるような方たちにイベントを開催して、例えば土のうを1つからってもらって、そこまで行って修復の手伝いをするとか、そういった、国とか県とかの話が必要なのかもしれないのですが、そういったイベントを打って、その方に対して何らかの返礼をするというような企画もできるのかなと思ったり、私自身、そうして土のうをからって行っていいのだったら、まあ、1つだけですけど、2つ、3つからえばいいのですが、まあ、からって、そこに一つ修繕の手伝いをしたいという思いもありますので、そういったことができるかどうかも含めて、今後検討をいただければいいなと思っております。

もうとにかく愛される山でありますので、その山で事故とかけがが起こってはいけないなとい

うところから、本質問をいたしたところでございます。この修繕については、できれば適宜情報等を配信いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

この2番目の本町の観光に関してなんですけども、現在様々な戦略の下に取り組まれて、計画されていると思えますけども、現在その準備されていること、また今行っていること、計画の中とかも含めて伺えればと思います。

○産業創生課長（森山 業君）

御質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、これまでも国の補助事業等を活用しながら、御池の皇子港の進入路の整備やら令和2年度におきましてコロナ禍でございましたけども、キャンプ村のワーケーションやら浮き桟橋の整備事業または神武の館の木質化事業など、もう本当ピンチをチャンスに変えるような、また今後に生かせるような事業を町議会の皆様の御理解を賜りながら可決いただき、取り組んできているところでございます。

今後の詳細等につきましては3年度の予算のところで御説明したいとは思っているところでございますけども、町といたしましては今後、民間連携、民間主導によります観光、物産振興を総括的に創生させていくような取り組みを行っていきたいと考えております。

ターゲットは若者に絞らせていただきたいと思っております、その思いや意見、パワーを観光客の増あるいは移住定住の増、仲間や家族の増、働く場の創出、町の経済の再生と町の活力アップにつなげていくような事業を展開したいと思っております。このポイントになりますのは家族や女性や子供の皆さんと考えておりますので、この整備に力を入れていって、高原にまた行きたい、あるいは高原に来たい、住みたい、そういう気持ちを抱かせるような、変革のシンボルになるような政策とか事業が行っていければいいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

ここ数年ですけども、その観光に関して力が少しずつ加わっているのが目に見えて分かるころがありまして、こういったところも含めてやりやすい環境というか、連携をした中で構築いただければと思っております。

現在、先ほどありましたターゲットを若者にとということですが、今回コロナワクチンの接種が65歳以上ということで、最初にその方々から順に若者へということがあります。65歳以上の方々はちょっと休憩されている方もいたりとか、やっぱり旅行に行きたいなという方、たくさん思いがあらわれる方も多いと伺っておりますので、そういった方々も最初に対策が、コロナワクチンによって、距離が、心の距離も物理的な距離も緩和されたら高原のほうに来ていただきたいということも含めて、若者も中心的に、ぜひ政策のほう両輪でですね、いただけ

ばと思っております。

今回その御池に行きまして、日曜日に行きましたが、湖畔に、乗っている方、ボートも含めて、たくさん出られている方も多くて、すごく変わったなという印象もありましたので、今後ますます期待しているところではあります。

ただ、その情報の発信ということについてちょっとお伺いしたいと思うのですが、単純に観光の情報、この町どういったことがあるのだろう、どういったものがあるのだろうというふうなことを私自身が感じるときに、ホームページで調べてみたりすることが多いです。

本町のホームページを見ますと、本町のホームページと、また観光協会の情報、ちょっと相互リンクもされていないところもありますし、情報が偏っていたりとか、すごく見にくいなという感じがします。なので、そこの更新について考えがあれば伺いたいと思います。

○産業創生課長（森山 業君）

御質問にお答えします。

本町のホームページにおきましては、現在トップ画面を開きますと観光情報という動画の下に入り口がございまして、入っていくような構成になっているという認識しております。

個人的にはでございますけれども、比較的項目も細分化されておきまして、目的情報までの到達の感覚はそんなにほかの自治体のホームページとも差異はないように感じていますが、今御質問にありましたとおり、情報量とか、あるいはその飛んだ先がまた刊行物、印刷したものにリンクされて、そこからまた情報探さなきゃいけないというような状況がございますので、そこには時間を要するのかなと感じております。

このホームページの中における主要の構成につきましては、担当部署のお考えもあるわけでございますけれども、観光PRにはこの情報ツールの充実というのも大事と認識しているところがございます。

現在、町のホームページにリンクさせる先といたしまして、今回県の3か年事業で利用していました御池の魅力向上の事業があるわけでございますけれども、そちらでホームページの作成にも入っております。こちらのホームページにおきましては、御池に関する情報から、これを観光の核にしようと思っておるところでございますので、それから遊びやイベント、歴史や文化、温泉や買物というようなところにつながる構成を今考えております。で、アクセスマップも空港とかバス停とか、とにかく県外から来られる方が、どんどん、こう、入っていけるようにといたしますか、遠いところから見ていけるようなマップも作っておりますので、こちらをリンク先に考えております。

また、観光協会におきましても現在国の事業等を利用する計画で、商工会と連携しながらのリニューアルも考えておりますので、とにかくこのリンク先を張らせて、見やすい、発信し、情

報量が多いホームページの構築に努めていきたいと思っております。

以上です。

○8番（福澤卓志君）

あらゆる情報をホームページで取得することがほぼ多くなっているかと思っておりますので、観光だけに限らず、町のサービスについてはぜひホームページ情報を検討いただいて、拡充も含めてお願いしたいと思っております。

ホームページの閲覧数からあらゆる検証が可能でないかと思っております。これはもう有益な情報、閲覧数は有益な情報で、本町にとって何がニーズなのか、何の情報を取りたいと思っているのかということも単純に調べられますし、それがひいては費用対効果という形に表れてくるのではないかと思っておりますので、ぜひその観光PRも含めた情報発信のほうをぜひ構築をお願いしたいと思っております。

この本町には、陶芸家とか、ユニークな生産、いろんな物を作られたりしている方、また農家民泊とか、あらゆる提供されている方がおられますので、そういった方々を紹介するような町の観光情報であってもいいのかなと感じております。四季折々のスポットも含めて魅力を発信いただきたいと思います。

この件の最後になりますけれども、個人的に高原の魅力を紹介したいということで熱烈的なラブコールを受けて、高崎川の上流、本町の秘境といったような場所、花堂地区にお住いの方、御有名な方なのですが、その方に紹介いただいて大変感動したところであります。ここも、そこに至るまでかなりな道が、整備が必要な状況にありますので、こういった一つの魅力発信のツールとして、例えばボランティアで募って、そういった場所があるのだけに行ってみるようなツアーであったり、その行くまでの道中を修復するようなボランティアの呼びかけであったりとか、そういったのもできるのではないかなと、すばらしい提案だなと思っております。こういったところから、本町にこんな魅力があるよという町民の方々がおられるかと思っておりますので、そういった方々の情報収集も併せてお願いしたいと思っております。

そういった方々に応えるじゃないですけど、そういった今問合せとかがあるかどうか、ちょっと伺いたいと思っております。

○産業創生課長（森山 業君）

福澤議員の御質問にお答えします。

今お話がありました高崎川上流の秘境につきましては、その方の思い、情熱というのは非常に感じておりまして、いまだにその現場まで行かれるということでございます。それ以外でも花等を町内に飾る運動とかも一生懸命されて、頑張っていらっしゃるなといつも感心しているわけでございます。

本町におきましては、今特に狭野地域とかは高千穂峰の恩恵も受けまして、今言いました水資源というのは非常に豊富でございまして、それを生かしていけるような、そのままの形で生かしていけるような形ができればと思っております。

まあ、今回のような場所が、今お話がありました秘境というような場所で、なかなか大勢で行く、あるいはその御本人が考えていらっしゃる開発となりますと非常に経費等も多くなるわけでございますし、またそこに行くとなると、せっかく来ていただいた方にけがとかそういうことがあってはいけないという安全対策のほうも考えなければならないと思っております。今ございました、例えばそこを眺める場所の展望の整備とかそういうのを、今先ほど福澤議員からありました共助、みんなで協力してそういう型で、そういうところをこうビューポイント的みたいな整備する簡易なものは、さっきの登山道の簡易な修復につきましても、いい案、非常にいいことだなと思っておりますので、そちらも検討してまいりたいと思います。また、とにかく、できること、できないこと、危険、安全、そういうのを総合的に判断して、そういう予防等には適時対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

この高原町には、すごく環境に対する様々な御提案ができるいい場所だと思っておりますので、どうぞ引き続きお願いしたいと思います。

では、最後になりますけども、高原町の地域通貨について現在の考えをお伺いできればと思います。

○産業創生課長（森山 業君）

御質問にお答えします。

地域通貨ということでございまして、現時点の考えということで、こちらキャッシュレスを伴ったものということで判断しているわけでございますけども、こちらにつきましても、今回の補正予算あるいは3年度当初予算の中でも御説明させていただくわけでございますけども、このキャッシュレス推進におきましては令和元年の10月に、一度、消費税の引上げのときにもキャンペーン的なものございましたし、今回のコロナ対策でもキャッシュレスの導入が全国の自治体で進んだという実情もございます。

本町におきましてもこの機運を一過性のものに終わらせなくて、乗り遅れないようにして、新たな事業の取組で事業展開してまいりたいと思っております。

現時点での高原町のキャッシュレス化の普及におきましては、一番大事なのが、町民の方々がそういうことに対する周知、あるいはそういう体験、経験というのが第一ステップとしてやっていくことが重要なと考えているところでございます。今のところ地域通貨を導入するという

よりは、そちらのキャッシュレスというものを体験あるいは周知することに力を注ぎたいと考えているとでございます。

○8番（福澤卓志君）

では、川南町の事例のような、本町独自というよりは、町民一人一人がキャッシュレスについての理解と、あとは体験と利便性を取得した後に、その延長にあるとちょっと受け取り方をしました。

このキャッシュレスの考え方なのですが、大変、特定のキャッシュレス決済ではポイントが付与されたりとか、もうかなりな、その、便利だなというふうな私の個人的な生活でもあるわけなのですが、このマイナンバーカードとか、川南町ではポイント付与されていたりとかしているわけなのですが、そのマイナンバーカードをうまく利用して、何かこのキャッシュレス決済に代わるような、また、その逆なポイント、ペーパーでも何でもいいのですが、提示することによって得られる恩恵みたいなそういったものも、コロナ対策、景気対策になるのではないかなと考えておりますので、現在、カードありきでポイントがあるからとか言いますが、サービスありきでカードが取得することが、やはりこう、ひいてはカードの取得率向上につながるのではないかなと思っておりますので、より際立たせていただきたいし、今度健康保険証の役割も付与されるし、今後は運転免許証に代わるような話もありますので、その一体型のまづは先駆けとして、キャッシュレスについてもぜひ検討いただければと思っております。

先ほど陣議員のほうからもありましたが、このキャッシュレス決済については大変便利なものです。あらゆる場面で使用できますし、小林市では公共料金を4月からP a y P a yで支払うことができるようになっているようです。コンビニの主要金額で、同等でそのキャッシュレス決済ができるということです。本町もやはり検討していただければ、あらゆる面で町民のその体験から日常生活に使用するということまで落ちるのではないかなと思っております。

これによって収納率、あらゆるものの収納率が上がると思っておりますので、前向きな検討をぜひお願いしたいと思っております。これが、持続可能で誰一人取り残さない高原町になることになると思っておりますので、そういったことも願って、私からの質問を終了いたします。

○議長（温谷文雄君）

今のは要望として承ります。

昨日の一般質問、温水議員の一般質問の中で、答弁の訂正の申入れがありましたので、これを許可します。産業創生課長。

○産業創生課長（森山 業君）

昨日の温水議員様の答弁におきまして、私のほうで訂正あるいは情報の提供の数字が間違っ

おりましたので、ここの時間をお借りしまして報告させていただきたいと思います。

まず、1つ目でございますけども、昨日の御質問の中で寄附額の最高の年度、こちら28年度でございますけども、私26年度と申し上げました。大変申し訳ございません。28年度の間違いでございます。大変申し訳ございませんでした。

それと、2つ目でございますけども、御質問の中に寄附金に対します売上額というような形で私捉えてしまいましたけども、こちら積上げ額ということになりますと、基金の積上げということになるところでございます。

また、御質問にありましたのが令和元年度ということになりますと、ちょうどあの税制改正がございますので、昨日、3割程度というようなお話だったということで間違いございませんというお話をしましたが、積立額となりますと、本町では50.1%と、令和元年度におきましては積み立てておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

以後、気をつけます。申し訳ございませんでした。

○議長（温谷文雄君）

これをもって一般質問を終了します。

全員協議会開催のため、暫時休憩します。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時21分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

先ほどの福澤議員の一般質問に対して答弁の一部訂正がありましたので、これを許可します。

○町長（高妻経信君）

先ほどの福澤卓志議員からの公立保育所に関する御質問の中で、現在の管理運営につきまして、私が委託による管理だと申し上げましたけれども、ただしくは指定管理者制度の下での管理でということでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（温谷文雄君）

これから、人事案件に入りますので、暫時休憩します。

午後 2時22分 休 憩

〔教育長（西田次良君） 退場〕

午後 2時22分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○

◎ 日程第 2 同意第 1 号 教育委員会の教育長の任命について

○議長（温谷文雄君）

日程第 2、同意第 1 号、教育委員会の教育長の任命についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

同意第 1 号、教育委員会の教育長の任命について御説明いたします。

議案書 1 ページをお開きください。

同意第 1 号は、高原町教育委員会の教育長に西田次良氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

西田氏は、人格高潔、温厚誠実にして品行方正、極めて強い責任感を信条とされ、教育に対する信念は高く、高原町の教育行政発展のために引き続き御尽力いただけるものと期待しております。

なお、任期は、本年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間といたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

原案に賛成の方の発言を許します。

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから同意第 1 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、同意第 1 号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2 時 24 分 休 憩

〔教育長（西田次良君）入場〕

午後 2時25分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○

◎ 日程第３ 諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（温谷文雄君）

日程第 3、諮問第 1 号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻經信君）

〔登壇〕

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本町の人権擁護委員につきましては、現在、４名の方々が法務大臣の委嘱を受け、御活躍いただいております。

今回、そのうちの1名の方が令和3年6月30日をもって任期満了となりますことから、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年を任期といたします人権擁護委員候補者といたしまして、新たに大山英子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

大山英子氏は、
温厚かつ清廉潔白な人柄で、周囲からの人望も厚く、高齢者や子供をはじめ、様々な人権問題に対する意識も高い方でございますことから今回推薦するものであります。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、諮問第1号は同意することに決定しました。

○

◎ 日程第4 承認第4号 専決処分について（専決第4号）令和2年度高原町一般会計補正予算（第15号）

○議長（温谷文雄君）

日程第4、承認第4号、専決処分について専決第4号令和2年度高原町一般会計補正予算第15号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第4号、専決処分について報告します。

議案書3ページをお開きください。

令和2年度高原町一般会計補正予算第15号を、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年2月12日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、ワクチン接種の体制確保のための追加整備等に係る経費を、新型コロナウイルス対策事業といたしまして、事業者の収入減対策に係る費用について補正を行うものでございます。

別冊の令和2年度高原町一般会計補正予算書第15号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,704万7,000円を追加しまして、予算総額を歳入、歳出それぞれ83億6,094万6,000円と定めるものでございます。

補正の内容につきまして説明いたします。

予防接種費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、会計年度任用職員の雇用費用及びワクチン接種のための整備費用として104万7,000円を計上いたしております。財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

商工費の新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、事業者収入減対策といたしまして、県の緊急事態宣言の発令期間において、営業時間短縮要請の対象とはならなかったものの、外出自粛等の影響を受け、期間中の収入が減少した商工業者等に対する経費といたしまして2,600万円を計上いたしております。財源といたしまして、国庫支出金を充てております。4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業として債務負担行為の追加を行うものであります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

商工費について2点ほどお伺いしたいと思います。

既に専決処分されているものなので、既にお知らせの文書が対象の事業者には送付なり持参なりされていると思うのですが、その文書を見させていただきました。申請に必要な書類の中に、令和2年度の確定申告書の写しと書いてあるのです。この当該事業の申請期限が3月末までとなっていて、申告期間が、今回コロナウイルス感染症対策で4月15日まで延長になっているのですが、その辺りの対応を。要は、令和2年度の確定申告をまだされない方もいらっしゃるわけで、その方に対する対応を教えてくださいたいのと、もう一点は、国のほうで電子申請e-Taxを推進している関係上、税務署の受付印がある書類が手元に残らない方もいらっしゃるのです。そういった方に対する対応について説明をお願いします。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの陣議員の御質問にお答えします。

まず1問目の確定申告書の提出によりまして売上減少を確認するということでございますけれども、こちら今お話がございましたとおり、延期されていまして、あるいは事業所等におきましては決算時期が違ったりして、まだ書類ができていなかったりするところがございます。こちら減収のほうを西諸の市町で統一いたしまして、売上減少が確認できる売上帳簿、そういうものがございましたら、そちらで確認をして、減収対策の交付金をするということで対応しているところでございます。

2つ目の電子申請でございますけれども、お話のとおり、税務署に行つてそれをくださいと言ってもなかなか、撮影するのだったらいいですよとかそういうようなお話もあったりするものですから、そういうことは臨機応変に対応しまして、同じように売上帳簿の対応、それに代わるもので減少を確認していこうと思っております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第5 議案第2号 高原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

○議長（温谷文雄君）

日程第5、議案第2号、高原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第2号、高原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的には新規の感染者は減少傾向にありますが、感染のリスクはまだまだ残っており、今後の感染拡大に備えておく必要があり、このようなことから、緊急的な感染防止対策等を講じていく必要も考えられます。このことから、今回、財源を基金として確保しておくものでございます。

今回の基金には、町民の方から寄せされた温かい寄附等も含まれており、金額や人等について透明性を保ちながら、より効果的に支出を行っていく必要があると考えております。

詳細につきまして、総務課長をもって説明いたさせます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

[降壇]

○総務課長（内村秀次君）

[登壇]

議案第2号、高原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例について説明いたします。

まず、第1条であります。この基金は新型コロナウイルス感染症への感染防止対策などを行う費用として、緊急的な財源確保のため設置するものでございます。

次に、第2条でございますが、基金の積立額は、寄附金及びその他の収入といたしております。

次に、第3条でございますが、管理について規定しております。

次に、第4条でございますが、運用益金の処理について規定しております。

次に、第5条でございますが、基金は第1条の設置の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、取り崩しができることといたしております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

◎ 日程第6 議案第3号 高原町新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給基金条例

○議長（温谷文雄君）

日程第6、議案第3号、高原町新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給基金条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第3号、高原町新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給基金条例について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

今回の基金条例は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農畜産業者の方が、借り入れた資金の利子負担を軽減し、安定した経営を持続させるために、本町では融資実行日から5年間の利子補給を実行することといたしております。

そのような中、国におきましても、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により、利子補給事業も対象となったことから、その要件となっている基金の積立てに係る条例の制定を行うものでございます。

詳細につきまして、担当課長をもって説明いたさせます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

〔降壇〕

○農政林務課長（上村洋二君）

〔登壇〕

今回の条例制定に伴います要件について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となる基金の要綱等につきましては、基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されていること、令和２年度末までに事業着手すること、事業の財源となる基金については、令和７年度末までに廃止すること、果実を含めて交付金が原資となっている部分については、厳格な区分整理を行うこととなっております。

本町におきましては、当該基金を利用するの利子補給期間を令和３年度から令和７年度までの５年間としており、先ほど説明しました４つの要件を満たしております。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○２番（陣圭介君）

この利子補給の対象となる事業なのですが、今後もこういった融資を受けるというか対象者はいらっしゃると思うのですが、事業着手が、今、令和２年度までという話だったのですが、今後の見通しという、それで大丈夫なのかというところに不安が残るので、その辺り説明をお願いします。

○農政林務課長（上村洋二君）

陣議員の御質問にお答えします。

今、御説明申し上げました基金条例は、御説明申し上げましたように、令和２年度末までに事業着手することが条件となっております。令和３年の４月１日、令和３年度以降につきましては、農協それからそのほかの金融機関等からも、現時点では相談等を全く受けておりませんが、新型コロナウイルスで大変御苦勞をされている農家の方もたくさんいらっしゃるということで、そういった御要望があれば、すぐにまた県とかこれは農協等各金融機関とも連絡を取りまして対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第7 議案第4号 高原町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例

○議長（温谷文雄君）

日程第7、議案第4号、高原町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第4号、高原町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

本条例は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に深刻な影響を受けた町内事業者が借り入れた資金の利子負担を軽減するため、本町では、融資実行日から10年間の利子補給を実施することといたしております。

そのような中、国におきましても、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により利子補給事業も対象となったことから、その要件となっている基金の積立てに係る条例の制定を行うものでございます。

要件等につきまして、担当課長をもって説明いたさせます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[降壇]

○産業創生課長（森山 業君）

[登壇]

ただいまの高原町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例につきまして御説明を申し上げます。

本基金条例につきましては、国の地方創生臨時交付金に伴います条例の基金化が要件となっておりますところでございます。また、この要件におきまして、基金に充当される資金につきまして、確実に運用を図ることということが条件になっておりまして、期間を令和7年度までとに定め

ているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。議案第４号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第８ 議案第１３号 高原町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第８、議案第１３号、高原町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第１３号、高原町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書１０ページをお開きください。

本条例は、介護保険事業の保険給付費等の財源に充てるため、また介護保険料の上昇を抑制するため基金を設置しております。

このような中、平成３０年度に保険者機能強化推進交付金、令和２年度に介護保険保険者努力支援交付金という国の交付金が創設されました。本交付金は、介護保険特別会計の地域支援事業等に充当し活用することとされていますが、余剰金が発生した場合には基金に積立てをすることが可能とされており、現在まで積み立てている状況であります。

その積み立てた基金を、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組に活用するための地域支援事業費等に充当するために、所要の改正を行うものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第13号を採決します。議案第13号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第9 議案第14号 高原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第9、議案第14号、高原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第14号、高原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

高原町中央公民館につきましては、これまで冷暖房使用の際、暖房使用料を高く設定しておりましたが、このたび、冷暖房ともに同一条件で利用できますエアコン設置を行いましたことから、料金を統一するものであります。

なお、今回の改正は、公布の日から施行することとし、この改正後の条例の規定は、令和3年1月1日以降の使用または冷暖房使用に係る使用料について適用し、同日前の使用または冷暖房使用に係る使用料については、従前の例によるものとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

1点、経過措置についてお伺いします。

暖房の使用料につき、金額を下げるという内容なのですが、経過措置が令和3年、本年の1月1日以降の使用に係る部分について適用されるわけで、当然、公布の日までの期間にそういった公民館で冷暖房使用という、実績があるかないか分かりませんが、まだ条例可決していませんから、そういった方々に対する納付書の発行、どういう対応をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

冷暖房の設置が12月までに終了したことから、1月1日からの使用につきましては、従来の暖房の使用ではなく、冷暖房のこのエアコンの使用になりました。コロナの緊急事態宣言が出されたために利用者はいなかったものでございます。ですが、1月1日からこの利用が可能となったことから、1月1日から適用するというようにしたことでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第14号を採決します。議案第14号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第10 議案第15号 高原町中央運動公園の設置及び管理に関する条例及び高原町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第10、議案第15号、高原町中央運動公園の設置及び管理に関する条例及び高原町都市

公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第15号、高原町中央運動公園の設置及び管理に関する条例及び高原町都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書13ページからお開きください。

御案内のとおり、高原町中央運動公園及び総合運動公園サッカー広場につきましては、夜間照明、いわゆるナイター設備を有しております。これまで、野球やソフトボール、サッカー競技等におきまして、夜間の練習や大会を実施する際に利用をしまいいりました。しかしながら、近年はナイター施設の利用が減少していることや、設備の老朽化による維持経費の増加など、今後の財政負担も懸念されることから、当該施設の利用を廃止し、所用の改正を行うものです。なお、いずれも公布の日から施行いたしまして、経過措置につきましても設けているところでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（福澤卓志君）

すいません、確認をいたします。もうナイターの使用はできないということによかったのでしょうか。

○教育総務課長（末永恵治君）

現在においては、総合運動公園はまだできます。中央運動公園につきましては、切り替えをすれば今のところできます。可決されればできなくします。

○8番（福澤卓志君）

このコロナ禍なのかちょっと分からないのですが、利用について少なくなっているとはいえ、子供たちが元気に活動をしていたりとか、また、夜間でないと、やっぱり仕事帰りにレジャーという形で取り組まれている方々もいるかと思います。確かに費用の面で入替えとか難しいとおっしゃいますけれども、そういった町民の健康と福祉の面から考えると、この条例の改正によって使えなくなるということに関しては疑問があるのですが、すいません、町長、もう一度お願いします、考えを。

○町長（高妻経信君）

私のほうからもお答えさせていただきます。

今回の条例改正でありますけれども、やはり利用される、特にスポーツ人口の減少といえますか、

それと夜間使われる方が著しく減ってきていると。それと、照明施設が老朽化している。また、さらにナイターそのものはLED化しなければならないという、将来的にそういった負担も出てまいります。私としましては、やはりこういった使われる方が確かにおられることは承知しておりますが、将来に向けての経費節減、これは町民の方にも理解をいただいて、広くこのことは周知を申し上げ、御理解を得たいと考えております。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

スポーツランドみやざきと言われまして、県がやっぱりスポーツに力を入れていくというところで立っているところがありますので、本町もその県と共同してやはり施設を守るであり、健康と福祉の増進の面からも、やはりその時間帯でないと利用できない、暗くなってからしか時間の確保ができないという方々に対しては、やはり町民サービスの面では行うべきではないかなと私は考えております。その夜間、例えば自家発電、自分たちで車なり発電機を持ってきて使っていると、例えばそういう形の利用方法に転化するのだとしたら、ある程度そういった考え方で納得されて使われる方もいるかと思うのですけれども、今回はその電気の老朽化によるところにより利用できなくなるというのは、いくつか考えに関してはちょっと納得いかないところがございます。再度確認しますけれども、本条例が可決した場合、利用できなくなるのか、最度お伺いします。

○教育総務課長（末永恵治君）

条例が可決されれば、根拠がなくなりますので、利用ができなくなる。ただ、ナイターを使わなければ、当然利用ができるわけでございます。

ただ、背景を申し上げますが、毎年度、予算編成方針で、先ほど陣議員からの御質問にもありましたけれども、使用料の値上げ等の検討もしなさいという予算編成方針が出ました。教育委員会におきましては、このことも念頭に考えたわけですが、経費削減のほうを考えたところでございまして、中央運動公園におきましては、電気料が年間180万円、総合運動公園におきましては、電気料が約170万円、総合運動公園におきましては、歩道等の街路灯も含みますので、一概に全部とは言えませんが、30万円ほど引きまして140、50万円がナイターの電気料となっています。

利用者ですけれども、近年は、中央運動公園は野球が2団体、ソフトボールは1団体でございます。使用料におきましては、ここ数年、中央運動公園は15万円程度となっております。総合運動公園におきましては、ここ数年、利用者はいなかったわけですが、今年度は、コロナ禍の中で団体のリーグ戦ができなくなった関係で、日程が窮屈になってしまいまして、冬に1日で終わらせた大会がございましたので、若干、1、2時間ほど点灯した経緯がございますが、近年に

においては総合運動公園においてはナイターの利用はないということでございます。

加えて、先ほど町長がLEDのことを申されましたけども、中央運動公園のほうは、水銀灯が112個必要でございますので、LED化すると112個で1個15万円と計算すると1,680万円の費用がかかると、サッカー広場におきましては48個ありますので、これをLEDに替えると720万円の費用がかかると、こういったものなどを判断いたしまして、ナイターの使用を中止するというものでございまして、なお、先ほど申しました野球の2団体、ソフトボールの1団体には御理解いただいております。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（前原淳一君）

利用を中止した場合は、行く行くは撤去ということになるんですか。

また、撤去ということになった場合は、将来また利用したいという団体等が出てきたときにはまた新設する、そういう方向の考え方があるのかどうか。

○教育総務課長（末永恵治君）

使用しなければ当然撤去となるわけでございますが、今のところ撤去は考えておりません。水銀灯の撤去はするかもしれませんが、灯自体の撤去は今のところ考えていないところで。〔「撤去しないので新設もない」の声あり〕

○議長（温谷文雄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

競技団体の了解も得られたという話ですけれども、町からこうしたいという形での話ですから、やむを得なく了承されたのじゃないかなと思います。これまでも、夏はスポーツ少年団、野球が利用したりしているわけです。ですから、ナイターは今後もできなくなってしまうということになります。これまで私も一般質問等でやってきましたけども、今、総合運動公園は多目的芝生広場がありますけれども、こういったところにおける維持管理費は、相当な金額が上がっているわけです。私はよく高崎町の話をしませんが、あそこはシルバー人材センターが管理していて、ナイター設備も陸上競技場ありますけれども、そういった費用を軽減すれば、こういったナイター施設については廃止する必要はないと思うのです。町は、スポーツ振興ということから、やはりこういったことは避けるべきだと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうで答えさせていただきます。

今、町の予算につきまして、非常に厳しい状況が続いている中で、一方では、行政需要というのは多様化して、また増えてきているというような現状はあります。

そういう中で、今回この条例を議案として上げさせていただきましたのは、やはり私どもも当然、わずかでも使われる方がいらっしゃれば、もちろんそれはあったほうがいいという、それはもちろんでありますけども、しかし、この様々のこれから将来的な財政的な負担を考えますと、やはり当然優先順位、こういったものも我々は考えざるを得ないと。ましてや、これまで利用されている方については、町のほうから、教育委員会のほうから当然理解を得ながら事情を説明させていただいて納得いただくということをお願いをしたいと考えております。

以上です。

○4番（中村昇君）

その2つの競技団体の方々に了解を得られたということですが、スポーツ団体の方々にについては、やはり丁寧な説明が必要だと思うのです。こういうふうに町は考えているがどうかということで、やはりこういったスポーツ施設を廃止する、大事なナイター設備です。これを廃止することは、本当、ソフトボール、野球チーム、昔はたくさんチーム数もありましたけれども、少なくなったからといって、やはり先ほど言いましたスポーツ少年団のナイターとかはやっているわけです。成年のスポーツの野球チームとかソフトボールチームにおいても、昼間やれないわけです。ですから、どうしても夜にナイターの試合をやりたいという方々はいらっしゃると思うのです。ですから、そういった一方的といえるようなナイターの廃止には、私は反対します。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（松元茂春君）

中央運動公園につきましては、現在、スポーツ少年団の野球の関係、子供たちが毎日使っております。それが、夜遅くまで使っていますが、自分たちで電気を引いて使っている状態なのです。だから、ぜひこのナイターだけは残していただきたいと。今、コロナで使う人たちが少ないと考えておりますが、コロナ等が収束したときには、また利用がどんどん増えてくるのではないかなと考えております。スポーツをする人たちのためにも、ぜひナイター設備だけはそのまま置いていただきたいと、そういうような希望であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

○８番（福澤卓志君）

やはり、今回のこの件に関しては、予算を伴うというところで大変苦慮されて出されたものだと思いますが、やはりもう少し吟味する時間と何らかの措置を講じることが必要ではないかと思います。条文一部分を消すことによって利用できなくなるという、それはちょっと違うのではないかなと私は思っただ反対いたします。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

○４番（中村昇君）

先ほどから言っておりますように、やるべきところの経費節減はやらずに、利用者のサービスを、スポーツ愛好者のそういうものを切り捨てるような今回のナイター設備の廃止には反対であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

賛成の方の発言は、討論はありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第１５号を採決します。議案第１５号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立少数です。よって、議案第１５号は否決されました。

_____ ○ _____

◎ 日程第１１ 議案第１６号 文化財保護条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第１１、議案第１６号、文化財保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第１６号、文化財保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書１６ページをお開きください。

平成１６年度第１５９回国会におきまして、文化財保護法の一部を改正する法律が成立し、法律第６１号にて公布、平成１７年４月１日から施行となっております。このたび、本町における文化財保護条例におきましては、法の引用部分の未改正が判明しましたことから所用の改正を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決します。議案第１６号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。換気のため、またトイレ休憩いたしますので、１０分程度休憩いたします。

午後３時１４分 休 憩

午後３時２８分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

◎ 日程第１２ 議案第１７号 高原町母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第１２、議案第１７号、高原町母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第１７号、高原町母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書１７ページをお開きください。

今回の改正は、児童扶養手当法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして、町民福祉課長をもって説明いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○町民福祉課長（水町洋明君）

〔登壇〕

議案第１７号、高原町母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

内容といたしましては、第６条第２項に定めております受給資格証の更新日を「８月１日」から「１１月１日」に改めるものでございます。

改正理由としましては、児童扶養手当法の一部が改正され、児童扶養手当の支給制限の適用期間が１１月から翌年の１０月までとされております。本町のこの事業は、県からの補助金を受けておりまして、この補助金交付要綱に児童扶養手当法の規定によるとあることから、同様の取扱いとし、受給資格証の更新日を変更するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○２番（陣圭介君）

本年の対応は、たぶん１１月になるかと思うのですが、その受給資格証に有効期限なんかが書いてあるわけですか。その辺り説明いただければ。本来、だから８月１日に更新するつもりであった方が、１１月に変わったことを知らないということも想定されるので、その辺りどう考えていらっしゃるのか教えていただけませんか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えします。

資格証のほうに明示されております。今ですと、８月１日から７月３１日というふうに明示されております。毎年、１年更新ですので、現況届というのがございます。８月の日にそういった方々に御案内して、現況届をする予定としております。

○２番（陣圭介君）

有効期限が７月３１日までという記載があるのであれば、それ前に案内が来ないと対象者不安になるかと思うので、今、お話しだと８月に案内出すということだったので、ちょっとその辺

りをもうちょっと詳しく説明ください。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えします。

8月の現況届で対応しますので、その前にも案内は出します。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第17号を採決します。議案第17号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

◎ 日程第13 議案第18号 高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第13、議案第18号、高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第18号、高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書18ページをお開きください。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、令和3年2月13日に施行されました。これまで、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法付則第1条の2で位置付けられておりましたが、今般の改正により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に、新たに位置付けられることになりました。

これに伴い、高原町国民健康保険条例の付則第3項において記載されております、新型コロナ

ウイルス感染症についての定義を改正するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第18号を採決します。議案第18号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第14 議案第5号 令和2年度高原町一般会計補正予算（第16号）

○議長（温谷文雄君）

日程第14、議案第5号、令和2年度高原町一般会計補正予算第16号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第5号、令和2年度高原町一般会計補正予算第16号について、御説明いたします。

別冊の高原町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,179万6,000円を追加しまして、予算総額を歳入、歳出それぞれ83億7,274万2,000円と定めるものでございます。

今回の主な補正の内容といたしましては、国民健康保険特別会計への繰出金といたしまして1,499万2,000円を、障害者介護給付・訓練等給付費といたしまして1,750万円を、病院整備費といたしまして1億3,262万円を、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業基金積立金といたしまして4,223万7,000円を、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして1,744万6,000円を、国立公園整備事業といたしまして8,440万円を増額いたしますとともに、事務事業の執行残を減額するものでございます。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、総務費、総務管理費の高原町新生児特別給付金事業を、総務費、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業を、民生費、社会福祉総務費の第2期高原町地域福祉計画策定業務委託事業を、農林水産業費、農業費の国産農畜産物供給力強靱化対策事業を、商工費、商工費の御池皇子港園地進入路整備事業、御池皇子港園地事業、松の港野営事業、高原町事業者応援誘客事業を、土木費、道路橋梁費の並木旭台線舗装補修工事、並木旭台線 並木工区工事、橋梁補修工事赤池橋を、教育費、小学校費の公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業を、教育費、中学校費の公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業について追加を、総務費、総務管理費の通信環境整備事業について変更を行い、全体で14事業、総額8億292万円につきまして、翌年度に繰り越して使用できるよう、繰越明許費の設定を行うものでございます。

7ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正であります。議会だより印刷製本業務、議会会議録反訳業務委託、令和6年度評価替え固定資産土地評価総合調査業務委託事業、宮崎県信用保証協会への保証料補助、畜産経営体質強化支援資金利子補給について、債務負担行為の追加を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給事業、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業について、債務負担行為の変更を行うものです。

8ページをお開きください。

第4表地方債の補正であります。公共事業債につきまして1,080万円を、一般補助施設整備等事業債につきまして4,220万円を、減収補填債につきまして870万円を限度額として追加するものでございます。

また、変更といたしまして、対象事業の変更や事業費の確定等により、限度額の変更を行うものでございます。

それでは、補正の内容について、御説明させていただきます。

なお、今回の補正につきましては、人件費の増減、国・県支出金の増減や確定等に伴います財源の更正、事務事業の執行残や工事等の入札残に伴います減額等によるものにつきましては、省略させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、42ページ、43ページをお開きください。

社会福祉総務費でございますが、国民健康保険特別会計への繰出金といたしまして1,499万2,000円を、障害者介護給付・訓練等給付費の扶助費といたしまして1,750万円を計上いたしております。

財源といたしまして、国県支出金を充てております。

老人福祉費でございますが、介護保険事業特別会計への繰出金といたしまして291万7,000円を計上いたしております。

50ページ、51ページをお開きください。

病院整備費でございますが、医師確保等対策に係る経費162万円を、不採算地区の病院運営に係る経費8,100万円を、令和2年度の資金不足への補助金として病院事業経営補助金5,000万円を計上いたしております。

52ページから55ページにかけての農業振興費でございます。

農地中間管理事業の機構集積協力金といたしまして4万7,000円を、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給事業の経費4万5,000円を、新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給事業積立金といたしまして386万2,000円を計上いたしております。

財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

次に、園芸振興費でございますが、燃油価格高騰緊急対策資金利子補給事業補助金といたしまして、2万5,000円を計上いたしております。

56ページ、57ページをお開きください。

畜産業費でございますが、高原町和牛ブランド確立対策事業補助金といたしまして、53万円を計上いたしております。

農地費でございますが、畑かん事業といたしまして県営畑地帯総合整備事業負担金を合計で673万2,000円計上いたしております。

財源といたしまして、町債を充てております。

58ページから61ページにかけての商工費でございますが、高原町経済喚起対策事業補助金といたしまして50万円を、宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進事業補助金といたしまして64万5,000円を、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業基金積立金といたしまして4,223万7,000円を、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして1,744万6,000円を計上いたしております。

財源といたしまして、国庫支出金、繰入金を充てております。

60ページから63ページにかけての観光費でございます。

御池レクリエーションの森環境整備協議会負担金といたしまして1万5,000円を、観光施設等管理事業といたしまして677万3,000円を、国立公園整備事業といたしまして、御池皇子港園地進入路整備事業及び御池松の港野営場施設改修のための費用といたしまして、8,440万円を計上いたしております。

財源といたしまして、県支出金、町債を充てております。

68ページ、69ページをお開きください。

教育費の事務局費でございますが、小林高等学校の駅伝部、バスケットボール部の全国大会出場に伴う負担金といたしまして、6万5,000円を計上いたしております。

74ページ、75ページをお開きください。

基金費でございますが、新型コロナウイルス感染症に対し、緊急的な予防対策を行っていくための費用といたしまして、1,000万円を計上いたしております。

財源といたしまして、寄附金を充てております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（陣圭介君）

例年、この補正予算なんですけど、総括質疑のあと委員会で、例えば資料提供などいただいて、理解を深めた上で採決に臨んでいたわけなんですけど、今回、原則3回の質疑の回数制限がある中での一発の審議になりますので、どれだけ理解できるか分かりませんが、大分内容が多岐にわたるので、その点御配慮いただきまして、こちらの説明も配慮した説明にしますけども、できるだけ丁寧に説明お願いしたいと思います。

1つ目、補正予算書の6ページ目、繰越明許費なのですが、まず、款6項1の農業費の国産農畜産物供給力強化対策事業について、事業内容をもう一度簡単に説明いただきたいのと、繰越の経緯について説明お願いしたいと思います。

続きまして、その下の款7項1商工費の御池関連の3事業及びその下の高原町事業者応援誘客事業につきましても、同様に事業内容を再度簡単に説明いただきたいのと、繰越の経緯について説明お願いいたします。

それから、一番下になるのですが、総務管理費の通信環境整備事業ですが、増額となっているので、その理由について教えていただきたいと思います。

6ページについては以上です。

それから、7ページの債務負担行為の補正ですけれども、3年に1度の固定資産の土地の評価替えに伴う委託業者に要する費用だと思っているのですけれども、委託業者の決定の手続きとか、単価の算定について教えていただけますか。

債務負担行為の補正については以上です。

それから、補正予算書の24、25ページ、歳入について、1点お伺いしたいと思います。

財産収入の西諸地区農業水利総合開発事業推進協議会の出資金について、補正後の出資金の残高、あとどの程度残っているかというあたり、教えていただきたいと思います。

続きまして、歳出です。これも、大分数が多いので、丁寧にお願いします。

まず、36、37ページ。

款2項1総務費の総務管理費のうち、電子計算管理費の中にある高原町光ファイバー整備事業補助金ですけれども、減額している金額が大きいのですが、これは執行残かどうかについての確認をお願いしたいのと、補正後の総事業費について説明を――。あ、書いてありますね。書いてないのか。補正後の総事業費について、説明をお願いします。

それから、50ページ、51ページの病院整備費なのですが、この補正予算書の記載上、町債を減額して一般財源、全て一般会計からという記載になっているのですけれども、国県からの補助金が、確か歳計外にはいつていることによるものかなと思っているのですけれども、総額とその補助金の会計上の取扱いについて説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく病院整備費ですけれども、一般会計から病院事業の赤字補填ということで、基準外5,000万円の繰出しとなりますが、コロナ関係の補助金のおかげで、昨年度より額が小さいものと思われますが、当局のほうでは繰出し基準ですね、一般会計から病院事業への繰出し基準を明確化されたとのことで伺っておりますので、その辺りについて議会に説明をお願いしたいなと思います。

それから、補正予算書54、55ページ。

農業費のうち、今回新たに設置が決定しました基金への積立金について、ちょっと数字を見ると中途半端な386万2,000円となっているので、ちょっと端数が、どうしてこういう端数が出るのか理解できなくて、その理由について教えていただけますか。

それから、56、57ページの農業費のうち農地費ですね、農地費のうち畑かん事業について、各区画における、補正予算における、この増減の経緯について説明をいただきたいのと、進捗率についての説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく58、59ページで、商工費のうち商工業振興費として高原町経済喚起対策事業補助金の50万円が計上されていますけれども、この内容について説明をお願いしたいと思います。

それから、1枚めくっていただいて、60、61ページですが、こちらは商工費の中での新基金への積立金と思われますけれども、こちらについても端数が生じる理由を教えてくださいと思います。それから、本基金が想定している、対象となる融資の金額、融資金額の総額を教えてくださいと思います。

それから、その2つ下の事業になるのですが、高原町応援消費プレミアム付き商品券発行事業補助金が計上されていますけれども、相対で見た商品券の発行金額の総額、事業総額とか、事務費なども入っていると思うのですけれども、その内容について説明をいただきたいと思い

ます。それから、本事業の財源なのですけれども、県が８７０万円程度、町が５７０万円、５８０万円程度なのですけれども、どういった内訳で補助対象となっているかなどについて、説明をいただきたいなと思います。

それから、１枚めくっていただきまして、同じく商工費ですが、６２、６３ページに観光施設等管理事業６７７万３，０００円の委託料につきまして、事業内容を説明いただきたいと思います。

その下になるのですけれども、国立公園の整備事業ですか、御池関連だと思うのですけれども、その内容と内訳を説明いただきたいと思います。

次に、この国立公園整備事業の財源について、半分、私の勘違いだったら指摘していただければいいのですが、半分は町の持ち出しで、それが全て町債を充当していると。この起債の種類と交付税の算定率があるものであれば、そこの説明をお願いしたいと思います。

それから、ページが、その次の１枚めくっていただいた、土木費の道路橋梁費ですね。減額だからいいというわけじゃなくて、これ国の社会資本整備総合交付金に係る事業が１億以上も減額になっているので、ここはもう、内容をちゃんと聞いておかなきゃいけないと思って、今回質疑しているのですけど、対象となっている路線、結局この交付金に係る事業が実施できないことになると思うので、その対象となる路線と、その減額となっている経緯について、教えてくださいなと思います。

以上です。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

陣議員の御質問にお答えします。

まず、繰越明許費の国産農畜産物供給力強靱化対策事業でございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、冷凍野菜の保管庫が不足したということで、フリーウェイ工業団地の農業生産法人の野菜冷凍保管庫建設事業に対する補助でございます。補助事業の手続きをする中で、国・県との調整に新型コロナウイルス感染症拡大の関係もありまして、時間を要したというのが１点でございます、令和２年１１月９日に交付決定ということで、交付決定が大分遅れたというのが、まず１点ございます。そして、契約が１２月中になったということでございます。

それから、またあの、建屋の基礎杭や鉄骨などの建設資材の納入についても遅延したということで、全体のスケジュールが押してしまって、今回繰越になるということでございます。大分建設も遅れまして、令和３年９月の完成を見込んでいるところでございます。

続きまして、西諸地区農業水利総合開発事業推進協議会の出資金でございますけれども、当初資金につきましては平成２７年度から平成２８年度にかけて、約１，５００万円、正式な数字

は1,585万4,627円を西諸土地改良区へ貸付したものであります。

平成29年度から5か年で返還を受ける予定でありましたが、今回、西諸土地改良区から、最終年度の令和3年度分を繰上げ償還したいということで、申し出がありました。

繰上げ返還の理由としましては、農林水産省が平成31年3月に発出した新たな発電事業の手引きによりまして、借入金の返済に西諸土地改良区が畑かんダムで行っております、売電収入を充てることができなくなったことから、当改良区の会計において、新たな会計方針に適合させた内容で、今月中に開催予定の総代会で、この会計方針を改正するというところでございます。さらに、今後の国の会計検査等に対応するためには、貸付金の令和3年度返還分を令和2年度中にも償還をしておきたいということでございます。

なお、西諸土地改良区に貸し付けをしている、小林市、えびの市についても、同様の取扱いとなるところでございます。

続いて、畑かん事業の負担金の関係でございます。

鹿児島1期については、県の当初事業が3,000万円の予定であったところ、国の補正予算等が付きまして、3,800万円の事業費となったところでございます。事業費としては増額でありましたが、町負担金については、電柱移転等の負担分の請求が、九州電力、NTT等にいったということで、〔「ページ数を言ってもらえませんか」 議長の声あり〕

すみません。はい。

ただいまのページは、56、57ページの、6の農地費の畑かん事業費になります。

こちらの鹿児島1期地区については、電柱移転等の負担分を九州電力、NTT等に県が請求したということで、その分について町負担分が23万円の減額となったところでございます。

鹿児島2期地区、3期地区につきましては、当初、どちらも県事業費が1,500万円で予定していたところですが、それぞれ2,000万円の事業費となり、町負担金が79万円ずつ増加しております。

事業内容としては、管水路工事や農道整備箇所の用地買収などでございました。

後川内1期地区については、県の当初事業費が8,000万円であったところ、国の補正予算により、1億9,700万円となり、町負担金も1,034万9,000円増額となったものです。

事業内容としては、圃場整備、それから管水路工事などとなっております。

後川内2期地区は、県の取組事業の中で、これも電柱移転の関係になるのですけれども、町負担金について5%ほどの軽減措置がありまして、その分、町負担分が496万7,000円減額となったものでございます。こちらにつきましては、管水路工事や減圧水槽工事となっております。

事業の進捗につきましては、鹿児島地区、3地区ございますけれども、令和4年度の完成を見込んでいるところでございます。後川内地区については、5年度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

農畜産振興課長、全体的にですが、今からもですが、ページ数と、もうちょっとゆっくりですね、説明願います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

はい。以上でございます。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

50ページ、51ページをお開きください。

病院整備費でございます。まず、50ページにあります、町債のマイナス2,540万円につきましては、当初予算で計上していた部分の事業でございまして、過疎債のソフト分を充てていたのですが、協議の結果、それがつかなかったということで減額をしているものでございます。

続きまして、51ページの病院事業経営補助金の5,000万円でございますけれども、今年度繰り出し基準をつくりました。その基準をつくった時点では、今年度の繰り出しの予定額を1億5,000万円ということで作りました。その内容ですけれども、例えば起債を償還で国の基準額があるのですが、その基準外の部分を町の独自の繰り出し基準の中に入れるだとか、医師確保の経費だとかを積み上げて、1億5,000万円近くでつくっております。ただし、ここの予算書にありますとおり、その額が必要なくなって、5,000万円の計上だけになっているところでございます。

続きまして、62ページ、63ページでございます。

これの中の、国立公園整備事業で、事業総額8,240万円でございますけれども、財源の半分4,220万円が起債でございます。この起債につきましては、申し訳ございません、8ページをお開きください。8ページの地方債補正の追加にあります、2段目になりますけれども、一般補助施設整備等事業4,220万円を充当いたしております。この起債の交付税算入率につきましては、ゼロ、ないものでございます。

以上でございます。

○農政林務課長（上村洋二君）

陣議員の御質問にお答えします。

補正予算書54ページから55ページでございます。

新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給事業386万2,000円についてでございますが、この資金は先ほど、この利子補給事業につきましては、先ほど基金について御承認いただいたところでございますが、農協のプロパー資金及び県が行った、農業制度資金の経済変動伝染病等対策資金について借入れを行った方々の、利息分を県及び農協と半分ずつ負担して、農家の方々の負担軽減を行うというものでございまして、具体的に数字を申し上げたいと思います。

今、借りられている方が31名、借り入れられた額が7,314万円です。参考までに、内容なのですが、和牛の繁殖農家の方が22名、肥育が7名、そのほかが2名ということになっておりまして、この方々の利息分について、町の負担分について計算をいたしまして、3月に申請があるかもしれませんので、若干の余裕を見てございます。その積み上げが、この386万2,000円となったということでございます。

以上でございます。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。まず、予算書6ページの繰越明許費についてでございます。

通信環境整備事業の繰越金額の増額の理由ということでございますが、こちらにつきましては、9月補正におきまして事業費を1億4,000万円と想定しまして、前金相当分5,600万円を引いた残り8,400万円を繰越額としておりました。その後、10月に実施事業者が決まりまして補助金の支給について確認しましたところ、事業完了後の支給でよいということを確認しましたので、補助金全額を今回繰越したものでございます。

続きまして、36ページ、37ページでございます。

同じく、通信環境整備事業につきまして、こちら減額の経緯ということでございます。また、補正後の事業費についてでございますが、先ほど申し上げましたが、実施事業者が決まりまして、そちらの補助金の希望額が1億2,490万9,000円というところでして、今回1,508万6,000円を減額しているものでございます。補正後の金額でございますが、1億4,000万円から1,508万6,000円を引いた額が、1億2,491万4,000円と。この内、先ほど申し上げました補助金につきましては1億2,490万9,000円、残りの5,000円につきましては、報償費と費用弁償となっております。

以上です。

○産業創生課長（森山 業君）

陣議員の御質問に、順番にして御説明さしあげたいと思っております。

まず、予算書の6ページでございます。

繰越明許費にございます商工費の4事業の内容と繰越の経緯ということから、まず御説明させていただきます。

まず、1番上の御池皇子港園地進入整備事業でございます。内容につきましては、今、行っております事業の継続でございます、道路の拡幅工事となっております。ブロックの設置、あるいは路盤工ですね、路肩のほうの舗装工を行うということでございまして、こちら急勾配で幅員が狭いものを、大型バスの侵入などに耐えるものにする工事の内容となっているところでございます。

この繰越の理由でございますけれども、こちらにおきましては、今、整備を行っている事業効果に伴いまして、観光客、来訪客が増加しておりまして、駐車場確保等が課題となっていることから、新たな駐車場、あるいは危険防止のための関係協議に時間を要したためということで、県・国と協議いたしまして繰越しとなっているところでございます。

次に、御池皇子港園地事業でございます。こちらの事業におきましては、下の松の港野営事業と同時でございますけれども、国の国立公園、国定公園の環境整備事業、こちらがコロナ対策の影響を伴ったということでございまして、国立公園やらそのインバウンド対策、あるいは誘客事業に対しまして、これまで3年度以降も要望していた事業が、国の環境省の事業によりまして前倒しになったということで、今回1月に内示がございまして、その後この事業の決定となったもので上げているところでございます。

内容につきましては、まず皇子港園地進入路の整備事業でございますけれども、アスファルト舗装工事、進入路のアスファルト舗装工事に6,000万円となっております。そして、その先ほどございました駐車場整備や用地調査、保安林の解除、あるいは設計業務などに委託費で500万円ということになっているところでございます。

その下の、1,940万円の松の港の野営事業でございますけれども、まず転落防止柵の設置、こちらにつきましては、現在、支柱等が腐食している部分等でございますけれども470万円、自然工作館と御池の一番奥にあるところでございますけれども、屋根、外壁、外部の手すり、あるいは天井の雨漏り補修に350万円、同じく管理事務所の改修工事、こちら、屋根、外壁、天井の補修でございますけれども470万円、シャワー棟が御池のほうにございますけれども、こちら、屋根、外壁、タイル、シャワーブースの補修、こちらに450万円、こちらの施設の改修に伴います、設計図書の作成、あるいは工事の管理を行う委託費として200万円が計上されているところでございます。

続きまして、高原町事業者応援誘客事業でございます。

こちらの事業におきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に落ち込んだ県の経済回復を図るための予算措置ということでございまして、1月の29日の県の議会で可決された、

みやぎ応援消費活性化事業費補助金というものでございます。こちらにおきましては、県が消費喚起に対する事業ということでございまして、各市町に補助金の割当て内示を行っているものでございます。

内容といたしましては、市町村が行います消費喚起策につきまして、2分の1の補助をするというものでございまして、今回、プレミアム商品券の発行と、本町におきましては、それ以外に先ほどございました、キャッシュレスそちらのほうに手を挙げているところでございます。

以上が、繰越明許の内容でございます。

続きまして、予算書の59ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの事業でございますけれども、高原町経済喚起対策事業補助金でございます。こちらの事業におきましては、現在御案内のとおり、3月の26日に卒業花火ということで、商工会議所の者が花火をされようとしております。こちらにつきましては、サプライズ企画と申しまして、いろんな寄附などの要望をしていることがございまして、現況から判断いたしますと非常に多くの来場客が予想されるところでございます。花火の代金の寄附ということでございますけれども、本町におきましては、このせつかくの卒業生を応援する事業におきまして、警備費、あるいは交通事故の防止、あるいはコロナ対策事業の経費、こちらは欠かせないものと思っております、その分の経費を見ているところでございます。

警備費の補助に対しまして25万円、コロナ資材に対しまして5万円、コロナに係りますソーシャルディスタンス、あるいはゾーニングにおきます補助ということとして20万円ということで、50万円を計上いたしているところでございます。

続きまして、予算書の61ページをお開きいただきたいと思います。

そちらの新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業基金積立金、端数の理由でございますけれども、こちらにおきましては、現在、68件の事業者への支援を見込んでおりまして、その中で利子補給の概算のほうははっきりしない場合は、丸めておりますけれども、はっきりと1月の末までは利子補給額がはっきりしておりますので、その分の端数の積み上げで端数が出ているということでございます。

そして、御質問にございました総融資額でございますけれども、12億2,886万円、12億2,886万円の融資額、総額となっているところでございます。

続きまして、その下にございます、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますけれども、この高原町応援消費プレミアム付き商品券の発行事業の発行金額でございます。こちら西諸の市町村とも相談しておりまして、基準といたしましては1世帯1セットほどを見込んでおりまして、30%のプレミアム、ですから、3,000円掛ける4,000セットの部分で、1,200万円。そして、それを随意委託、商工会のほう考えているわけでございますけれども、

報酬等に144万1,000円、事務経費に65万9,000円を見込んでいるところでございます。

財源におきましては、先ほどございました、この委託料と上のほうにございますけれども、こちらはキャッシュレスの事業の委託料を見込んでおりまして、この総額の2分の1が先ほどありました県の補助金の分と見込んでいるところでございます。

続きまして、予算書の63ページをお開きいただきたいと思います。

63ページの観光施設等管理事業の委託料の677万3,000円でございます。こちらでございますけれども、御池皇子原公園、こちらの委託を指定管理にお願いしているわけでございますけれども、今回、2年度におきましては、本町の施設ということで、コロナウイルスが発生した時点で休業、全面休業等、要請いたしております。その中におきまして、お客様はもちろん、入りがなかったわけでございますし、指定管理者といたしましては、次年度以降等の運営も考えての、いろいろ収益等も考えているわけでございますけれども、今回、本町といたしましては、指定管理者に雇用調整助成金、こちらのほうも需給を支持いたしまして、活用していただいたところでございます。

こちらにおきましては、雇用調整助成金を2度受給していただいております。こちらの経費が、139万9,388円、139万9,388円の雇用調整助成金を見込んだところでございます。その後の――。それがすみません。1月――。それが令和3年に、今、申しましたが、1月分の雇用調整助成金です。その夏にも、雇用調整助成金を8月、受給していただいております、56万8,652円。合計の196万8,040円、合計の196万8,040円の雇用調整助成金を交付してもらうようにしていただいたところでございます。

その後の2月、3月、その後の支出ですね。職員の給与あるいは、それに例えば、保険料、法人税、事業所税等の支出見込みをこの雇用調整助成金の収入等から差し引いた額の、いわば、収入が見込めなかったら指定管理を委託している分で補えない分、それを追加ということで、677万2,737円を委託費として計上したところでございます。

その下の、国立公園整備事業でございますけれども、内容につきまして、先ほど繰越明許費のところでお話しした内容でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○税務課長（平川昌知君）

陣議員の御質問にお答えします。

補正予算書の7ページになります。債務負担行為補正の3行目でございます。

令和6年度評価替え固定資産土地評価総合調査業務委託事業でございますが、単価につきましては、令和2年度評価替えの業務内容を基に、設計業務委託等技術者単価を採用いたしまして、

見積もりをいただいております。その後の、業者決定につきましては、指名競争入札により業者を決定いたしたいと考えております。

以上です。

○建設水道課長（入佐和彦君）

陣議員の御質問にお答えします。

補正予算書の64ページ、65ページを御覧ください。

道路橋梁費の中の、道路維持費のほうになります。

道路補修事業委託料、これは舗装調査設計を考えておりまして、要望としまして十文字宮下線、蒲牟田前田線、ほか1路線、湯の平宇都前線の3路線について、委託費を要望しておりましたが、つかなかった関係上、950万円減額するものでございます。

工事請負費についてでございますけれど、舗装補修工事になるのですが、祓川旭台線、並木旭台線、花堂佐土線の3路線を要望したところでございますが、これもちょっと1億395万5,000円、ちょっとつかなかったということになります。そして、橋梁補修事業について委託料でございますけれど、脇藤赤城八重線の女佐渡橋、そして、安丸柳野線の前原橋の補修設計が、2路線カットされまして472万4,000円減額となったところでございます。

全体的に、社会資本の流れを見ますと、歩道を造る、子供を守る事業は100%要望に対してついております。しかし、橋梁のほうが大体84%ぐらいついております。あと、舗装については、なかなかつきが悪くて44%ぐらいしか、なかなか要望に対してもらえてない状況でございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後4時27分 休 憩

午後4時29分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を続行いたします。

○2番（陣圭介君）

商工費の繰越明許費に計上された御池の皇子港園の園地への進入路、相対の事業費でまだこれから繰越しするので、いろいろこれから予算計上、またさらにされてくるかと思っておりますけども、相対であそこの進入路だけの工事で、純粋に総額どのぐらいを見積もられていらっしゃるか教えていただきたいのと、かつて、これは繰越しなのであまり予算関連での質疑はしたくないの

で、そこはいいです。相対でどのぐらいになるのかというのを教えていただけますか。

それから、病院事業の補助金なのですけども、もともと過疎債の充当を想定していたもの、今回、純粋に一般会計からとなるので、どうなのか、そうせざるを得ないということでしょうか。答弁、お願いします。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。過疎債のソフト分がつかなかった分につきましては、一般財源との財源振替でございます。

○産業創生課長（森山 業君）

陣議員の御質問にお答えします。今、手持ちで持ち合わせている事業が27年度からの積み上げでございますけども、その合計でいきますと、進入路だけの整備におきまして、1億2,600万円となっております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言はありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立、多数です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。トイレ休憩、換気。

午後 4時33分 休 憩

午後 4時44分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。本日の会議時間は審議時間を要しますので、あらかじめ延長いたします。

す。

○

◎ 日程第 15 議案第 6 号 令和 2 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（温谷文雄君）

日程第 15、議案第 6 号、令和 2 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第 6 号、令和 2 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第 1 号について、御説明いたします。

別冊の高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の状況を勘案し、歳入歳出それぞれ 34 万 8,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 120 万円と定めるものでございます。

補正予算書の 8 ページから 9 ページをお開きください。

歳入でございますが、貸付金元利収入を 34 万 8,000 円増額するものでございます。

次に、10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出についてですが、貸付金納付の法的対策を目的としまして予算計上をしておりました手数料 20 万円及び委託料 54 万 7,000 円を減額し、一般会計への操出金を 109 万 5,000 円増額するものでございます。

今後とも貸付金の収納においては、債務者への納付指導を行うとともに、納付意識を高めてもらい償還率の向上に努力してまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

原案に賛成の方の発言を許します。

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第6号を採決します。議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案6号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第16 議案第7号 令和2年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第16、議案第7号、令和2年度高原町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第7号、令和2年度高原町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,660万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億9,626万4,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、令和2年度の保険給付費等の状況を勘案し、所要の額を増額あるいは減額するものでございます。

2ページをお開きください。

歳入補正について説明させていただきます。

国民健康保険税でございますが、令和2年度の調定状況等により544万1,000円の増額となるものでございます。

国庫支出金でございますが、災害特例臨時補助金の交付を受けたことから16万7,000円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免された保険税の10分の6が交付されるものでございます。なお、令和3年1月末現在での減免対象世帯は4件となっております。

県支出金でございますが、療養給付費の減額等により2,235万2,000円の減額となるものでございます。

繰入金でございますが、国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業繰入金が確定したことによる増額、出産育児一時金繰入金及び基金繰入金額が減少する見込みのため、総額で2,051万8,000円を減額するものでございます。

繰越金でございますが、８６０万４，０００円を増額するもので、前年度繰越金を全て計上するものであります。

諸収入でございますが、令和２年度の延滞金の調停状況等により２０５万円を増額するものでございます。

続きまして、３ページをお開きください。

歳出予算について説明させていただきます。

保険給付費でございますが、一般被保険者に係る高額療養費が令和２年度の支出状況から増額するものの、療養給付費や療養費等が減少する見込みのため、総額で２，８９６万１，０００円を減額するものでございます。

保健事業費でございますが、特定健康診査等事業費及び保健事業費、疾病予防費、健康づくり推進事業費において、新型コロナウイルス感染症拡大により、特定健康診査や歯科健診、人間ドックの受診者が当初見込みより少なかったため、これらに係る費用を総額で４２０万２，０００円減額するものでございます。

諸支出金につきましては、病院会計へ繰り出すものでございまして、６８６万５，０００円を増額するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○４番（中村昇君）

コロナの影響を受けての減免の方が４件ということですが、持続化給付金を受けられた方の数からすると少ないように思いますけれども、その辺りについてお伺いいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えします。

この資料を作成した時点では４名の方なのですが、現在２名の方がまた相談、申請に来られております。今、御指摘のとおり、そういった影響を受けた方々が今後もまた相談とか申請されることもあろうかと思われます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。

○２番（陣圭介君）

今回の歳入の補正で、基金からの繰入れの減額補正になっているのですが、この今補正後の基金の残高について教えていただきたいと思います。

それから、今さら聞くなよと言われるかもしれませんが、一般会計から繰り入れている繰入金がありながら、また病院にもまた、そこから出ていくわけじゃないのですが、直営診療施設勘定繰出金とありますけれども、この繰出金の性質について説明いただけませんか。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

基金繰入金を3,551万円落とすことによって、基金を令和2年度は使わないこととなりますので、これまでどおり4,100円万程度基金残高はございます。

あと、病院へ繰り出す分の内容でございますが、これ特別調整交付金でございます。法的に認められている繰出しでございます。内容としましては、医療機器器具分が220万円、あと医師への報酬等といたしまして466万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第7号を採決します。議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第17 議案第8号 令和2年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第17、議案第8号、令和2年度高原町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第8号、令和2年度高原町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

別冊の介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の保険事業勘定の予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ578万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ13億7,728万8,000円と定めるものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして説明させていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

総務管理費につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修等により、委託料420万2,000円を増額するものであります。財源につきましては、国庫支出金、繰入金を充当いたしております。

介護認定審査会費につきましては、認定調査等費の手数料について、認定調査数の減により30万円を減額するものであります。

基金積立金につきましては、新たな交付金の介護保険保険者努力支援交付金等を介護給付費準備基金積立金に積み立てし、238万3,000円を増額するものであります。財源につきまして、国庫支出金を充当いたしております。

包括的支援事業、任意事業費につきましては、介護給付費等費用適正化事業の決算見込みにより、委託料の50万円を減額するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第8号を採決します。議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第18 議案第9号 令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（温谷文雄君）

日程第18、議案第9号、令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第9号、令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,708万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,738万5,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定等に伴い、所要の額を増額あるいは減額するものでございます。

補正予算書の2ページをお開きください。

歳入補正について説明いたします。

繰入金でございますが、療養給付費等の確定により1,737万3,000円を減額するものでございます。

諸収入でございますが28万7,000円を増額するものでございます。

補正予算書の3ページをお開きください。

歳出補正について説明いたします。

総務費でございますが、令和2年度支出状況から減少する見込みのため32万8,000円を減額するものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、令和2年度支出状況から減少する見込みのため1,710万8,000円を減額するものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、一般会計への繰出金として35万円を増額するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第9号を採決します。議案第9号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第19 議案第10号 令和2年度高原町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（温谷文雄君）

日程第19、議案第10号、令和2年度高原町病院事業会計補正予算第4号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第10号、令和2年度高原町病院事業会計補正予算第4号について、説明いたします。

別冊で配付しております病院事業会計補正予算第4号の1ページをお開きください。

第2条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、収入2億7,461万4,000円の増額、支出200万円の減額を計上いたしております。

続きまして、第3条でございますが、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、収入1,494万円の増額、支出96万円の減額を計上いたしております。

続きまして、第4条でございますが、予算第9条に定めた他会計からの補助金を、収益的収入1億3,188万5,000円の増額、資本的収入760万円の増額を計上しております。

2ページ、3ページの補正予算実施計画書をお開きください。

2ページの収益的収入の補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応に伴う必要な費用を、国及び県の補助金事業で1億4,472万9,000円を受け入れ、また令和3年3月までに導入予定しておりましたオンライン資格確認等顔認証付きカードリーダー整備事業につきまして、3月までのネットワーク環境の基盤整備が困難なことから、当面延期することとし200万円を減額するものであります。

続きまして、収益的収入の他会計負担金でございますが、一般会計から医師確保等対策事業、不採算地区病院の運営に要する経費など、総務省の操出基準に基づき8,262万円、資金不足を解消するための病院事業経営補助金として5,000万円を、また新型コロナウイルス対策補助金事業の実施で、資本的収入への振替分540万円を減額し、国保会計から国民健康保険特別調整交付金466万5,000円を受け入れるものであります。

次に、3ページの資本的収入でございますが、新型コロナウイルス感染症対応に伴う必要な費用を、国及び県の補助金事業で734万円を受け入れ、他会計負担金として一般会計から、先ほど御説明いたしました収益的収入からの振替分540万円とし、国保会計から医療機器整備補助金として220万円を受け入れるものであります。

資本的支出でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業の確定に伴い、不用額96万円を減額するものであります。

4ページには、補正に伴う予定フロー計算書を添付いたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（陣圭介君）

補正前の時点における一般会計からの、どこだっけ、一時借入れの残額というか、残りの金額を教えてくださいたいのと、年度末見込みで現金としてどれだけ残る見込みか。これ補正がなかった時点でどのくらい現金が残る見込みかという辺りを説明いただきたいと思います。

それから、先ほど、こちらで聞くということをお話ししましたが、国、県からの病院事業会計としての補助金の受け入れる場合の会計上の処理のやり方について、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩。

午後 5時07分 休 憩

午後 5時08分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。病院事務長。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

陣議員からの3点についてということでお答えします。

まず、一時借入金でございますが、今回補正がない場合でございますが2億5,000万円となっております。

あと、現金でございますが、補正がなかった場合には、約不足する額が2,800万円程度ということでございます。現金がですね。

あと、3番目のいわゆる別段会計に入れた補助金の取扱いということだと思いますが、令和2年度の高原町病院事業補正予算第4号の概要というのを見ていただいてよろしいでしょうか。お手元でございますか、よろしいでしょうか。

この中の2番の補正の内容で、新型コロナウイルス感染症対応に伴う補助金としまして、まず1番目に、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受けのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金ということで3,125万5,000円の補助金申請をやっているところでございますが、現在3,000万円しか入っていないというところでございます。

また、2番目の宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業補助金につきましても、入院病床の確保としまして今回6,042万4,000円ということで補助金を申請しておりますけれども、現在のところ4,617万6,000円入っているということで、別段のほうに1回入れて、それから病院のほうに入れているという処理をさせていただいたところでございます。まだ全額入っていないというところでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

今回の補正において、その一時借入金、3億円が限度ですけれども、そこからそのうち2億5,000万円と一時借入れしていて、この補正によってどのぐらい充当する見込みかという点について、教えていただきたいと思います。

趣旨が、一般会計から5,000万円基準外繰入れしていますけれども、一時借入金を一部残して、耐え得るのではないかと見込んでいるのですけれども、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

まず、決算見込みということなのですが、3年度の予算書というか、まだ審議していただけていないのですが、そこの中にあるのですけれども。

実際その収益としましては、未収金として2か月分を計上しておりまして、支出につきまして、未払金としまして1か月分ということで計上いたしております。だから、その分の差額というか、その分が、今年度末にはちょっと不足するという状況であるということでございます。

以上でございます。〔「すみません、もう一回」と呼ぶ者あり〕

診療報酬の2月分、3月分が4月以降に入ってきます。で、その分の2か月分を見込んで、今回しているのですけども、支出につきましては、未払い金は1か月分ということで、約1か月分がちょっと資金でもたないということでございます。

以上でございます。〔「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり 〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午後 5時12分 休 憩

午後 5時13分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続します。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。まず、訂正でございますが、一時借入金が繰替運用ということで、財政は今、病院の会計のほうで運用しているところでございます。

実際、その繰替運用分の2億5,000万円をお返ししまして、その後足りない分をまた5,000万円頂くという形でございます。

○2番（陣圭介君）

予算書、一時借入でいいのかな、3億円まで認められているわけですが、その部分を例えば、一時借入でしのいでいただいて、ルール外のその5,000万円を入れずに済んだのではないかなと私は思っているのですよ。その辺りについての考え方を、だから補助金ありきで病院運営してしまうと、どうしても一般の方々からは御理解いただけないので、単年度だけでもそういった運用ができないものかということで、今、お聞きしているのですけども、答弁をお願いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど申しましたけれども、現金が4月分の支払分が滞るということですが、その分が不足するということでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

新型コロナウイルス感染症に伴う病院への影響なのですから、頂いた資料では外来が

1,000万円ほど、その他の収益、人間ドック等1,600万円。合わせて約2,800万円ぐらいが減収見込みとあるのですけれども、こういった公立病院で感染症の患者を受け入れた病院、県内でこういった減収に対して、国に対して減収補填をやってくれというようなことは、病院のさっき言った公立病院のほうで、国に対して要望をされているのか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。現在のところ、そういった話は出ていないところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

医療圏構想等では病床削減とか言ってきていますけども、ほとんどがこの新型コロナウイルスの患者受入れというのは、そういった対象になっている病院なのですよ。公立病院がほとんど受入れているわけですから。そういったコロナの影響を受けている病院として、減収になっているということを強くそういった機関を通じて国に強く働きかけをしていただきたいと思います。

それと、受診控えが一つの影響ということなのですが、あと、訪問診療の制限等による外来患者の減少ということで、訪問診療の影響、どのくらいの影響が出ているのか、その辺りについて伺います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。この2番の入院収益ということで、令和元年度との比較しかちょっと基準がなく、ちょっと増えているのですけれども、各施設なのですが、特に緊急事態宣言があった時には、こちらからの控えもする部分もあったのですけれども、施設側からそういった遠慮してくれという話もあったところで、若干なりとも影響があったものと、今、分析しているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（福澤卓志君）

今回のコロナ禍で、やはり病院を控えるという状況がある中で、大変苦勞されたと思っております。

ますし、その受け入れるという体制もスタッフも含めて、院長と町長と英断いただいたということで、大変いい数字じゃないかと思っております。

特に、7月以降、緩やかにでも外来も増えていきますし、12月、危惧された面がありますけど、やはり入院に関しても増えていると、その実績に関しては、評価すべき点ではないかと思っております。確かに、補助金に頼るのは、いささか問題はあるかとは思いますが、これを契機に、ぜひ病院のスタッフ一丸となって取り組んで改善に向けて行っていただければと思います。私はその点を受けて賛成の発言とします。

○議長（温谷文雄君）

反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立、多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

○

午後 5時20分 散 会

令和3年 第2回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和3年3月5日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和3年3月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第11号 霧島美化センター事務組合理約を廃止する規約
- 日程第2 議案第12号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第20号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第21号 高原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第22号 高原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第23号 高原町林業野外活動施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第24号 高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

【施政方針】

- 日程第8 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算
- 日程第10 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第31号 令和3年度高原町水道事業会計予算

日程第16 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算

日程第17 議案第33号 令和3年度高原町工業用水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第11号 霧島美化センター事務組合理約を廃止する規約

日程第2 議案第12号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第20号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第21号 高原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第22号 高原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第23号 高原町林業野外活動施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

日程第7 議案第24号 高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

【施政方針】

日程第8 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算

日程第10 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第11 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算

日程第12 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算

日程第14 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第31号 令和3年度高原町水道事業会計予算

日程第16 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算

日程第17 議案第33号 令和3年度高原町工業用水道事業会計予算

出席議員（１０名）

１番	末永 充君	２番	陣 圭介君
３番	前原 淳一君	４番	中村 昇君
５番	反田 吉巳君	６番	入佐 廣登君
７番	温水 宜昭君	８番	福澤 卓志君
９番	松元 茂春君	１０番	温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中嶋 秀一君	書記（事務局次長）	芝田 和之君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	蒲生 隆美君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	上村 洋二君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮秀隆君	教育総務課長	末永 恵治君

◎ 開議・日程

午前１０時００分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第１ 議案第１１号 霧島美化センター事務組合理約を廃止する規約

○議長（温谷文雄君）

日程第１、議案第１１号、霧島美化センター事務組合理約を廃止する規約を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。

それでは議案の提案理由の説明に入らせていただきます。

議案第１１号、霧島美化センター事務組合理約を廃止する規約について御説明いたします。

議案書８ページをお開きください。

本議案は、霧島美化センター事務組合が令和３年３月３１日をもって解散することに伴い、霧島美化センター事務組合理約を廃止するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第１１号を採決します。

議案第１１号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第２ 議案第１２号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第２、議案第１２号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第12号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

今回の改正は、教育委員会の委員の報酬額の改定を行い、近隣自治体等との均衡を図るものでございます。改定額は、月額1万8,000円から月額3万3,000円に改定するものでございます。

報酬額の改定につきましては、高原町特別職報酬等審議会において御審議いただき、妥当である旨の答申をいただいております。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（陣圭介君）

1点だけ質疑いたします。報酬等審議会にはもう諮ったという説明だったのですが、金額の増額分がかなり大きいので、その金額の決定に当たってどういった手続きというか、検討されたのかというのを教えていただけますか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

まず、県内の市町村の平均額でございますけれども、月額で約3万9,000円でございます。そのうち町村の平均額が月額で約3万3,000円でございます。また、近隣の三股町が3万3,000円ということで、この3万3,000円について特別職報酬等審議会に諮問して妥当だということで、今回提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

議案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第12号を採決します。議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第3 議案第20号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第3、議案第20号、高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第20号、高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

3年を1期とする介護保険制度改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されました。

この基準改正に伴い、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の基本方針をはじめ、事業所の人員に関する基準や設備、運営に関する基準の他を定めるなど所要の改正を行うものであります。

今回の改正の主なポイントは、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進、会議や他職種連携におけるICTの利用等であります。

詳細につきまして、ほほえみ館長をもって説明いたさせます。御審議のほどよろしく願います。

[降壇]

○ほほえみ館長（久徳信二君）

〔登壇〕

それでは、議案第20号、高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

御案内のとおり3年を1期とする介護保険制度改正により国の基準が改正され、その基準を参酌いたしております当条例の一部を改正いたすものでございます。

23ページを御覧いただきたいと思います。

第1条、高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について主な改正点を御説明いたします。

まず、目次に第10章雑則第203条を定めるものであります。

次に、第3条、地域密着型サービス事業の一般原則であります、第3項に高齢者虐待防止の推進をするため、研修を実施する等の措置を講じること。第4項にケアの質の向上を推進するため情報を活用し、適切かつ有効に行うことを規定いたしております。

なお、当該条例におきましては指定地域密着型サービス事業の種類について全部で9つの事業がございます。それぞれにおいて人員、設備及び運営に基準等が定められているところでありますが、まず初めに、全ての指定地域密着型サービスに共通して改正が必要な部分について、1つ目の事業として規定されています指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護についてを例にして、御説明いたします。

それでは議案書の25ページを御覧ください。

第31条、運営規定であります、第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を規定するものであります。

次に、第32条、勤務体制の確保等であります、第5項にハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることを規定するものであります。

議案書26ページをお開きください。

第32条の2、業務継続計画の策定等であります、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業所を対象に業務継続に向けた計画いわゆるBCP等の策定、そして研修の実施、訓練等の実施等を義務づけるものであります。

次に、第33条、衛生管理等であります、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、運営基準において実施が求められている各種会議等におきまして、テレビ電話等を活用しての実施を認めるということ。また、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、そ

して訓練等の実施を義務づけるものであります。

議案書の２７ページを御覧ください。

次に、第３４条の揭示であります。利用者の利便性の向上や、介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から運営規定等の重要事項について、事務所での掲示だけではなく事務所に閲覧可能な形、ファイル等になると思いますが、を据え置くことを可能とするものであります。

次に、第３９条、地域との連携等ありますが、感染防止の観点から利用者等が参加して実施する会議等、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施を認めるものであります。

議案書の２８ページを御覧ください。

第４０条の２、虐待の防止であります。利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけるものであります。

ただいま御説明いたしました第３１条の運営規定、第３２条の勤務体制の確保等、そして第３２条の２の業務継続計画の策定等、第３３条の衛生管理等、第３４条の揭示、第３９条地域との連携等、第４０条の２、虐待の防止については、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護についての改正でございますが、これらの改正内容と同様に、残りの８つの指定地域密着型サービス事業においても改正を行うものであります。

それでは、具体的に残りの８つの指定地域密着型サービス事業における改正条文がどの部分に当たるかを御説明いたしたいと思っております。

議案書の３１ページを御覧ください。

第５５条の運営規定から議案書３３ページ、第５９条の準用までは指定夜間対応型訪問介護についての改正であります。

続いて、議案書の３４ページを御覧ください。

第５９条の１２、運営規定から議案書の３９ページであります。第５９条の３８準用までは指定地域密着型通所介護についての改正であります。

続きまして、議案書の４２ページを御覧ください。

第７３条の運営規定から同じページであります。第８０条の準用までが、指定認知症対応型通所介護についての改正であります。

続きまして、議案書の４６ページを御覧ください。

第１００条の運営規定から議案書４７ページ、第１０８条の準用までが指定小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

続きまして、議案書の５２ページを御覧ください。

第１２２条の運営規定から議案書の５３ページであります。第１２８条の準用までが指定認

知症対応型共同生活介護についての改正であります。

続いて、議案書の５４ページを御覧ください。

第１４５条の運営規定から議案書の５５ページになりますが、第１４９条準用までが指定地域密着型特定施設入居者生活介護についての改正であります。

続いて、議案書の６０ページでございます。

第１６８条の運営規定から、議案書の６５ページになりますが第１８９条準用までが指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての改正であります。

最後に、議案書６７ページを御覧ください。

第２０２条の準用でございますが、これは指定看護小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

以上が、各指定地域密着型サービスについて共通して改正を行うものであります。

先ほどまでは全サービスに共通した主な改正点でございましたが、各、サービスごとにも改正がありますので、主なものについて御説明したいと思います。

議案書は戻っていただきまして、５９ページを御覧ください。

第１６３条の２、栄養管理であります。栄養ケアマネジメントの充実として、指定地域密着型介護老人福祉施設について、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないことを義務づけるものであります。

続いて、議案書６０ページを御覧ください。

第１６３条の３、口腔衛生の管理であります。口腔衛生管理の強化として、指定地域密着型介護老人福祉施設について口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務づけるものであります。

続いて、議案書６３ページを御覧ください。

第１８０条でございますが、これは設備に関する基準になっておりまして、個室ユニット型施設の整備、勤務体制の見直しといたしまして入居定員について現行のおおむね１０人以下から、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとする。そして、ユニット型個室多床室につきまして感染症やプライバシーに配慮し、個室化を求める観点から、ユニットに属さない居室の改修に関する規定を削除しております。

続いて、６８ページを御覧ください。

第１０章雑則でございますが、第２０３条、電磁的記録等であります。

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者への説明、同意等のうち書面で行うもの、またサービス事業所における諸記録の保存、交付につきまして、電磁的記録による対応を原則求めることを規定するもので

あります。

続きまして、議案書の 7 2 ページを御覧ください。

中ほどでございますが、第 2 条、高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

主な改正点につきましては、先ほど御説明いたしました第 1 条と同様の改正となっております。

まず、目次に、第 5 章雑則といたしまして、第 9 1 条を定めるものであります。

次に、第 3 条、指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則であります。第 3 項に高齢者虐待防止を推進するため、研修を実施する等の措置を講じること。第 4 項にケアの質の向上を推進するため情報を活用し、適切かつ有効に行うことを規定いたしております。

なお、当該条例におきましては、指定地域密着型介護予防サービスの種類が全部で 3 つの事業があるところでございます。それぞれについて人員、設備及び運営に関する基準が定められているところでありまして、先ほどの第 1 条と同様に共通して改正を行うものであります。

それでは具体的に、この 3 つの地域密着型介護予防サービス事業における改正条文がどの部分に当たるかを御説明したいと思います。

議案書の 7 5 ページを御覧ください。

下のほうですが、第 2 7 条の運営規定から議案書の 7 9 ページ、地域との連携との間が指定介護予防、認知症対応型通所介護についての改正であります。

続いて、議案書 8 3 ページを御覧ください。

第 5 7 条の運営規定から議案書の 8 4 ページであります。第 6 5 条準用までが指定介護予防小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

続いて、議案書の 8 9 ページを御覧ください。

第 8 0 条の運営規定から議案書の 9 0 ページであります。第 8 6 条の準用までが指定介護予防認知症対応型共同生活介護についての改正であります。

以上が、各指定地域密着型介護予防サービス事業について指定地域密着型サービス事業と先ほど第 1 条で説明した同様の改正を行うものでございます。

次に、議案書の 9 1 ページを御覧ください。

第 9 1 条、電磁的記録等ありますが、第 1 条と同じく利用者の利便性向上や介護サービス事業者の負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等のうち書面で行うもの、またサービス事業所における諸記録の保存、交付等について電磁的記録による対応を原則認めることを規定するものであります。

それでは最後に、議案書の 9 2 ページから 9 4 ページを御覧ください。

附則についてであります。この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、経過措置といたしまして、附則第2条の虐待の防止、附則第3条の業務継続計画の策定等、附則第4条の感染症の予防及び蔓延等の防止のための措置、附則第5条の認知症に係る基礎的な研修の受講、附則第8条の管理栄養、そして附則9条の口腔衛生の管理、そして附則第11条の感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練、これにつきましては令和6年3月31日までと規定するものであります。

そして、附則第6条と第7条につきましては、ユニットに係る経過措置といたしまして、定員に関する規定につきましては当分の間までといたしまして、居室等に関する規定については従前の例によるものと規定するものであります。

また、附則第10条につきましては事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置といたしまして、令和3年9月30日までと規定するものであります。

以上で説明を終わります。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

条例だけ見てみるとなかなか内容が分からないのですが、厚生労働省の社会保障審議会で審議されたものだと思いますけれども、今回の改正は職員配置基準が大きな問題点があるやに、この保障審議会の理事の方もいろいろと意見を述べられておりますけれども、従来の特別養護老人ホームの夜勤の職員配置は、現在2人となっておりますけれども、これはどのように変わりますか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

勤務体制の確保等に関する質問であつたと思います。

今回、改正によりまして地域との連携等が施される場合によっては、各事業所間でそれぞれ協力ができるような措置がとられるという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

夜勤の職員配置基準ですけれども、緩和されて利用者が26人から60人以下の場合の夜勤基準、これは現在、私2人と言いましたが、2人以上となっているのですが、今度の改正で1.6人に引下げるということで、深夜体制が職員1人で対応することになると、それと夕方とか明け方に職員を配置すること1.6人を確保したとみなすこともできるというふうに、職員の方々の負担が、今後増していくとことで、日本看護協会の理事の方も事実上減らされるということで、深夜体制の人員は薄くなると。認知症の人と家族の会の理事の方はあまりにも議

論が性急すぎる。取り消していただきたいというふうに言われたとなっております。

ですから、ただでさえ、今、介護の人材の確保がなかなか難しい中で、今後、こういう職員の負担がますます増えてくれれば厳しくなるというようなことで、私はこの条例改正には賛成できません。まあ、討論になりますけれども。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

議案書の63ページ、第180条の第1号のアのイ、この改正部分が、いまいちよく分からないのですが、おおむね10人以下としなのだけでも、上限が10人を超えている15人を超えないものとするのとあるのですけれども、これはもう10人を超えてもいいのかなと捉えていますけれども。

それと、この件に関して93ページの附則の第6条の規定がここに該当すると思うのですが、その辺りをもうちょっと詳しく説明いただけますか。おおむね10人以下とうたっているにも関わらず15人を超えないという意味が分からないので、教えてください。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

まず、議案書の63ページの第180条でございます。のアの居室の（イ）についての部分というふうに思いますが、これを読みますと改正前が「おおむね10人以下としなければならない」と規定されておりまして、その部分が、「但し、一つのユニットの入居定員については原則としておおむね10人以下として15人を超えないもの」とすると。枠が広がったわけでございますけれども、このただし書きにつきましては、（ウ）と連動しているかと思っております。て、（ア）のほうにただし書きの場合であっては21.3メートル、3平方メートル以上とする。面積の部分についての改正が絡むものと思われるところでありまして、10人以下の面積とプラスただし書きについては21.3平方メートル以上とするというふうに捉えていただければよろしいかと。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（温谷文雄君）

引き続き会議を開きます。議事を継続し、質疑を続行いたします。ほほえみ館長。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

失礼いたしました。答弁を読み直したいと思います。

先ほどの質問で10人以下とし、15人を超えないものとするというのは、どういうことかということでございますけれども、基本的には、今まで10人以下というふうな規定でございましたが、今後は、場合によっては10人を超える場合が想定されるのではないかということも加味した中で最大限15人までというふうに規定を変えたものであります。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時42分 再 開

○議長（温谷文雄君）

開きます。議事を継続し質疑を続行いたします。ほほえみ館長。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

議案書93ページの第6条のユニット定員に係る経過措置の件についてということでございます。先ほど180条の（イ）の部分で御説明いたしましたとおり、12人以下とし15人を超えないものというふうな規定があったところでございますので、仮に10人を超えるユニットを整備する場合においては、それぞれ人員に関する職員の配置とかそれらを考慮いたしまして、整備しないといけないわけでございますけれども、その整備に関する整うまでの期間を当分の間というふうに規定をするものであります。

以上であります。

○2番（陣圭介君）

当分の間は現行の制度のままの配置基準で整備するようにという意味ですか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

この第6条を読む限りでございますけれども、ほかの附則の条文については、それぞれ経過措置の明確な規定がございますけれども、このユニットに関する部分につきましてはこの条文を見る限り、当分の間というふうに記載されておりますので、そうなるものと思われま。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（前原淳一君）

同じく経過措置の第2条虐待の防止に係る経過措置ということで、3年の余裕が見てあるわけですが、今、全国的にもいろいろ問題になっている事案等も紹介されておりますし、ま

た町外の施設においてそういう事案があるという、そこで勤務しておられた方等の話も聞いたり、知人の家族の話も聞いたりしておりますが、そういった大事なことに関過措置をとるとい
うのはどうなのかなあというふうに疑問を感じるものですから、その説明をお願いしたいと
思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

9 2 ページの虐待防止第 2 条の経過措置に関する部分でございました。まず、虐待についてで
ございますけども、非常に難しい問題でございまして、この虐待に対しましては感情的なもの
とか、あとは職員の人員配置の問題とか、あとは環境の問題とかいろいろあるかと思いま
すので、そちらのほうの各施設においてそれらを整備するまでに、ある程度の日数が必要ではな
いだろうかというふうに考えているところでありまして、そういう観点から経過措置を設けたも
のと思われます。

以上であります。

○3 番（前原淳一君）

実際にそういう事案等も町内でもあるわけですね。そういったことに対して、いきなりそう
いうことを定めるというのが難しいということなのでしょうけれども、これは本当に人権、下
手すれば人命にもかかるということもありますので、行政側から早急に取りまとめを下さい
とか、そういう条項を設置して徹底下さいという、そういう指導はされないのですか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

経過措置でございますので、この期間までには必ず下さいということになるかと思いま
すので、この経過措置にかかわらず、行政としてはいろいろ指導をするというふうに考えており
ます。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第２０号を採決します。議案第２０号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第４ 議案第２１号 高原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第４、議案第２１号、高原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第２１号、高原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の９５ページをお開きください。

議案第２０号の条例改正と同様、国の基準改正に伴い介護予防支援事業の基本方針をはじめ、事業者の人員に関する基準や設備、運営に関する基準などについて所要の改正を行うものであります。

今回の改正の主なポイントは、全サービスに共通した感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進、会議や他職種連携におけるＩＣＴの利用等であります。

なお、詳細につきましては、ほほえみ館長をもって説明いたさせます。御審議のほどよろしく願います。

[降壇]

○ほほえみ館長（久徳信二君）

それでは議案第２１号、高原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、主な改正点について御説明いたします。

先ほどの議案第２０号の条例改正と同様、３年を１期とする介護保険制度改正により国の基準が改正され、その基準を参酌いたしております当条例の一部を改正するものであります。

議案書の 95 ページでございます。目次に第 6 章雑則の第 35 条を定めるものであります。

次に、第 2 条基本方針でありますが、第 5 項に高齢者虐待防止を推進するため研修を実施等の措置を講じること。第 6 項にケアの質の向上を推進するため情報を活用し、適施設かつ有効に行うことを規定するものであります。

次に、第 19 条の運営規定でありますが、議案書の 96 ページを御覧ください。第 6 項[※]に虐待防止のための措置に関する事項を規定するものであります。※170 ページに訂正発言

次に、第 20 条の勤務体制の確保でありますが、第 4 項にハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることを規定するものであります。

次に、第 20 条の 2、業務継続計画の策定等でありますが、感染症や災害が発生した場合にあっても、必要な介護予防サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画、BCP 等の作成、研修の実施、訓練等を義務づけるものであります。

次に、第 22 条の 2、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置でありますが、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、運営基準において実施が求められている各種会議等において、テレビ電話等を活用して実施を認めること。また、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の趣旨を義務づけるものであります。

議案書の 97 ページを御覧ください。

第 23 条の掲示でありますが、利用者の利便性の向上や介護予防サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について事務所での掲示だけでなく、閲覧可能なファイル等を据え置くことを可能とするものであります。

次に、第 28 条の 2、虐待の防止でありますが、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生、またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけるものであります。

議案書の 98 ページを御覧ください。

第 32 条でございますが、指定介護予防支援の具体的取扱い方針であります。感染防止等の観点から利用者等が参加して実施する会議等、利用者の同意を得た上でテレビ電話等を活用しての実施を認めるものであります。

議案書の 99 ページを御覧ください。

第 6 章の雑則の第 35 条電磁的記録等でありますが、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減等からケアプラン、そして重要事項説明書等に係る利用者等への説明、そして同意等のうち書面で行うもの、そしてサービス事業所における諸記録の保存、交付等についてを電磁的記

録による対応を原則認めることを規定するものであります。

議案書の100ページでございます。

附則についてであります。この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。なお、経過措置といたしまして附則第2条の虐待の防止について、附則第3条の業務継続計画の策定等について、附則第4条の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置については令和6年3月31日までと規定するものであります。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。ほほえみ館長。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

失礼します。説明の訂正をお願いしたいと思っております。

先ほど第19条の部分でございますが、第19条でございます。の運営規定の部分で説明の中に、「第6項に」というふうに私申し上げましたが、正しくは「第6号」でございます。議案書の96ページでございますが、「第6項に虐待防止のための措置に関する事項を規定するものであります」というふうに述べましたが、正しくは「第6号」でございます。訂正しておわび申し上げます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第21号を採決します。議案第21号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第5 議案第22号 高原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第5、議案第22号、高原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第22号、高原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書101ページをお開きください。

平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、地区町村における介護支援専門員の支援を拡充することを目的として、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲されたところであります。加えて、議案第20号、議案第21号の条例改正と同様、国の基準改正に伴い、居宅介護支援事業の基本方針をはじめ、事業所の人員に関する基準や設備、運営に関する基準などについて、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の主なポイントは、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進、会議や他職種連携におけるICTの利用等と管理者要件ケアマネジメント質の向上等であります。

詳細につきまして、ほほえみ館長をもって説明いたさせます。御審議のほどよろしく願いいたします。

[降壇]

○ほほえみ館長（久徳信二君）

それでは、議案第22号、高原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、主な改正点について御説明いたします。

先ほどの議案第20号と議案第21号の条例改正と同様、3年を1期とする介護保険制度改正により国の基準が改正され、その基準を参酌しておる当条例の一部を改正するものであります。議案書の101ページでございますが、目次に、第6章の雑則第33条を定めるものであります。

次に、第3条、基本方針でありますが、第5項に利用者の人権の擁護、虐待防止等のための体制整備、研修の実施、そして、第6項に支援を提供するに当たって必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう、ケアの質の向上を推奨することを規定するものであります。

次に、第5条の管理者でありますが、第2項に主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合については、介護支援専門員を管理者とすることができることを規定するものであります。

議案書の102ページを御覧ください。

第6条の内容及び手続の説明及び同意でありますが、第2項にケアマネジメントの公正、中立の確保を図る観点から、事業者から利用者に対して説明する項目を設定するものであります。

次に、第15条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針でありますが、議案書の103ページを御覧ください。

第9号に、感染防止の観点から、サービス担当者会議について、利用者の同意を得た場合、テレビ電話等による会議を行うことができるということでございます。

そして、第21号に、ケアプランを作成する居宅介護支援事業者に対して、区分支給限度額基準の利用割合が高く、かつ訪問介護に係る利用サービスの占める割合が厚生労働大臣の占める基準に該当する場合などは、サービス計画を点検、検証するための仕組みを規定するものであります。

議案書の104ページを御覧ください。

第20条の運営規程でありますが、第6号に、虐待防止のための措置に関する事項を規定するものであります。

次に、第21条、勤務体制の確保等でありますが、議案書の105ページを御覧ください。

感染症や非常災害発生時のための業務継続計画の策定及び研修・訓練の実施について規定するものであります。

次に、第23条の2、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置でありますが、感染症の予防及び蔓延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施について規定するものであります。

議案書の106ページを御覧ください。

次に、第24条、掲示でありますが、掲示の代替措置について規定するものであります。

次に、第29条の2、虐待の防止でありますが、虐待防止のための委員会の開催や指針の整備、研修及び訓練の実施並びに担当者の設置について規定するものであります。

議案書の107ページを御覧ください。

第33条の電磁的記録等でありますが、文書の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができること。そして、相手方の承諾がある場合に、交付等を書面に代えて、電磁的方法

にて行うことができるという旨を規定するものであります。

議案書の108ページを御覧ください。

まず、右上にあります附則第2条、経過措置であります。管理者要件についての経過措置期間の延長に関する規定でございます。

そして、最後に附則についてであります。この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。ただし、改正後の附則第2条の規定につきましては公布の日から、そして、改正後の第15条第28号の規定については、令和3年10月1日から施行するものであります。

また、経過措置といたしまして、附則第2条の虐待防止について、附則第3条の業務継続計画の策定について、そして附則第4条の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置については、令和6年3月31日までと規定するものであります。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第22号を採決します。議案第22号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第6 議案第23号 高原町林業野外活動施設の設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第6、議案第23号、高原町林業野外活動施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第23号、高原町林業野外活動施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の110ページをお開きください。

御案内のとおり、皇子原公園及び御池キャンプ村につきましては、地域林業者等の健全な余暇活動、健康増進を図るための林業野外活動施設をはじめ、高原町民の健全な余暇活動と健康増進を図るための施設整備がなされております。

このたび、国土交通省砂防堰堤工事に伴う林間遊具施設の移設、施設の老朽化による維持経費の増加など、今後の財政負担も懸念されることからの施設撤去、利用区分の変更、利用料の追加に伴います所要の改正を行うものであります。

詳細につきまして、担当課長より説明いたさせます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○産業創生課長（森山 業君）

今回の条例の一部改正に係ります主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、高原町林業野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、このたび国土交通省が、たかはる清流ランド上流で行っております砂防堰堤工事に伴いまして、川沿いの遊歩道に設置しておりました林間遊具施設の移設の必要が生じたため、さらなる活用頻度の向上、町民の健康増進の観点から、皇子原公園内への移設を行うということでございます。こちらの移設につきましては、国土交通省のほうが行っていただけるということでございますので、設置場所になります番地の変更に伴います改正でございます。

次に、皇子原公園に係ります条例の一部改正につきましては、経年老朽化によります民族体験資料館の閉鎖に伴いますことから、別表からの削除、神武の館内の視聴覚室と会議室が重複して別表に記載されていたことに伴います多目的室への記載統一、さらには、空調の使用料を新たに定めるものでございます。

また、多目的広場につきましては、指定管理者による実施事業により、キャンプに係るテントサイトとしての活用に伴う所要使用料、施設利用客の屋外電源使用に係る使用料を新たに定めるものでございます。

続きまして、御池キャンプ村に係ります条例の一部改正につきましては、常設家形テントの老朽化によります撤去、それに伴いまして別表からの削除、皇子原公園と同じく、施設利用客の屋外電源使用に係る使用料を新たに定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（陣圭介君）

まず、林業野外活動施設の設置及び管理に関する条例の部分ですが、砂防堰堤の設置による移設ということなのですけど、その移設の手法を教えてください。

それから、民族体験資料館の閉鎖に伴って建物をどうされるかって処理、教えてください。

それから、3点目は、ちょっと昨日の一般質問のときも言えばよかったのですが、この条例に設定されている指定管理にだしている施設の利用料金なのですけども、これ条例によると、この別表に定められた額が基準額であって、指定管理を受けている事業者が、この基準額を基本として自主的に設定して、町と協議して定める。

要するに、民間にお願いしていることによって収益を上げていただいてという目的で、指定管理制度を活用しているかと思うのですが、そういった観点で、今後どのような考えを持っていらっしゃるかって、指定管理者の意向というのもちょっと聞きたいなと思ひまして、その点、答弁ください。

以上です。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの陣議員の御質問にお答えいたします。

まず、遊具の移設の手法でございますけども、こちら、今、砂防堰堤工事をしていただいております、国土交通省が発注されております事業者、そちらのほうで、この移設の設置まで全て行っただけということで、その工事、重機等につきましても、そちらの国土交通省のほうで全て手配して設置までしてくださるということでございます。

また、民族体験資料館の撤去でございますけども、こちら非常にかやぶき屋根等が老朽化しております、中、雨漏り等、ブルーシートもするのですが、非常に中が腐っております、非常に危ない状況でございます。周りは、今ちょうど神武の館の工事に入っているわけでございますけども、そちらのは撤去する方向で、今、計画をしているところでございます。

また、御質問ございました指定管理者の件でございますけども、陣議員の御質問からございましたとおり、公施設を適正に管理していただくという観点で、それで適正な利潤を上げてもらうということで、今回、民間の事業者が指定管理者に入るとすることで、利潤を上げるということも理解しているところでございます。

ただ、お話がありまして、この利用料金につきましては、協議を頂いて、こちらが承認をするという形になっておりますので、本町といたしましては、指定管理者が完全に自由に定められるものではないということでございます。

指定管理者の利潤追求、あるいは過剰なサービスとかで利用料が高くなるようなことだけは、行政としてもチェックしていかなくちゃいけないと思っております。利用者のとにかくサービス

の在り方を勘案、こちらでさせていただきまして、適正な料金が設定されるよう留意すること。
そして、管理経費とか過度な削減にならないように、それが利用者の地域住民のサービスの提供の質の低下につながらないように協議してまいりたいと思っておるところでございます。
以上でございます。

○2番（陣圭介君）

1点目ですが、遊具施設だけではなく、何かこの議案を見ると、休養施設、バーベキュー棟とも、なども移設されるのかなというふうに考えているのですが、建物を移設ってなるので、結構大がかりになるかと思うので、その辺りの手法をお聞きしたかったので、もう一回答弁頂けますか。

それから、民族体験資料館の撤去について、計画があれば、大体のどの時期にやるのかという辺りを説明頂きたいなと思います。

以上です。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの陣議員の御質問にお答えいたします。

まず、林業野外活動施設でございますけども、遊具が移設される、バーベキュー棟等の建物は、最初、条例を定められたときの地番、これを大きな地番でくくって設定されていたものを、今ある場所の地番に変更させるということで、この箱物自体は、そのままの場所にあるということでございます。すみません、説明不足で申し訳ございません。

そして、民族体験資料館でございますけども、こちらは後、今回、御審議頂くことになっておりますけども、3年度での撤去を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

民族体験資料館、これは聞いたところによりますと、どっかの古民家みたいなところを移設された聞いたような記憶があるのですが、そういう点では、文化財としての一面もあると思うのですよね。昔、やっぱりあそこは僕も行ったこともありますけれども、やはり昔の住居の感じがして、懐かしく思うのですよ。

ですから、かやぶきは、なかなか維持管理が大変だと思うのですよね。やはり屋根を換えて、鉄板といいますか、ああいうふうに換えて維持されたほうが、やっぱり文化財としての価値もあるんじゃないかなと。撤去すると、もったいないなというふうに思いますけれども、その辺りについてお伺いいたします。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。

こちら、かやぶき屋根の非常に古民家という形で、非常に私も好きなのでございますけども、実は、こちらのほうの屋根等につきましても、調査をさせていただきまして、また移設ができないか。これは、例えばですけど、キャンプ村のところに持って行って有効利用ができないかというふうに勘案したのですけれど、まず、1つ目の屋根をかやぶき屋根の下に、実は、通常の板といいますか、が入っております、従来のかやぶき屋根の造りではないということでございます。

今ありました歴史文化財的なものでございますけども、建造するときの資料を全部調べたところ、中のはり、はりにつきましては、本当に過去のすごい古いものを使っているのですけれど、周りの壁と、その柱全て新たに設置して色を塗ったものでございました。こちらにつきましては、非常にはり以外の柱、壁、これを移設しようとしても、これが壊れてしまうという調査もいたしまして、これを運ぶのにも非常にお金がかかるということでもございました。

できましたら、これを残して有効利用を図りたいと考えていたわけでございますけども、このかやぶき自体もさらに重くなると、持ちこたえられないというような危険もあるというお話で、非常にちょっと残念なことでございますけども、はり等につきましては、業者等に聞きますと、それが有効利用に使える、そういうものを欲しいとおっしゃる方が、やっぱり全国地域にはいらっしゃったりするというお話もございましたけども、そちらにつきましては、また活用とかありましたら検討していくわけでございますけども、利用者の安全、あるいは今後の管理する経費、それを考えまして、今回は残念ながら閉鎖、危険防止のために撤去せざるを得ないのかなというふうに考えるとございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第23号を採決します。議案第23号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

総員起立です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第7 議案第24号 高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第7、議案第24号、高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第24号、高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について御説明いたします。

議案書113ページをお開きください。

この条例は、公職選挙法の一部改正に伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙における立候補に係る環境改善のため、街宣車などの選挙運動用自動車の使用に係る費用の公費負担及び、これまで町村議会議員選挙では認められておりませんでした選挙運動用ビラの作成について、配布の解禁と作成費用の公費負担が可能となったこと。並びに、選挙運動用ポスターの作成費用についても、上限の範囲内で公費負担が可能とされたことから、新たに条例制定を行うものでございます。

主な内容としましては、第1条で条例の目的を定め、第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の公費負担について規定しております。

次に、第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担について規定しております。

次に、第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担について規定しております。

第12条では、この条例の施行に関し、関係書類の様式を選挙管理委員会が定める旨を規定しております。

この条例の施行については、公布の日から施行し、この条例の公布の日以降、その期日を告示される選挙において適用するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（前原淳一君）

この条例の選挙カーに関する契約等について、ハイヤー方式、あるいは個別契約方式、そういったことになっておりますが、こういう定め方をした根拠。それと、選挙用ポスターの1枚当たりの単価も、頂いた資料によりますと、1枚当たり4,358円という単価。いずれも上限ということなのでしょうけれども、実際に私が印刷所に依頼してつくったポスターというのは、大体1,000円前後なのですよ、1枚が。なぜ、こういう高額になったのか。あるいは、ポスターの11条の中にある、31万500円を加えた金額。この根拠についても教えてください。

○選挙管理委員会書記長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

金額につきましては、全て法定の価格でございまして、法律で定められております。それを上限として、実際にお支払いするのは実費分ということでございます。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

実際に上限ということであっても、じゃあ、1,000円でできるものを3,500円、4,000円で立派なものをつくって、より人より目立ちたい、そういうポスターをつくる、そういう人が出てきてもおかしくないですよ。選挙カーにしても、ハイヤー方式であれば、個別に自分の車を利用する方もおられますし、借用する方もおられる。そういうハイヤー方式にすれば、楽でいいですよ。

そういった不公平というか、そういうのが出てくるのではないですかね。その考え方を、設定を、現実に印刷所辺りでされている単価というのを基本にするべきじゃないかなと私は思うのですけど、いかがですか。

○選挙管理委員会書記長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

このハイヤー方式におきましても、公職選挙法の141条で定められた方式でございます。

先ほども申したとおり、これあくまでも上限額だけの話であって、実際は実費分の交付。しかも、立候補された方にお支払いするのではなく、立候補された方が契約された方にお支払いする形になります。

以上でございます。

○3番（前原淳一君）

今の説明聞くと、法で定められたから、それに準じてやるのだということなのでしょうけれども、その自治体自治体で選ぶということとはできないということなのですか。

○選挙管理委員会書記長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

今回の条例の制定につきましては、全国町村会が準則をつくっておりまして、それに従って制定したものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

これまで候補者それぞれが実費で負担していた部分が公費負担になるという法律の改正に基づいての条例改正で、結局、金額自体も法定の金額だというの分かるので、結局そこをどこまで活用、活用というか、利用というか、するかどうかは各候補者の意識で変わってくるものだと私は思っているのですけれども、これ条例で定められますけれども、公費を利用せずに、実費で自腹を切るという方についても大丈夫ということでもいいですか。

法律上は、ビラ解禁になっているのですけど、公費負担を利用しないという選択肢もありますか。

○選挙管理委員会書記長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

これにつきましては、請求することができるとなっておりますので、請求されない場合は、申請されなければ、こちらから公費負担することはないということでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

4番（中村昇君）

選挙運動用のビラの作成なののですけれども、町村長選挙と町村議会議員選挙と、ちょっと枚数が違いますけれども、これについてお伺いいたします。

○選挙管理委員会書記長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

まず、ビラの枚数が違うということですが、この1,600枚の考え方につきましては、これまで、はがきが800枚と、その2倍の数字で、この1,600枚が決められたと聞いております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

町長選挙も町全体でありますし、私たち議員も区割りはないわけで、町全体なのですよね。

ですから、枚数の制限というのは、制限といいますか、法定枚数というのは、町長選挙と同様でなくてはならないかなというふうにも思いますけれども、その辺伺いたいします。

○選挙管理委員会書記長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

これにつきましても、公職選挙法の142条の第11項の規定を受けた部分の数字でございまして、上に法律があるもので、なかなかこれを条例で変えるというのは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○3番（前原淳一君）

先ほどの答弁を聞いておりますと、町村会が決めたことだからということでもありますけれども、私はこういったことは、その自治体に応じた、各自治体に応じて制定すべきであるというふうに思いますので、あまりにも上限が現実とかけ離れているということで反対をいたします。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（福澤卓志君）

全国的に成り手不足を解消するという目的で、条例が全国的に導入されるという背景も伺っておりますけれども、高原町のために町民の負託に応えるために立候補するという責任、当選したならば、その思いを熱く、やはり体现する任期期間であること、それに対しての公費という位置づけに関しては、それに応えないといけない、そういうふうな立場を頂いているということもあることだと思いますので、この件に関しては、それも含めた形、期待を頂くという形を守って、前に進んでいく。そういった私自身の気持ちも含めて、賛成の立場からの討論とします。

○議長（温谷文雄君）

反対の討論はありませんか。

賛成の方の討論はありませんか。

○2番（陣圭介君）

本条例案は、法定されたことに基づいてなので、賛成します。

○議長（温谷文雄君）

反対の討論はありませんか。

賛成の方の討論はありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第24号を採決します。議案第24号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

ここで、喚起、またトイレ休憩いたしますので、10分程度したいと思いますが…

[昼休憩]

午前11時40分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。



◎ 日程第8 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例

◎ 日程第9 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算

◎ 日程第10 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

◎ 日程第11 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算

◎ 日程第12 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算

◎ 日程第13 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算

◎ 日程第14 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算

◎ 日程第15 議案第31号 令和3年度高原町水道事業会計予算

◎ 日程第16 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算

◎ 日程第17 議案第33号 令和3年度高原町工業用水道事業会計予算

○議長（温谷文雄君）

日程第8、議案第19号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例から、日程第17、議案第33号、令和3年度高原町工業用水道事業会計予算までの議案10件を一括議題とします。

町長の施政方針並びに各案の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

令和3年度の当初予算案並びに関連議案を御審議いただくにあたり、町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、議員の皆様をはじめ町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じま

す。

私の町政運営に対する大きな目標は、高原町の発展と町民の幸せを実現することであり、高原町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できるまちづくりを公約に掲げ、町政を担わせていただいているところであります。

高原町では人口減少が続いておりますが、このような情勢にあっても私たちのふるさと高原町をつくってきた先人のたゆまぬ努力に感謝しながら、町民の皆様とともに高原町の活力を維持、向上させ、よりすばらしい町にして未来に引き継いでいかなければならないと考えております。私が取り組むべき喫緊の課題は、新型コロナウイルスへの対応であります。高原町でも感染が確認されましたが、それ以上の拡大には至っておらず、感染対策に取り組んでいただいている町民の皆様の御理解と、昼夜を分かたずコロナに立ち向かっている医療従事者の存在があつてこそ心から感謝を申し上げたいと思います。しかし、感染の火種は今でも至るところに潜んでいます。町民に感染防止の気持ちを持ち続けていただくよう、引き続き呼びかけを行ってまいります。

みんなが安心して暮らせる日常を、一日でも早く取り戻すことができるよう、私職員が一丸となり取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年度地方財政経計画の概要の中で、一般財源総額について地方税やと地方譲与税は減っているものの、地方交付税が出口ベースで前年度を8,503億円、5.1%上回っており、実質令和2年度を2,400億円上回る額が確保されたところであります。

本町の財政状況を見通しますと、歳入面では税収や地方交付税などの一般財源の確保は厳しい状況が続くものと思われます。一方、歳出面では、社会保障経費が年々増加している上に、新しい行政需要にも対応していくことが必要であり、財源の確保が大きな課題であると考えております。

以上の点を考慮しながら予算を取りまとめました結果、令和3年度当初予算案歳入歳出の規模につきましては、一般会計当初予算額は56億8,300万円、前年度対比4億800万円の減額、比率では6.7%の減となったところであります。

一般会計の予算規模を55億円に設定して予算編成を行ってまいりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス対策事業、ふるさと納税特産品贈呈事業などの要因により設定枠を上回ったものの、これらの要因を除けばほぼ設定額に近い規模となったものと考えております。

また、国民健康保険事業特別会計など、5つの特別会計全体で32億9,537万5,000円、水道事業会計、病院事業会計、工業用水道事業会計など、3つの企業会計全体で14億

5,150万1,000円、以上9会計を合わせました令和3年度の予算額は104億2,987万6,000円、前年比で2億8,731万8,000円の減額、比率で2.7%の減となったところでございます。

それではまず、令和3年度に新たに取り組みます施策のうち、主な3点につきまして御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。

令和2年度予算で4億815万2,000円の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金と一般財源を充てて、感染防止、町民の生活支援、産業支援などを実施してまいりました。令和3年度予算においても、臨時交付金8,495万円を活用し、各種対策を計画いたしてまいります。

また、いわゆるアフターコロナを見据えた観光や消費喚起事業として、皇子原公園の木質化遊具の設置や観光施設の改修、キャッシュレス促進事業、宿泊施設利用助成事業などに取り組みます。感染防止対策として、公共施設のトイレ改修や保育所の改修を行います。

国が示しているスケジュールによると、ワクチンが安定的に確保された場合、4月から65歳以上の高齢者の接種が始まり、段階的に接種を行っていくこととなります。

感染の収束に向けて期待は高まり、ワクチン接種は希望の光であり、感染収束の切り札とも言われており、社会全体で接種率を上げる必要があります。

本町では、2月1日にほほえみ館内に新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室を設置し、1人でも多くの町民の皆様が安心して接種を受けていただくよう準備を進めてまいります。

次に、光ファイバーの整備についてであります。

国では、デジタル社会の実現に向け高度情報通信ネットワークとして光ファイバーの全国的な普及を進めており、光ファイバーは今や社会基盤として重要なインフラとなってきました。本町においては、令和2年度繰越事業として来年度中に町全体で整備を行うことといたしております。

このことにより、コロナ禍を契機に利用が見込まれるテレワークやワーケーション、オンライン会議などでの利用に対応できるようになり、またギガスクールの推進や企業誘致、移住者の呼び込みなどに期待ができるものと考えております。

次に、観光物産振興財団の設立についてであります。

高原町は、霧島錦江湾国立公園の霧島の麓に広がり豊かな自然環境に恵まれ、また天孫降臨や神武天皇御生誕などの神話伝説が多く伝わっております。さらに、国指定重要無形民俗文化財高原の神舞をはじめとする伝統文化、行事などが地域で傳承されています。

高原町では、農業を中心に様々な産品が生産されており、特産品化することで価値を高め、生

産者の所得向上につながるものも多く存在しております。

このような高原町のよそにない恵まれた資源をさらに活用し、観光と物産振興を図り、高原町の経済発展と雇用の確保、移住促進のため、令和5年度当初までに民間主体の財団の設立を目指すこととし、来年度はそのための準備室を設置することといたします。

それでは、項目別に説明させていただきます。農林水産業、観光業の振興と雇用の創出でございます。

まず畜産についてであります。コロナの影響により昨年は一時枝肉、子牛とも価格が急落し畜産農家は打撃を受けましたが、現在では一昨年の同時期の価格に戻ってきており、市場も活気を取り戻しつつあります。今後も高品質な和牛の生産を目指していくため、様々な支援策を継続してまいります。

また、市場での子牛の信頼性を高めていくため、農家、関係団体と連携し、牛伝染性リンパ腫、いわゆるBLでございます。の正常化を進めてまいります。

高原町の集落営農組合による営農形態は、高原町の独特のものであり、法人化も進んできております。引き続き、中山間地域等直接支払交付金事業により集落営農の維持を図ってまいります。

畑作の振興につきましては、これまでの事業の内容を変え、さらなる畑作振興を図るため支援対象を認定農業者、新規就農者、後継者に特化することにより、畑作の安定化と産地化を図ります。

畑地かんがい事業は、鹿児島山地区、後川内地区などの県営事業による基盤整備事業を促進し、水を有効に使った畑作を振興し、所得の向上による農業経営の安定に努めてまいります。

林業振興といたしまして、森林の伐採が進み、森林の持つ多面的機能への影響が心配されていることから、切って使って植えるという森林の循環を維持するため、再造林支援事業を継続し、適正な森林管理を進めてまいります。

森林経営管理制度は、経営が困難な森林を町が経営管理していくことになりますことから、今後の具体的な業務に備え台帳などの整備や意向調査などを行ってまいります。

商工業についてであります。町内の商工業では後継者不足が深刻であり、廃業せざるを得ない業者と事業承継を希望する事業者のマッチングを進め、町内商工業の維持を図るため、新規事業として事業承継推進事業に取り組みます。

コロナを契機とするキャッシュレスの普及に対応し、本町での消費喚起を促進するため、キャッシュレス促進事業に取り組みます。

これまで町内で行われてきた祭り、イベントを統合し、町民がより参加しやすく本町の活性化をさらに図るため、関係団体との内容の見直し、検討を行い開催することとします。

フリーウェイ工業団地では、昨年立地した大型の製材工場が操業を開始し、既に立地しております。また企業2社が増設を進めております。分譲面積28.06ヘクタールの85.8%となる24.07ヘクタールが分譲済となっており、本町の経済への好影響が期待されるものであります。

観光振興についてでございます。

観光は雇用も多く裾野が広い業種であることから、引き続き振興を図ってまいります。現在、御池では国立公園整備事業を導入し、計画的に整備を進めています。令和3年度で1期計画が終了することになり、今後、民間事業者の活躍の場としても高原町の新たな観光地としてPRしてまいります。

また、キャンプ村はアウトドア志向の高まりとともに利用客が増加傾向にあり、またワーケーション基地としても絶好の環境であり、今後、多様な活用が期待できるものであります。

皇子原公園では、木質化遊具の設置を計画し、皇子原公園ウッドプロジェクトとして公園内の施設の木質化を進め、子供や家族連れ、観光客が木に親しみながらカーボンニュートラルな社会に向けたシンボル公園造りに取り組めます。

続きまして、移住定住の推進でございます。

宮崎県人口社会減対策広域連携強化事業を導入し移住者を呼び込むため、高原産業ミラクルイノベーション事業により観光物産振興財団の設立に向けた準備を行います。

子育て支援でございます。子供は、将来高原町を担っていく大事な宝であり、子供が健やかに育つことを願い少子化対策、子育て支援策を継続しながら、若者の定住を促す環境づくりも必要であることから、キャッシュレスの推進、光ケーブルの整備、総合運動公園内真の遊具設置などに取り組めます。

続きまして、教育分野でございます。

小中学校施設の改修や体育館照明のLED化により、教育環境の改善を図ってまいります。

町内の遺跡発掘事業については、基盤整備事業を促進するため学芸員の増員を行い、事業の進捗を図ってまいります。

また、総合運動公園の芝管理について適正な管理を行い、量を増やしていくために必要な機械を導入し、管理費を削減してまいります。

続きまして、健康づくりと地域医療の充実でございます。

健康をまちづくりの基本とし、健康づくり推進条例の目的にあるように、全ての町民が健やかで心豊かに生活することができる地域社会の実現を目指し、諸事業を展開してまいります。

そのために、保健師を増員し、現在行っている健康推進事業に加えスマートウェルネスシティ推進事業として介護予防や高齢者の健康づくり、ウォーキングを推進する健康ポイント事業、

講演会、健康遊具の設置などを行います。

高原町立病院の経営改革につきましては、地域への提供の持続と逼迫した財政環境の改善を必ずや実現してまいります。私自身も地域医療の提供はまちづくりにとって必要不可欠との認識で取り組んでまいります。

公共施設の更新についてであります。

来年度、役場、学校などの公共施設について、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設長寿命化個別施設計画を策定し、施設ごとに補修による長寿命化、建て替え、管理の効率化などを含めた検討を行います。

以上、令和3年度の諸事業につきまして、主な施策の概要を述べさせていただきました。

令和3年度の予算編成は、限られた財源の中、将来に責任を負う財政運営を行っていくことを念頭に編成をしたところであります。私は、行財政改革にあたっては町民皆様に痛みを伴うものもあろうかと考えております。しかし、負担を将来へ先送りせず、様々な行政需要に対応していくには、思い切った判断をせざるを得ない場合もあります。

町民の皆様に丁寧な説明をしながら、そして議員各位の御理解を得ながら財政運営にあたってまいりたいと考えております。

以上でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第19号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

介護保険法の改正に伴い、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする高原町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画において、第1号被保険者の保険料等が変更になったこと、介護保険料の低所得者への軽減が引き続き図られること等により、高原町介護保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、ほほえみ館長をもって説明いたさせます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議案第25号、令和3年度高原町一般会計予算について御説明させていただきます。

まず、お手元に配付いたしております令和3年度高原町一般会計特別会計予算書の5ページをお開きください。

令和3年度の高原町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億8,300万円と定めたところでございます。令和2年度と比較いたしますと、4億800万円、6.7%の減となっております。

次に、歳入についてでございますが、令和2年度と比較いたしまして増減のありました主な項

目を説明させていただきます。

予算書は20ページから57ページまでとなっておりますが、別に配付させていただいております令和3年度予算に関する附属資料の歳入内訳により説明をさせていただきます。

附属資料の1ページをお開きください。

1の町税につきましては、市町村民税、固定資産税など7億4,532万3,000円を計上いたしたところであります。令和2年度と比較いたしますと、1,332万4,000円、1.8%の減となったところでございます。

主な要因といたしましては、個人住民税、法人住民税、軽自動車税の減が見込まれていることによるものでございます。

続きまして、7の地方消費税交付金でございますが、消費の落ち込みによる税減収に伴う交付金の減少により1億7,500万円を見込んでおります。令和2年度と比較いたしますと、500万円、2.8%の減となったところであります。

続きまして、11の地方交付税につきましては、国の地方財政対策等に基づき算定しまして、23億1,100万円を計上いたしたところであります。令和2年度と比較いたしますと、5,100万円2.3%の増となったところでございます。

主な要因といたしましては、国営ダム事業の負担金に係る錯誤交付が主なものでございます。

続きまして、15の国庫支出金につきましては、6億8,841万7,000円を計上いたしております。令和2年度と比較いたしますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の増加によりまして8,483万4,000円、14.1%の増となったところでございます。

続きまして、16の県支出金でございますが、令和2年度と比較いたしますと、848万6,000円、1.7%の減となったところでございます。

続きまして、17の財産収入につきましては、680万9,000円を計上いたしております。令和2年度と比較いたしますと、西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会出資金返還金の減により441万1,000円、39.3%の減となったところでございます。

続きまして、18の寄附金につきましては、2億2,000万2,000円を計上いたしております。令和2年度と比較いたしますと、ふるさと納税の増加を見込み7,000万円、46.7%の増となったところでございます。

続きまして、19の繰入金につきましては、2億8,211万6,000円を計上いたしております。令和2年度と比較いたしますと、国営かんがい排水事業基金繰入れの減や、財政調整基金繰入れの減によりまして、4億4,938万9,000円、61.4%の減となったところであります。

続きまして、22の町債につきましては、4億3,170万円を計上しております。令和2年度と比較いたしますと、社会資本総合交付金整備事業の減などにより1億3,952万4,000円、24.4%の減となっております。

次に、歳出について説明いたします。令和2年度と比較いたしまして、増減のありました主な項目を説明いたします。

予算書は60ページから195ページまでとなっております。

まず附属資料の2ページをお開きください。

目的別歳出内訳でございますが、2の総務費につきましては、ふるさと納税特産品贈呈事業の増や会計年度任用職員の報酬の増加等により、令和2年度と比較いたしますと、6,499万9,000円、6.1%の増となっております。

続きまして、3の民生費ですが、介護給付訓練等給付費の増加等があったものの、教育保育給付費の減や国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金の減により、令和2年度と比較いたしますと、4,326万6,000円、2.4%の減となっております。

続きまして、4の衛生費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業増加によりまして6,570万円、14.7%の増となっております。

続きまして、農林水産業費でございますが、国営かんがい排水事業負担金の減により4億1,708万6,000円、48.8%の減となったところでございます。

続きまして、7の商工費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として行います皇子原公園林業支援木質化遊具設置事業や、物産観光財団設立準備調査事業等の増加により6,502万7,000円、34.6%の増となっております。

続きまして、8の土木費でございますが、社会資本整備総合交付金事業の減により、令和2年度と比較いたしますと、1億4,844万4,000円、32.3%の減となっております。

続きまして、10の教育費でございますが、高原中学校校舎屋根改修工事、狭野小学校体育館照明LED化工事、総合運動公園芝管理用備品購入費の増加などにより2,847万3,000円、5.3%の増となったところであります。

続きまして、12の公債費でございますが、平成8年度起債借入の高原中学校に係る起債償還などが終了したことにより、令和2年度と比較いたしますと、2,741万円、4.4%の減となったところであります。

続きまして、3ページをお開きください。性質別歳出内訳について説明いたします。

2の物件費でございますが、霧島美化センター事業の施設管理に係る経費の増加や、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増加などにより、令和2年度と比較いたしますと、1億7,138万9,000円、18.3%の増となったところでございます。

5の補助費等でございますが、ふるさと納税特産品贈呈事業の増加があったものの霧島美化センター運営負担金の減により3,960万5,000円、5.6%の減となっております。

6の公債費でございますが、高原中学校建設に係る起債償還などが終了したことにより、2,741万円、4.4%の減となったところでございます。

7の積立金でございますが、ふるさと納税特産品贈呈事業の増により3,430万5,000円、44.8%の増となったところでございます。

9の繰出金でございますが、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金の減によりまして、2,964万2,000円、5.1%の減となったところでございます。

10の投資的経費でございますが、国営かんがい排水事業負担金の減や社会資本整備総合交付金事業などの減により、5億547万4,000円、51.7%の減となったところでございます。

次に、歳出につきまして主な施策等を説明させていただきます。

お手元に配付いたしております令和3年度一般会計当初予算案の重要施策の概要によりまして説明させていただきます。

まず、1ページ、2ページを御覧ください。

町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できるまちづくりの推進に基づく事業の実施を行います。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、町民の皆様方の生活に大きな影響を及ぼしております新型コロナウイルス感染症でございますが、ワクチン接種が今後開始されることから本町におきましてもワクチン接種事業を行い、町民に安全安心をお届けいたします。

また、町内事業者の融資借入れに対する利子補給事業を行い、経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、学校や保育所などにつきましても、引き続き感染防止策を行ってまいります。

次に、農林畜産業、商工業の振興と雇用の創出でございます。

本町の基幹産業の農業の振興につきましては、農業後継者の確保、担い手育成を図るため、農業次世代人材投資事業や高原農業人材確保支援事業に取り組んでまいります。

また、園芸農家に対する支援事業といたしまして、新たに気張る高原町の園芸農家、情熱的活力支援事業に取り組んでまいります。

そのほか、引き続き中山間地域等直接支払い交付金事業、畜産振興関連事業に取り組んでまいります。

また、林業振興といたしましてシイタケ等特用林産物生産基盤強化事業や高原町再造林支援事

業に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き商工業分野の活性化、高原よりどり交流市運営推進事業、地域雇用の創出対策として高原町就職奨励金事業などに取り組んでまいります。

次に、観光による交流人口の増でございます。引き続き、霧島ジオパーク推進事業などを行うとともに、新たに神武の里高原町祭り事業を行ってまいります。

また、皇子原公園の案内看板の整備や皇子原公園施設の改修工事等を行い、来園者の施設利用促進につなげてまいります。

次に、移住定住の推進でございます。

高原移住定住促進事業といたしまして、空き家バンク事業、移住定住支援金事業に取り組んでまいります。また、引き続き宮崎ひなた暮らしU I J ターン支援金事業に取り組んでまいります。

3ページをお開きください。子育て支援についてでございます。

子育て世代の負担軽減のため、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業などに取り組みます。

また、引き続き子育て世代の経済的負担を軽減するための保育料等負担軽減事業や、子ども医療費助成事業、小中学校給食費補助事業に取り組んでまいります。

次に、教育分野でございます。

学校や福祉、保健等の関連機関と連携した教育支援事業に取り組みます。また、引き続き小中学校の給食運営事業を行ってまいります。

小中学校 I C T 機器の整備により、効率的な指導及び視覚化による指導を行ってまいります。

次に、高齢者支援でございます。

敬老会事業や老人クラブ活動事業、高齢者の生きがいと健康づくり事業に取り組んでまいります。

また、新たに緊急通報機器貸与事業の拡充やふれあい収集事業に取り組んでまいります。

地域交通の充実でございます。

乗合タクシーや広域的バス等の地域交通機関運行維持対策事業に取り組んでまいります。

4ページをお開きください。健康づくりと地域医療の充実でございます。

引き続き健康づくり推進活動事業等各種健診に対する助成事業や、歯科、保健推進事業に取り組んでまいりますとともに、医療体制充実を図るため病院整備事業に取り組んでまいります。

次に、町債の状況でございます。町債の状況につきまして、詳細は後ほど予算書の209ページを御覧いただきたいと存じますが、令和3年度の発行額4億3,170万円、令和3年度元金償還見込み額5億7,370万4,000円、令和3年度末残高は51億9,470万

1,000円となる見込みであり、引き続き町債の新規発行額を可能な限り抑制し、町債残高の圧縮を図り、将来世代への負担を軽減してまいりたいと考えております。

終わりに、4ページから5ページに主な新規事業を掲げておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上、令和3年度当初予算の歳入の状況と、重点施策について説明してまいりました。国の地方財政政策により一般財源の総額は確保されましたが、財政基盤の脆弱な本町が町民ニーズに応えるためには効率的な行財政運営が求められております。

今後とも引き続き議会並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議案第26号、令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明いたします。

予算書の213ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ69万1,000円となるものでございます。

それでは、歳入の主なものにつきまして説明いたします。

予算書の214ページをお開きください。

歳入予算の主なものといたしましては、諸収入の貸付金元利収入65万5,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明いたします。

予算書の230ページ、231ページをお開きください。

歳出予算の主なものといたしましては、手数料20万円、委託料39万円でございます。貸付金の回収事務につきましては、引き続き催促、個別訪問等により、債務者が置かれている状況に応じながら納付指導を行っていき、償還に誠意の見られない^{*}債権者には法的手段等も念頭に置きながら努力していくものでございます。※232ページに訂正発言

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第27号、令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

本事業につきましては、農村集落におけるし尿、家庭雑排水等の汚水を処理することにより農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、平成4年度より広原北部地区に事業を着手し、平成7年7月から供用を開始しているものでございます。

令和3年1月末現在、区域内戸数280戸に対しまして215戸が加入されており、加入率は76.8%でございます。

予算書の235ページをお開きください。

予算につきましては、歳入歳出ともに3,128万2,000円を計上いたしております。

歳入予算の主なものといたしましては、使用料525万5,000円、国庫補助金250万円、繰入金1,822万6,000円、繰越金286万9,000円、町債240万円でございます。歳出について説明いたします。

237ページをお開きください。

歳出予算につきましては、農業費1,503万6,000円、公債費1,624万6,000円でございます。

歳出の内訳について説明いたします。

252ページ、253ページをお開きください。

農業費の主なものといたしましては、委託料が維持管理に係る経費といたしまして436万5,000円を、施設機能強化対策事業を実施するための調査、計画、策定経費といたしまして500万円の合計936万5,000円を計上いたしております。

工事請負費は、施設の老朽化等に伴う修繕箇所が増加傾向にあることから、耐用年数が経過した機械設備の更新費用として240万円を、公共ます設置工事といたしまして24万円の合計264万円を計上いたしております。

また、公債費につきましては、元金償還金1,473万5,000円、利子償還金151万1,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第28号、令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

高原町の国民健康保険特別会計につきましては、平成29年度決算において法定外繰入を行っていたことから、国等の指導により赤字削減解消計画策定し、法定外繰入の段階的解消に取り組んでいるところでございます。

国は、医療保険制度関連改革の中で法定外繰入の解消を法的に位置づけるよう進めていることから、今後法定外繰入に頼らない安定した運営に努めていかなければなりません。このようなことから、令和3年度当初予算におきましては一般会計からの法定外繰入を行わない予算編成を行っております。

それでは、別冊の257ページをお開きください。

令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億513万8,000円と定めるもので、令和2年度と比較いたしまして1,735万5,000円、率にして1.1%の減となったところでございます。

まず、歳入予算についてでございますが、予算書258ページをお開きください。

国民健康保険税でございますが、予算総額といたしまして3億324万円を計上いたしております。

県支出金につきましては、県補助金として１１億１７９万円を計上いたしております。これは、保険給付に係る費用の全額、県が交付する普通交付金と特定健診等の費用や保険者の取組等に対して交付される特別交付金でございます。

一般会計繰入金につきましては、令和2年度と比較いたしまして3,191万1,000円の減の9,880万9,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして説明いたします。

予算書259ページをお開きください。

総務費につきましては、総務管理費、徴税費等に総額3,036万2,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、療養諸費や高額療養費、出産育児諸費等に総額 10 億 7,596 万 5,000 円を計上いたしております。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費、後期高齢者支援金等費、介護納付金に総額3億7,232万7,000円を計上いたしております。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費及び保健事業費に総額 2,397 万 8,000 円を計上いたしております。

本町の医療費はこれまで高い傾向にあり、国保会計の運営に支障を来しており、一般会計からの法定外繰入や基金の取り崩し、保険税の増額などを行いながら対応してきているところであり、

令和3年度におきましては、県への納付金が減少していることから法定外繰入は行いませんが、これまでどおり財源の確保、さらには特定健康診査等を推進しながら被保険者の健康づくり等に努め、国民健康保険特別会計の健全な運営を目指してまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第29号、令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により介護が必要になった方が、適切な保健医療サービス、福祉サービスを利用しながらできるだけ安心して自立した生活を送れるよう、国民の共同連帯の理念に基づき創設されました。

介護等が必要な方の尊厳を保持し、能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援することを基本理念としているところであります。

予算案につきましては、今回策定いたしました第8期介護保険事業計画を踏まえ、令和3年度の予算編成を行ったところでございます。

別冊の予算書301ページをお開きください。

令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算の保険事業勘定総額は、歳入歳出それぞれ14億

4,105万6,000と定めるもので、令和2年の当初予算と比較して1億885万2,000円、8.2%の増となっております。

続きまして、サービス事業勘定につきまして説明いたします。

歳入歳出それぞれ572万3,000円と定めるもので、令和2年度と比較いたしまして25万9,000円、4.7%の増となっております。

まず、保健事業勘定の歳入予算について説明いたします。

予算書の304ページをお開きください。介護保険料につきましては、2億1,848万円を計上いたしております。

介護保険料につきましては、[※]議案第17号高原町介護保険条例の一部を改正する条例にて御審議いただきました介護保険料の改正及び低所得者への介護保険料の軽減を反映いたしているものであります。※196ページに訂正発言

続きまして、国庫支出金につきましては、国庫負担金、国庫補助金を合わせまして4億202万9,000円を計上いたしております。

支払い基金交付金につきましては、3億7,282万6,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、県負担金、県補助金等を合わせまして1億9,334万9,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金、基金繰入金を合わせまして2億5,398万9,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、地域支援事業に係る配食サービスの利用料等で25万9,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出について説明いたします。

予算書の305ページをお開きください。

総務費につきましては、介護保険事業の執行に必要な事務費といたしまして総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、計画策定委員会費を合わせまして2,371万9,000円を計上いたしております。

総務管理費につきましては、令和3年度からの介護保険制度改正に伴うシステム改修費の委託料等を計上いたしております。

続きまして、保険給付費につきましては、要介護者の保険給付費といたしまして介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、その他諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費を合わせまして13億5,066万1,000円と計上いたしております。

続きまして、地域支援事業費につきましては、介護予防、生活支援サービス、一般介護予防事

業費、包括的支援事業、任意事業費、その他の諸費を合わせまして6,381万8,000円を計上いたしております。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。

予算書の356ページ、357ページをお開きください。

歳入予算につきましては、サービス収入といたしまして569万円を見込んでおります。

歳出につきましては、サービス事業費といたしまして572万1,000円を計上いたしております。

以上がサービス勘定の主な歳入歳出予算であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

○町長（高妻経信君）

私の先ほどの説明の中で、予算書の304ページですね、説明いたしました中で、介護保険料につきましては、2億1,848万円を計上しております。その後でございますけども、介護保険料につきましては議案第17号と申し上げましたけども、正しくは議案第19号でこれから審議をいただくということになっておりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第30号、令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

予算書の379ページをお開きください。

予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,148万5,000円と定めるものでございます。令和2年度と比較いたしまして56万7,000円、率にして0.2%の減となったところであります。

まず予算書の380ページをお開きください。

歳入予算でございますが、後期高齢者医療保険料といたしまして8,359万2,000円を計上いたしております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、2億720万2,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,968万7,000円を計上いたしております。大幅に増加した理由といたしまして、令和3年度におきまして後期高齢者医療広域連合から高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業を受託することにより、収入が1,145万6,000円増えるものでございます。

次に、歳出予算について説明いたします。総務費につきましては、総務管理費に2,101万円、徴収費に49万7,000円、総額2,150万7,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2億8,926万6,000円を計上いたしております。令和3年度におきましても制度の円滑な運営を行うため、県広域連合との連携をはかりながら事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議案第31号、令和3年度高原町水道事業会計予算について説明いたします。

別冊の予算書1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございますが、給水件数は4,405件、年間総給水量が120万9,610立法メートル、1日平均給水量は3,314立法メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入は前年度比0.24%の減、1億9,919万7,000円を見込んでおり、支出につきましては、前年度比1.22%減の1億9,355万円を計上いたしております。

収益的収入及び支出の明細は16ページから18ページに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入では建設改良費に係る企業債2,000万円、他会計負担金674万5,000円など、合計2,674万8,000円を予定しており、支出につきましては、建設改良費5,010万円、企業債償還金5,848万4,000円など、合計1億858万5,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出の明細は19ページに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,183万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金6,665万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本と収支調整額455万4,000円及び建設改良積立金1,062万4,000円で補填するものでございます。

このほか予算に関する説明書及び参考資料といたしまして、令和3年度予定キャッシュフロー計算書を6ページに、令和2年度予定損益計算書を9ページに、令和2年度末と令和3年度末の予定貸借対照表を10ページから13ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと

思います。

令和3年度も前年度に引き続き経費削減等の企業努力を図り、町民の皆様に安全で安心できる水を安定的に供給してまいりたいと考えております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議案第32号、令和3年度高原町病院事業会計予算について説明いたします。

病院事業運営につきましては、住民の皆様健康を保持し豊かな生活を営んでいただくため、西諸県圏域内外の慢性期、救急医療を担いながら健診事業や在宅医療等の地域医療の実践に邁進し、安全安心の医療提供をいたして持続可能な病院経営に努めているところであります。

このような状況に加え、新型コロナウイルス感染症対策においては、発熱患者の外来対応や感染症患者の入院受入れに全力を注ぐとともに、医療崩壊を回避するために院内感染防止の徹底に努めているところであります。

新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからない中、令和3年度も地域に密着した医療の提供を目指し、安心して暮らせるまちづくりに貢献してまいりべく予算編成を行ったところであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務予定量であります、入院患者数は年間延べ1万4,699人で、1日平均患者数は40人、外来患者数は年間延べ3万5,040人で、1日平均患者数を120人で見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出でありまして、収入は前年比13.47%減の8億1,478万4,000円を見込んでおります。一方支出は、前年比2.57%増の10億8,376万3,000円を計上しております。

支出の主なものは、経常的な給与費、材料費や委託料等の諸経費を計上し、詳細を予算書の20ページから24ページに掲載しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債880万円、他会計負担金が2,589万1,000円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費が1,375万2,000円で、X線テレビシステム装置をはじめとして3品目の医療関連機器等の改良を予定しております。

企業債償還金につきましては、4,983万7,000円で、病院改修に係る企業債償還金が主なものであります。詳細につきましては、5ページに掲載しております。

令和3年度予定キャッシュフロー計算書を6ページに、債務負担行為に関する調書を13ページに、令和2年度高原町病院事業予定損益計算書を14ページに、令和2年度高原町病院事業予定貸借対照表を15ページから16ページに、令和3年度高原町病院事業予定貸借対照表を

17ページから18ページに掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

公立病院の経営はますます厳しくなる傾向にあることから、令和3年度は病院運営の健全化を目指す最重点項目に掲げ、また同時に、流行する新型コロナウイルス感染症対策に全力を注ぎ、住民の皆様の健康を保持することとしております。

今後も将来にわたり地域の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指して、保健、福祉、介護部門との連携により高齢化社会に対応できる病院づくりに邁進する所存であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第33号、令和3年度高原町工業用水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございますが、昨年度と同様1日最大1,200立法メートルで変わりはございません。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、収入、支出それぞれ201万3,000円を予定しております。収入は一般会計からの全額補助でございます。

支出につきましては、建設改良費34万6,000円、企業債償還金166万7,000円となっております。

建設改良費の内容につきましては、9ページの資本的収入及び支出の明細書に掲げておりますが、施設の維持管理に要する経費と企業債利息の支払いとなっております。

このほか、予算に関する説明書及び参考資料といたしまして、5ページに予定キャッシュフロー計算書、6ページから7ページに予定貸借対照表を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

それでは、私のほうから議案第19号高原町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細について御説明いたしたいと思います。

議案書のほうは20ページから22ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第3条の改正であります。各年度における保険料の改正でございます。令和3年度から令和5年度の期間においては、9段階の区分で第5段階の年額を6万9,240円といたしまして、これを基準保険料といたします。そして、所得額に応じましてそれぞれの保険料率を乗じて設定しているところでございます。

具体的には、第3条を御覧いただきたいと思います。第1号の第1段階が0.50の割合で3万4,620円、第2号の第2段階が0.75の割合で5万1,930円、そして第3号の第3段階が0.75の割合で5万1,930円、そして第4号の第4段階が0.90の割合で6万

2,320円、第5号の第5段階が基準保険料で6万9,240円、第6号の第6段階が1.20の割合で8万3,090円、第7号の第7段階が1.30の割合で9万200円、第8号の第8段階が1.50の割合で10万3,860円、第9号の第9段階が1.70の割合で11万7,710円と改定いたすものであります。

また、第2項から第3項につきましては、消費税増税を財源に介護保険料の低所得者への軽減強化について引き続き図ることとなっておりますので、まず第2項につきましては第1段階が20%を軽減いたしまして、基準保険料の0.3の割合となりまして2万772円。

そして、第3項についてであります。第2段階が25%を軽減いたしまして基準保険料の0.50の割合で3万4,620円。

第4項につきましては、第3段階が5%を軽減いたしまして基準保険料の0.70の割合で4万8,468円といたすものであります。

議案書の21ページを御覧ください。

第6条の改正であります。これは譲渡所得の特別控除について規定するものであります。

議案書の22ページを御覧ください。

改正条例の附則であります。第1項で施行期日を令和3年4月1日といたし、第2項で第3条の保険料の改正規定については令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前以前の保険料については従前の例によることとし、規定いたしましたものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（温谷文雄君）

これをもって、町長の施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

本日、提案理由の説明がありました議案第19号及び議案第20号から議案第33号までの議案10件については、3月6日を議案熟読日として、3月8日に総括質疑を行います。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

○

午後 2時22分 散 会

令和3年 第2回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和3年3月8日 (月曜日)

議事日程 (第4号)

令和3年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算
日程第3 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第4 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算
日程第5 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算
日程第6 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算
日程第7 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第31号 令和3年度高原町水道事業会計予算
日程第9 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算
日程第10 議案第33号 令和3年度高原町工業用水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算
日程第3 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第4 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算
日程第5 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算
日程第6 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算
日程第7 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第31号 令和3年度高原町水道事業会計予算
日程第9 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算
日程第10 議案第33号 令和3年度高原町工業用水道事業会計予算
-

出席議員 (10名)

1 番	末永 充君	2 番	陣 圭介君
3 番	前原 淳一君	4 番	中村 昇君

5 番 反田 吉巳君

6 番 入佐 廣登君

7 番 温水 宜昭君

8 番 福澤 卓志君

9 番 松元 茂春君

10 番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君

書記（事務局次長）

芝田 和之君

書記（副主幹）

古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長

高妻 経信君

副町長

蒲生 隆美君

教育長

西田 次良君

総合政策課長

馬場 倫代君

総務課長

内村 秀次君

税務課長

平川 昌知君

町民福祉課長

水町 洋明君

ほほえみ館長

久徳 信二君

産業創生課長

森山 業君

農政林務課長

上村 洋二君

農畜産振興課長

田中 博幸君

建設水道課長

入佐 和彦君

会計管理者兼会計課長

酒匂 政利君

高原病院事務長

花牟禮秀隆君

教育総務課長

末永 恵治君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例

◎ 日程第2 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算

◎ 日程第3 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

◎ 日程第4 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算

◎ 日程第5 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算

- ◎ 日程第 6 議案第 29 号 令和 3 年度高原町介護保険事業特別会計予算
- ◎ 日程第 7 議案第 30 号 令和 3 年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 日程第 8 議案第 31 号 令和 3 年度高原町水道事業会計予算
- ◎ 日程第 9 議案第 32 号 令和 3 年度高原町病院事業会計予算
- ◎ 日程第 10 議案第 33 号 令和 3 年度高原町工業用水道事業会計予算

○議長（温谷文雄君）

日程第 1、議案第 19 号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例から、日程第 10、議案第 33 号、令和 3 年度高原町工業用水道事業会計予算までの議案 10 件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

これより、議題となりました各案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第 19 号について許します。質疑はありませんか。ありませんか。

次に、議案第 25 号について許します。質疑はありませんか。

○8 番（福澤卓志君）

もろもろについては、委員会審査のほうで聞きたいと思いますけども、私のほうから 1 点だけ、高原夏祭り事業について伺いたいと思います。

昨年度は残念ながらコロナの影響で中止をせざるを得なくなった祭りなのですが、様々な町内外から期待されている祭り、こちらの補助金を毎年 400 万円つけていただいた経緯がございます。

それが、昨年度は 380 万円、今年は 360 万円ということで計上されているようですけども、この経緯、至った経緯について伺いたいと思います。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの福澤議員の御質問にお答えいたします。

夏祭りにつきましては、商工会宣伝部が毎年町を盛り上げるためにしていただいておりますし、非常に町内外からもお客さんが多い、またそこでお客様がお見えになられまして、こちらで、いわば収益を上げるための一つのものと考えているところでございます。

また来年度におきましては、このアフターコロナ、ウィズコロナということで、コロナ感染対策を含めた祭りの在り方というのも考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

本町といたしましては、財源等につきましても、財政等の指示の下、補助金等につきましてもある程度のシーリング、包括させていただいての、今回、予算要求というふうにさせていただいているところで、予算のほうは若干少なくなっておるわけでございますけれども、その分、職員等も含めまして、協力してやっていければと思うところでございます。

以上でございます。

○8 番（福澤卓志君）

本事業の青年部の事業の収支決算のほうを見ますと、花火で300万円かけて、やぐらですね、施設に関しては、約200万円近くかかっているという現状、多くが寄附金をいただいて運営しているという背景から、町当局には陳情等あったかと思います。

最大限、人的な協力をいただけるということですけど、物理的な予算がかかっているということも考えていただいて、ぜひ予算のほうをつけていただきたかったなということで、この質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4 番（中村昇君）

幾つかお伺いをしたいと思います。

乗り合いタクシーですけれども、今年度、実証実験ということでデマンド交通を実証実験されたのですけれども、それを踏まえて予算の説明書を見る限りにおいては、そういったものが反映されていないような気がするのですけれども、これについて実証実験を踏まえての検討された内容についてお伺いいたします。

それと、病後児保育が現在どのようなことになっているのかお伺いをいたします。

それから、広原の定住促進住宅整備事業、これが予算化されていないようでありますけれども、この理由についてお伺いをいたします。

それと、高原町の公営住宅長寿命化計画が策定をされておりますけれども、二葉団地の建替え、これも予算計上がされておられませんけれども、これについてお伺いをいたします。

以上です。

○町長（高妻経信君）

中村議員からの御質問でございました。広原地区の定住住宅の件につきましては、私のほうで答えさせていただきます。

これまでの議会でも御質問にお答えした経緯がございますけれども、広原地区、これまで2年にわたりまして、4棟、県営住宅の整備を行ってきております。

この入居者状況が、我々は期待している、まだそこまでは、まだ入居者の要望が少ないという現状もあります。

ですので、令和3年度予算は計上しておりませんが、一旦、この事業については休止をして、状況を把握したいというふうに考えております。

申し上げまして、今、4棟ございますので、この4棟の運営ということになろうかと考えております。

以上でございます。

○総合政策課長（馬場倫代君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

乗り合いタクシーの実証実験についてでございますが、今年度、狭野地区及び広原地区におきまして実証実験を行ったところですが、登録者、また利用者数が少なかったということがございます。

そこで、改めて事業を練り直したいということで、今回、令和3年度予算には計上しなかったところでございます。

以上です。

○建設水道課長（入佐和彦君）

中村議員の御質問にお答えします。

二葉団地の建替えの件でございますが、予算計上がなかなか厳しいところと、今現在、町内の公営住宅206戸のうち、今、158戸ぐらいしか入っておりません。

だから、ちょっとその辺は調整をしまして、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

病後児保育の状況でございますが、これまでチラシ等を作成しまして、各保育所等への周知を図っておりますが、現在のところ利用者はおりません。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

実証実験の少なかったと、そういうことで、多分、宮交タクシーを利用するというようなことだったのですけれども、私もそのときに提案もしたのですけれども、小林のタクシーも利用するように実証実験の中でしたらどうかというようにしたのですけれども、高原営業所においては台数も少ないし、やはりそういう利用そのものができなかったのではないかなと思うのですけれども、その辺りについて本当に実証実験になり得たのか、ことについて伺いいたします。

それから、病後児保育の利用者が少ないと、なかったということなのですけれども、病後児保育そのものが、やっぱり利用がしにくい制度なのです。

結局、もし子供さんの熱が出た場合には、預けられないわけです、病後児保育では。ある程度、

熱が下がったりしてから保育所に預けるといようなことになるわけです。

ですから、やはり私が言っているのですけれども、病児保育を、やはり、例えば綾町がやっているように、私は提案ですけれども、広原保育所を、公立の保育所、狭野とか後川内にもありますけれども、ちょっと利用しづらい、遠いからです。中央からすると。だから、広原保育所に併設するような形で看護師1名、保育士1名で、もしそういう病児保育の対象者がいなかったら、そこを閉めて広原保育所の仕事をするといような、綾町のようにそういうことをやったら、結構、利用者も出てくるのではないかなと思いますけれども、その点について伺いたします。

それから、広原の定住促進住宅整備事業なのですけれども、申込みが少ないと。当初は何年かかけて住んでもらって譲渡するといような、そういう定住促進住宅だったと思うのです。ところが、そういうことができなくなったといようなことで、魅力が半減してしまったといようなこともあります。

それから、今、協議が進行しております学校の統廃合、これらもやっぱり影響しているのではないかなと思います。

民間の3LDKとか、そういう家賃のチラシを見ますと、やはり安いのです、家賃が。この広原の住宅については高いわけです。公営住宅法によらないといようなことで進められてきたのですけれども、私は、やはり5、6千万円投資していますから、これには。ペンペン草が生え得るよな、そういう放っておいていいのかと思います。

せつかく、やはり人口増とか地域の活性化のために始めた事業なのです。だから、私はそういう魅力がなくなった、新しいだけが魅力かなと。

私は、この公営住宅であるわけですから、やはり家賃を安くして入ってもらようにしたらどうかと思います。

それから、二葉団地の建替えなのですけれども、先送り先送りで、今、令和で言えば5年までですか、計画では。今、令和元年から入っているわけのですけれども、財政が大変だといことで先送りになっているわけのですけれども、一方では、観光政策では補助事業では足りずに借金をして、そういうものを進めるといことをやっているわけです。

やはり、この二葉団地は昭和45年、昭和50年に建設された古い住宅で、耐震性もない、地震等が起これば倒壊のおそれもある住宅なのです。やはり、安全、安心な住まいを提供する、これは行政の果たすべき役割じゃないかと思うのです。

ですから、やはりほかにも、二葉団地以外にも柳町団地ですか、何戸か住んでいらっしゃいますけれども、あそこは取壊しの方針ですけれども、あそこに住んでおられる方々も、二葉団地が建替えになれば、こちらのほうに移ってもらいと、耐震性もない柳町団地ですから。

ですから、そういったことで、やっぱり町民のほうをしっかりと向いた施策をやっていただきたいなと思います。その点、お伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

私のほうから、まず広原の定住促進住宅の件で、再度御質問がありましたのでお答えしたいと思います。

土地としては8区画ございます。計画としては、当然、8棟の建設で、当社の造成等も行っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、やはりこの住宅に対する需要というものが、我々が期待しているほどでは、まだないということもありますし、しかし、いわゆる定住施策としては、やはりこれは町内全域で進めるという気持ちはもちろん変わってはおりません。

一旦休止はしておりますけれども、今後、また住宅を建てるのか、あるいは残った用地を分譲として売れるのか、そういった方法も考えていかなきゃならんだろうと。

それと、家賃の件につきましては、これは現状では条例に基づいて決定した額でお願いをしているという状況であります。

従いまして、この家賃につきまして、当然、様々な考え方があろうかと思っておりますけれども、現状としては、もう条例どおりの家賃でお願いをしているということでございます。

それと、二葉団地の建替えの件で御質問がありましたので、私がお答えして補足があれば、また担当課長に答弁させますが、今ありましたように、近年、公営住宅の入居者が非常に減ってきているという現状があります。これは、やはり人口減、あるいは若い人たちが、いわゆる分譲地などを購入して、そういった一戸建てを建てるという傾向も出てきているというようなこともあるようです。

しかし、この公営住宅、今、どちらかといいますと福祉的な、そういった部分になっているというような状況もございます。ですので、町内の公営住宅の位置的なものを考えますと、現在の二葉団地の場所というのは、非常に住む方にとっては便利な場所であろうと考えております。ですので、この公営住宅全体の中で、需要状況を見ながら、現在の二葉団地の用地は活用をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○総合政策課長（馬場倫代君）

乗り合いタクシーの件についてお答えいたします。

現在、乗り合いタクシーにつきましては、4路線、今、走っております。現在行っております乗り合いタクシーとの整合性といいますか、関係もありまして、曜日等は設定したところ、実証実験の曜日については設定したところでございます。

走る頻度等を考えましても、今回の実証実験としてはなり得ていたものと考えているところでございます。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

病児保育につきまして、綾町の例を挙げて広原保育所に併設してはどうかという御提案をいただきましたが、施設の状況とか財源の確保、あと人材の確保等、様々な課題がありますことから、今後、あと、現在、広原保育所は、指定管理者に委託しておりますことから、そういったこととの協議、そういったことを進めていながら実施できるかどうか、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

二葉団地の建替えなのですけれども、やはり先ほどから言いますように、耐用年数も過ぎていて耐震性もないというようなことで、先ほど町長が、若い人は建売とかそういう一戸建ての住宅を建てるとか言われましたけれども、まず結婚したら、やはりすぐ家を造るという人は、少ないのです。

ですから、やっぱり公営住宅に一旦入って、民間住宅もですけれども、そういう住宅を借りて何年か住んだ後に家を建てるということになると思うのです。

ですから、やはりきちんとした耐震性のある、今、計画されているような住宅を造れば、そういう人たちも入るわけです。

ですから、この建設計画のように建設していただきたいと思いますが、この令和5年までに着手するというか、建設されるのですか、二葉団地は。

○町長（高妻経信君）

まず、先ほど担当課長が申し上げましたけれども、町内の公営住宅で一番新しいのが建て替えました霧島団地でございましたけれども、霧島団地であっても、今、なかなか入居する人が少ないと。

今、中村議員から言われましたように、若い人たちが、今、公営住宅になかなか入ってこない。これ、一つは民間の、いわゆるアパート、一戸建ての住宅、こういったものが多くなっているということもあるのではないかなというふうに考えております。

この二葉団地につきましては、先ほど申し上げましたけれども、この公営住宅、町内全体で考えたときには、その場所的なことも考えますと、入居者にとって、一番いい場所であろうとは考えております。

今、御質問のありました令和5年までに建てられるかどうかということについては、また今後、十分、全体を見ながら検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（末永充君）

教育費保健体育費です。ページ数188ページ、189ページにございますが、町長の施政方針でもありましたとおり、機械導入して芝の管理を行うと答弁されました。

主な事務事業を見ますと、ページ47ページになりますけれども、総合運動公園の芝生等の維持管理に必要な備品購入計画がなされております。

当然、その保管する施設整備計画も計上されておりますが、今後、維持管理は業者委託に、今、去年までされていると思うのですが、ほかの団体、協議会とか、そういう依頼されるのかと。底の考えを教えていただきたいかなと思います。

○町長（高妻経信君）

末永委員の御質問に、まず私のほうで、経緯と申しますか、説明させていただきます。

高原町の総合運動公園でございますけれども、これまでも、今回、令和3年度で予算を計上させていただいておりますけれども、こういった芝管理の方法というのは、ここ何年間か検討をしまいったところでございました。

まず、経費の面というのが、一つはあろうかと思います。それと、やはりこの町内の利用者の方、あるいは町外から高原町においでいただいて利用される方、合宿、あるいは様々な大会ございます。

そういったときに、一つはその経費を削減しながら、そういった利用者にとって芝管理を行いながら、良好な状態で使っていただくと、いわゆる柔軟な管理をできる方法ということで、今回、機械を導入して芝管理を行っていくと。

この管理の方法につきましてですけれども、これまで町内の業者さんに園芸をされている業者さんをお願いをしてきておりました。一つには、この方法も変えたいと考えております。

一つには、芝管理をやっていただきながら、そして合宿なり、あるいはスポーツの大会なり、そういったものを誘致も含めた形での何らかの委託ができないものか、こういった方法も模索していくというふうに考えております。

しかし、かなり専門的な部分もございますので、やはりこれまでお願いしていた業者さんの指導をいただきながら、そして良好な芝管理をしていきたいと。

やはり、このもう一つの経費削減ということを、今、申し上げましたけれども、先日の議案第

15号で、いわゆる夜間照明の件も御提案申し上げましたけれども、やはり将来的な経費削減等も考えていく中での判断ということでございます。

以上でございます。

○1番（末永充君）

この前も否決されましたけれども、今後そういうふうな形で経費を削減するというような形で、利用する側の団体です、そういう団体等については、やはり芝生というのが、管理が非常に難しいと思うのです。

グラウンドゴルフ、そしてゲートボールのボールの進み方というか、春先になると芝生の芽がどんどん多くなって、一旦管理していただいている、そして、すぐまた気候に左右されるというような状況で、何回か管理をお願いすることになると思うのですけれども、そのところを十分に考えた配慮の上で、今後、そういう団体、方々、都城やら小林、えびののほうでも、そういう団体をお願いしている様子でございますが、そういうような形で、業者委託ではなくてそういうふうに、今後の予算計上にはないけれども、今後進めるということによってよろしいでしょうか。そういう、今回の予算には、そういう、まだ反映されていないだろうと思うのですけれども、そういう団体、先ほど町長が答弁されていた方々と協議を進めていくということでしょうか。

○教育総務課長（末永恵治君）

お答えいたします。

これまでの管理方法でありますと、芝の生育状態や天候、予約状況により芝刈りや刈り芝収集が、計画的、効率的に実施できない場合がございます。

年間の刈取り回数が決まっているために、刈取り予定回数を回れば委託料に跳ね返ります。そのため、適宜の刈取りができないことや、一方では請負業者も人出不足から、臨機応変の対応が取れない状況にありました。

このことから、議員もおっしゃいましたけれども、グラウンドゴルフ愛好者から芝が伸びて、うまくスコアが出せないなどの苦情もあったところです。せっかくの楽しみを奪った形になっておりました。

本町においても、令和2年度までの芝刈りから肥培管理、いわゆる芝の生育状態の管理までの全ての業務委託から、近隣市町村のような対応が取りたいということを考えまして、今回の提案となったものです。

なお、機械導入については新年度になってからの発注となりますので、新年度においても数か月間は現在の体制による維持管理をしなければなりません。

新年度予算の提案は、機械購入と合わせて芝刈りの業務委託となりますが、今後の施設の有効

活用、地域の活性化などを考慮すれば、指定管理者への委託も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

方向性が定まれば、議会の皆様に御提案していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

多岐にわたりますので、事業ごとに番号を振っておりますので、その点御了承ください。

まず、土曜日の宮崎日日新聞でも報道がありまして、町長からの施政方針演説の中でも触れられましたが、予算書でいうと76、77ページの物産観光財団の設立準備補助金、それから附属資料の7ページ、高原産業ミラクルイノベーション事業、これ、関連している事業かというふうに思っているのですけれども、令和5年度の当初までに民間主体の財団の設立を目指すということとして、本年度、準備室を設置するということだったのですけれども、町長として、これ、どのようなビジョンであるかという点をお答えいただきたいと思います。

この事業に関連して、この700万円のミラクルイノベーション事業の事業内容が簡単に説明がありますけれども、観光と物産を軸に民間連携を促進させるために人材確保とありますけれども、私個人の意見では、これらは本来、商工会議とか観光協会の仕事ではないのかなと思っております、こういった本事業が目指す広域的見地の観点から、両団体にはこれまで補助金を支出してきたものと受け止めているのです。

例えば仮に、両団体からそういった本事業でうたっているような人材を求めているというような要望があるのであれば、予算計上を理解しないわけでもないのですけれども、なぜこういうことを言うかという、予算が先立ってしまうと、どうしても行政主導とか、本来やるべき団体の責任というのを行政に転嫁されてしまうというような考え方があると思うのです。

結果的に、本来、この事業が目指してきた目的というのが達成できないと私は受け止めているのですけれども、この点について考えをお伺いしたいと思います。

それから、附属資料におきますと、本事業の2つ目の目的として、移住定住を促進するマッチング事業とありますけれども、本来、こういった移住定住の促進というのは、観光とか物産振興と、私は分けて考えるべきだと思っているのですけれども、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく附属資料の7ページなののですけれども、恐らくこれも財団に関連することだと思うのですけど、地域おこし協力隊員の設置事業ですけれども、令和2年度の当初で429万円程度だった予算計上だったと思うのですけれども、今回、その財団に要する人、人

材確保に係る部分で増額されているものかと思うのですけれども、これまでの実績として、なかなか応募、募集を出しても、なかなかその人材が集まらなかった経緯というのがあると思うのですけれども、こういった募集のかけ方を想定されているかという部分についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目ですが、附属資料の8ページ、スマートウェルネスシティの推進事業のうち、高齢者の介護予防健康づくり事業として、ウォーキングマップの作成は理解するのですが、この横にレンタル用電動三輪車の購入を行うと書かれてありますけれども、その点について考えをお聞かせください。

それから、4点目です。附属資料は9ページになります。

同じくスマートウェルネスシティの推進事業ですが、健康講演会は分かりますけれども、健康遊具の設置に取り組むということで、過去に文教厚生常任委員会でも見附市に行ったりして、歩くまちづくり、どうしても歩かなきゃいけないまちづくりに取り組むということで、日頃、皆さんが歩かれる道の各所に健康遊具というのが設置されていて、ところどころで休みながら、運動も兼ねてやっていただくというような取組だったかと記憶しているのですけれども、数量と設置場所についての考えをお伺いしたいと思います。

それから、予算書で言いますと100ページから101ページ、附属資料の14ページとなります。これ、5点目の質疑です。

西諸権利擁護推進協議会、今まで余り聞かなかったような協議会の名前がありますけれども、この協議会について説明をお願いしたいと思います。

それから6点目です。予算書の102ページから103ページ、附属資料の16ページです。副食費の負担軽減補助事業と、あと保育料等負担軽減事業の中に、食事の分の補助がありますけれども、3号認定の多子軽減にかからない子供の食事代についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから、予算書の104から105ページ、予算額が50万円未満なので附属資料には書かれていませんけれども、新規だと思うのですけれども、放課後児童クラブの送迎支援事業の補助金が49万3,000円計上されておりますけれども、この予算について説明をお願いします。

それから8点目です。予算書でいうと122から123ページ、附属資料の23ページです。これも新規事業となりますけれども、ふれあい収集事業です。

ごみ集積所までごみを排出することが困難な方に対し、ごみ改修を行う事業ということで、この事業についての説明をお願いいたします。

それから、ページは変わらない、予算書、附属資料ともにページは変わらないのですけれども、

美化センター関連、美化センター関連の予算も含みますけれども、ごみ処理全般に対する予算なのですが、霧島美化センター事務組合が解散となりまして、ごみ収集に係る委託料が、その分昨年度より増額になって、ここの塵芥処理費の委託料と、霧島美化センター事業の総事業費を合算した金額で比較いたしますと、令和２年度が１億１,０００万円程度、この令和３年度についても１億１,０００万円程度とほぼ変わらずという状況で、コスト減につながればなという考えがあったのですけれども、結果、施設に要する維持管理費の部分というのが削減できるというものだと考えているのですけれども、そういうごみ処理全般に関する今後の考えをお聞かせいただきたいなと思います。

それから、続きまして１０点目となりますが、予算書の１３２から１３３ページ、附属資料には金額が５０万円未満なので書かれていませんけれども、高原農業人材確保支援事業なのですが、予算書の中には３６万１,０００円と書かれているのですが、この重要施策の概要の冊子です。第２ページには、高原農業人材確保支援事業とありまして、ここには１９４万円とあるのです。金額、どちらが正しいのか分からないので、正確なところを教えてください。

それから、同じくこの事業なのですが、令和２年度が３５万３,０００円だったかと思うのですが、これに対して減額となっている理由についてお答えいただきたいと思います。同じ事業が減額となった理由について教えてください。

続きまして、１１点目に移ります。予算書、同じく１３２から１３３ページ、附属資料でいきますと２６ページとなります。

新規事業として園芸振興費の中に、きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業とありますが、例年、こういった園芸関係の事業を組まれておりましたけど、私の、そういうことかなと考えたのですが、令和２年度まで、活かせ「生農地の水」園芸作物支援事業の１００万円と、高原園芸担い手サポート事業３００万円計上されておりましたけれども、この統合というような考え方でよろしいのですか。そこを確認お願いしたいのと、これまで、本事業について県の補助金も、たしか財源についていたと記憶しているのですが、当年度の、令和３年度の見込み、財源の見込みについて教えてください。

続きまして、１２点目となります。予算書の１３４から１３５ページ、附属資料の２７ページです。

優良乳質後継牛造成事業ですが、令和２年度８０万円に対して、倍とはいかないまでも、かなり増額になっていますので、その経緯について教えてください。

それから、１３点目となります。予算書の１４２から１４３ページ、附属資料で３０ページです。

林業費なのですけれども、森林経営管理制度事業です。５７３万４,０００円について、今までは昨年度まであんまり事業として主だったものはなかったということだったのですけれども、今回、報酬等が計上されておりますので、どなたか雇用されるのかなと思いますけれども、また、予算書の１４４から１４５ページに、委託料も計上されておりますので、何かしら動きがあるものかと思っておりますので、こういった事業を計画されているのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、１４点目となります。予算書の１４４から１４５ページ、これは、商工総務費にあたりますので、附属資料にはできません。

人件費に係る部分が増額となっておりますけれども、これ、この点について、この部署に対して職員増員の計画があるのかどうかという確認をお願いしたいと思います。

続きまして、１５点目となります。予算書の１４６から１４７ページ、附属資料の３１ページです。

神武の里高原祭り事業で３６０万円が新規計上されておりますけれども、これまで令和２年度までは日本発祥地まつりと高原の秋祭りが予算計上されていたので、イメージ的にはその２つの統合、または集約等、効果を見据えてのものかと思っておりますけれども、その点、考えをお伺いしたいと思います。

それから、１６点目となります。予算書１５０から１５１ページに、本来計上されているのかなと想定していたのですけれども、令和２年度まで、御池だと思うのですけど、松林の保全対策事業で毎年計上されていましたが、令和３年度はないと、どこか別のところに計上しているのかもしれないのですけども、その点、教えてください。

それから、１７点目です。予算書の１５２から１５３ページ、土木費の中の道路橋梁費の総務費ですが、こちらは給料等が減になるので、配置される職員数が減になるか、または他の係と兼任かなというふうに考えているのですけれども、こういった計画なのかというのを教えてください。

それから、同じく予算書でいうと１５８ページから１５９ページです。これは１８点目の質疑になります。

住宅管理費についても同様に給料等が減額になっておりますので、配置する職員についてどうお考えなのか教えていただきたいと思います。

それから、今度は事業ではなく予算書の１９８から１９９ページです。職員数についてなんですけれども、前年度比較で正規職員が３人増、それに加えて１９９ページの会計年度任用職員も７名増となって、相対の人件費というのは、どうしても増やさざるを得ない状況になるかと思うのですけれども、その人件費の増についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから最後、これは私の考えなのですけれども、20点目です。201ページに、予算書の201ページに、職員1人当たりの給料等の記載がありまして、給料等の金額について意見するわけではなくて、福祉職の平均年齢が他の職種と比べて10歳ぐらい高いのです。なので、そういう採用などについて計画を立てたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点についてお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

トイレのため、換気を含めて暫時休憩いたします。

午前10時49分 休 憩

午前10時57分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し質疑を続行いたします。町長。

○町長（高妻経信君）

陣議員からの最初の質問でございましたけれども、附属資料でいいますと7ページの一番下でございますけれども、高原産業ミラクルイノベーション事業、これ質問でありましたように、令和3年度から設立準備を行います、やはり観光物産の財団設立に向けての予算でございます。これ国の事業を活用して準備に入るわけですが、高原町は観光面でも多くの資源がありますし、また物産もそうであります。現在、そういったもの、あるいはまた掘り起こしていくもの、あるいは可能性のあるもの、その他、私あろうかと思っております。やはりまだまだそういったものを、発展させていくという考えをしましたときに、今、関係団体としまして質問の中にありましたように、観光協会、商工会等もございます。しかし、なかなかそういう町のそういった資源を生かした活性化発展、なかなかまだまだ至っていないというようなのも感じております。

そこで、これ県内でも事例がありますけれども、やはり民間主催でそういったものを立ち上げて、そこが主体で行っていただくと。財団ですので、当初、町が出資をすると。それを元に資金にして運営していただくというようなことを考えていまして、ですので初年度はまず町の職員、これを含めた準備室を設置して、そして3年間と考えておりますけれども、その職員についてはやはり民間の、先ほど質問でありましたけれども、地域おこし協力隊など他の広く、そういった人材を求めて、そして最終的に完全な民間の団体にしていきたいと。そういう中で、先ほど移住という質問ございましたけれども、それは結果的に町の魅力を作っていくということが、結果的に私は若い人の高原町に対する魅力を感じていただいて、移住定住に結びついていけば

なというふうに考えております。

それと、観光協会、商工会との関係でございますけども、まずこれから準備に入りますけども、商工労政といいますか、その件に関してはやはり商工会が担うべきものであって、それは変わらないと思っております。ただ、観光協会については、今、話をさせていただいている中では、当然、この財団にも関わっていただくとことになりまして、やはりこの観光協会についても、年ごとにこの財団に取り組んでいくと。したがって町の補助金を出しておりますけども、こういった部分もやはり策につなげていながら、その財団で観光を担っていくような形にしていきたいと考えております。

以上です。

○総合政策課長（馬場倫代君）

議員の御質問にお答えいたします。

まず、2番目にございました地域おこし協力隊についてです。附属資料7ページについてでございますが、御指摘のとおり、令和2年度は現隊員の1人分の計上をしておりまして、令和3年度につきましては、現隊員プラス事業承継を行っていただける方と、先ほどからあります財団の設立準備に従事していただく方の3人分を計上いたしております。

御質問にありました隊員の募集の仕方につきましては、来ていただくためにどのように募集すればいいのかにつきましては、今後、担当課と詰めていくことになると考えております。

3番目、スマートウェルネスシティの高齢者の介護予防健康づくり事業です。附属資料8ページについてでございますが、これにつきましては電動三輪車を借りていただける高齢者の方を募集しまして、何か月か貸出しをします。そこで活動範囲、また出かける頻度等を記録していただいて、借りる前と後で脚力等がどれくらいついたかと、そういうことも調べるものでございます。

4点目、附属資料9ページの健康遊具についてでございますが、総合運動公園に10基を想定しているところでございます。

以上です。

○農政林務課長（上村洋二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

まず、予算書132、133ページの高原農業人材確保支援事業の件でございます。予算が大きく減っているという御質問をいただきました。ありがとうございます。

この件につきましては、2つの要因がございます、1つは国の補助事業で新規就農者の方に補助がいく事業がございますが、それに該当しない親元就農なりの方々が去年、おととしの令和2年度には2名いらっしゃいましたが、現時点でその予定の方がいらっしゃいません。その

関係で減っていること。

それともう一件、先ほどの総合政策課長のほうからもちろりとお話があったのですが、農業関係で経営を移譲していくというような形を農政林務課のほうでも進めておりまして、実際、高原町内で大変技術的に高い技術を持っていられる、人格的にも大変素晴らしい方がいらっしゃるのですが、その方の後継者がいないということで、以前からいろんなお話を差し上げておりまして、経営上どげんでしょうかというお話をしましたところ、前向きに聞いていただけまして、そのような中で1年、2年、3年程度かけまして、その持っていられる農業の技術、ノウハウをその方に移していただいて、教え込んでいただいて、最終的にはその施設等も譲っていただくという形で事業を進めようということで、希望者もいらっしゃる関係で、もう本人ともお話を差し上げて、事業を進めておりました。

この関係で予算を組んでおりましたが、その後、この事業について地域おこし協力隊の予算もこれは使えますよというふうに話し合いが、話し合いと申しますか協議がまとまった関係で、この分も地域おこし協力隊のほうで予算化しようということになりました。高原町としても農業関係で初めての経営移譲ということで、うまくいけばいいなと私たちも期待しておりますし、受入れ側の農家の方も大変大きな期待を持っていられるということで、楽しみにしているところでございます。

この関係で、本当申しわけございません、この重要施策の概要について、私の確認漏れ、その後の確認漏れで数字がこのような形になっておりました、申しわけございません。ただ、この事業につきましては、うまくいけば町のホームページ等にも載せていただいて、次、第2弾、第3弾の農家の経営移譲につながっていけばなと、大変楽しみにしております。そういったことも含めて、相談をしていきたいと思っております。以上でございます。

あと、もう一つありました森林経営管理事業の関係でございます。通常300万円ほどの基金からのお金が入ってくるのですが、台風関係で大きな災害が出たということで、前倒しで追加されておりますが、令和2年の後半から、また令和3年につきましては、モデル地区を大字後川地区に求めまして、だいたい高原町の山林の半分程度874町、3,500筆程度、山林がありますが、そこに事業着手してまいります。

まずは意向調査を行いまして、全ての山林所有者、管理者の方に意向調査をして、そしてその状況を取りまとめ申しまして、林業経営に適さない山林等につきましては、高原町のほうで管理をする。

この中で、私たちが一番心配しておりましたのが、林業経営に適さない山林。これについての見分けと申しますか、そういったことについては、やはり専門的なある程度知識を持っていられる方、私たちのイメージとしてはもと森林組合にいらっしゃった方だとか、県の林務課

あたりに勤務されている方等を想定しておりますが、その方に会計年度任用職員なりで来ていただいて、意見を求めながら、あるいはもう現場に行って、現場を細かく調査をしていただく、所有者の方、管理者の方に話をさせていただいて、少しずつ事業を進めていきたいというふうに考えております。この分の経費ということで、予算化しております。

以上でございます。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

人件費の関係が複数ありました。人件費の考え方ですけれども、令和3年度の予算については、令和2年度の12月時点の職員の配置で算定しております。ですから、実際の比較は令和2年度と令和元年度の比較になるところでございます。質問の14番でありました商工費の部分につきましては、今年度、ふるさと納税の事業が移りましたのでその分が増えているということでございます。

続きまして、17番でございますけれども、土木関係のところはもともと、ここは技術者が計上される部分でございますけれども、技術者のうち1名が産業創生のほうに異動しております。その関係でございます。

続いて、住宅管理については、建設水道課ができて、管理係が住宅と水道のほうを持っているということで、もともと前年度は2人だったのが1人になったという考え方でございます。続きまして、19番目、予算書の198、199ですけれども、職員数が増えているじゃないかということですが、職員数の増につきましては、霧島美化センターから2人帰ってくるので2人増えると。あと水道事業と一般会計の間で調整させてもらって、1人一般会計のほうに移った関係で3名の増になっております。

あと、会計年度任用職員につきましては、美化センターのほうの方も一般会計になりますのでプラス2、あるいはワクチン接種の関係でプラス4ということで増えているところでございます。

実際、職員の給料や報酬については増える部分もございますけれども、附属資料の3ページを見ていただきたいのですが、1番で人件費がございます。トータルでは減っていると。何で減るかということなのですが、実は退職手当の負担金が大きく減った分がありますので、給料が増えた分もカバーして、それでも減るので、これについてはまた委員会のほうで詳しく説明させていただきます。

あと、20番目の福祉職がほかの職と比べて10歳高い、これはこの福祉職に該当するのが実際ほほえみ館の高齢者あんしん係の3名なのです。人数が少ないものですから、高い方がいると上がってしまうということでして、そこは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

予算書のほうが101ページ、そして附属資料のほうが14ページの西諸権利擁護推進協議会負担金についてでございますが、これは今回、西諸2市1町で中核的な機関といたしまして西諸権利擁護推進センターというのを立ち上げることになりました。これは権利擁護いわゆる成年後見制度の推進を図る機関として、今まで西諸面々でやっていたのですが、それらを一体的に進めるためにセンターを今回設けるものでございまして、そのセンターを設置するに当たっての経費を2市1町でそれぞれ人口割、そして高齢者割で割り崩しまして、負担金として拠出するものでございます。

以上であります。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員から3点の質問を賜ったわけですが、まず1点目ですが他市軽減に係らない3号認定の服飾費につきましては、保育料に含まれていることから軽減されているところでございます。

2点目でございますが、放課後児童クラブ送迎支援事業補助金の内容につきましては、学校から施設まで遠いということでタクシーを利用しております。このタクシー利用を助成しております。

3点目でございますが、塵芥処理費が令和2年度と比較してほとんど変わらないということの御指摘でございましたが、予算書の53ページを御覧いただきたいと思います。諸収入のところでございますが、衛生費受託事業収入といたしまして、小林からの委託料があることから※801万円を計上しておりまして、この分が若干、比べるとということになるのかなと思われます。※233ページに訂正発言

以上でございます。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。

まず、予算書11番になります予算書は132、133ページ、それから附属資料は26ページにあります、きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業でございます。陣議員からございましたとおり、こちらにつきましては令和2年度は、活かせ生農地の水園芸作物支援事業補助金、それから高原園芸担い手応援サポート事業補助金と、園芸に対する補助2つあったわけなのですが、そこを1つにまとめて、かつ内容の見直しを行ったところでございます。

今回、新規就農者、そして後継者、先ほどお話ありました事業承継をされる方も含めまして、その方を一番のターゲットとしておりまして、補助率を通常の認定農家の方等とは変えた中で

取り組む予定でございます。

また、昨年度から取り組んでおります被覆資材パオパオという白い資材があるのですが、こちらについても、特にサトイモについては早く作る、霜に打たせないようにするのですが、ということで、疫病対策にもなるということで、こちらはこの事業の中で取り組んでいくことになります。

それともう一点、畑かんの推進の中でやっぱり水を使う中で、ハウスの新設等を畑かん受益地の中でした場合とそれ以外でした場合とでちょっと、補助率に差つけたというようなことで事業の見直しを行った上で、事業を一体的に行う予定でございます。

なお、これ毎特定財源につきましてはふるさと振興事業費の中で取り組んだことがございました。

続きまして、予算書は134、135ページです。附属資料につきましては26ページ、27ページになります。優良乳質後継牛造成事業につきましては、酪農に対する補助事業が2つございまして、まず附属資料の26ページにあります、優良乳用牛造成事業です。こちらは優秀な乳用牛の後継牛をつくる元となります受精の段階で性判別精液を使って、90%メスが生まれる確率があると言われておるものを使う事業が1つ、もう一つは受精卵移植で能力の高いオス牛、メス牛の卵を受精して行う受精卵移植事業の2つの事業に取り組んで、これは生ませる段階での対策ということで80万の事業を組んでおります。

附属資料の27ページにございます優良乳質後継牛につきましては、乳用牛の使えるというか、搾乳できる寿命というのは4歳程度が平均と言われております。そういう中で、酪農公社、都城にございます。それから北海道に預託をいたしまして、足腰の強い長命連産ができる乳用牛を作出するために、この優良乳質後継牛の預託事業制度に取り組むものでございます。

依然、事業につきましても、予算につきましては昨年同様の措置となっているところでございます。

以上でございます。

○産業創生課長（森山 業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

予算書の146ページ、147ページにございます神武の里高原まつり事業補助金に関してでございます。本町の祭りにおきましては、先ほども御質問にございました夏祭り、秋祭り、発祥地祭りと3つあったわけでございますけれども、本町におきましては今年度、来年度もそうなのでございますけれども、コロナの発生がありましたので、このアフターコロナ、ウィズコロナに向けて祭り全体を団体と協議しながら、祭りの在り方、いいことはいい、悪いことは悪いというようなことをしてスクラップアンドビルドをしていこうと考えております。

その中で、夏祭りにおきましては商工会青年部の方々が一生懸命やられておりますので、そこにおきましては前年度もできませんでしたし、今年度、若い人たちの力の話を聞きながら、できる範囲バックアップするためということで、ある程度、補正審議で予算を落としたわけでございますけれども、秋祭りと発祥地祭りは町民の方から、例えば時期、例えば2月にも行ったりもしているとか、それとかあとは祭りのイベントの内容、そこについてもいろいろ御相談ございました。これにつきましては事前に関係団体とも協議をしております、内容等につきましていい形で、発展的に2つを一緒にしてやっていこうというような形で、このような形で予算をある程度、規模を縮小して計上しているところでございます。

それと、御質問ございました予算書の148、149ページになるわけでございますけれども、松林の保全対策事業でございます。こちらにつきましては149ページにございます観光業の委託料の239万3,000円というのが計上されておりますけれども、こちらのほうに松林の分の135万6,000円ということで計上されているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休 憩

午前11時23分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

記事を継続し、質疑を続行いたします。町民福祉課長。

○町民福祉課長（水町洋明君）

すいません、陣議員の御質問、ふれあい収集の部分が抜けておりましたので、お答えいたします。これまで、高齢者の方々からごみ集積場までなかなかの、足腰が悪くなったり、そういったことで、なかなか困難になっているということで、電話等で相談がこれまでありました。そういったことに対応するため、令和3年度から一人暮らしや労働世帯、あと障害を持っている方々の世帯を対象としまして、自宅前での収集を実施するという事業でございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

1点だけ再質疑です。

町長の施政方針演説でありました、財団の話なのですけれども、過去にまず行政が主体となって、観光協会もそうなのですが、そういった何らかの分野での振興を図ろうとして、団体を設置して、あるところで行政が手を放したとなった場合に、結果的にその目的が中途半端で、

本来の目的を達成しないまま長々と存続しているというような事業というのもあるわけです。最初から、新聞記事によると職員もこの財団の設置に関わっていくということで、いう話で書いてありますけれども、行政が中にどんどん最初から積極的に入ってしまうと、自由にやるという部分で何かしら阻害要因が出てきてしまって、どうしても本来の目的を達成できないような懸念しか私にはなくて。だから本当であれば、本来、商工業、観光の振興を担うべき団体が予算だけお願いしますと、私たちがやっていきますというような考え方が本来であれば望ましい形なのだと思うのです。私はそう思っているのですけど。

だから、どうしても職員が設立当初には職員が配置されるという部分が私には引っかかっているのです。その点について、考えをお聞かせいただけますか。

○町長（高妻経信君）

お答えをします。ただいまの陣議員よりありました、そういった流れはあったと言いますか、やはり行政といわゆる民間団体、あるいはその組織、そういったとことの1つの連携、関係、こういったものをなかなか明確でなかったところも確かにあろうかと思えます。そういったものも含めて、やはりこれ目指しますのは、完全な民間団体として発足というふうに考えております。やはりそこが一番大事なところであって、そこでどういった人材が来てくれるか。ですから来年度につきましては地域おこし協力隊も募集いたしますけども、ただその募集の仕方も工夫しなければならない。やる気のある方を、全国的なドラフトということもやっているところもありますけども、そういった人材を集めたいと。

それと、現在民間におられる方も、やはり高原町に対する思いを持っていらっしゃる方、こういったものを可能な限り、令和3年度早いうちにそういった人材を確保してお願いをして、そして3年を目指すと、説明で3年と言いましたけども、そういった体制ですよ、民間の方の体制が整い次第、できれば早いうちに設立を目指していきたいと考えております。

以上です。

○2番（陣圭介君）

最終的に目指すなら、高原のこのまちづくりとしての全体の発展だと思っているので、そのまちづくりの発展でも結局、人、物、金なので、その中で公なり銀行なり、民間の事業者なりがそれぞれの役割を担っていくべきであって、行政が立ち入るべき領域じゃない部分というのももちろんあるわけで、だから、今回この事業の中で地域おこし協力隊ですか、一般職員が入るかどうかわかりませんが、そこでの関与の仕方です。という部分はある程度、線引きしなきゃいけないかなと思っていて。すいません、一般質問に近い形になってしまいますけど、募集の掛け方をもう民間主体でいくのであれば、例えば関連する団体のほうに、協力隊の隊員の方の選考にも入ってもらおうとか、そういった手法をとっていただいてもいいのではないかなと

いう、個人的にはそう思うので、その点の考えをお聞かせいただけますか。

○町長（高妻経信君）

先ほど申し上げましたけども、やはりこの目指すのが民間主体で、やはりそういった多様な人材の方が、やはりこの高原町の、我々が、行政が気づいていないような魅力を発掘していただくとか、あるいはそれぞれの方の経験されたノウハウとか、そういったものを幅広く生かしていただきたいと、そういうのが狙いでありまして、最後に言った町内、最も関係があるのが商工会、観光協会であろうと思いますけども、今でもちょっと話をさせていただく中で、やはりこのやっぱり考えていることは、同じようなことを2つの団体もやっぱり目指していこうということで動いておりますので、今、御提案にありました件についても、今後十分、準備に入ります前に詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（温水宜昭君）

陣議員の質問とかぶりますけれども、美化センターについてであります、今月解散をされるわけですけども、先ほど総務課長のほうから職員が2名、会計任用職員ですか、2名ということでおっしゃいましたけれども、今後、美化センターの職員さんたちは、要は町民福祉課のほうに配属されたという形の考え方でよろしいのでしょうか。

それともう一つは、今年に分配金というか余剰金の分け方というか、そういうのが美化センターの会議であったと思うのですけれども、そこら辺の予算については今度の予算の中にはもちろん入らないのでしょうか、その辺について伺います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

職員については、町民福祉課の環境保全係に配属と。ただ、言われる方々がそのままいくかはちょっと言えないのですけれども、そのポジションに配属で仕事していただくことになりますので、よろしくお願いします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

温水議員の御質問にお答えいたします。

分配金につきましては、補正予算で計上してお願いすることになると思いますので。

以上でございます。

○7番（温水宜昭君）

あと委員会のほうでお聞きすればいいのでしょうか、127ページの農業委員会費の件で

すけども、昨年として減額になっていると思うのですが、委員さんたちが減るとかそういう部分じゃないのですよね。確認です。

○農業委員会事務局長（上村洋二君）

お答えいたします。

昨年度は、令和２年度は農業委員さんの交代があった関係でちょっと増えておりますが、令和３年度はそういったものがないので、若干その辺のところの数字の関係で落ちているということでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

次に、議案第２６号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第２７号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第２８号について許します。質疑はありませんか。

○４番（中村昇君）

来年度は、法定外繰り入れはしないということですが、国のほうは法廷外繰り入れを削減、また保険料の徴収収納率、それから給付の適正化を図る自治体の努力に応じて保険者努力支援制度ということがありますけれども、前年度とあんまりこの交付金は変わらないように思いますけれども、年度途中でこうした支援制度が、法定外繰り入れをしないということについて、交付金の増が見込まれるのかお伺いをいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

法定外繰り入れをしないことによりまして、努力者支援制度に交付金が上乗せされるということとは伺っておりません。

以上でございます。

○４番（中村昇君）

繰り入れをしないということの反映がないように思いますけれども、その辺はもう国のほうで市町村と都道府県のほうに割り振った形でいっているのかなと思いますけれども。

それと、保険料がこの法定外繰り入れがなされない、１世帯当たり１万円以上、単純に見れば、その影響というか、その保険料の見込みについてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えします。

令和２年度と比較しまして、予算上では増額する見込みとなっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響とかが本町でも多分、保険税を上げますと、多分収入が減っておりますでしょうから、そういった税収不足が見込まれると思います。そういったことの対応といたしましては、先ほど言われました一般会計からの繰り入れとか基金の取り崩し、そういったことを勘案しながら、今年の６月議会に税率とかそういったものを提案させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑ありませんか。

次に、議案第２９号について許します。質疑はありませんか。

○４番（中村昇君）

現在の要支援者については、総合事業になっておりますけれども、今年の４月から、２０２１年４月からの要支援者が要介護になった場合、４月からは総合事業へも移行できると、本人の選択によれば総合事業へも、要介護者であっても移行できるというようになりますけれども、このあたりについてどう対応されるのか、お伺いいたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

要支援者につきましては、要支援１、２があろうかと思えますけども、これの方が総合事業のほうへ移行ということになりますと、いわゆる介護状態のほうが改善されたというふうな捉え方でよろしいのではないかなと思っております、総合事業のほうに移りましても、総合事業におきまして様々な支援が受けられますので、そういう支援を受けながら、また総合事業のほうで支援のほうを行うことになろうかと思えます。

以上であります。

○４番（中村昇君）

要支援から要介護になるということは、介護状態が重くなるわけなのですよね。体の状況が悪くなったから、要支援から要介護に認定されていくわけです。そのときに、要支援、今、総合事業のサービスを受けられている方が、要介護状態、要介護になったときに、４月からは本人の同意を得れば総合事業へも移行できるというふうになるわけなのですけれども、その行い方、その本人の同意をどのように、いわば介護保険を使わないということになれば介護費用が安くつくようになるわけです。そういうふうな、恐らく制度の変更だと思うのです。

ですから、本人の介護サービスを本来の介護サービスを受けられ、その辺の同意をいかにして対応していくかということをお聞きしたいのです。その辺がまだ、はっきり考え、対応を検

討していないということであれば、それはそれでいいのですけれども、今の段階でどのように、もう4月からそういう始まるわけです。ですから、そういう方も中には出てくることと思うのです。そのあたりの対応について伺っております。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

要介護状態の方が要支援、または総合事業のほうに移行する場合に本人の同意が必要ということでございますので、その同意をどのようにとるかにつきまして、現時点では先ほど議員さんがおっしゃったように、検討中でございます。あくまでも専門家の意見等を聞きながら、どういうふうに判断したほうがよいのかというのを、早急に検討してまいりたいと思っております。以上であります。

○4番（中村昇君）

形上、同意を得ましたというようなことにならないように、やはりその辺は慎重に丁寧に総合事業と普通というか、介護保険のサービスは全然違うわけですから、やはり家族の方とか、よく説明をした上で判断をしていただきたいと御要望いたしまして終わります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

次に、議案第30号について許します。質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

恐らく秋頃だと思うのですけれども、一部の方が2割負担になってきますけれども、本町ではどのくらいの方が2割負担になれるのか、お伺いいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の質問にお答えいたします。

令和3年度から実施されるということは承知しておりますが、対象者の数については手元に資料がございませんので、委員会の場でお答えいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

次に、議案第31号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第32号について質疑を許します。質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

1点だけ質疑いたします。

予算書の3ページに病院事業費用が書かれてありまして、給与費がもう7億を超えているのです。予算書の10ページに級別の職員数が書いてあるので、その要因に当たる部分が、一般行

政職が1人増加になったのと、医療技術職の級が3級から4級になる方がだいぶいらっしゃるみたいなので、そのあたりが多分、要因としてあると思うのですが、この点について、まず一般行政職の職員数の1名増加の部分について、どういった経緯か、増加になるのかという部分と、もうずっと一般質問でも言っていますけれども、医療技術職の給料表ですね、一般行政職と同じだとずっと上がりっぱなしになるような気がして、そのあたり考えを、給与費としての、企業会計としてのもたせ方の考えについて教えていただきたいのですけど。

以上です。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

まず、給料表についてでございますけれども、医療職給料表、看護師の場合は特徴といたしまして、若い年代では医療職の方が高い傾向にあって、年を重ねるごとに安くなってくるというのが一般職給料表との違いでございます。

もし、切りかえた場合でございますけれども、通常、給与改定を行う場合には減給保障制度というので行いますので、例えば3万円給料が下がっても、その額に追いつくまでは減給保障がされるということになりますので、導入して数年間は効果が表れない、逆に若い世代が高くなるに対して、高い人は高いままということが数年間は続くものですから、なかなかすぐには効果が表れないと試算はしているところでございます。

あと、実際、タイミングの問題もあるのでしょうけど、今、本当病院のほうでは新型コロナのほうでだいぶ御苦労いただいている部分もございます。そういった状況の中でなかなか会計までは、職員のモチベーションですね、気持ちのほうで、頑張っているのに下がると、なかなか厳しいものがあるのではないかと思うところでございます。

あと職員のほうですけれども、事務が病院の場合は土曜日にも仕事になっております。調査のほうは月曜日から金曜日までなのですが、その分で負担が大きい部分もございますので、今回、事務のほうで1名増ということでございます。

○2番（陣圭介君）

一般質問でも何度も言っていますけれども、コロナはコロナで別で、医業従事者に対する国、県の補助金を活用してという部分での手厚い処遇というのはされているわけです。それとはまた病院の経営改革とはまた別に考えていかなきゃいけないわけで、減給保障がされている以上は、下がるという考え方はないかと思っていて、今まで長年取り組んでこなかった事柄、給料表としてどう考えるかという部分について、今、結局、結果的に重荷になっているというふうには、私、受け取っているのです。結局、収益を上げてそこを人件費で食われる状況が長年出てきているわけで、いつか切り込まないといけない時期というのがやってくると思っているので

すけれども、そこを長年何もやらない状態で放置すると、今後どんどん企業会計として成り立たないのじゃないかなという懸念が私にあるのですが、その辺の考え方、町長からでもお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

この件につきましては、これまでも陣議員のほうから御質問をいただいております、この給料表につきましては一般質問でもお答えをさせていただいております。これまでの労使の関係とか、様々な経緯があつて今に至っているということは御理解いただきたい。それで今後のことでございます。確かに今、総務課長が申しあげましたように、今の時期にこの話を私たちも出すことがどうかというような、そういう感覚もありますけれども、しかしこの人件費はこの歳出の中でも高い率を占めているという、そういった考えはございます。以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

今、町立病院も感染者の軽症者を受け入れたりされておりますけれども、今のコロナは急変したりして、難しい事態が起こった場合に、容体が急変した場合に、町立病院から都城なり、宮崎なりの病院に搬送をすることになると思うのですけれども、その際、町立病院の救急車を使うのか、広域の常備消防の救急車に依頼するのか、そこらあたりをお伺いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

軽症者が重症化するといった場合なのですが、まず西諸圏域、あるいは都城の市民医師会病院という形で重症化した場合は、この圏域がここだという話、割り振りはあります。ただ、実際うちの病院で重症化した時は保健所等との連絡を取りながら、県の指示を受けてどのような形で搬送するかというのは決定してまいりますので、この場では、なかなかそのようなケースがあった場合は至急、そういった対策をお聞きしますけれども、今回も受入れ等もなんですけれども、県の指示によって受け入れるという形になっていきますので、そのところは何とも申し上げようがございません。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

僕は広域議会でもその救急車について、搬送する場合のことについて聞いたのですけれども、やっぱり救急隊員の感染防止対策について問うたのですけれども、十分じゃないのです、感染防止対策が。宮崎消防局はアイソレータというのを担架の上に乗せて、感染防止を完全に救急隊

員やら家族にするのです。だから、その導入も検討もしていないというような状況だったのです。

ちょっと聞こえなかったのですけれども、事務長の答弁が。町の救急車を使う場合もあるわけですか。その際のことをさっき言ったようなそういう設備、感染防止対策として必要じゃないかなという、もし町の救急車で搬送するのであれば、そのことを質問したいのですけれども。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

再度、申し上げます。今回、うちは医療機関として、受入れの医療機関として受け入れたところでありまして、県の指示によるということでございます。その点ではなんですが、救急車、うちもそのような設備もございませんし、また西諸の広域がどのような形で設備が整っているのかちょっと存じておりませんので、この場では答えようがございません。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑ありませんか。

次に、議案第33号について許します。質疑はありませんか。

○3番（前原淳一君）

一般質問でもお聞きしたのですが、今後の企業が工業用水を利用する、そういう見込みはないという答弁だったわけですが、まず見込みがないのであれば、いろいろ縛りがあるのかもしれませんが、受水槽の活用方法とかほかに転用、例えば防火水槽として利用するとか、いろいろあると思うのですけれども、そういうことが可能なのですか。

○町長（高妻経信君）

前原議員の御質問にお答えいたします。

工業用水の利用につきましては、先日御質問いただきましたけれども、まずは工業水道事業会計につきましては、まだ起債の償還があるということで、町の補助金を出してうちの会計、あとは貯水槽管周辺の維持管理のその予算を計上させております。

しかし、この会計については県にもちょっと問い合わせをしながら、やっぱり残して、現状ではやっぱり残していかざるを得ないという状況であります。

それとその貯水槽の活用、今後、工業水としての活用はおそらくもうないと私も考えております。今、御提案が言われましたように、防火用水、そういったものにある活用。これは実際の目的外でありますけれども、そういった活用も含めて進めて、今、検討実際もやって進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑ありませんか。

これをもって総括質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第19号及び議案第20号から議案第33号までの議案10件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第19号及び議案第20号から議案第33号までの議案10件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

○

午後 0時01分 散 会

令和3年 第2回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和3年3月11日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和3年3月11日 午前9時00分開議

日程第1 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算の訂正について

日程第2 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算の訂正について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算の訂正について

日程第2 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算の訂正について

出席議員 (10名)

1 番 末永 充君	2 番 陣 圭介君
3 番 前原 淳一君	4 番 中村 昇君
5 番 反田 吉巳君	6 番 入佐 廣登君
7 番 温水 宜昭君	8 番 福澤 卓志君
9 番 松元 茂春君	10 番 温谷 文雄君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記 (事務局次長) 芝田 和之君
	書記 (副主幹) 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	蒲生 隆美君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君

税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	上村 洋二君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮秀隆君	教育総務課長	末永 恵治君

◎ 開議・日程

午前 9時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に先立ち、5日と8日にありました提案理由の説明と総括質疑の答弁について、3件の訂正の申し入れがありました。

まず、議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の提案理由の説明の訂正について、発言を許可します。町長。

○町長（高妻経信君）

おはようございます。

〔登壇〕

令和3年度各会計当初予算等提案理由説明の内容につきまして、一部訂正をさせていただきます。

議案第26号、令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明の中で、私のほうが「貸付金の回収事務につきましては、引き続き催告、個別訪問等により、債務者が置かれている状況に応じながら納付指導を行っていき、償還に誠意の見られない債務者には」と説明すべき箇所を、私は「債権者」と説明しましたので、「債務者」に訂正をさせていただき、お詫びを申し上げます。

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算の総括質疑に対する答弁の訂正について、発言を許可します。農政林務課長。

○農政林務課長（上村洋二君）

令和3年度予算案の総括質疑におきまして、陣議員から令和3年度一般会計予算案の133ページ、高原農業人材確保支援事業の36万1,000円に対しまして、令和3年度一般会計当初予算案の重要施策の概要2ページの、高原町農業人材確保支援事業につきまして、数字が異なっているという御質問をいただきました。私、そのときに重要施策の概要につきまして、194万円ではなく、36万1,000円が正解であるものの答弁をいたしました。

正しくは、この１９４万１，０００円に、農政林務課所管分の３６万１，０００円を加えました、合計２３０万１，０００円が正でございますので、修正してお詫び申し上げます。

以上でございます。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員から受けました、衛生費、清掃費、塵芥処理費に対します質問の中で、私の答弁に誤りがありました。

予算書の５３ページでございますが、衛生費受託事業収入のところでございます。８００万１，０００円というべきところを、８０１万円と答弁いたしておりましたので、８００万１，０００円に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（温谷文雄君）

以上で、発言の訂正を終わります。

○

◎ 日程第１ 議案第２７号 令和３年度高原町農業集落排水事業特別会計予算の訂正について

◎ 日程第２ 議案第３０号 令和３年度高原町後期高齢者医療特別会計予算の訂正について

○議長（温谷文雄君）

日程第１、議案第２７号、令和３年度高原町農業集落排水事業特別会計予算の訂正について及び日程第２、議案第３０号、令和３年度高原町後期高齢者医療特別会計予算の訂正についての２件を一括議題とします。

高原町議会会議規則第２０条第２項の規定により、町長から議案第２７号及び議案第３０号について、訂正の申入れがありました。

町長からの訂正の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

今議会に上程し、委員会付託となっております令和３年度各会計当初予算案において、予算書の内容に誤りがありましたので、訂正をお願いし、お詫びを申し上げます。

まず、１点目は、議案第２７号、令和３年度高原町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

予算書２５４ページの、地方債に関する調書について、令和２年度予算書と同じ内容のものが掲載されておりますので、調書全体の訂正をお願いするものであります。

次に、２点目は、議案第３０号、令和３年度高原町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算書１００ページから１０１ページの、一般会計予算の歳出、目老人福祉費の節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金の額が、２億７２０万３，０００円となっておりますが、予算書

３９０ページから３９１ページの後期高齢者医療特別会計予算の歳入、目一般会計繰入金の節一般会計繰入金の額が、２億７２０万２、０００円となっており、１、０００円の差が生じております。このため、後期高齢者医療特別会計予算の繰入金を１、０００円増額し、２億７２０万３、０００円とし、さらに、３９２ページから３９３ページの繰越金の額を１、０００円減額し、１００万円とし、またこのことにより、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出予算で、関連する箇所の訂正をお願いするものであります。

予算書は、議会において来年度の予算を御審議いただく上で、大変重要なものであると認識いたしておりますが、ただいま説明いたしました誤りは、いずれも予算書を作成するに当たっては基本的な部分であり、明らかに確認不足によるものであり、チェック体制の甘さを反省いたしております。

議会に対する職員の望み方、チェック体制のあり方など、あらゆる面から反省し、今後に生かしていかなければならないと考えております。

今回の訂正の経過をたどってみますと、ひとえに私の監督指導の不足であったことを痛感いたしております。今後につきましては、今回の案件を全職員で情報を共有し、議案提出の際、遺漏のないように、さらに職員の指導を徹底してまいります。

この度は、議会運営に対し、大変な御迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫びを申し上げます。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

説明が終わりました。

お諮りします。議案第２７号及び議案第３０号の訂正については、会議規則第２０条第１項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第２７号及び議案第３０号については、訂正を許可することに決定しました。

執行部に対しまして、私から一言申し上げます。

このような議会を開催することは、誠に遺憾とするところであります。幸いにして、議員の皆様様の温かい御理解の下、議案の訂正が認められました。

今後、このようなことのないよう、執行部に猛省を求めます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

○

午前 ９時１０分 散 会

令和3年 第2回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第6日)

令和3年3月18日(木曜日)

議事日程(第6号)

令和3年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算
日程第3 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第4 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算
日程第5 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算
日程第6 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算
日程第7 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第31号 令和3年度高原町水道事業会計予算
日程第9 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算
日程第10 議案第33号 令和3年度高原町工業用水道事業会計予算
日程第11 議案第34号 令和2年度高原町一般会計補正予算(第17号)
日程第12 議案第35号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第36号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第1号)
日程第14 発議第1号 高原町議会事務局設置条例の一部を改正する条例
日程第15 発議第2号 高原町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算
日程第3 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第4 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算
日程第5 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算
日程第6 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算
日程第7 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第31号 令和3年度高原町水道事業会計予算

- 日程第9 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算
- 日程第10 議案第33号 令和3年度高原町工業用水道事業会計予算
- 日程第11 議案第34号 令和2年度高原町一般会計補正予算（第17号）
- 日程第12 議案第35号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第36号 令和3年度高原町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 発議第1号 高原町議会事務局設置条例の一部を改正する条例
- 日程第15 発議第2号 高原町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（10名）

1番 末永 充君	2番 陣 圭介君
3番 前原 淳一君	4番 中村 昇君
5番 反田 吉巳君	6番 入佐 廣登君
7番 温水 宜昭君	8番 福澤 卓志君
9番 松元 茂春君	10番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記（事務局次長） 芝田 和之君
	書記（副主幹） 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	蒲生 隆美君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	上村 洋二君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に先立ち、8日にありました総括質疑の答弁について、1件の訂正の申入れがありました。議案第30号、令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算の総括質疑に対する答弁の訂正について発言を許可します。

○町民福祉課長（水町洋明君）

3月8日に行われました総括質疑におきまして、中村議員からの本町における後期高齢者の2割負担の対象者数はとの御質問に対しまして、手元に資料がないため委員会で回答しますと答弁いたしました。文教厚生常任委員会場で答弁できなかったため、この場で訂正させていただきます。改めて答弁させていただきます。

現在のところ正確な数字はございませんが、国保新聞に掲載されておりました厚生労働省がまとめた都道府県別対象者数によりますと、宮崎県の対象者数は2万6,000人であったことから、本町の令和3年2月末現在の被保険者数割合で試算しましたところ、290人程度、14.7%を占めるようでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

以上で発言の訂正を終わります。

○

◎ 日程第1 議案第19号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例

◎ 日程第2 議案第25号 令和3年度高原町一般会計予算

◎ 日程第3 議案第26号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

◎ 日程第4 議案第27号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算

◎ 日程第5 議案第28号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算

◎ 日程第6 議案第29号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算

◎ 日程第7 議案第30号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算

◎ 日程第8 議案第31号 令和3年度令和3年度水道事業会計予算

◎ 日程第9 議案第32号 令和3年度高原町病院事業会計予算

◎ 日程第 10 議案第 33 号 令和 3 年度高原町工業用水道事業会計予算

○議長（温谷文雄君）

日程第 1、議案第 19 号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例から、日程第 10、議案第 33 号、令和 3 年度高原町工業用水道事業会計予算までの議案 10 件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました各案は、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、一般会計予算・決算常任委員会委員長、報告願います。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（松元茂春君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、議案第 25 号の 1 件です。

読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第 25 号、令和 3 年度高原町一般会計予算。

2、審査の経過。令和 3 年 3 月 8 日、9 日、10 日、11 日、15 日。委員会審査。3 月 9 日、現地調査。

令和 3 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 56 億 8,300 万円と定めるもので、前年度と比べて 4 億 800 万円、6.7%の減となっています。

自主財源の少ない中、限られた財源を有効に活用するため、行財政改革による財政運営を基本として、令和 3 年度の予算編成が町民の負託にこたえられるものであるかについて審査いたしました。

歳入の主なものは、町税 7 億 4,532 万 3,000 円、前年度比 1,332 万 4,000 円、1.8%の減。地方消費税交付金 1 億 7,500 万円、前年度比 500 万円、2.8%の減。地方交付税 23 億 1,100 万円、前年度比 5,100 万円、2.3%の増。国庫支出金 6 億 8,841 万 7,000 円、前年度比 8,483 万 4,000 円、14.1%の増。県支出金 4 億 8,379 万 4,000 円、前年度比 848 万 6,000 円、1.7%の減。寄附金 2 億 2,000 万 2,000 円、前年度比 7,000 万円、46.7%の増。繰入金 2 億 8,211 万 6,000 円、前年度比 4 億 4,938 万 9,000 円、61.4%の減。町債 4 億 3,170 万円、前年度比 1 億 3,952 万 4,000 円、24.4%の減となっています。

歳出の主な経費は、義務的経費 26 億 3,834 万 6,000 円、構成比 46.4%。消費的経費 18 億 794 万 3,000 円、構成比 31.8%。投資的経費 4 億 7,175 万 8,000 円、構成比 8.3%となっています。

次に、性質別歳出内訳は、人件費 11 億 5,992 万 9,000 円、前年度比 415 万円、0.4%の減。物件費 11 億 583 万 8,000 円、前年度比 1 億 7,138 万 9,000 円、18.3%の増。扶助費 8 億 8,640 万 9,000 円、前年度比 1,152 万 8,000 円、1.3%の減。補助費等 6 億 7,244 万 4,000 円、前年度比 3,960 万 5,000 円、5.6%の減。公債費 5 億 9,200 万 8,000 円、前年度比 2,741 万円、4.4%の減。繰出金 5 億 5,156 万 1,000 円、前年度比 2,964 万 2,000 円、5.1%の減。投資的経費 4 億 7,175 万 8,000 円、前年度比 5 億 547 万 4,000 円、51.7%の減が主なものです。

以上、厳しい財政状況の中、重点施策として、「町民の誰もが住み続けながら、豊かさと幸せを実感できる町づくり」事業の着実な推進を目指し、①新型コロナウイルス感染症対策事業、②農林畜産業、商工業の振興と雇用の創出、③観光振興による交流人口の増、④移住・定住の推進、⑤子育て支援、⑥教育分野、⑦高齢者支援、⑧地域交通の充実、⑨健康づくりと地域医療の充実などの事業が予定されています。

また、債務負担行為として、令和 4 年度の議会だより印刷製本業務ほか 1 件の 131 万 8,000 円、令和 4 年度から令和 6 年度の外国語指導助手配置事業ほか 2 件の 7,255 万 8,000 円、令和 4 年度から令和 8 年度の高原町立保育所指定管理業務委託事業 6 億 9,795 万 8,000 円が設定されています。

新規事業の主なものとして、きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業、高原町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業、高原町公共施設長寿命化・個別施設計画策定事業、橋梁定期点検業務委託（跨道橋 8 橋）、子どもの貧困対策推進計画策定業務、学校施設整備事業（高原中学校校舎屋根補修工事、西ノ原・板橋遺跡本調査事業、道路排水事業温水平地区、総合運動公園遊具設置（子育て健康支援事業）、道路補修事業（並木旭台線）、街路事業二葉村移線（用地、補償、詳細設計委託）、社会資本整備総合交付金事業並木旭台線（歩道整備）、高原町地域防災計画改定業務、キャッシュレス促進事業、高原町林業支援公共施設木質化事業など 51 事業の 4 億 1,623 万 5,000 円が予算措置されています。

3、決定及びその理由。決定「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。予算の執行に当たっては、厳しい財政状況等を踏まえ、さらなる行財政改革を徹底し、歳入の確保と歳出の経費節減に努められたい。

また、あらゆる創意と工夫により、予算に計上した事業の目的が十分に達成できるよう、職員一丸となって取り組まれることを望む。

令和3年3月18日、一般会計予算・決算常任委員会委員長、松元茂春。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

次に、総務経済常任委員会委員長、報告願います。

○総務経済常任委員会委員長（反田吉己君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、議案第26号、議案第27号、議案第31号及び議案第33号の4件です。

順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第26号、令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月11日、15日、委員会審査。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69万1,000円であります。

歳入は、繰入金、一般会計繰入金3万3,000円と貸付金元利収入・住宅新築資金貸付金元利収入24万円、住宅改修資金貸付金元利収入2万3,000円、宅地取得資金貸付金元利収入39万2,000円です。

歳出は、住宅費・住宅新築資金等貸付事業費の中の、住宅新築資金未償還の抵当権実行に伴う法的措置費用の59万円が主なものです。

なお、令和3年2月末現在の借入対象者は4人で6件、債務残高は1,510万6,644円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年3月18日、総務経済常任委員会委員長、反田吉己。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

記。

1、事件名。議案第27号、令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月11日、15日、委員会審査。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,128万2,000円で、対前年度比401万3,000円、14.7%の増となっています。

歳入は、使用料及び手数料525万6,000円、国庫支出金250万円、一般会計繰入金1,822万6,000円、繰越金286万9,000円、町債240万円が主なものです。

歳出の農業費・農業集落排水事業費は1,503万6,000円のうち、排水処理施設維持管理費に303万1,000円、排水処理施設管理委託料436万5,000円、機能強化対策調査計画策定委託料500万円、公共ます工事費24万円、施設更新工事費240万円です。公債費は、元金として1,473万5,000円、利子として151万1,000円が計上されています。

なお、令和3年1月末現在の区域内戸数は280戸で、加入戸数は前年度より2戸増の215戸、加入率は76.8%となっています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年3月18日、総務経済常任委員会委員長、反田吉巳。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

記。

1、事件名。議案第31号、令和3年度高原町水道事業会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月11日、15日、委員会審査。3月9日、現地調査。

業務の予定量は、給水件数4,405件、年間総給水量120万9,610立方メートル、1日平均給水量3,314立方メートルであります。

収益的収入及び支出は、収益的収入が0.24%減の1億9,919万7,000円、収益的支出が1.22%減の1億9,355万円です。

収入における営業収益は1億7,661万5,000円と営業外収益2,242万1,000円が主なものです。

支出については、営業費用が1億7,228万1,000円、営業外費用2,116万7,000円が主なものとなっています。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は企業債2,000万円、他会計負担金674万

5,000円など合計2,674万8,000円が計上されています。

支出は、建設改良費5,010万円及び企業債償還金5,848万4,000円が主なものです。

建設改良費の主な事業は、[※]常盤台上水道施設整備、流入電動弁取替工事、町道本町3号線排水
管布設替工事、その他3路線の配水管布設工事です。※242ページ下段に訂正発言

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,183万7,000円は、当年度分損益勘定
留保資金6,665万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額455万
4,000円及び建設改良積立金1,062万4,000円で補填することになっています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年3月18日、総務経済常任委員会委員長、反田吉巳。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定に
より報告をします。

記。

1、事件名。議案第33号、令和3年度高原町工業用水道事業会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月11日、15日、委員会審査。

業務の予定量は、給水能力1日最大1,200立方メートルですが、令和3年度も工業用水使
用の予定はありません。

資本的収入及び支出は、収入支出それぞれ201万3,000円です。収入は、全額一般会計
からの補助金で、支出は建設改良費34万6,000円と企業債償還金166万7,000円で
す。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年3月18日、総務経済常任委員会委員長、反田吉巳。高原町議会議長殿。

すいません、一部抜けていましたので訂正をお願いいたします。議案第31号の令和3年度高
原町水道事業会計予算についてですけれども、建設改良費の主な事業は、「常盤台上水道施設」
と申しましたけれども、「上水道等施設整備」ということで、「等」が抜けておりました。大変
失礼でございました。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

○文教厚生常任委員会委員長（温水宜昭君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、議案第19号、議案第28号、議案第29号、議案第30号及び議案第32号の5件です。順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

記。

1、事件名。議案第19号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例。

2、審査の経過。令和3年3月12日、15日、委員会審査。

介護保険制度は、創設から20年たち、利用者の選択でサービスを総合的に利用できる制度として定着してきました。しかし、団塊の世代が75歳となる令和7年、団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22年の高原町の姿を見据え、高齢者が可能な限り能力に応じた、自立した日常生活を営める地域社会を目指し、第8期介護保険事業計画を策定し、第1号被保険者の保険料を改正するものです。

介護保険料は、所得に応じて9段階に分けて賦課されますが、今回の改正により、基準額となる第5段階の介護保険料は年額6万9,240円、第7期と比べ1,800円の増となります。

なお、令和元年10月の消費税率10%への引上げに併せて行われた低所得者への第1号保険料軽減強化は継続されます。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第28号、令和3年度高原町国民健康保険特別会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月11日、12日、15日、委員会審査。

令和3年2月末時点の国保加入状況は、世帯数が前年度同様1,664世帯、被保険者数が前年度と比較して1人減の2,650人となっています。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億513万8,000円で、前年度と比較して1,735万5,000円、1.1%の減となっています。

歳入のうち国民健康保険税は3億324万円で、前年度と比較して1,196万4,000円、4.1%の増となっています。一般会計からの繰入金は9,880万9,000円で、前年度と比較して3,191万1,000円、24.4%の減となっています。

なお、繰入金には法定外繰入金は含まれておりません。

歳出の主なものは、保険給付費が10億7,596万5,000円で、前年度と比較して3,112万2,000円、3.0%の増、^{*}国民健康保険事業費給付金が3億7,232万7,000円で、前年度と比較して6,433万8,000円、14.7%の減、保健事業費が2,397万8,000円で前年度と比較して81万1,000円、3.3%の減などとなっています。※247ページに訂正発言

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。令和2年3月から令和2年10月までの8か月間における本町の医療費は、1人当たり29万44円で県内では8番目と高い順位にある。今後、高原町健康づくり推進条例に基づき、町民の運動や食生活などの生活習慣の改善、健康診査受診等の取組の推進を図り、今後も医療費抑制に努められたい。

また、厳しい経済状況の中、国民健康保険税徴収には負担の公平性を確保し、財政健全化を図るためにも、なお一層の取組強化を望む。

令和3年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第29号、令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月12日、15日、委員会審査。

まず、保険事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ14億4,105万6,000円で前年度比1億885万2,000円、8.2%の増となっています。

歳入の主なものは、保険料が2億1,848万円で、前年度比2,714万3,000円、14.2%の増、国庫支出金が4億202万9,000円で、前年度比2,118万4,000円、5.6%の増、支払基金交付金が3億7,282万6,000円で、前年度比3,022万7,000円、8.8%の増、県支出金が1億9,334万9,000円で、前年度比1,265万8,000円、7.0%の増、繰入金が2億5,398万9,000円で、前年度比1,948万2,000円、8.3%の増となっています。

歳出の主なものは、総務費が2,371万9,000円で、前年度比316万7,000円、15.4%の増、保険給付費が13億5,066万1,000円で、前年度比1億1,355万6,000円、9.2%の増、地域支援事業が6,381万8,000円で[※]前年度比806万1,000円、11.2%の増となっています。※247ページに訂正発言

次に、介護サービス事業勘定ですが、予算の総額は歳入歳出それぞれ572万3,000円です。

歳入の主なものは、サービス収入が569万円です。

歳出の主なものは、サービス事業費572万1,000円です。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。本町では、令和3年1月現在、第1号被保険者として、要支援者93人、要介護者459人、計552人が認定され、第2号被保険者は、要支援者7人、要介護者7人、計14人が認定されている。

年々、高齢化社会が進む中、第8期介護保険事業計画に基づき、利用者の多様化するニーズに沿うべく、きめ細やかなサービス提供に努められたい。

令和3年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第30号、令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月12日、15日、委員会審査。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,148万5,000円で、前年度と比較して56万7,000円、0.2%の減となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が8,359万2,000円で、前年度と比較して240万6,000円、3.0%の増、繰入金が2億720万3,000円で前年度と比較して1,444万8,000円、6.5%の減、諸収入が1,968万7,000円で、前年度と比較して1,147万6,000円、140%の増となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,926万6,000円で支出総額の92.9%を占めています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時41分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。議事を継続いたします。

○文教厚生常任委員会委員長（温水宜昭君）

〔登壇〕

審査報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第32号、令和3年度高原町病院事業会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月12日、15日、委員会審査。

令和3年度の業務の予定量について、入院患者数は、前年度と比較して2,456人減の年間延べ1万4,699人、1日平均40人、外来患者数は、前年度と比較して7,738人減の年間延べ3万5,040人、1日平均120人となっています。

収益的収入及び支出については、病院事業収益が8億1,478万4,000円で、前年度と比較して1億2,688万円、13.5%の減、病院事業費用が10億8,376万3,000円で、前年度と比較して2,713万3,000円、2.6%の増となっています。資本的収入は3,469万3,000円で、その主なものは、他会計負担金の2,589万1,000円です。資本的支出は、6,359万円で、その主なものは、建設改良費の1,375万2,000円及び企業債償還金の4,983万7,000円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,889万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,876万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13万5,000円で補填するものとされています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。コロナ禍の中、依然厳しい病院経営が予想される。公的病院の使命である町民への公平な医療サービス提供はもとより、更なる健全経営を目指されたい。

令和3年3月18日。文教厚生常任委員会委員長、温水宜昭殿。

高原町議会議長殿。

報告訂正がありましたので、訂正をさせていただきます。

まず、議案第28号、令和3年度嵩原町国民健康保険特別会計予算の下から2行目になりますけれども、今年は、「国民健康保険事業費納付金」というべきところを「給付金」と申し上げました。訂正をさせていただきます。「国民健康保険事業費納付金」が正しいので、訂正をさせていただきます。

もう1つは、議案第29号、令和3年度高原町介護保険事業特別会計予算でありますけれども、介護予算の2枚目の上から4行目になりますけれども、「前年度比806万1,000円、11.2%の減」と申し上げるところを増と申し上げました。お詫びして訂正をいたします。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって、報告を終結します。

これより、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第19号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第25号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第26号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第27号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第28号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第29号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第30号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第31号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第32号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第33号について許します。質疑はありませんか。

これをもって、各常任委員会委員長に対する質疑を終結します。

○議長（温谷文雄君）

これより、討論を行います。

まず、議案第19号について許します。反対の討論はありませんか。

○4番（中村昇君）

ただいま議題となっております、議案第19号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。本議案は、第8期高原町介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を6万9,240円とし、第7期と比べ1,800円引き上げるものであります。今回

の改定で、所得段階別全ての階層で引き上げられます。それは生活保護を受給している世帯や、世帯全員が住民税非課税の世帯に及んでいます。

また、新年度から、世帯全員が住民税非課税のうち、年金収入120万円を越える世帯を対象に、介護施設利用者の食事負担が月額2倍以上に引き上げられます。住民税非課税世帯で年金収入120万円以上の人が、デイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費負担も引き上げられます。コロナ禍において、経済状況が厳しい今、これ以上の負担を町民に押しつけるべきではありません。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

反対の討論を許します。

ほかにありませんか。

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第25号について許します。

反対の討論はありませんか。

○4番（中村昇君）

ただいま議題となっております、議案第25号、令和3年度高原町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。本予算は、歳入歳出それぞれ56億8,300万円と定めるものであります。

本予算には、子育て支援として、子ども医療費助成、小中学校給食費半額補助、福祉は、新型コロナウイルス感染症対策事業、ふれあい取集事業、また中小業者の仕事を増やす住宅リフォーム事業など、町民の暮らしや福祉教育の充実、農業などの産業の振興を図る予算であり、その多くを評価するものであります。

しかし、働くお母さんたちの支援として必要な病児保育がなされていません。

また、南海トラフ地震が想定される中で、入居者の命を守ることが何よりも大事なのに、耐震性のない町営住宅の建替えを計画どおり進めようとしておりません。コロナ禍の中、町民の生活が厳しくなっているのに、国保税の不安軽減を図るための繰入れもありません。

以上の理由で同意できません。

○議長（温谷文雄君）

提案に賛成の方の発言を許します。

○2番（陣圭介君）

賛成の立場から討論いたします。これで6回ほど予算の審査に当たってきたんですけど、今ま

で最も行財政改革が進んだ予算だというふうな評価をしたいと思います。

各総括質疑または委員会審査の中で、各事業についての課題については、もう申し上げたつもりでいますので、その点についても改善が進むことを望みまして、賛成討論といたします。

○議長（温谷文雄君）

反対の討論はありませんか。

○３番（前原淳一君）

私は、議案第２５号に反対の立場で討論をいたします。

令和３年度予算は、令和２年度と違い、事務事業の見直しがされているものの、まだまだ足りないと考えます。日本で最も美しい村連合は、脱会することとなり、評価しますが、例えば、霧島ジオパーク推進連絡協議会は、高原町の取組として明確な効果があるのか疑問であります。職員の手をわずらわせるだけでメリットなどないに等しく、なぜ湧水町が加入しないのか考えるべきであります。ことあるに、何が高いとって、人件費ほど高いものはないというものはあります。けちるところけちる、生きたお金を使うときは思い切って使う、メリハリのある行政の経営をするべきで、無駄の見直しを徹底せず、予算がない、財政が厳しいなどというべきではない。ゆとりがあるから徹底しないと言われても仕方がないと考え、反対をいたします。

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

次に、議案第２６号について許します。反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、議案第２７号について許します。反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、議案第２８号について許します。反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、議案第２９号について許します。

反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、議案第３０号について許します。

反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、議案第３１号について許します。

反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、議案第32号について許します。反対の討論はありませんか。

○2番（陣圭介君）

議案第32号、令和3年度高原町病院事業会計予算につきまして、反対の立場から討論いたします。

3月12日の委員会において、病院事務長から本予算について説明がありました。その際、前年度予算との比較において、令和2年度予算における医業収益の算定については、新価格プランを用いたとの説明がありました。

令和3年度本予算において、医業収益の算定方法を見直したとのことでしたけれども、算定基準が異なる予算の比較は何ら意味を持ちません。そもそも平成29年度当初予算において、医業収益の算定方法を実績ベースに見直し、前年度決算見込み額との乖離を極力なくしていたものを事務長の答えにより、予算編成の考え方が変わってしまう現実を、私は全く理解できません。

事実、令和2年度の医業収益の決算見込み額は、約6億2,000万円である一方、予算では、約8億7,000万円となっており、コロナ禍の影響や予算と決算との考え方との違いを加味しても、著しく計画と現実とが乖離しています。一重に、管理職間の意思疎通不足が原因であると考えますが、今後このような初歩的なミスのないよう、当局には猛省を求めます。

次に、本予算について、医業収益に対する医業費用の金額には注視すべきです。特に医業費用における給与費の締める割合については、これまで再三にわたり苦言を呈してまいりましたが、誰かが手をつける部分が、いまだ放置されているものと考えます。公営企業は独立採算が基本との考えが、昨年度以上に後退していると考えます。

採算性の話を、今般のコロナ禍の影響で片付けてしまう方もいらっしゃいますが、私は企業の健全経営と流感とは別の問題であり、これらを同率に捉えるのは、単なる責任逃れであるに過ぎないと考えます。改めて、本事業の徹底した改革を望み、私の反対討論といたします。

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第33号について許します。

反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

これをもって、討論を終結します。

○議長（温谷文雄君）

これより、各案の採決を行います。

まず、議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

○

◎ 日程第11 議案第34号 令和2年度高原町一般会計補正予算（第17号）

○議長（温谷文雄君）

日程第11、議案第34号、令和2年度高原町一般会計補正予算第17号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第34号、令和2年度高原町一般会計補正予算第17号について説明いたします。

別冊の高原町一般会計補正予算書第17号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ163万5,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ83億7,437万7,000円と定めるものでございます。

補正の内容につきまして、説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

予防接種費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る職員の時間外手当や、ワクチン接種記録システムに対応するためのシステム改修費用といたしまして163万5,000円を計上いたしております。財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

以上、御審議よろしく申し上げます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

○2番（陣圭介君）

1点だけ質疑を。システム改修費用は分かったのですが、職員の時間外勤務手当の分ですが、大体どのような業務で、何時間ぐらい見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

まず、時間外手当の主な業務内容でございますが、今回2月1日にワクチン接種推進室を設けたわけなのですが、通常業務をしながらの業務でございますので、通常業務との兼ね合いの関係で、やむを得ず国、県への提出書類の作成とか、あとマニュアルとか手引きが、たびたび改訂がございますので、その読み込みとかそういう関係で時間外手当が必要ということで設けたわけでございます。

そして、時間帯でございますけれども、おおむね6名で1週間に5時間程度見込んでおりまして、9週間分を見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第34号を採決します。議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第12 議案第35号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（温谷文雄君）

日程第12、議案第35号、高原町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第35号高原町都市公園条例の一部を改正する条例について御説明します。

別冊議案書1ページをお開きください。

本条例は、高原町総合運動公園サッカー広場に設置してあります照明施設を廃止するため、御提案いたすものでございます。サッカー広場につきましては、町民の健康増進をはじめ、町外からの利用者による地域経済への波及効果を担い設置いたし、現在においても町内外から利用があるところであります。しかしながら、照明施設においては、近年夜間の利用が少なく、年間の電気料が基本料金等で130万円を越える状況にあります。これは、サッカー広場を含む、総合運動公園の電気料の契約が高圧業務用電力となっているためです。照明施設を廃止、低圧電力に変更することで、年間の維持管理費が削減できる見込みであるところであります。

また、このような照明施設を維持すれば、令和2年度製造中止となりました水銀等の照明からLED照明へ設置、変更しなければならず、将来において、本町財政への負担増が見込まれるところであります。

これらのことから、今回サッカー広場の照明施設を廃止するため、条例の所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（陣圭介君）

1点だけ質疑いたします。先般、否決されました議案第15号で、中央運動公園の照明施設とサッカー広場、総合運動公園のサッカー広場の照明施設の大きく分けたら場所的には2つの場所で照明施設の廃止ということで、否決されてしまったわけですがけれども、今回新たに議案が出されて、サッカー広場に関する照明施設について廃止したいということなのですけども、選択するに当たって、何かしら協議がされたと思うのですが、そのあたりの説明をしていただ

きたいなと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

先般、否決されました、議案第15号の件につきましては、議員様からいただきました意見を真摯に受け止め、再度教育委員会はじめ、町長と協議いたしました。

中央運動公園につきましては、利用が少ないということではありますが、まだ利用者が1団体はあるところでございます。サッカー広場におきましては、過去数年平均いたしますと、サッカー広場自体は、大体年間60日の利用があるところでございますが、照明施設におきましては、近年年間で6時間というごくわずかな利用でなっておる関係、先ほども委員会の審査報告書にありましたが、さらなる行財政改革を徹底し、歳出の経費削減に努められたいという議会の総論の意見もございますので、こちらのほうも受け止め、そして、予算編成方針でもありました歳出削減も図るために、今回、サッカー広場の照明室の廃止の提案いたしましたところでございます。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。

○7番（温水宜昭君）

私賛成の立場から討論をいたします。今回の条例改正につきましては、町民への公平なサービス、または税の提供を考えたときに、今後の町の財政等に与える負担はあるのかなという考えを持ちまして、この条例には賛成をいたします。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

これで、討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから、議案第35号を採決します。議案第35号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第35は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第13 議案第36号 令和3年度高原町一般会計補正予算（第1号）

○議長（温谷文雄君）

日程第13、議案第36号、令和3年度高原町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第36号、令和3年度高原町一般会計補正予算第1号について説明いたします。

別冊の令和3年度高原町一般会計補正予算書第1号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ150万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ56億8,450万円と定めるものでございます。補正の内容につきまして、説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

保健体育総務費でございますが、中央運動公園の照明施設にかかる電気料といたしまして、150万円を計上いたしております。財源といたしまして、使用料及び手数料を充てております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（陣圭介君）

先般否決されました第15号については、私は賛成した立場で質疑いたしますけれども、使用料収入が15万円、それ以外を町が負担していかないということで、今後の費用の見積もりについても言及がありましたけれども、LED化が必要な照明ということですか。説明をお願いします。

○教育総務課長（末永恵治君）

ナイター施設は水銀灯が使われておりまして、令和2年度で製造中止となっております。既に、切れている電球がありまして、照度には影響がないところなのですが、近い将来、照度に影響があることを考えますとLED化、施設を維持することを考えますとLED化にしなければならないと考えております。

ただ、LED化すれば電気料は下がりますが、施設設置費用等々を考えると、水銀灯と比べてLEDで電気料のもとをすれば10年以上かかって、やっとLEDの効果が出始めるということでございます。

以上です。

〔降壇〕

○2番（陣圭介君）

先般否決された意見が生きている、この議案は上程しなきゃいけない、せざるを得なかったものだと思うのですが、その今後のLED化に向けた予算というのを計上するに当たって、また必要な経費の部分で、いろいろ議論が出てくるかと思うのですが、ちょっと好ましくないような議論のような気がしていて。当局としてはどう考えていらっしゃるんですか。LED化を推進するのか、それともやめるのか、それともそれは議会に問うのかと、かなり難しい議論になってくるかと思うのですが、そのあたりの考え方を、町長から説明をお願いいたします。

○町長（高妻経信君）

町の公園、それと総合運動公園の照明施設の廃止の議案につきまして、議案第15号で提案させていただきまして否決となりました。ほかの教育総務課長が説明しましたように、経費で今回総合運動公園のサッカー広場の廃止をするということでございましたけれども、今回の条例改正につきましては、私も15号の際に申し上げましたけれども、これは、一つのいわば行財政改革、費用削減の一環であると、今後の将来的な事業の負担を抑えていくという意味もあります。

したがって、今後この町の公園につきまして、LED化の前に、令和3年度の利用を見ながら、私としましては、利用状況を見ながら廃止をしていくというふうな考えもあります。したがって、そう判断した場合、また条例改正をお願いして、また議会にも十分な説明を行いたいと考えております。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

最後に1点だけ、切れている水銀灯の対応をどうされるかだけ教えてください。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩です。

午前11時24分 休 憩

午前11時26分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。教育総務課長。

○教育総務課長（末永恵治君）

現在は照度には影響がないところでございますが、在庫がございませんので、できる範囲内でやっていきたいと考えております。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○４番（中村昇君）

前は、利用者については話をして了解を得たというような話であったのですが。私達にとってはいきなりの提案だったので、今回継続するということの提案なのですから。

町民の方々には、そのところがよく町の考え方が分かってないわけですよ。私達も分かってなかったし。だから、そういう財政的なこともあるという考えの下で、その利用について、やはり町民の方々に訴えていくということも必要かなあというふうに思います。で、やっぱり町民の方々が必要とすることがあれば、やはりLED化もしていかなきゃならないというふうに思うのですよ。やはりその町の考え方をやっぱり町民の方々に知らせていくと、考え方をです、ことも必要じゃないかなと思うのですけども、その辺りについて伺いたいします。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えさせていただきます。

今回の議案第15号、今中村議員より御指摘がありました。

やはり今回の議案の中身について、まず議員さん方に対してのまず説明、あるいはそういった利用者とのそういった情報、こういったものが、細かなものがやはりこの議場で伝わらなかったかなというような考えであります。

したがって、今後そういった町民生活、あるいは利用者、特に関係があるもの、また費用削減等も今後考えていかなければならないというような中でございますので。やはりまず町民にも、町はこういった姿勢でやはり町民の方にも理解を得ながら行っていきますよと。そういった町財政の理解といいますか、今回、夜間照明でございましたけども、そういった大きな部分でといいますか、やはり理解をしていきながら、今後も進めていかなければならないだろうと。個別に今回のこの夜間照明につきましては、やはり町民の方にも広く説明をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

○議長（温谷文雄君）

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これから議案第36号を採決します。

議案第36号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第14 発議第1号 高原町議会事務局設置条例の一部を改正する条例

◎ 日程第15 発議第2号 高原町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（温谷文雄君）

日程第14、発議第1号、高原町議会事務局設置条例の一部を改正する条例及び日程第15、発議第2号、高原町議会会議規則の一部を改正する規則の発議2件を一括議題とします。

これより、提出者から趣旨説明を求めます。

○5番（反田吉巳君）

[登壇]

ただいまの議題となりました[※]条例改正案及び規制改正案につきまして、趣旨説明を申し上げます。※下段に訂正発言

御案内のとおり、高原町議会事務局設置条例につきましては、事務局職員の職務命令権については自治法の定めるところにより、議長にあることを明確にするために、平成31年3月に所要の改正を行ったところでありますが、職員定数の規定が第2条第2項と第3条にあり、重複規定となっていることから、改めて改正するものであります。

また、高原町議会会議規則につきましては、議員活動を行う上で、その指針となる議員必携に沿うように、全国町村議会議長会の示す標準町村議会会議規則に照らし合わせて、所要の改正を行うものであります。

以上が、本案2件を提出した理由であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同下さいますようお願いいたします。

すみません。「ただいま議題となりました条例改正案及び規則改正案が、規制改正案」と申しましたが、
「規則改正案」に訂正をお願いいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休 憩

午前11時36分 再 開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

高原町議会会議規則の一部を改正する規則の改正前、改正後の改正後のほうですけれども、下のほう参考人１２３条の中に、第１２１となっておりますが、正しくは１２１条であります。

先ほど休憩中に申し上げましたように、私の発言により訂正を申し上げまして、これを皆様に異議がないかを問います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

御異議なしと認めます。よって、訂正させていただきます。１２１条ということで訂正させていただきます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

まず、発議第１号について許します。質疑はありませんか。

次に、発議第２号について許します。質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

○議長（温谷文雄君）

これより討論を行います。

まず、発議第１号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、発議第２号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これをもって討論を終結します。

○議長（温谷文雄君）

これより各案の採決を行います。

まず、発議第１号の採決を行います。発議第１号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第２号の採決を行います。発議第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（温谷文雄君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

所掌事務調査については、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

お諮りします。所掌事務調査については、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、所掌事務調査は委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

ここで、局長から発言の申出がありますので許可いたします。事務局長。

○事務局長（中嶋秀一君）

壇上からでございますが、お詫びを申し上げます。

発議第2号関係、事務局の不手際で訂正と、こういった形になりました。改めてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（温谷文雄君）

以上で、今期定例会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

○町長（高妻経信君）

令和3年第2回高原町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、開会日の3月3日から本日までの16日間にわたり、教育長の任命に伴う同意案件、人権擁護委員の候補者の推薦に伴う諮問案件、条例改正等案件18件、専決処分を含む補正予算案件が9件、令和3年度各会計予算案件9件、また追加議案としまして、条例改正及び補正予算案件2件の合計41件について、慎重審議により40件を原案どおり御決定いただいたところでございます。ありがとうございました。

審議の結果、否決となりました議案第15号、高原町中央運動公園の設置及び管理に関する条例及び高原町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、提案の際、施設の利用状況や利用者への影響など、詳細な説明が不足していたものと考えております。

今後も限られた財源の中、行財政改革の観点から、事業の取捨選択が必要となることから、住

民生活や施設の利用者へ影響を及ぼすことが予測される議案につきましては、十分な調査を行い、詳細な説明の下、今後、審議をお願いしてまいります。

今定例会において審議をお願いしました令和3年度予算の予算書及び関係書類に、数か所にわたり誤った表記があり、議会運営に多大な御迷惑をおかけすることとなりました。議案等のチェック体制や議会に対する職員の臨み方など、真摯に反省し、今後に生かしていかなければならないと考えております。

6名の議員から出されました一般質問につきましては、新型コロナウイルス対策、町立病院、移住定住対策、学校など、町としての重要課題を取り上げていただきました。

引き続き、課題解決に努めながら、町民の福祉向上に努めてまいりますので、これからも御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者数は全国的には減少しているものの、地域によってはいまだに予断を許さない状況が続いています。第4波を阻止するためにも、町民に対し引き続き、うつらない、うつさないの気持ちを持ち続けていただくよう呼びかけてまいります。

また、ワクチン接種は感染終息の切り札とも言われております。1人でも多くの町民の皆様に安心して接種を受けていただくよう、随時正確な情報を提供しながら準備を進めてまいります。令和3年度当初予算におきましては、各会計とも厳しい財源の中で事業の精査や将来の財政運営に配慮しながら編成に当たってまいりました。

予算は町民の貴重な税が財源となっていることを職員一人一人が自覚し、可能な限り町民ニーズに応えながら、高原町の発展と町民の幸せを実現するため、その執行に当たってまいります。人口減少という厳しい現状の中にあっても、これからは私と職員が一丸となり、高原町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できるまちづくりを目指してまいります。

議員各位の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします、今定例会の閉会に当たり御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（温谷文雄君）

これにて令和3年第2回高原町議会定例会を閉会いたします。

○

午前11時45分 閉 会

令和3年第2回定例会

署 名

高原町議会議長

温 谷 文 雄

高原町議会議員

陣 圭 介

高原町議会議員

前 原 淳 一